

令和4年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
8月29日(月)	午前10時	本会議	議 事 室	提案理由説明・報告・質疑
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	新型コロナウイルス対策議会連絡協議会	全員協議会室	
	協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	全日程終了後	決算考査	議員控室	
8月30日(火)	午前10時	決算考査	議員控室	2日目分質疑・討論通告締切 議員決算審査資料要求締切
	午後1時			
8月31日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
9月1日(木)				
9月2日(金)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
9月3日(土)				
9月4日(日)				
9月5日(月)	午前10時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
9月6日(火)	午前10時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
	午後1時	予算特別委員会	全員協議会室	
9月7日(水)				
9月8日(木)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
9月9日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問 (決算審査資料配付)
	午前10時			
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
9月10日(土)				
9月11日(日)				
9月12日(月)				
9月13日(火)	午前10時	決算考査	議員控室	
9月14日(水)	午前10時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月15日(木)	午前10時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月16日(金)				
9月17日(土)				
9月18日(日)				
9月19日(月)				
9月20日(火)	午前10時			最終日分質疑・討論通告締切
9月21日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	午後1時	議会連絡会	全員協議会室	
	議会連絡会終了後	新型コロナウイルス対策議会連絡協議会	全員協議会室	
	協議会終了後	議会運営委員会	第二委員会室	
	委員会閉会後	議員協議会	全員協議会室	

令和4年第3回(9月)定例会目次

◎ 第1日(8月29日開会)

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開会	3
散会	16

◎ 第2日(8月31日再開)

1. 議事日程	17
2. 出席議員	17
3. 欠席議員	17
4. 出席説明員	17
5. 出席事務局職員	18
再開	19
散会	32

◎ 第3日(9月8日再開)

1. 議事日程	33
2. 出席議員	37
3. 欠席議員	37
4. 出席説明員	37
5. 出席事務局職員	37
再開	38
散会	100

◎ 第4日(9月9日再開)

1. 議事日程	101
2. 出席議員	103
3. 欠席議員	103
4. 出席説明員	103

5. 出席事務局職員	103
再開	104
散会	178

◎ 第5日（9月21日再開）

1. 議事日程	179
2. 出席議員	179
3. 欠席議員	180
4. 出席説明員	180
5. 出席事務局職員	180
再開	181
閉会	202

◎ 審議結果

1. 審議結果	205
2. 諸般の報告	208

1 議 事 日 程 (初日)

[令和4年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

令和4年8月29日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第6号 専決処分の報告について(市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償額の決定) |
| 日程第5 | 報告第7号 専決処分の報告について(市公用車によるブロック塀損傷事故の損害賠償額の決定) |
| 日程第6 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第37号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第38号 令和の都太宰府ふるさと納税基金条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第39号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程第10 | 議案第40号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第11 | 議案第41号 令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 議案第42号 令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第13 | 議案第43号 令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第14 | 認定第1号 令和3年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第2号 令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第3号 令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第4号 令和3年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第5号 令和3年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第6号 令和3年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第20 | 認定第7号 令和3年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第21 | 報告第8号 令和3年度太宰府市健全化判断比率の報告について |
| 日程第22 | 報告第9号 令和3年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第23 | 報告第10号 令和3年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第24 | 報告第11号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について |
| 日程第25 | 報告第12号 公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について |

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | | | | | |
|-----|--------|----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | タコスキッド | 議員 | 2番 | 馬場 | 礼子 | 議員 | |
| 3番 | 今泉 | 義文 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 宮原 | 伸一 | 議員 | 6番 | 入江 | 寿 | 議員 |
| 7番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 |
| 9番 | 船越 | 隆之 | 議員 | 10番 | 堺 | 剛 | 議員 |
| 11番 | 笠利 | 毅 | 議員 | 12番 | 原田 | 久美子 | 議員 |
| 14番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 15番 | 小島 | 真由美 | 議員 |
| 16番 | 長谷川 | 公成 | 議員 | 17番 | 橋本 | 健 | 議員 |
| 18番 | 門田 | 直樹 | 議員 | | | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 13番 神武 綾 議員

4 会議録署名議員

- 9番 船越 隆之 議員 10番 堺 剛 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

- | | | | |
|-----------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 楠田 大蔵 | 副 市 長 | 原 口 信 行 |
| 教 育 長 | 樋田 京子 | 総 務 部 長 | 山 浦 剛 志 |
| 総務部経営
企画担当理事 | 村 田 誠 英 | 市民生活部長 | 中 島 康 秀 |
| 健康福祉部長 | 川 谷 豊 | 健康福祉部高齢者福祉担当理事
兼高齢者支援課長 | 行 武 佐 江 |
| 都市整備部長 | 高 原 清 | 都市整備部理事
兼総務部理事 | 山 崎 謙 悟 |
| 観光経済部長 | 友 添 浩 一 | 教育部理事 | 堀 浩 二 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 木 村 幸代志 | 議 事 課 長 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 三 舛 貴 市 | 書 記 | 井 手 梨紗子 |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、令和4年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

9番、船越隆之議員

10番、堺 剛議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（門田直樹議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（門田直樹議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第13まで一括上程

○議長（門田直樹議員） 日程第4、報告第6号「専決処分の報告について（市公用車による一般

車両損傷事故の損害賠償の額の決定) 」から日程第13、議案第43号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 楠田大蔵 登壇]

○市長(楠田大蔵) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和4年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、心配された出水期ではありますが、今のところ、私が就任後初めて福岡県内では特別警報が発出されておらず、本市でも避難情報を発令せずに済んでおり、胸をなで下ろしております。

とはいえ、断続的にゲリラ豪雨が発生しており、先日は落雷により水城西小学校の空調などが大きな被害を受け、現在復旧に全力を挙げております。皆様も引き続きご注意ください。

コロナ禍は今なお陽性者数が本市でも高止まりしており、着実なワクチン接種やいち早く開始した陽性者や濃厚接触者に対する食料、生活物資支援などを行っているところであります。

また、3月補正予算によるキャッシュレス商品券だざいふペイを8月より、要望の強かっただざいふ紙ラク商品券を10月より販売し、生活の下支えと経済の活性化を図ります。

加えて、7月請求分から大幅な恒久引下げを実現した下水道使用料について、続く原油高、物価高による影響を緩和するため、年末の入り用の時期の1か月無料化の提案をいたしております。

さらには、小・中学校給食のミルク代無料化や保育所等の給食の質を維持するための費用、全事業者への燃料費の助成など、家計や経営の固定費を軽減する予算を提案しております。

そのほかコロナに係る緊急支援策として、市民の安心・安全を確保するための全公民館へのAED配備費用、FM等活用により、観光、渋滞、コロナ関連情報などを広く発信する費用、子ども食堂を運営する団体等への支援として、食材の保管などを行う冷蔵庫を設置する費用、男性トイレにサンタリーボックスを設置する費用などを計上、提案しております。

引き続き、国、県とも緊密に連携し、重症化リスクの高い高齢者をはじめ皆様の命と健康を守るための取組に全力を挙げてまいりますので、皆様の引き続きの対策をお願いいたします。

また、認定案件であります令和3年度太宰府市一般会計歳入歳出決算は、コロナ禍を乗り越え、1期目の最終年度として公約を実現すべく、全力で駆け抜けた集大成の決算であります。その結果としまして、意欲的なコロナ対策を大胆に実施しつつ、コロナ禍の影響で大幅な減収が懸念された市税も微減にとどめ、実質収支は21億円余の黒字決算とすることができました。

また、ふるさと納税は、返礼品の拡充や積極的広報、企業版ふるさと納税の開始などに取り組み、倍増となる約4億7,000万円の大増を成し遂げ、9億円を超えるまでに至りました。

歳出につきましては、生活道路の改良事業の拡大、にしのまどぐち開設や証明書のコンビニ交付の開始、子育て世代包括支援センターの開設など、特に市民生活の向上に注力しました。

1期目の最終決算を経て、未来への備えとして過去最高の基金残高を記録し、将来へのツケを可能な限り残さないよう、市債も着実に減らすことができたことは本望であります。

そして、6月議会以降も各種施策を鋭意進めております。6月議会にて大枠の方針の承認をいただきました中学校完全給食につきましては、受入れ施設的设计業者の入札を既に終え、配食業者の選定にも着手しております。今後も、就任以来、着実に増加傾向の市税収や基金、本議会で提案します令和の都太宰府ふるさと納税基金などを活用し、来年度中できるだけ早い時期の開始に向け全力を挙げてまいります。

令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトでは、本年度の目玉と位置づけております官学連携での梅の成分の分析調査研究を始めました。引き続き、さらなるブランディングを図ってまいります。

観光施策としては、観光協会の一般社団法人化を実現し、タビットキャラクターを活用したカラーマンホールカード配布を開始しました。さらなる回遊性の向上を図ってまいります。

7月22日には、念願の太宰府市文化財保存活用地域計画が文化庁長官より認定されました。世界に冠たる令和の都太宰府に向け、さらなる飛躍を図る上での不可欠の計画となります。本市の文化財の主要要素である大宰府関連史跡群や日本遺産、太宰府天満宮とその門前、市民遺産などを相互に関連させ、官民連携によりさらなる保存や先進的多用途活用を図ります。

7月末には、約500人の市内外の皆様が参加される中、96年の歴史を誇るラジオ体操が、市制施行40周年を記念して大宰府政庁跡からNHKラジオで全国中継されました。元号令和発祥の地でもある会場の大宰府政庁跡には、当日はまさかの虹も出て、1,300年の時空を超えて、この地がNHK全国放送の発信地となりましたことは感慨深いものであります。

今月頭からは、1階市民課窓口待合状況閲覧システム運用が開始され、待合状況の見える化や遠隔確認が可能となりました。うれしいことに、若手職員の発案によるゼロ予算での実現であります。

ウクライナ避難民学生に対しては、ふるさと納税、クラウドファンディングなどにより、全国各地から総額1,400万円を超える寄附金が集まり、激励メッセージと併せて直接贈呈することができました。今後は彼らと市内の子どもや学生たちとの交流を仲立し、戦争の現実や平和の大切さを知り、未来の両国のかけ橋となってもらえるような取組を進めてまいります。

姉妹都市、友好都市との交流につきましては、20周年を迎える奈良市とは現地で、10周年を迎える扶餘郡とはオンラインで、それぞれトップ対談を行いました。さらなる連携を目指してまいります。

今後も引き続き、「令和の都さらに羽ばたく太宰府」の実現に向け、私の持ち得る力を出し



尽くす所存でありますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件8件、人事案件1件、条例改正1件、条例制定1件、補正予算5件、決算認定7件、合わせて23件の議案のご審議をお願い申し上げますのであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第6号から議案第43号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第6号「専決処分の報告について（市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償の額を定めたものであります。

事故の概要といたしましては、令和4年5月18日、子育て支援課職員が太宰府市文化ふれあい館の駐車場に駐車していた公用車をバックさせ、駐車場から出ようとした際、車両左側後方が駐車場内に駐車中の一般車両左前方に接触し、当該車両を損傷する事故が発生いたしました。その後、相手方と協議を行い、車両の修理費用を支払うことで合意に至りました。この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和4年6月1日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、本市が加入する自動車保険から全額相手方にお支払いいたしております。

次に、報告第7号「専決処分の報告について（市公用車によるブロック塀損傷事故の損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、市公用車によるブロック塀損傷事故の損害賠償の額を定めたものであります。

事故の概要といたしましては、令和4年3月10日、都市計画課職員が公用車を運転中、車両右側後方が民家ブロック塀に接触し、ブロック塀角を損傷する事故が発生したものであります。その後、相手方と協議を行い、ブロック塀の修理費用を支払うことで合意に至りました。この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和4年7月4日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、本市が加入する自動車保険から全額相手方にお支払いいたしております。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります船越隆之氏の任期が、令和4年12月31日付をもって満了となりますので、新たに後任として成富善行氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議

会の意見を求めるため、ご提案申し上げるものであります。

成富氏は、昭和44年4月に地元企業に就職され、平成22年9月に退職をされるまでの間、市内小学校のPTA会長を務められた経歴をお持ちで、退職後も、太宰府市交通安全指導員、市内自治会役員を務められるなど、子どもの健全育成、地域社会の発展に向けて尽力されており、人権擁護委員として十分任務を果たせる方であると確信しております。略歴などを添付しておりますので、ご参照の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業の取得要件等の緩和を行うものであります。

次に、議案第38号「令和の都太宰府ふるさと納税基金条例の制定について」ご説明申し上げます。

本条例につきましては、6月議会でも触れておりましたが、中学校完全給食の財源化も含め、ふるさと納税制度により寄せられた寄附金等を活用した令和の都太宰府のまちづくりを推進することを目的に制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ20億174万4,000円を追加し、予算総額を310億5,930万4,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、コロナ禍における原油価格、物価高騰などを踏まえた緊急支援策として、市民や事業者の経済的負担を軽減するため、1か月分の下水道使用料を全額免除するための費用、市立小・中学校給食のミルク代を無料にするとともに、保育所等や市立小学校において保護者の経済的負担を増やさずに給食の質を維持するための費用、事業者へガソリン代等を助成することにより経済的負担を軽減し、事業継続を支援するための費用を計上しております。

そのほかコロナに係る緊急支援策として、市民の安心・安全確保のため、最も身近な場所である全公民にAEDを配備する費用、FM等活用により観光、渋滞、コロナ関連情報などを広く発信し、年末年始の太宰府を住まう人も訪れる人も安心して楽しんでいただくための費用、子ども食堂を運営する団体等への支援として、食材の保管などを行う冷蔵庫を設置する費用、男性トイレにサンタリーボックスを設置し、誰もが安心して利用できる環境を整えるための費用などを計上しております。

コロナ対策以外には、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一層の連携強化のため、子育て支援センターを充実強化するための費用、日本遺産「西の都」の認知向上と理解促進を目的にウォーキングイベントなどを行うための費用などを計上しております。

また今回、将来の財政需要への備えとして、令和3年度決算剰余金を財源としまして、公共施設整備基金、地域福祉基金、そして新設の基金として提案しております令和の都太宰府ふるさと納税基金への積立てを計上しております。

あわせて、債務負担行為の追加を15件、変更を1件計上しております。

次に、議案第40号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、保険事業勘定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億885万8,000円を追加し、予算総額を60億5,825万4,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、令和3年度の介護給付費、地域支援事業費などが確定したことによる国庫支出金、県費支出金、支払基金交付金などの返還及び前年度繰越金などを計上するものであります。

次に、議案第41号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ258万8,000円を追加し、予算総額を294万円にお願いするものであります。

内容といたしましては、令和3年度決算における258万8,000円の剰余金を、住宅新築資金等公債償還積立金に計上するものであります。

次に、議案第42号「令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為の追加を1件お願いするものであります。

内容といたしましては、太宰府市浄水場浄水業務及び北谷ダム管理の一部委託業務が令和5年3月31日で満了となりますことから、本年度中に次期契約を行うことに伴いまして、債務負担行為として計上させていただくものであります。

次に、議案第43号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入を100万円増額し、総額17億8,267万3,000円とし、収益的支出を同額の100万円増額し、総額14億5,169万2,000円とするものであります。

内容といたしましては、コロナ禍における原油価格や物価高騰を踏まえた経済対策として、1か月分の下水道使用料を全額免除するため、一般会計から1億100万円の補助を受けるとともに、これを下水道使用料1億円の減額補填及びシステム改修のため料金調定システム電子計算機など改修委託料に充てるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

これから報告第6号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで報告第6号の質疑を終わります。

次に、報告第7号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで報告第7号の質疑を終わります。

諮問第3号から議案第43号までについて、質疑は8月31日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第20まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第14、認定第1号「令和3年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第20、認定第7号「令和3年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 認定第1号から認定第7号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「令和3年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度は、今なお続くコロナ禍において、市民や事業者の皆様の支援に取り組みながら、太宰府市長として1期目の任期満了を迎えるに当たり、公約を実現すべく、全力で駆け抜けた1年でありました。

その結果としまして、令和3年度一般会計決算額は、歳入が306億4,572万1,324円、歳出が281億6,676万3,110円となり、前年度と比較しますと、歳入は35億8,667万9,686円、10.5%の減、歳出は46億9,555万9,014円、14.3%の減となりました。

令和2年度に実施した総額70億円を超える特別定額給付金事業の影響により、歳入歳出ともに決算額は減となりましたが、歳入から歳出を差し引いた形式収支は24億7,895万8,214円、繰越明許費及び事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源3億4,542万5,600円を差し引いた実質収支は、21億3,353万2,614円の黒字決算とすることができました。

歳入につきましては、コロナの影響による大幅な減収が懸念された市税は、約1億2,000万円の微減にとどめることができました。また、ふるさと太宰府応援寄附につきまして、返礼品の拡充や企業版ふるさと納税の開始など積極的に取り組み、倍増となる約4億7,000万円の大幅増を成し遂げ、9億円を超えるまでに至りました。

歳出につきましては、市民生活に直結した生活道路の改良事業の拡大、市民サービスの向上を目的としたしのみどぐち開設や証明書のコンビニ交付の開始、そして市税などのスマホ納付の開始、また子育て世代をワンストップの相談窓口で支援する子育て世代包括支援センターの開設などを行いました。そのほかにも、コロナ対応支援策をはじめ様々な事業を展開してきたところでありますが、いずれの事業でも遂行に当たっては、限られた予算の中で積極的かつ効率的に事業の推進に努めてきたところであります。

今なお続くコロナの脅威、また原油価格、物価の高騰は、市民や事業者の皆様の生命や財産、生活などあらゆる面において大きく影響しておりますが、本年度編成した当初予算や今議会に提案させていただいている補正予算などを通じて、これらの課題に対応し、市民や事業者の皆様と共にこの困難を乗り越えて、未来の飛躍につなげてまいりたいと考えております。どうか議員の皆様をはじめ市民各位のなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号「令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度は、歳入総額が71億5,381万5,921円、歳出総額が70億3,289万7,542円となっております。前年度と比較いたしますと、歳入は3億709万928円、4.5%の増、歳出は2億7,322万9,249円、4.0%の増となり、歳入から歳出を差し引いた収支は1億2,091万8,379円の黒字決算となっております。

次に、認定第3号「令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度は、歳入総額が13億5,335万8,814円、歳出総額が13億888万9,934円となっております。前年度と比較いたしますと、歳入は3,862万745円、2.9%の増、歳出は4,734万3,916円、3.8%の増となり、歳入から歳出を差し引いた収支は4,446万8,880円の黒字決算となっております。

次に、認定第4号「令和3年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度は、保険事業勘定の歳入総額が55億1,573万6,715円、歳出総額が54億692万1,836円で、前年度と比較いたしますと、歳入は2億5,583万7,460円、4.9%の増、歳出は1億7,601万5,876円、3.4%の増となっております。なお、歳入から歳出を差し引いた収支は、1億881万4,879円となっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費が49億878万9,958円で、歳出総額の約90%を

占めており、前年度より3.6%の増となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入総額は5,909万5,606円、歳出総額は5,909万5,606円で、歳入歳出差引き残額は0円となっております。

次に、認定第5号「令和3年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度は、歳入総額が598万5,772円、歳出総額が339万7,081円となっております。歳入歳出差引き258万8,691円の繰越しとなっております。前年度と比較いたしますと、歳入は176万3,854円の増、歳出は230万6,584円の増となっております。歳入歳出ともに増額になった主な理由は、前年度の償還金が増加したことに伴い、前年度からの繰越金が増加したことによるものであります。

次に、認定第6号「令和3年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、令和3年度末における給水人口は、前年度に比べ0.2%増の6万716人で、普及率は84.8%となっております。また、年間総給水量は570万8,105m³で、前年度に比べて0.4%の減となっております。

次に、建設改良につきましては、総額で2億2,237万9,336円を投じ、配水管の新設及び布設替え工事などを行いました。

次に、経理面であります。収入総額14億228万6,729円、支出総額11億6,487万8,633円で、差引き2億3,740万8,096円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分であります。9,029万8,278円を建設改良積立金に積み立て、1億4,710万9,818円を資本金に組み入れるものであります。

資本的収支につきましては、収入総額437万2,300円に対し、支出総額3億5,154万4,106円となっております。差引き3億4,717万1,806円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上が令和3年度の水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要であります。

次に、認定第7号「令和3年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、令和3年度末における水洗化人口は、前年度に比べ0.1%減の6万9,727人で、水洗化人口普及率は97.4%となっております。また、年間有収水量は、前年度に比べ0.5%増の644万2,729m³となっております。

次に、建設改良につきましては、総額で2億2,010万9,102円を投じ、汚水人孔蓋更新工事などを行いました。

次に、経理面であります。収入総額18億1,554万5,766円、支出総額13億3,432万381円で、差引き4億8,122万5,385円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分であります。1億9,338万1,986円を減債積立金に積み立て、4億

5,038万6,004円を資本金に組み入れるものであります。

次に、資本的収支につきましては、収入総額1億9,618万800円に対し、支出総額8億4,299万6,214円で、6億4,681万5,414円の不足が生じたので、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上が令和3年度の下水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要であります。

よろしくご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

日程第14から日程第20までの令和3年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例により決定したいと思います。

決算特別委員会の委員長に総務文教常任委員会委員長の陶山良尚議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の木村彰人議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで決算特別委員会の日程等について委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 今回の決算特別委員会の委員長に私、陶山良尚、副委員長に木村彰人議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月14日及び9月15日の午前10時から、決算書及び各資料を基に具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として9月16日を予定していますので、各委員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は、配付されています資料要求書により、8月30日火曜日午後1時までに事務局へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必

要最小限の要求としてください。

次に、決算考査日は、本日の議会関係会議終了後並びに8月30日及び9月13日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21から日程第26まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第21、報告第8号「令和3年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第26、報告第13号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 報告第8号から報告第13号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第8号「令和3年度太宰府市健全化判断比率の報告について」ご説明申し上げます。

本市の令和3年度健全化判断比率は、前年度に引き続き、一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の表示はなく、公営事業会計も含めた実質収支の合計でも黒字であるため、連結実質赤字比率についても表示されません。また、実質公債費比率は前年度と比較しますと0.7ポイント上がり、2.9%となりました。将来負担比率につきましては、前年度に引き続き、算定上マイナスになるため、比率の表示はありません。したがって、太宰府市の財政状況は全て早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要であります。

次に、報告第9号「令和3年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

令和3年度におきましても健全経営が維持されており、資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

次に、報告第10号「令和3年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

下水道事業におきましても水道事業と同様に資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。



次に、報告第11号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の令和3年度の事業及び決算並びに令和4年度の事業計画及び予算について報告するものであります。

まず、令和3年度の事業及び決算についてであります。公有地取得事業については、事業の執行はありません。また、公有地の処分についても行っておりません。

決算につきましては、収益的収入906円に対しまして収益的支出は254万7,392円となり、差引き254万6,486円の当期純損失を生じております。

資本的収支については、収入額、支出額ともに0円となっております。

次に、令和4年度の事業計画及び予算についてであります。公有地取得事業では現在のところ、具体的に公社による取得を依頼されているものはありません。また、公有地の処分につきましても計画はありません。

次に、報告第12号「公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

太宰府市国際交流協会では、市民一人一人が個性、多様性を認め合いながら、国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現を図ることを目的に、公益認定を受けております国際交流促進事業、外国人学生支援事業、在住外国人支援事業の3つの分野で事業を展開しております。

まず、令和3年度の事業及び決算についてであります。令和3年度に実施した事業であります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部の事業は中止となりましたが、国際交流促進事業として、アフガニスタンで農業と医療支援を続けるNGOペシャワール会の藤田千代子さんを講師としてお迎えして開催した国際理解講座、パネル展などの広報活動などを実施いたしました。外国人学生支援事業といたしましては、留学生フォーラムにおける日本での就職に関する情報提供や、日本文化体験講座を実施いたしました。また、在住外国人支援事業として、外国人を対象とした日本語教室の開催、生活情報ガイドブックを留学生が在籍する市内3大学や市役所などへの配架などを行っております。

令和3年度の決算であります。経常収益につきましては、本市からの補助金、賛助会員からの会費などを合わせまして435万2,218円となっております。経常費用につきましては、事業費支出227万5,650円、管理費支出241万2,597円、合計468万8,247円で、当期経常増減額は33万6,029円の減となっております。

次に、令和4年度の事業計画と収支予算であります。令和4年度の事業につきましては、当協会設立30周年となりますので、記念事業の開催や記念誌の作成を行うとともに、市民の国際理解が深まる事業、外国人学生や在住外国人の支援事業について、新型コロナウイルス感染症への対策について十分留意しながら、引き続き実施していく予定としております。

令和4年度の収支予算につきましては、経常収益として、市からの補助金などを合わせまして687万3,000円を見込み、経常費用といたしましては、事業費、管理費合わせまして、収益と

同額の687万3,000円とし、当期経常増減額を0円と見込んでおります。

次に、報告第13号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、令和3年度の事業と決算についてであります。主な事業といたしましては、いきいき情報センターをはじめ9つの施設の管理・運営と文化スポーツの振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業など150事業を開催いたしまして、団体及び人材等の情報収集と広範な情報提供を行ったところであります。この結果、財団が管理運営している施設におきましては、33万4,500人の方にご利用いただきました。

決算につきましては、主な収益として、指定管理料収益、自主事業収益、施設利用料収益、市補助金などを合わせまして、当期経常収益計2億8,701万1,852円となっております。経常費用につきましては、財団が管理・運営する各施設の事業費、管理費を合わせまして、合計2億7,997万8,275円となり、当期経常増減額は703万3,577円となっております。これに一般正味財産期首残高を合わせますと、基本財産を除き、一般正味財産期末残高は7,670万3,378円となっております。

次に、令和4年度の事業計画と予算についてであります。公益財団法人に移行し10年目に当たり、また財団設立30周年を迎えることから、当財団の設置目的を踏まえた周年事業を含めた生涯学習支援事業や展示事業、また健康増進を図るスポーツ振興事業、イベントなどを、いきいき情報センター、文化ふれあい館、男女共同参画推進センタールミナス、市民図書館の文化施設並びに体育センター、歴史スポーツ公園の社会体育施設におきまして、合計259の事業を計画しております。

次に、予算につきましては、7施設の指定管理料収益と自主事業収益、施設利用収益などを合わせまして、収支予算として経常収益2億9,404万3,000円、経常費用計が3億2,413万6,000円で、当期経常増減額はマイナス3,009万3,000円となります。一般正味財産期首残高は、基本財産を除き5,299万3,401円を見込んでおり、それを加えますと、一般正味財産期末残高は2,242万9,401円となります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

これから質疑を行います。

報告第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、報告第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、報告第11号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、報告第12号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、報告第13号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(門田直樹議員) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、8月31日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（2日目）

〔令和4年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和4年8月31日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 議案第37号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第38号 令和の都太宰府ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第4 議案第39号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第40号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第41号 令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第42号 令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第43号 令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 請願第3号 「中学校完全給食」をテーマにした、「太宰府市長と語る会」の開催を太宰府市長に求める請願書
- 日程第10 意見書第3号 教育予算の拡充等に係る意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

- |     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | タコスキッド | 議員 | 2番  | 馬場礼子  | 議員 |
| 3番  | 今泉義文   | 議員 | 4番  | 森田正嗣  | 議員 |
| 5番  | 宮原伸一   | 議員 | 6番  | 入江寿   | 議員 |
| 7番  | 木村彰人   | 議員 | 8番  | 徳永洋介  | 議員 |
| 9番  | 船越隆之   | 議員 | 10番 | 堺剛    | 議員 |
| 11番 | 笠利毅    | 議員 | 12番 | 原田久美子 | 議員 |
| 14番 | 陶山良尚   | 議員 | 15番 | 小畠真由美 | 議員 |
| 16番 | 長谷川公成  | 議員 | 17番 | 橋本健   | 議員 |
| 18番 | 門田直樹   | 議員 |     |       |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 13番 神武綾 議員

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

- |                 |      |                            |      |
|-----------------|------|----------------------------|------|
| 市長              | 楠田大蔵 | 副市長                        | 原口信行 |
| 教育長             | 樋田京子 | 総務部長                       | 山浦剛志 |
| 総務部経営<br>企画担当理事 | 村田誠英 | 市民生活部長                     | 中島康秀 |
| 健康福祉部長          | 川谷豊  | 健康福祉部高齢者福祉担当理事<br>兼高齢者支援課長 | 行武佐江 |
| 都市整備部長          | 高原清  | 都市整備部理事<br>兼総務部理事          | 山崎謙悟 |

観光経済部長 友 添 浩 一

教育部理事 堀 浩 二

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 木 村 幸代志

議事課長 花 田 敏 浩

書 記 三 舛 貴 市

書 記 井 手 梨紗子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元へ配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（門田直樹議員） 日程第1、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第8まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第2、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第8、議案第43号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第37号から議案第43号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第37号及び議案第38号は総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第39号は、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の陶山良尚議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の神武綾議員とすることに決定しました。

ここで、予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員会委員長 陶山良尚議員。

[14番 陶山良尚議員 登壇]

○14番(陶山良尚議員) 今回の予算特別委員会の委員長に私、陶山良尚、副委員長に神武綾議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

予算特別委員会は、9月6日火曜日午後1時から令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)に係る審査を行います。各委員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(門田直樹議員) 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

次に、議案第40号及び議案第41号は環境厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第42号及び議案第43号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 請願第3号 「中学校完全給食」をテーマにした、「太宰府市長と語る会」の開催を太宰府市長に求める請願書

○議長(門田直樹議員) 日程第9、請願第3号「中学校完全給食」をテーマにした、「太宰府

市長と語る会」の開催を太宰府市長に求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

7番木村彰人議員。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） 請願第3号「「中学校完全給食」をテーマにした、「太宰府市長と語る会」の開催を太宰府市長に求める請願書」について説明いたします。

請願の提案者は、住みよい太宰府を作ろう会Ⅲ、樋口誠様、なでしこ太宰府、白水心子様、だざいふ市民会議、小池隆様、以上3つの市民団体による共同申請になります。紹介議員は私、木村彰人です。

請願の趣旨は、太宰府市立中学における完全給食が持続的によりよく発展していく上において、中学校給食の対象者である生徒、保護者、学校関係者への説明に加えて、太宰府市民への説明と対話の機会が必要不可欠であり、太宰府市長に対して中学校完全給食をテーマとした太宰府市長と語る会を開催することを求めるものです。

請願の理由につきましては、請願書が複数枚に及ぶ長文でありますので、請願理由の要旨、ポイントを正確かつ簡潔にまとめてご説明いたします。なお、詳細につきましては、配付されました請願書を精読いただきますようお願い申し上げます。

本請願は、2つの要望から成る画期的な構成の請願になっています。

1つ目の要望は、中学校完全給食事業に関する詳細な説明を市長、執行部に求めるものです。

中学校完全給食実施方針で結論されたデリバリー食缶方式については、10年継続で財政負担総額が最も抑えられる方式とされますが、しかしながら、実施方針に示された試算値を用いて10年を超える試算を行ってみると、17年間以上継続すると、ほかの方式であるセンター方式が逆転、最も財政負担が少ない結果になり、実施方針の正当性に関してさらなる丁寧な説明が必要だと思われます。

加えて、実施方針には、今回、早期実施、食育推進、費用対効果、効率性の観点からデリバリー方式を選択し、早期の開始に努めるが、本市の財政状況や社会情勢を踏まえて、中学校給食がよりよいものになるよう継続的な調査研究を行っていくと記載しています。デリバリー食缶方式による給食が令和10年度までの期間であり、令和11年度以降に向けての継続的な調査研究の重要性についても市民の意見を伺いたいところです。

これらを踏まえて、中学校完全給食が継続的によりよく発展していく上において、中学校給食の対象者である生徒、保護者、学校関係者に加えて、広く太宰府市民への説明と対話の機会がまさに今、市民に求められています。

2つ目の要望は、現在休止中であります市民と市長、執行部との意見交換会の場合である楠田市長と語る会の再開を求めるものです。

市長と語る会は、市長が地域に直接出向いて市政運営について市民に説明し、市民からも市



政やまちづくりについての意見をもらう取組として、楠田新市政で始まった取組です。現在のところ、44自治会のうち22か所で開催しましたが、コロナ禍もあって、令和2年11月の開催を最後に休止状態が続いています。これまでは自治会単位での開催でしたが、全市民に関わるテーマに関しては、従来の形式にとらわれることなく、全ての市民が参加できる新たなスタイルでの楠田市長と語る会の開催を楠田市長にお願いするものです。

今回の請願が画期的であるのは、2つの要望を1つの請願にまとめたところですが、それが、太宰府市民を対象にした中学校完全給食の実現をテーマにした太宰府市長と語る会の早期開催を、楠田市長に求める請願です。

最後にもう一点、申し添えたいと思います。請願者についてです。本請願は、3つの市民団体による共同請願になりますが、この3団体は、中学校給食に直接関係のない市民で構成されています。直接の受益者でない皆様からの提案であるがゆえに、中学校完全給食をめぐる議論への市民参画という点においても貴重な提案であると考えます。

以上、請願の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） まず1つ、この請願は、内容的には、議会に請願がなされるより前に市長に要請が行われるべき事柄のようにも思えるのですが、そのような経緯があったのかどうか、そのことを教えていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 市長に直接請求を求めるのが先ではないかということによろしいですか。これ、まず、なぜ市長、執行部に直接要望しないのかということだと思いますので、これについては、まずは市長、執行部に要望を行い、それでも駄目なら請願を行うという考えもあるうかと思うんですけども、要望とは、市民の行政に対するお願いという話です。請願とは要望より重みのある方法であり、それに見合うだけの願意の重要性と、時期を逃せば要望の意味が失われてしまう緊急性が、この請願には込められていると思います。

また、議会の俎上に上げるということは、何より議員各位のご賛同をいただければ、請願が求める提案の実効性をさらに高めることができると思っています、要望ではなく請願という方法を取らせていただきました。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） それはそれとして、じゃあ理解した上で、内容に関わる質問があるんですけども、市長と語る会ということの考え方なんですけれども、市長その人に話をするのが重要だと請願者は考えて請願されたのかというのが1点。

次に、給食導入事業は既に始まっているわけなんですけれども、現段階で市長と話をしなければ

ならない、処理できない事柄があると考えているのか、それが2点目。

3点目に、先ほどちょっと説明はありましたけれども、市長と語る会の実現の手段として、議会を経て要請しなければならないのか、議会こそが市長が直接市民と語るべき機会を施策として提案すべきだと考えてのことなのか、確認的なことになろうかとは思いますが、なぜ議会こそがすべきだということについて、もう一言いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） まずこれ、給食導入事業の現段階では市長でなければ処理できない事柄があるのかということについてですけれども、まずあると思います。まずこれ、請願者が市長と語る会、市長による直接の説明を求めているかについては、もちろんこれは市政に関心の高い市民団体からの請願ですので、市長からの直接的な説明を求めていると私は考えています。

何よりこれ、すごく大きな事業ですので、担当課からのただの説明ではなくて、市長の口、自らの説明が、そこでまた市民とのやり取りが必要だと思っています。

市長でなければ処理できない事柄があるのかと、当然意見交換する中で、例えば令和11年以降の給食の方針についてなどは、担当課の一存では答えることができないと思います。それについては、現段階、給食をスタートさせた市長自らの判断で、ここは政治的な判断が出てくるかもしれませんけれども、できる限りしっかりと説明していただこうと思っています。

2点目、市長と語る会の実現手段として、なぜ議会を経て要請しなければならないのかということですよ。これについては、先ほども申しましたとおり、要望というだけでは、市長、執行部のほうにただ行くだけ、要望という形で終わってしまいます。請願という形をあえて取らせていただいたのは、まずはこれ、我々議員、議会としてもしっかりこれを考えたいというところです。できればこれ、すごく画期的な請願ですので、ここで終わらせたくないと思っています。議員各位がこの請願の願意をしっかり考えていただきたいという意味で、請願という形を取らせていただきました。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ここまではあらかじめ考えた質問だったんですけども、事前に請願の文面をおよそ見たときに、ちょっと分らなかったことに言及されたので、そのことをお尋ねしたいんですけども、実施方針の正当性に疑問があるということに関するところなんですけれども、17年間以上やった場合には、計算上、センター式のほうがより安価になるので、その正当性の説明を求めたいと先ほど説明があったかと思っています。ということは、あらかじめ見た段階では、請願者がセンター方式のほうが安価であり、デリバリー方式ではなく、そちらを選ぶべきだったのではないかという願意があるのかと思ったんですけども、必ずしもそういうことではないということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） このデリバリー食缶方式が最安値でないというのを一つの理由として挙げさせていただいたのは、これ要は説明がちょっと不足しているんじゃないかというところだ

と私は解釈しております。

市が作成した実施方針に記載の数値を基に10年以降の費用を試算してみました。これ、私も気づかなかったんですけれども、これ請願者のほうから指摘がありまして、これちょっと考えてみたら、確かにそうなんです。デリバリー食缶方式は、各方式の中で初期費用が一番安いのですが、ランニングコストが大きくなるのが特徴ですね。一方、センター方式は、初期費用が大きい代わりに、ランニングコストが一番小さくなります。これは単純なことなんですけれども、両方式の費用を10年継続して比較すると、執行部の説明のとおりデリバリー方式が一番安くなるんですけれども、これ同じ数値を用いて20年間継続すると、計算してみますと、ランニングコストが低いセンター方式が逆転するという、最安値になるわけですね。

事業期間が長くなればなるほど、ランニングコストが小さいのが当然逆転する現象はあるんですけれども、これを市長、執行部のほうから説明がなかったと私は思っています。実施方針の中では、10年間の必要経費を比較して、デリバリー食缶方式を最安値との説明を受けましたが、20年間、30年間の長期のトータルコストについても説明が必要だったのではないかと思います。説明不足というところで、これを一つの説明会が必要だという理由に挙げました。

○議長（門田直樹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は、太宰府市議会会議規則第139条第1項の規定により委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、「「中学校完全給食」をテーマにした、「太宰府市長と語る会」の開催を太宰府市長に求める請願書」について、賛成の立場で討論させていただきます。

中学校完全給食に関して関係のある生徒、保護者、学校関係者、PTAなどに対する事前の要望などの聞き取りや対話の機会、決定後の説明や意見交換の場が必要であったと思いますし、それ以外の太宰府市民に対しても、大きな予算を今後、長きにわたって必要とする一大プロジェクトでありますので、十分な説明及び意見交換が必要なのではないかと考えます。

今後のよりよい運用の手がかりにもなりますので、ぜひ中学校完全給食をテーマにした太宰府市長と語る会を開催していただきたいと思います。

以上を賛成討論とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ただいま議長より討論の許可をいただきましたので、討論させていただきます。

このたびの中学校完全給食に向けて、請願書にも記載していただいているとおり、太宰府市学校給食研究委員会からの答申を教育委員会が受け、実施方針案をまとめ、その後に市が太宰府市中学校完全給食実施方針を決定しています。現在では、事業開始前の設計監理等委託料及び債務負担行為について、6月議会で可決成立している状況です。このことについて、市の広報紙「だざいふ」8月号やホームページに記載されています。私たち議員も、これ以上の情報を持ち合わせていない状況です。

ただ、市長は、6月の議会全員協議会の太宰府市立中学校完全給食実施方針についての中で、議会から様々な質問を受けながらお答えしていくことになる、研究委員会の中でも議論をいただくことになる、そして市民の方に向けても、これから説明を尽くす上で意見をいただくことも可能であるし、そうした中で、よりよい給食に向けて少しでも実施に進めていきたいと述べてあります。

市長を擁護するものではありませんが、現段階での執行事業における市の対応として、これから先、詳細な委託業者等の選定などの契約行為や詳細な事業計画立案などが出てくる段階であり、請願の必要性が現段階では存在していないと思います。

以上、同党派の宮原伸一議員と共に反対討論とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 反対の立場で討論させていただきます。

あらかじめ用意した討論を、先ほどの質疑を踏まえて若干変更することがあろうかと思いますので、お聞き苦しいことがあればお許してください。

この請願に対する賛否を判断するに当たって、中学校給食を今市長と語り合うことの適否、そもそも市長と語る会というものをどういうふうに位置づけるか、それを考慮すべきだと考え、請願を検討させていただきました。

まず、その趣旨についてですけれども、請願者は、中学校給食の実施が、直接の当事者である生徒、家庭、学校関係者のみならず、一般的な市民が積極的、ポジティブな関心を持つことが重要だと認識していると思われれます。その点は同感です。

同時に請願者は、中学校給食が改良され続けることを前提として求めており、その視点は長期的なものだと思ひ、やはり同感です。

市長と語る会の開催というこの請願の直接的な内容は、ここまで同意した、そうした考え方の手段として位置づけられると思ひます。したがって、論点は、市長と語る会という手段を選択することのよしあしだと私は考えます。

先ほど、実施方針に対する疑問が事実として存在するという点に関しては、若干私が理解していたものとは違う理解が請願の側にあったと思うので、一言言及しますが、先ほど

の説明では、事業期間が長くなればなるほど安くなるということから、この事業がデリバリー方式で長期化するという前提で説明してほしいという趣旨だと考えます。

私自身は、今回の実施方針は、短期的には今この選択をするのが現実的だという判断だと理解しています。長期的に見れば、必ずしもデリバリー方式が適切だと、望ましいとは、私自身は考えていないんですけれども、その点では、請願の説明によって行われた、かなりの期間、長期化することを前提としての考えということをおはしていません。そのことは一言言っておきます。

そうすると、給食の改善を図るべきだというプロセスについては、先ほど言いましたように同意なんですけれども、私にとって給食の改善とは、食育をはじめとする学校生活と生徒の成長、環境の改良、それがまず第一。その実現の過程で、地域社会もまたより豊かになり、地域での暮らしの質も向上する、そういうことを目指すという意味を持っています。

現時点では、デリバリー方式が実際に導入されるまでの短い期間でどれだけのことが実現できるか、いかにして長期的な給食の改善というものにつながる要素を、そのデリバリー方式の中に取り込める、それが大事だと私は考えています。これは、生徒の今に直結する事柄、教育的な課題だと考えておまして、市長よりは教育委員会が主導すべき事柄だと私は考えています。市長は裏方でいいということです。

次に、全市民を対象として全市民に関わるテーマでの市長と語る会ということですが、このような市長と語る会を開催することについては、十分考慮に値する選択肢だと思っいるんですけれども、留保すべき点があると考えています。先ほど説明がありましたように、早急に開催することが必要だという請願ですけれども、趣旨で暗示されている請願者の長期的な視点とは、必ずしも整合的でないというのが率直な感想でした。

ホームページの表現からも分かることですが、従来の市長と語る会は、市長その人が直接市民と語ることを重要な要素としています。生身の市長を要素とする市長と語る会には意味があり、市政を身近に感じてもらい、逆に市民生活の身近なところから市の施策の種を拾っていく、そういうふう位置づけることができると思います。ただし、それは政策形成の初期の段階に位置づけるべきことだと私は考えています。無論、それが大きなテーマに育っていくことはあると思いますが、それは別の話です。

私は、大きなテーマであればあるほど、市長個人を強調する形で市が政策形成を図ることに反対で、それは市民参画の理念に本質的には逆行すると考えています。市長個人が力量を発揮すべきときは、政策形成段階よりも政策実行段階であり、大きなテーマであればあるほど、そうすべきだと思っています。市長一人が決めることではないということですね。

市長には大きな権限があると一般には観念されていることを思えば、実行段階にある政策をテーマに市長と語る会で意見を出せば、それが市長判断ですぐ実行されると受け取られやすくなると思います。逆に実行されなければ、市長の優柔不断ということになるでしょう。仮にそこですばらしい意見が出て、市長がそれを即断で実行したとしても、それは本来の市民参画と

は性格が異なり、市長の判断力を褒めたとしても、手法は独断的だと呼ぶしかないと思います。たまたま出た結果は素直に喜ばばいいんですけども、それを期待して独断が繰り返されることがないようにするべきだと考えています。市長を監視する立場の議会の一員としては、私はこう考えており、市長と語る会に僥倖的な変化を期待することはすべきではない。市長部局には裏でしっかり汗をかいてほしいと思っています。

先ほどの説明では、そういうことよりも、長期的な観点で、ずっと先のことを市長にでなければ話せないだろうということでしたけれども、逆に言うと、そんな先のことは市長が今語るべきことではないだろうと私は思います。したがって、議会の立場として手順の問題として考えれば、生身の市長を強調する市長と語る会を土壇場で開催することは、むしろ政策の攪乱要因だろうと考えています。

現在、中学校給食は、その導入ということが政策の実行段階にあることは明らかで、しかも喫緊の課題です。政策形成、よりよい中学校給食を実現していくということと、今導入するという実行段階とは峻別すべきだと思います。

請願者の言うとおりに、一般市民を対象とする説明と対話は必要だと思っています。私も思っています。中学校給食の導入それ自体は、太宰府市にとっては年来の政策目標と考えるべきで、楠田市長のゼロベースと言われる期間が説明不足であったことは否めないとも考えています。それは、政策意思が太宰府市で共有されてから、具体策へと形成されるまでの説明が不足していたということの意味します。その点では、請願者と同じ意見ですね。

請願者の本意とするのが、中学校給食の継続的な改善というのであれば、市長との対話の時期としては、給食の導入時というよりも、導入後の政策形成をテーマにできる時期を選ぶほうがよいと思います。

既に述べたことですが、現時点では、直接の当事者と教育委員会こそが説明と対話の主役となるべきで、それが効果的に行われ、そこでよい提言があれば、それを短時間で実行できるように最善を尽くし、それをきちんと伝えて全市民の納得を得ていくプロセスを踏む、そちらにむしろ市長の役割はあると考えています。あたかも市長その人が早急に判断を主導し、決定することができるような場面を設けるべき時期ではないと考えます。

今回の市長と語る会を主題を明確にした形ですというアイデアはいいと思っています。ただし、主題化された市長と語る会は、テーマの選択や開催時期、当該政策の一連のプロセスの中での位置づけ、そういったことの十分な検討を経た上で判断すべき事柄だと思います。長いスパンで言えば、市長と語る会のようなものを考えていくこともこれから必要だと思っていますし、短期的にも実行しても構わないとは思いますが、しかし、その位置づけはより慎重に検討する必要があると思えば、議会のほうから積極的に市長に実施を促す必要はないと私は考えています。

質疑を受けて討論しましたので、若干混乱したところがあったとすれば、その点はお許しください。

以上をもって終わります。

○議長（門田直樹議員） 賛成討論はございませんか。

（7番木村彰人議員 挙手）

○議長（門田直樹議員） 木村議員は紹介議員で登壇されたのですが、通常、1議員は1回の意見を述べるということではあるんですが、ご理解されますか。

○7番（木村彰人議員） はい。

○議長（門田直樹議員） いや、ちょっと待ってください。まだ許可していません。あえてそれでも討論をされるということですか。

○7番（木村彰人議員） はい。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

去る6月議会、中学校完全給食の実行予算が計上された補正予算に対する私の賛成討論の中で、学校関係者、保護者、生徒と共に一般市民を対象とする意見交換会を開催することを楠田市長にお願いしたところですが、残念ながら今のところ意見交換会の動きはないようです。そうしたところ、請願の紹介議員のご相談があり、まさに我が意を得たりの内容に賛同するとともに、紹介議員を引き受けた次第です。

さらに私の想定を超える部分が、市長と語る会を中学校完全給食に関する市民との意見交換会の場にしてしまうところです。

先ほども議員各位の討論を聞いておりましたが、なかなかその間でも意見がなかなか食い違うところがありますので、ましてや一般市民にとっては、この給食の大きなプロジェクトというのは、なかなかよく分からない部分がいっぱいあると思います。そういうところも踏まえまして、中学校完全給食をテーマにした楠田市長と語る会、これは非常に有意義なことだと思います。

惜しむらくは、提案当日の即日採決になってしまったことで、審議、熟慮のための十分な時間が確保できなかったことと、請願者自身による付託先委員会での提案理由説明が実現しなかったこと、これらは紹介議員として誠に残念であると思い、何より請願者であります3つの市民団体に対して申し訳なく思います。

この画期的な請願を何としてでもここで終わらせたくない。請願の願意である中学校完全給食をテーマにした楠田市長と語る会の実現を強く願っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 私は、「「中学校完全給食」をテーマにした、「太宰府市長と語る会」の開催を太宰府市長に求める請願書」について、反対討論をさせていただきます。

私は、中学校の完全給食は、貧困対策の面や、義務教育の9年間は、小学校、中学校の生徒

が同じ物を食べることが望ましいという食育を願ったものでございました。

今まで太宰府市立中学校完全給食の実施方針も説明され、答申までされました。その内容につきましては、危機管理体制を含め、まだ検討が必要でございます。しかしながら、実施方針案を確認もさせていただきました。

6月の補正予算では、紹介議員は修正動議を出され、最終的には補正予算も可決されたところでございます。中学校完全給食の実施は、今まさに進行中でございます。この請願は、市長に対しての市長と語る会の請願と私は考えました。木村議員が先ほど言われましたように、議員が一つになりということは、要望でなく、請願を出しましたということと言われましたけれども、紹介議員の木村議員が議会に対して何の説明もなく、紹介議員一人が市民団体と今回、今完全給食を実施されようとしている市に対してこのような請願を出されるのは、私は残念でたまりません。

○議長（門田直樹議員） 傍聴席は静粛に願います。

○12番（原田久美子議員） 中学校給食をテーマにした太宰府市長と語る会の開催、中学校完全給食をテーマにすることが、今なぜ必要なのか。中学校完全給食に反対ということですかね。

よって、この請願は、中学校完全給食が先延ばしにならないように、中学校完全給食が中止にならないように、この請願については、同会派の陶山議員、入江議員と反対させていただきます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号「「中学校完全給食」をテーマにした、「太宰府市長と語る会」の開催を太宰府市長に求める請願書」を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（門田直樹議員） 少数起立です。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成2名、反対14名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 意見書第3号 教育予算の拡充等に係る意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第10、意見書第3号「教育予算の拡充等に係る意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 日程第10、意見書第3号「教育予算の拡充等に係る意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきたいと思えます。

提出者は私、徳永洋介、賛成者は太宰府市議会橋本健議員、長谷川公成議員であります。

教育予算の拡充等に係る意見書。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基礎づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的な制度です。厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる条件整備は不可欠です。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられました。今後は小学校にとどまることなく、中学校での早期実現も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。萩生田元文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中高における少人数学級の必要性について言及しています。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しています。豊かな学びを実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、教育予算の拡充を図ること。

2、中学校での35人学級を早急に実現すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

3、学校における豊かな学びを実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 文章の8行目、「令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられました。」というところ、ここさらっと書いてありますけれども、とっても大事な内容が隠されておりまして、政府の2020年の骨太の方針に、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備が明記され、そこに2021年の予算編成で財務省とのかなり衝突があって、文科省は今回、昨年の40年ぶりの大改革ということで、新聞にも大きな活字でたくさん載りました。改正義務教育標準法が成立をして、5年間の間で検証を重ねながら、このときの大変もおっしゃっていましたが、この検証を重ねたときの第2ステージとして、中学校、また30人の学級に移行をとということも明言をされております。

そんな中で、今までずっと毎年毎年のように35人学級という意見書をいただきましたけれども、また昨年のこの40年ぶりの大改革はやっと今から、今進められているという中でこの意見書を出すというのは、どういう真意があるのか、また、これはまた来年も出されるのか、同じように毎年毎年出すということの説明をもう少し下さい。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） この35人学級、段階的な引上げ、これは物すごい第一歩だと思います。教育改革は非常に素晴らしいことだと評価しています。

ただ、やはり教育予算、今回文科省も、いろいろなスクールソーシャルワーカーであるとか、いろいろな子どもたちのための組織、いろいろな提案を文科省も持っています。ただ、予算が72億円なんですね、全国で。本市においても、結局病休者、退職者、福岡の自治体でも教員不足になっています。いつ担任の先生がいない状況になるか分からない、ちょうどぎりぎりの状態で定数を行っているのです、例えば太宰府市の中学校でも40人を超す学級、これがもう少し下げないと、実際、いじめでの自殺があったときに、本当に学校現場の責任なのか。できますか。

いろいろな子ども、発達障がいの子、いろいろな家庭の子、それを多忙な勤務時間の中で実際やっているのが現状です。このままではいけないと思いますし、ただ本会議においての意見書については、数年前出していましたが、教育予算拡充についての意見書は、ちょっと覚えてないけれども、久しぶりだと思っています。出していません。毎年は行っていません。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 前渡邊県議が市議会に籍を置いてあったときは、毎年のようにずっと出して、それを引き継がれるようにずっと出されてきた経緯があると思います。やっという形で改革が始まったということで、今おっしゃいました教員に関しても、毎年3,000人を超える改善と、合計1万4,000人をこれから雇っていくと、増やしていくと、そういう計画もきちんと出ているんですが、これに対して福岡県も同じような意見書を出されているのか。ま

た、福岡県が環境整備が一番これから大事になってくる。今おっしゃったのは、まさに環境整備だと思っんですが、これをやっていく上での環境整備について、福岡県はどのような体制であるのかというようなやり取りというのはされてありますか。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 県についてはまだちょっと状況を把握していませんので、確認したいと思います。

（15番小島真由美議員「結構です」と呼ぶ）

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第3号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月8日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (3日目)

[令和4年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

令和4年9月8日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 馬 場 礼 子
(2) | <p>1. ひとり親世帯の養育費確保の支援について</p> <p>(1) ひとり親世帯の本市の現状(就業状況・平均年間収入の中央値)について伺う。</p> <p>(2) 本市のひとり親世帯の相談窓口とその取り組み(主な相談内容と件数)について伺う。</p> <p>(3) 本市での養育費取り決めの状況と支払い状況の把握について伺う。</p> <p>(4) 福岡県が本年度保証契約締結支援事業を創設したが、本市では実施予定はあるのか伺う。</p> <p>(5) ひとり親世帯の本市の就業支援の取り組み内容について伺う。</p> <p>2. 地域包括ケアシステム構築における日常生活支援総合事業について</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に生涯住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現が望まれると考え、2点伺う。</p> <p>(1) 地域包括ケアシステム構築における日常生活支援総合事業の本市の基本的な考えと体制について伺う。</p> <p>(2) 生活支援コーディネーターの育成について本市の取り組みを伺う。</p> |
| 2 | タコスキッド
(1) | <p>1. 中学校完全給食について</p> <p>(1) 広報だざいふ8月号において「給食が開始されてからも生徒および保護者、学校関係者などへのアンケートなどを実施し、契約期間中であっても必要に応じて運用の修正を行い改善に努めます。」とあるが、具体的にいつ、どのようなアンケートを行われたのか伺う。</p> |

| | | |
|---|-----------------|--|
| | | <p>(2) 同じく広報だざいふ8月号において「本市の財政状況や社会情勢などを踏まえ、中学校給食がより良いものになるよう、継続的な調査、研究を行っていくこととします。」とあるが、附属機関の設置などどのような形で進められるのか伺う。</p> <p>2. インターネット上の誹謗中傷、人権侵害、差別やSNSでのいじめについて</p> <p>(1) 市では、どの部署がどのように情報を把握し、事象の解決に向け、対応されているのか伺う。</p> <p>(2) ある小学校校長にSNSによる児童間のトラブルは無いのかと伺ったところ、とても沢山ある。保護者などを通じて連絡が入るので学校が間に入って対応しているとのことだった。</p> <p>続けて、学校教育課等には報告はしているのかと尋ねたところ、嫌な思いをしたというだけでいじめではないので報告していないと回答があった。文部科学省が示している【いじめの定義】によると「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とある。太宰府市では太宰府市いじめ問題対策連絡協議会を設置しアンケートも頻繁に行われ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの設置により「認知件数」は年々減少し、県内でも少ないとされているが、前述の小学校校長の認識も氷山の一角であり、認知件数にカウントされていない「いじめ」が沢山あるのではないかとと思われるが現状の対策の良い面、また、今後改善が必要と考えられている点を伺う。</p> |
| 3 | 長谷川 公 成
(16) | <p>1. 「太宰府市立中学校完全給食実施方針」について
中学校完全給食の実施方法等について4点伺う。</p> <p>(1) P11「実施方式別必要経費（概算）」について
10年間の必要経費が一番安価なデリバリー方式で決定したと思うが10年経過以降の必要経費は検討されたのか見解を伺う。</p> <p>(2) P11「実施方式別検討結果」について
兄弟方式で実施されている自治体もある中、本市では検討がなされていない。市として慎重に様々な方式を検討すべきだったと思うが見解を伺う。</p> |

| | | |
|---|-------------|--|
| | | <p>(3) P13「デリバリー方式による給食の実施にあたって」について</p> <p>市による献立作成やアレルギー食対応の指示などについては市が責任を持って主導するとあるが、給食の内容によっては保護者による弁当等柔軟な対応を選択できるよう検討いただきたいと思うが見解を伺う。</p> <p>(4) P14「給食費の額」について</p> <p>月額5,000円超の給食費が各家庭負担になるが不登校生徒を持つ家庭やつばさ学級に登校している生徒についてはどのような検討がなされるのか伺う。</p> |
| 4 | 徳永洋介
(8) | <p>1. 公共施設の管理について</p> <p>(1) 今後の公共施設等総合管理計画の方向性について伺う。</p> <p>(2) 生徒数増が予想される教育施設について伺う。</p> <p>① 学業院中学校の校舎・体育館・プール・武道場の経過年数と各施設の改修・新築予定(配膳室)について</p> <p>② 今後5年間の学業院中学校の生徒数について</p> <p>③ 今後の学業院中学校の教室不足対策について</p> <p>2. 史跡地のバリアフリー化及び現状と課題について</p> <p>(1) 大宰府政庁跡の活用計画について伺う。</p> <p>(2) 史跡地における多目的広場の現状について伺う。</p> |
| 5 | 木村彰人
(7) | <p>1. 中学校完全給食の財源と行財政改革について</p> <p>令和4年6月に示された「中学校完全給食実施方針」に基づき、6月議会に中学校給食関連の予算が補正計上・可決され、デリバリー食缶方式による中学校完全給食事業が動き始めたところである。</p> <p>この大事業の実施にあたっては、その裏付けとなる財源の確保とともに、将来にわたる財源の見込みについても確認しておく必要がある。</p> <p>また、大きな財源を要する事業であることから、本市の喫緊の課題である行財政改革を、事業と同時並行で推し進めることが必然であると考えます。</p> <p>そこで2点伺う。</p> <p>(1) 中学校完全給食を安定的に実施し続けるための財源の見通しについて</p> <p>(2) 財源の確保に欠かせない、行財政改革の具体的な取り組みと進捗状況について</p> |

| | | |
|---|-----------------|--|
| 6 | 神 武 綾
(13) | <p>1. インボイス制度について
令和5年10月からインボイス（適格請求書）制度が導入されることに伴い、消費税免税事業者の事業継続が困難になることが懸念されている。</p> <p>太宰府市内の事業者への影響について2点伺う。</p> <p>(1) 免税事業者への影響について</p> <p>(2) シルバー人材センターへの対応について</p> <p>2. アスベスト対策について
水城小学校管理棟他改築事業において解体工事が行われる。アスベスト含有施設であることから、飛散による健康被害が懸念される。</p> <p>市としての対応について3点伺う。</p> <p>(1) 学校・保護者及び周辺住民への工事告知について</p> <p>(2) 解体時の飛散状況の把握について</p> <p>(3) 令和元年9月議会一般質問で要望していた建築物石綿含有建材調査資格者の立ち合いとアスベスト測定器の使用について</p> <p>3. 高齢者の生活支援について
コロナ禍における原油価格・物価高騰のなか、年金削減、1割負担者のうち一定以上の所得のある後期高齢者の医療費の窓口負担2割化など高齢者の生活が厳しくなっている。市としての支援について見解を伺う。</p> |
| 7 | 原 田 久美子
(12) | <p>1. 高雄公園付近の市有地について</p> <p>(1) 当該市有地の取得年度と整備計画について伺う。</p> <p>(2) 当該市有地の今後の活用について伺う。</p> <p>2. 新生児聴覚検査の地方交付税措置について
新生児聴覚検査は地方交付税の中の少子化対策の内数として措置されていた。</p> <p>令和4年度から新生児聴覚検査費として所要の金額が計上されるようになったが市として把握しているのか伺う。</p> |
| 8 | 堺 剛
(10) | <p>1. 本市のデジタル実装推進にむけて</p> <p>(1) ソーシャルサービスの充実を醸成するため、市役所と共同利用施設や公民館等市民利用の公的施設とのネットワーク化を実現できないか伺う。</p> <p>(2) マイナンバーカード普及促進に向けた本市の取り組みについて伺う。</p> <p>(3) 太宰府市版の自治体DX推進計画に伴う全体方針（ガイドライン）の策定予定はあるのか伺う。</p> |

(4) 今後DX推進の時に様々な業務内容や種々の制度の見直しもセットで行う必要があるが市の見解を伺う。

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | | | |
|-----|--------|-----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | タコスキッド | 議員 | 2番 | 馬場 | 礼子 | 議員 | |
| 3番 | 今泉 | 義文 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 宮原 | 伸一 | 議員 | 6番 | 入江 | 寿 | 議員 |
| 7番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 |
| 9番 | 舩越 | 隆之 | 議員 | 10番 | 堺 | 剛 | 議員 |
| 11番 | 笠利 | 毅 | 議員 | 12番 | 原田 | 久美子 | 議員 |
| 13番 | 神武 | 綾 | 議員 | 14番 | 陶山 | 良尚 | 議員 |
| 15番 | 小島 | 真由美 | 議員 | 16番 | 長谷川 | 公成 | 議員 |
| 17番 | 橋本 | 健 | 議員 | 18番 | 門田 | 直樹 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

| | | | | | |
|---------------------|----|-----|----------------------------|----|----|
| 市長 | 楠田 | 大蔵 | 副市長 | 原口 | 信行 |
| 教育長 | 樋田 | 京子 | 総務部長 | 山浦 | 剛志 |
| 総務部経営
企画担当事務 | 村田 | 誠英 | 市民生活部長 | 中島 | 康秀 |
| 健康福祉部長 | 川谷 | 豊 | 健康福祉部高齢者福祉担当事務
兼高齢者支援課長 | 行武 | 佐江 |
| 都市整備部長 | 高原 | 清 | 都市整備部理事
兼総務部理事 | 山崎 | 謙悟 |
| 観光経済部長 | 友添 | 浩一 | 教育部理事 | 堀 | 浩二 |
| 経営企画課長 | 轟 | 貴之 | 文書情報課長 | 高原 | 寿子 |
| 管財課長 | 堀 | 修一郎 | 市民課長 | 野寄 | 正博 |
| 人権政策課長兼
人権センター所長 | 河野 | 貴之 | 国保年金課長 | 山口 | 辰男 |
| 福祉課長 | 井本 | 正彦 | 介護保険課長 | 立石 | 泰隆 |
| 保育児童課長 | 伊藤 | 健一 | 子育て支援課長 | 松田 | 勝実 |
| 建設課長 | 齋藤 | 実貴男 | 産業振興課長 | 満崎 | 哲也 |
| 社会教育課教育
施設整備担当課長 | 福田 | 久博 | 学校教育課長 | 鳥飼 | 太 |
| 文化財課長 | 中島 | 恒次郎 | | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | | | |
|--------|----|-----|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 木村 | 幸代志 | 議事課長 | 花田 | 敏浩 |
| 書記 | 三舛 | 貴市 | 書記 | 井手 | 梨紗子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

議事に入ります前に皆様に申し上げます。

本定例会の一般質問におきましては、密集回避のため、本会議場内の議員出席数を10名とさせていただきます。他の議員の皆様は、議員控室のモニターにて視聴いただきますようお願いいたします。

なお、答弁いただく執行部も質問者数ごとに最少人数で臨み、簡潔明瞭にご回答ください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は16人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日8人、9日8人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

ここで議員8名退場のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時01分

○議長（門田直樹議員） 会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

2番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

〔2番 馬場礼子議員 登壇〕

○2番（馬場礼子議員） 議席番号2番馬場礼子でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問いたします。

まず、1件目、ひとり親世帯の養育費確保の支援について質問いたします。

ひとり親世帯となることで特に深刻となるのは、就業、収入面に関する問題です。厚生労働省の平成28年度全国ひとり親世帯調査結果によりますと、母子家庭世帯は123万2,000世帯、父子家庭世帯は18万7,000世帯となっています。各世帯の就業状況を見ますと、母子家庭世帯は81.8%が就業、そのうち44.2%が正規雇用、父子家庭世帯では85.4%が就業、うち68.2%が正規雇用となっています。そのほか、この調査結果から、生活に困窮しているひとり親世帯の実態が見られます。このようなひとり親世帯の状況を踏まえ、質問いたします。

まず、1項目め、本市のひとり親世帯の現状、就業状況と平均収入についてお伺いいたします。

2項目め、ひとり親世帯の相談窓口とその取組、主な相談内容と件数についてお伺いいたします。

ひとり親世帯に対して、政府や各自治体では自立支援の導入や数々の手当の給付を行うことで自立していけるよう対策を講じていますが、それに加えて、養育費の確保は必須であると思います。そもそも養育費とは子どもの監護、教育のために必要な費用のことで、一般的に言えば、未成熟子が自立するまでに要する費用のうち、生活に必要な経費、教育費、医療費などです。未成熟の子どもに対する養育費の支払い義務、扶養義務は、親の生活に余力がなくても、自分と同じ生活水準を保障しなければならないとされています。仮に自己破産した場合でも、子どもの療育費の負担義務はなくなりません。厚生労働省の調査で、「養育費の取決めをしている」が42.9%、「していない」が54.2%、「養育費を受けている」が24.3%、「受けたことがない」が56%という結果となっていることを受けまして、3項目め、養育費についてお伺いいたします。本市の養育費の取決めの状況と支払い状況について、それを市は把握されているかお伺いいたします。

4項目め、その養育費に関する取決めを促し、養育費の継続した履行、確保を図るため、令和4年度から福岡県は、養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用、保証料について補助する制度を創設しております。これが福岡県養育費保証契約締結支援事業という取組です。現在は、令和4年4月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結した福岡県内の町村に居住するひとり親で一定の要件の全てを満たす方が補助金交付の対象となっており、県内の市では福岡市、久留米市、飯塚市で実施されているようです。本市では、このような支援事業をどのように受け止めてありますでしょうか。そして、本市においてこの支援を行う計画はありますでしょうか。

5項目め、ひとり親世帯の本市の就業支援の取組について、どのようなものがあるかをお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

次に、地域包括ケアシステム構築における日常生活支援総合事業について質問いたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活の支援、5つの要素が相互に連携しながら切れ目なくサービスが提供されることが求められます。その中でも、介護予防や比較的元気な高齢者の社会参加を促進する介護予防・日常生活支援総合事業は、地域包括ケアシステムには欠かせない住民互助の体制を整備、強化する上で重要な取組だと認識しております。いわゆる住民が主体的に参加し、自らが担い手となっていくような地域づくり、住民など地域の多様な主体に参画を求め、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことです。そこには、ご近所付き合いや町内会、住民ボランティア活動をは

はじめとした住民互助、お互いを助け合う互助の考え方が必要となります。将来的には、高齢者のみならず赤ちゃんからお年寄りまで、対象世代の拡大を視野に入れた動きが必要かと思えます。そこで、次の2項目についてお伺いいたします。

1項目め、地域包括ケアシステム構築における日常生活支援総合事業の本市の基本的な考えと体制についてお伺いいたします。

2項目め、これを現実化するためには、ボランティア、サポーターを募り、そのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員が必要となっていきます。そこで、生活支援コーディネーターの育成について本市の取組をお伺いいたします。

以上2件、よろしくお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） おはようございます。

1件目のひとり親世帯の養育費確保の支援についてご回答いたします。

まず、1項目めのひとり親世帯の本市の現状、就業状況、平均年間収入の中央値についてですが、ひとり親世帯の現状につきましては、本市では、児童扶養手当の現況届におきまして毎年600人を超える方を対象に個別の面談により確認しているところであり、それらを取りまとめた本市独自の統計的なデータは持ち合わせておりません。ただし、福岡県が昨年11月に北九州市、福岡市、久留米市を除いて実施いたしましたひとり親世帯等実態調査におきましては、母子世帯の場合、就業形態は正社員、正職員の割合が50.5%、月の収入、手取り額は15万円未満が48.4%、税込みの年間収入の平均額は276万円、また61.7%が300万円未満ということになっておりますことから、本市におきましても非常に厳しい状況であるということは認識しております。

次に、2項目めの本市のひとり親世帯の相談窓口とその取組、主な相談内容と件数についてですが、ひとり親世帯の相談窓口としましては、保育児童課では、先ほど申し上げました児童扶養手当の現況届の個別面談も含めまして随時、相談対応を行っております。その内容につきましては、児童扶養手当、特別児童扶養手当の相談とともに就業支援や子ども医療、就学援助等、多岐にわたり、必要に応じて所管部署につないでおりますが、相談内容にはそれぞれ異なる事情があり、それらを安易にまとめることは適当でないとの考えから、具体的な件数は記録しておりません。

次に、3項目めの本市での養育費取決めの状況と支払いの状況の把握についてですが、本市での養育費の取決めの状況は把握できておりませんが、令和3年度の児童扶養手当の現況届における養育費に関する申告書によりますと、提出者626人のうち153人、24.4%の方が養育費を受給していると申告されています。なお、福岡県の実態調査によりますと、母子世帯において何らかの形で養育費の取決めをしている世帯は53.2%、現在も養育費を受けている世帯は32.0%となっています。

次に、4項目めの、福岡県が本年度、保証契約締結支援事業を創設したが、本市では実施予

定はあるのかについてですが、養育費は子どもの権利と言うべきものであり、その継続した履行確保を図ることは重要なことと認識しています。このことから、福岡県が当該事業と同じく町村にお住まいの方を対象に今年度から始めました養育費に係る公正証書等作成支援事業と併せて、その実施につきましては前向きに検討してまいりたいと考えております。

最後に、5項目めのひとり親世帯の本市の就業支援の取組内容についてですが、本市におけるひとり親世帯の支援といたしましては、親の残業や就職活動その他の際に、ご家庭などに支援員を派遣して生活援助や子育て支援を行う日常生活支援事業、看護師、介護福祉士、美容師などの資格取得のために養成機関で修業する期間に一定額を給付する高等職業訓練促進給付金事業、就職につながる特定の教育訓練講座を受講する際に受講料の一部を補助する自立支援教育訓練給付金事業、さらには、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講する際に受講料の一部を補助する高校卒業程度認定試験合格支援事業などを実施しております。また、ハローワークと連携した講習会や求人の情報提供、児童扶養手当の現況届の期間に合わせた市役所内での出張相談窓口の設置なども行っております。

議員ご指摘のとおり、ひとり親世帯が生活に困窮していることは大きな社会問題であると認識しています。このことから、今後、窓口相談に来られた方に対しましてよりきめの細かい対応を心がけていくとともに、県、ハローワークなどとの連携を強化し、ひとり親世帯をさらに支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。本市のひとり親世帯の就業状況、平均収入、明確ではないということですが、ほとんど県の状況とさほど変わらないと察します。その結果から、ひとり親世帯、特に母子家庭世帯の困窮度は大変大きいと思われまます。厚生労働省が定めた相対的貧困率というのがあります。母子家庭世帯が51.4%と半数以上で、さらに深刻な貧困状態、ディープ・プアにある母子家庭世帯は13.3%と、かなりの世帯がいます。ひとり親の貧困は、子どもの就業状況や最終進学目標、成長過程において様々な状況に影響し、将来に影を落とす可能性もあると思われまます。その結果、さらにひいては生涯独身、少子化の加速につながり、日本社会全体の成長の妨げにもなりかねません。ひとり親の現状においては、それほど影を潜めていると思われまます。

そこで、ご質問なんですけど、そのスパイラル、負の連鎖に関してどのように受け止められていきますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 議員からご提示いただきました各種の数値からも分かりますが、ひとり親世帯、特に母子家庭の生活状況は非常に厳しいものがありまして、貧困や社会的不利益の連鎖を断つための支援は重要であると認識しております。私どもとしましては、できることからやっていくということになりますが、今後、窓口相談に来られた方に対しましてより

きめの細かい対応を心がけてまいりますとともに、今回議員にご提案いただきました養育費確保策の検討も含めまして、県、ハローワーク、近隣自治体との連携をさらに強化いたしましてひとり親世帯を支援してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。あと一つ再質問なんですが、本市の婚姻件数、婚姻率、離婚件数、離婚率、また離婚件数のうちの年代別はどのようになっていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 令和元年度における本市の状況でお答えさせていただきますが、婚姻件数は311件で、人口当たりの婚姻率は4.33%、離婚件数は121件で、人口当たり離婚率は1.68%となっております。また、世代別の件でございますが、現時点での児童扶養手当の受給者のデータで申し上げますと、合計561件中、40歳から44歳が140件で全体の約30%となっております、最多となっております。全体的で申し上げますと、35歳から49歳までの方で約7割を占めておるといった状況でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。この太宰府のデータも、ほぼほぼ国のデータと同じ水準かなと思っています。35歳から49歳が離婚件数のうち7割とご回答いただきましたが、まさに子育て世代、離婚件数の比率が一番、子育て世代の年代が圧倒的に多いというのが判明しました。ありがとうございます。

2項目めの相談窓口、取組に関して伺います。相談窓口に関して、保育児童課が担当されているということですが、そこへの担当職員というのはいらっしゃるのでしょうか。そして、大体何人体制で行われているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） お答え申し上げます。

保育児童課の専任の担当職員というのはいないわけですが、職員数としては担当6名で行っておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 私、個人的な意見としては、社会福祉士の資格を持たれる専門の支援相談員という方がいらっしゃるとういかなというふうに思っております。あと、相談件数に関してですが、相談件数、把握をされていないということなんですけれども、今後の動向を見る上でも数値の把握ぐらいはしていただけたらなと思っております。

あと、相談の方法なんですけれども、皆さんほとんど来庁でのご相談になるのでしょうか。それともほかに、例えば電話とかメールとか、そういった方法を取られている方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 議員ご指摘のとおり、電話やメールでの問合せも当然あるわけですが、ほとんどが窓口での相談という実態となっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ほとんどが、来庁というのが一番分かりやすいと思いますけれども、メールとか電話での対応もしていただいているということで、なかなか足を運べない方もいらっしゃると思いますので、そのところもご丁寧によろしく願います。

あと、3項目めの養育費の取決め、支払い状況に関してなんですけれども、児童扶養手当の現況届の部分でのご確認をされていると思うんですけれども、現況届によって、受け取っているというのが24.4%ということで、養育費に関する申告書での確認はできたんですけれども、これも国の水準とほぼほぼ同じ水準かなというのは分かります。養育費の取決め率とか受給率を上げていくことということこそが、ひとり親世帯の家庭の生活の安定とかひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長につながるというふうに思いますので、本市でも今後もしっかり状況把握というのはお願いしたいなと思っております。

あと、4項目めの保証契約締結支援事業についてですが、ご説明いただいたとおり、養育費の保証契約というのは、養育費の未払いが発生した場合、養育費の取決めをしても実際にもらっていないというご家庭がたくさんいらっしゃいます。それを保証会社が立替えや督促をすることを内容とする契約のことで、それを締結する際の補助が、上限額、支援を受けられるということ。そのために公正証書を作ったりもしないといけません。そういう際の負担額にしても、その初期費用数万円というのがなかなか、ひとり親母子家庭では出すことさえ大変な状況かと思えます。このような支援を受けて取決めをすることによって、養育費を毎月確実に支払ってもらえるという精神的にも経済的にもゆとりができます。「他市ではこのような支援を受けられるのに、何で本市では受けられないの」ではなく、ぜひぜひ本市でも実施方向で考えていただけたらと強くお願い申し上げます。

あと、5項目めの養育費の問題と同じく大きなものに就業への不安がありますが、いろいろ取り組んでいただいていることは分かりましたが、そこでご質問ですけれども、ひとり親に向けてのそういった、結局、就業実績とかそういったもの、どれぐらいの方がご相談に来て、どういう回答になって、どういう就業にたどり着いたかというようなご報告というか、通信という形でひとり親家庭に周知していただいたり、利用実績などの詳細をひとり親家庭の方へご報告通信という形でしていただきたいと思うんですけれども、そうするとなお一層利用者も増え、雇用に結びつき、問題解決の一端になるのではないかと思いますので、そのところは就業実績に関してひとり親家庭にご報告とか通信という形でされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） まず、実績についてお答えさせていただきますが、令和3年度の実

績で申し上げますと、日常生活支援事業は4世帯が利用されております。委託事業者に対する事務費も含めて17万円を支出しております。次に、高等職業訓練促進給付事業につきましては、5名の方に対し、740万円を給付しております。また、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業につきましては、2名に対し、約39万円を給付しております。最後に、高校卒業程度認定試験合格支援事業につきましては、令和3年度は申請があっておりません。なお、これらの事業につきましては、国、県の補助金を活用して実施しております。

議員からご指摘の通信の部分につきましては、今後の課題かなというところで考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。高等訓練にしても5名で740万円、その実績というのはおありですか。受けられた後にこういったところに就業したとかというの、実績は把握されているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 無事、看護師として働かれているというようなお声は届いております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ぜひ前向きに、そちらのほうの実績の報告とかもひとり親の世帯の方にしていただければ、もっと利用者も増えるんじゃないかなと思います。お願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 次で。もういいですか、2番目で。

高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 2項目めの地域包括ケアシステム構築における日常生活支援総合事業についてご回答いたします。

まず、1項目めの地域包括ケアシステム構築における日常生活支援総合事業の本市の基本的な考えと体制についてですが、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える2025年をめぐりに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように、医療、介護、地域、行政が一体となって支える基盤整備を進めております。具体的には、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携の強化、地域ケア会議の推進、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備の5つの柱を重点的取組事項としております。

その中で、日常生活支援総合事業は、なるべく介護を必要としない暮らしを続けられるように、健康寿命を延ばすことを目指しております。具体的には、主に要支援の認定を受けられている高齢者には、ご本人やご家族の要望を聞きながら、訪問型や通所型のサービスを提供しております。また、65歳以上の全ての高齢者を対象に、運動教室や出前講座、すこやか相談など、介護予防のための健康づくりと閉じこもり防止に努めております。

次に、2項目めの生活支援コーディネーターの育成について本市の取組についてですが、地域包括ケアシステムの構築に欠かせない生活支援体制整備事業は、太宰府市社会福祉協議会に委託しており、現在、3名の生活支援コーディネーターに地域で活動していただいております。このほかに、毎年、市内の施設において、福岡県介護福祉士会主催の訪問型生活支援担い手研修を行っております。無事に全ての研修を修了された方には修了証書を交付し、太宰府市シルバー人材センターや各訪問型サービス事業所において、身体介護を伴わない掃除、洗濯、買物などの生活援助の担い手として活躍されております。

また、総合戦略にもうたっておりますとおり、新しい公共という概念の具体化に向けて、身近な地域の中での支え合いを促進すること、そして、地域の担い手やリーダー役となる人材の育成に取り組むなど、全世代型の居場所と出番を創出するため、地域の実情に応じた交流の場や居場所づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ご回答どうもありがとうございます。2件目の質問に関しては、市民の方からこうしてほしいとかああしてほしいとかという声を踏まえてのものですが、あまりにもそのご要望に関しては多岐にわたり、早急に解決できるものではありません。それで、私自身、地域の助け合い、支え合いに関して、他市の状況とか取組についていろいろ話を伺いに行きました。ただ、例えば福岡市と本市、大野城市と本市、筑紫野市と本市では、地域の特性の違いによって助け合いという考え方もやり方も違いがあるかなというのが思われます。それで、今回、本市の基本的な考え方を先ほどお伺いしたところです。

お互いを助け合う互助の重要性というのは、これからの高齢化社会にとっては共通のものだと思います。そこで、私が考える3つのご提案を申し上げたいと思います。

1つ目、市全体が一気に取り組むというのは厳しいと思いますが、より実現ができそうな自治会とか地域、そういったところをモデルケースとしてまず取り組んでいただけたらというのが、それが全体に浸透していけばいいのかなというのも思っております。

2つ目が、そこには必ず若手とか若い力が不可欠であるというのを考えます。本市には大学も多くあります。ぜひ、学生の方々に本市の力になってもらえないかというところです。先日、そこに携わっている方と私、お話をしましたとき、学生の皆さん自身も、社会に出る前にボランティアという部分でぜひお役に立たせてもらえたらというお声を聞きました。その連携を本市はぜひ視野に入れていただけたらと思います。

それと3つ目、昨日、44自治会のうちの4つの自治会の女性自治会長さんと女性議員の意見交換会というのを行いました。そこで感じたことは、互助の考え方に関しても、そもそも本市の自治会の在り方、このままでは縮小どころか存続さえもどうなのかなというところで、自治会自体の在り方とか改善、そして本市の自治会に対しての関わり方、見直しが先決ではないかなというふうに思っております。



この3点に関しては次に、そのご回答を含め、ご提案という形で質問を終わらせていただきたいと思います。ぜひ、次に向けてのご回答のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番タコスキッド議員の一般質問を許可します。

〔1番 タコスキッド議員 登壇〕

○1番（タコスキッド議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、2件質問させていただきます。

まず、1件目、中学校完全給食について。

1項目めは、広報「だざいふ」8月号において、給食が開始されてからも生徒及び保護者、学校関係者などへのアンケートなどを実施し、契約期間中であっても必要に応じて運用の修正を行い、改善に努めますとあります。文面から察するに、給食が決定する以前にも生徒及び保護者、学校関係者などへアンケートを実施されたと思いますが、具体的に、いつ、どういう対象者に向けて、どのような内容のアンケートをされたのかを伺います。

次に、2項目め、同じく広報「だざいふ」8月号において、本市の財政状況や社会情勢を踏まえ、中学校給食がよりよいものになるよう継続的な調査研究を行っていくこととしますが、例えば附属機関の設置を行い、市民や専門家の意見を取り入れていくなど、具体的にどのような形で進められるのかを伺います。

次に、2件目、インターネット上の誹謗中傷、人権侵害、差別やSNSでのいじめについて。

1項目め、市ではこれらについて、どの部署がどのように情報を把握し、事象の解決に向け、対応されているのかを伺います。

2項目め、ある小学校校長に、SNSによる児童間のトラブルは表に出にくく、学校側が把握するのは困難ではないのかと伺ったところ、「とてもたくさんある。最近の子どもたちはよく親に相談しているので、保護者を通じて連絡がある。その都度、学校が間に入って対応している」とのことでした。続けて、学校教育課等には報告しているのかと尋ねたところ、「嫌な思いをしたというだけなので報告していない」とのことでした。

文部科学省が示しているいじめの定義によると、当該児童・生徒が一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとあります。太宰府市では、太宰府市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、アンケートも頻繁に行われ、スク

ールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの設置により認知件数は年々減少し、県内でも少ないと言われているが、前述の小学校校長の認識を鑑みると、保護者に相談できている悩みやいじめは氷山の一角であり、認知件数にカウントされていないいじめがたくさんあるのではないかと思います。そこで、現状の対策のよい面、また今後改善が必要と考えられている点をお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 1件目の中学校完全給食についてご回答いたします。

まず、1項目めの、広報「だざいふ」8月号において、給食が開始されてからも生徒及び保護者、学校関係者などへのアンケートなどを実施し、契約期間中であっても必要に応じて運用の修正を行い、改善に努めますとあるが、具体的にいつどのようなアンケートを行われたのか伺うについてです。過去のアンケートについては、平成16年と平成28年に中学校給食に関する意識調査を行いました。どちらのアンケートも、生徒と先生方は給食を望む声は少なく、保護者と市民は給食を望む声が多い結果となりました。その後も、令和3年度のランチサービス無料試食会でもアンケートを行いました。アンケートは、ランチサービスの改善点や注文しない理由、食に対する意識などについての質問でしたが、保護者の皆様からの自由記載欄には給食を望むご意見が少なからずありました。

次に、2項目めの、本市の財政状況や社会情勢などを踏まえ、中学校給食がよりよいものになるよう継続的な調査研究を行っていくこととしますとあるが、附属機関の設置など、どのような形で進められるのか伺うについてです。中学校給食につきましては、給食を開始してからも運用の修正を行い、太宰府らしい、よりよい中学校給食に向け、常に改善努力を怠らぬよう、まずは、今後も、常々担当部署で収集した情報を基に、部長会議や経営会議、三役会議等を通じて調査研究を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ご回答ありがとうございます。平成16年と平成28年ということで、データとしてはかなり古いんじゃないかなと思うところもあります。しかし、生徒、先生方があまり給食を望んでいる声が多く、保護者と市民は給食を望む声が多いと。こちらに関しては、現状、同じようなアンケート結果になるのではないかと思います。

先日、中学生にお話を聞いたところ、給食時間がとても短いと。僕が伺った話では、15分で御飯を食べて、残りの時間で自由な時間ということになっているという話だったんですけれども、4中学校の状況を教えていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 若干の違いはありますが、現在は給食じゃございませんでランチですので、ランチの準備、それから給食を食べる時間ということで、大体20分から25分間の時間を

取っておりますが、ただそこで実際に食べる時間が何分なのかというところは日によってとか準備の状況によっても変わると思っていますので、明確に何分というところは申し上げられませんが、それぐらいの時間でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。ばたばたと食べないといけないという現状があったり、準備などで先生たちの負担が大きいというところで、先生側、生徒側からは望む声が少なく、給食があると助かるというところ、保護者の方、それから食べられない子どもたちということを見ると、市民の方の意見としても給食を望む声が多かったのかなと思います。

アンケートに関してなんですけれども、当事者である中学生、保護者、もちろんそれ以外の市民の方からも、事前にもっと意見を求めてほしかったという声を聞いております。スピード感や財政状況がデリバリー食缶方式を採用された大きな理由かと思えますし、その観点から見ますと、いち早く全員喫食に向けてスタートが切れるということで喜ばれている保護者も多いかと思えます。しかしながら、市民の皆様に安心していただけるように、想定される問題を広く集め、事前に検討し、説明することが大切だと思われまます。

例えば、配送時のアクシデントや工場での異物混入など緊急時の対応。例えば、大手製パン工場者、製造業や弁当製造業者との連携。各小学校でどの程度増産可能かなどの検討といった、トラブルが起きた際のリスクをどれだけ減らせるかというようなことを市民の方、保護者、生徒、中学校関係者と共に対話の中でつくり上げていただければ、より漏れが少なく、安心した中学校完全給食事業になると思いますので、今後はアンケートのみならず対話の機会を設けていただきたいと思えます。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 2件目ですね。

市長。

○市長（楠田大蔵） 2件目の、インターネット上の誹謗中傷、人権侵害、差別やSNSでのいじめについてご回答いたします。

改めて申し上げますが、6月議会と同様、質問の前提が間違っているところが多々ありますが、その点は最後に回しまして、まず我々の取組を伝えます。

本市では、人権に関する行政の総合的な推進を図り、時代に即した実効性のある人権行政を積極的に推進するため、太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針を策定し、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など個別の人権問題の解決に向け、具体的な施策の取組を行っております。そのため、様々な部署で相談業務を実施しており、その内容も多岐にわたっております。相談内容のうち、部落差別をはじめとする人権侵害、差別に関する事案など共有すべきものについては、部長職で構成する同推部長会議にて情報共有の上、経過や問題点などを検証し、組織的に啓発などの対応に取り組んでいくこととしております。

次に、2項目めのいじめの認知に対する現状の対策についてご回答いたします。

SNSのトラブルについてですが、児童間のトラブルにつきましては、個別事象なので詳細は控えさせていただきますが、いじめに発展したものを含めて複数件発生しております。SNSの書き込みの在り方については問題意識を持っておりますので、市教育委員会として、まずは各学校のICT活用カリキュラムに情報モラルについての指導を明記し、指導の充実を図るよう努めております。

また、いじめ全般については、本市の小・中学校においては、いじめを適切に認知し、継続した指導を行うための取組を実施しております。まず、教職員が日常的にいじめを適切に認知するとともに適切な指導を実施できるようになることを目的とした、いじめの認知や対応についての研修を実施しております。また、毎月、児童・生徒を対象とした学校生活アンケート、年3回、児童・生徒及び保護者を対象としたいじめに特化したアンケートを実施しております。学校は、アンケートに上がった事案全てについて関係者への聞き取りや指導など丁寧に対応するとともに、全て市教育委員会に報告してもらっております。もちろん、アンケート以外にも、教職員が発見したり、本人や保護者、他の児童・生徒からの申出があったりするなど、いじめやいじめの兆候が明らかになった場合も同様に対応しております。

これらの取組を通し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応が促されていると捉えておりますが、いじめはいつでもどの学校、どの学級でも起こるものであることを全ての教職員が認識し、我々も認識し、児童・生徒を見守り、指導する必要があると考えておりますので、徹底した対策を継続してまいります。

ここで、先ほど申しました質問の内容の誤りについて指摘しておきます。

最初の通告書にありました人権政策課での職員とのやり取り、部落差別に関する情報は把握しているが、それ以外は各課に情報があると思われ、共有はしていないとの回答だったと、そう書いていますが、職員に確認したところ、このような発言はしておりません。

また、校長先生の発言として先ほど質問に取り上げておられましたが、小学校の校長では少なくともありませんし、また、嫌な思いをしたというだけで、いじめではないので報告していないといった発言はしておらず、全く事実無根であります。

いずれにしても、本市職員や学校職員とのやり取りを、事実をねじ曲げて、このような質問の場やSNSでさらす行為をこれからも続けられるとすれば、彼ら自体、議員と接触することに大変萎縮いたしますし、我々の取組が誤って市民に伝わるといことになりますので、今後接触させられないということになります。

また、先ほどいじめの定義を議員本人があえて取り上げておられましたけれども、当該児童・生徒が一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとあります。先日の議員協議会でも取り上げられたとお聞きしておりますけれども、かつてSNSで私の発言を取り上げて、市長には全て決める権利があるとおっしゃっていましたがというSNSの書き込みは全く事実無根でありましたが、その釈明として第三者の発言ですという言い訳も全くのでたらめであります。これにおっしゃって書いて

いますからですね、ご本人が。ですので、そうしたことも含めて、しかもこうした書き込みを信じて、けしからん、問題発言だと炎上してしまっていますので、まさしく先ほどのいじめの定義そのものの議員の所業とも言えると思っております。

議員の行い自身がまさしくいじめを助長しており、しかも当の本人がそれに気づいていないと。そうしたことこそが、まさにいじめがなくなる原因ではないかと考えておりますけれども、反問権として議員はどうお考えかお答えください。

○議長（門田直樹議員） 反問権ということですね。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 先ほど市長が申されましたこと自体も僕は誤りがあると思っております。まず、学校の校長先生及び人権政策課の方との僕を含めた面談とか聞き取りなども行われていない状態で一方的に判断されるのはいかがなことかなと思います。それと、SNSの発言に関しては、それは正しい訂正ではございませんで、別の項目に関するところを取り上げたものでございます。正しく回答されたものは議長経由で市長宛てに前回提出させていただいておりますので、そちらをしっかりと見ていただければと思います。

今回、反問権ということは、こちらはどうなるのでしょうか。回答を続けてよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 今の市長の質問に対してお答えいただければと思います。

○1番（タコスキッド議員） なるほどですね。今申したとおり、きちんと聞き取りをした上で否定していただけるのであればよいのですけれども、一方の話だけで確認していただくのはどうかと思います。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 聞き取りをしていないわけではもちろんありませんで、当該職員、そして当該先生も含めて心当たりがないか確認をした上で、それを私は今発言をしております。そして、議員本人からは、SNSでの書き込みがありますので、もちろんご本人が書いておられるでしょうから、ご本人の発言として照らし合わせて、そこが間違っているとお伝えをしています。

そして、先ほどの釈明について間違っただけで伝わっているということでしたが、釈明がどうであれ、そうした書き込みをしていることは今でも続いておりますし、炎上していることも事実でありますので、事実無根の発言を続けられるということは、同じ政治家として私はあってはならないことだと。事実をねじ曲げてこうした議論が行われれば、本来の議論を行うことができないということは、昨今の風潮からしましても強く申し上げておきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 私のSNSの発言に関する取扱いに関しましては、先日、議員全員協議会で話し合いを持ちまして、現在、議会事務局の方と一緒に訂正する文章を作成して確認し

ているところであります。後日、後ほど、事実に関して適切に対処することと、今後SNSの取扱いに関しては気をつけていくことはお約束させていただきます。

○議長（門田直樹議員） タコスキッド議員、全員協議会ではなく議員協議会ですね。

○1番（タコスキッド議員） はい、議員協議会です。

○議長（門田直樹議員） 市長、もう特に、この件に関してはよろしいでしょうか。

（1番タコスキッド議員「この件に関して続けられないということ……」と呼ぶ）

○議長（門田直樹議員） まだ許可しておりません。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） この後、お願い事がありましたが、続けられないということですので、今回は質問を取り下げさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました太宰府市立中学校完全給食実施方針について4点質問させていただきます。

初めに、私が中学校給食の一般質問を最初に行ったのが平成26年6月議会でした。あれから約8年、ようやく一歩前進したと捉えております。しかしながら、新規事業であり、成長期の生徒が口に含み、食するという非常に重要なことでもあり、これからの生徒たちの体づくり、健康、成長の観点からも、今後の詰めが非常に大事になってくると思われまます。そこで、保護者に協力を得まして、完全給食実施に向けて疑問、不安等、意見や要望を聴取してきましたので、この場で質問させていただきます。

まずは、実施方式別必要経費（概算）について。10年間の必要経費が一番安価な食缶によるデリバリー方式に決定したと思われまますが、10年経過以降の必要経費は検討されたのか、見解をお伺いいたします。

次に、実施方式別検討結果について。兄弟方式で実施されている自治体もある中で、本市では検討がなされていないようです。市として慎重に様々な方式を検討すべきだと思われまますが、見解をお伺いいたします。

3点目に、デリバリー方式による給食の実施に当たってについて。市による献立作成やアレルギー食対応の指示などについては市が責任を持って主導しますとありまますが、給食の内容に

よっては、保護者による弁当等で柔軟な対応を選択できるよう検討していただきたいと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

最後に、給食費の額について。月額5,000円超の給食費が各家庭の負担となりますが、不登校生徒を持つ家庭やつばさ学級に通っている生徒に対してはどのような検討がなされるのかお伺いいたします。

以上、ご回答よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 太宰府市立中学校完全給食実施方針についてご回答いたします。

まず、1項目めの実施方式別必要経費（概算）について、10年経過以降の必要経費は検討されたのかについてご回答いたします。

実施方針には、実施方式別に給食開始から10年間の必要経費の概算を記載しておりますが、この必要経費は初期整備費に10年間の運営費を加えて算出したものです。実施方針においてもその旨を明記しておりますとおり、センター方式や自校方式など、施設を保有する方式において常々発生する可能性がある調理施設の維持管理費、改修費などについては計算に含んでおりません。これは、日常の修繕や故障対応、いつどういった改修を行うかといった条件や人件費、資材価格など経費を検討する際の不確定要素が多く、必要額の見込みが立ちにくいからです。例えば、先日、水城西小学校に落雷があり、電気系統をはじめ大きな被害を受け、復旧には一定の費用が発生する見込みです。このような費用は、事前に見積もることは困難と言わざるを得ません。

さらに、給食施設は日常的に大量の調理や食器の洗浄などを行うため、長く使うほど施設の傷みや不具合箇所が生じ、10年あたりを超えてきますと、施設や調理器具の不具合や改修箇所が増えるなど、様々な費用が発生する可能性が高くなります。これらの費用は、センター方式や自校方式などでは財政面に直接的に影響しますが、民間の調理施設を活用するデリバリー方式においては、仮に委託料に転嫁されたとしても、当該施設を利用する複数自治体で按分されることになるため、本市への影響は限定的になると考えられます。

これら維持管理、改修費用等は定量化することが難しいものですが、常々発生する可能性があります。実施方針の実施方式別必要経費（概算）については、給食開始10年程までであれば、これら維持管理、改修費等の影響がまだ大きくならず、より公平に各方式の必要経費を比較できるのではないかと考えて記載した経緯があります。その上で、給食開始後10年まではデリバリーの食缶方式が最も経済的に有利であると考えておりますが、いずれにしましても中学校給食をよりよく行っていくために、今後も調査研究を継続することが重要であると考えております。

次に、2項目めの、実施方式別検討結果について様々な方式を検討すべきであったのではないかとのご質問についてご回答いたします。

兄弟方式については、一部の中学校に調理施設を造り、そこから他の中学校に給食を運んで

提供するという方式であり、親子方式と同様、複数校分を調理する場合の調理施設は工場として取り扱われ、そのための開発許可申請や関係機関との協議、親校の施設整備などに時間を要し、給食開始までに相当の期間がかかることとなります。また、複数の学校に調理施設を建設する場合はセンター方式のようなスケールメリットは期待できなくなる上、1校に絞るにしても、調理施設を学校敷地内に建設することになることから、配送車の出入りなど教育環境上の問題が発生する可能性が高くなります。今回、早期実施並びに財政状況を考慮するという基本方針を踏まえての検討でありますため、現時点においてよりよい方式は兄弟方式よりもデリバリー方式であろうと結論づけております。

次に、3項目めの、デリバリー方式による給食の実施に当たって、給食の内容によっては保護者による弁当など柔軟な対応を選択できるよう検討いただきたいとのご質問についてご回答いたします。

給食実施において、アレルギー対応は特に気をつけるべき重大事項の一つとして捉えております。何より給食を食べる生徒たちの安全が第一に守られるよう、今後選定する委託事業者とも協議を重ねてまいります。アレルギー対応については、市の責任の下、学校と保護者、委託事業者が連携、協力して行いますが、小学校と同様、アレルギーの内容、程度によっては家庭からの弁当などの対応も検討してまいります。

最後に、4項目めの給食費の額について、不登校生徒を持つ家庭やつばさ学級に登校している生徒の給食費についてご回答いたします。

現在、小学校においても長期欠席の児童の給食費は返還しておりますので、小学校の給食での取扱いを参考に、今後、方向性を決定してまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。まず、デリバリー方式で、もちろんそうですけれども、業者委託にはなると思うんですけれども、デリバリー方式になると、修理、改修費用は含まず、維持管理費等がかからないというご回答だったと思うんですね。その中で、例えば業者選定しました、その業者さんが、もちろん老朽化してくると思うんですね。そのときに、市のほうに修理費、改修費等負担してくれっもし言われた場合は、決定まだしていないと思うんですけれども、どのような対応をされるのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 基本的な考え方といたしましては、そういうことも含めて委託料というようにしておりますので、そのような額は発生しないというふうに現在捉えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 分かりました。1項目めはさらっとで、もう決定していることですので、これ以上いろいろ言ってもしょうがないことですので、安全に進めていただきた



いなというふうに思っております。

2項目め、兄弟方式の件なんですけれども、実施方式に関しては、私を含め、過去、一般質問等で議論された内容があったと思います。あと、議会で委員会を設置して、その後提出された要望書等、様々な意見が資料としてあるわけですね。その中で、研究委員会の中の資料として、議員、議会要望書等、そういうふうなのが資料として配付され、議論されたのか。それとも、研究委員会では全くの白紙の状態から議論して食缶でのデリバリー方式に決定されたのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） これまで非常に長い時間、検討を進めてまいりましたので、そのことから分かってきたこと、蓄積したデータも含めてこちらのほうからご提供いたしまして、それを基に議論を進めていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 分かりました。白紙の状態ではなく、ある程度データ化した中で、そういったのを配付した後に議論されたということですね。密室で、密室って言い方はおかしいですけども、傍聴者なしの状態での会議が進んでいったんで、どういった形でやったのか、正直、誰も分からない状態だったんで。こういった意見が反映されてこれに決定したというのであれば、納得するところでございます。2項目めはこれで終わりますね。

3項目めは、デリバリー方式による給食の実施に当たってということですが、生徒や保護者の意見の中で最も多いのが、食べる時間がないと、ゆっくりとですね。ということで、女子生徒なんか非常に小さな弁当箱を持って登校しています。それを朝、足りるのと聞くと、時間がないから仕方ないんですと、そういった答えが返ってくるんですね。また、食べる時間がないから、弁当をせっかく持っていっていても残す生徒もいるということで、給食になってそこまで小学校のように時間が取れるのかという、ここは中学生の子たちが一番不安視しているところなんです。質問としては、この時間をぜひとも取っていただきたいということで、給食になってもこの時間が取れるのかお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 時間については先ほどもご意見いただきました。非常に大きな課題だと思っております。現在、校長先生方も含めて、どのように時制をつくっていくのかということを進めております。給食をそもそも始める目的としては、子どもたちにちゃんと栄養を取ってほしいということでございますので、時間がないから残すということはあってはならないことであると思っております。ただ、時間は限られたものでございますので、いかにこの時間をつくるのかということをいろいろな面から今後考えていくことになると思っておりますので、今のご意見も参考にしながら進めてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 確かに、時間に中学生追われていると思うんですね。その後を逆算していくと、帰宅するまで部活動があったり、最終下校時間もありますからね。そういったことで、本当時間取るのが大変だと思いますけれども、ゆっくりというのもあるでしょうけれども、給食を残さず食べれるように時間を取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと、アレルギーの件なんですけれども、これやっぱり小学校でも自校方式なんでできているのかなと思うところがあるんですね。何年何組誰々という名前が書いてある給食が、その子専用で自校方式だったら作られるわけですね。それが果たして、どれだけアレルギー対応ができるのかというところが非常に多かったですね。献立によっては食べれるものが少なくて、満足に食べれないと。やはりアレルギー食になりますからね。そういった児童も今、現時点でいます。そういった児童の保護者に話を伺うと、非常に不安だなという意見も伺っております。アレルギーに関しては命に関わる問題なので、保護者としても慎重にならざるを得ません。アレルギー対応に対して今現在どのような検討がなされているのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） アレルギーに関しては除去食ということで検討は進めてまいりますけれども、今から業者のほうが決定的にしますので、そこでどういう対応ができるのかということ、できるだけ不便をおかけしないようにできたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） デリバリー食缶で1つの業者から配送されるわけですね。ですから、取り分けのときとかどのようなようになるのかな、そこは今理事がおっしゃったように業者との協議の中で、果たして本当に一人一人対応できるのか、ここは大丈夫かなというところです。私も心配しているところです。配送ですからね。果たして本当に間違いなくその生徒の手元にほぼ毎日届くのかという、そういった不安があるわけですね。

アレルギー対応給食だったら、先ほども申しましたとおり、食べれる食材も限られます。その中で、生徒によっては好まない食材で調理されることもあると思われれます。どうしても苦手で食べられない給食が出る場合、その日は弁当を持ってきていいよというふうな対応も必要になってくると思うんですね。1答目のご回答でもありましたように、そういったところは検討しますとおっしゃられたんですけども、これ私、重要なことだと思うんですね。大事なことで、その給食によって、例えば献立を見て、今日は食べれないから学校に行きたくないとか、ひよっとしたらそういう生徒も出てくるんじゃないかって、そういうふうな不安がありますので、これは重要な検討課題だと思っております。進めていく上において、今のお考えではどのようなお考えを持ってあるのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 嫌いなものが出たから食べられないと。それが先ほどの学校に行きたくないというところにつながるのかということになると、これは個別の対応は当然必要になってくると思います。ただ、昔、どうしても全部食べなさいというような指導もあっておりましたが、今はそこまで指導していないとか、そういうこともございますので、今のご意見も踏まえて、どのような対応ができるのかというのを今後検討していくことになると思うんですが、ただ大前提に、給食の目的としましては、成長期にバランスの取れた栄養が取れるかどうか、あと将来にわたって望ましい食生活というのを培っていくという狙いがありますので、できる限り子どもたちには食べてほしいと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そうですね。私もそれを期待している、そのための給食だと思っているんですね。

あと、保護者からの意見で、給食になっても、ひょっとしたら給食だけでは足りない生徒も出てくるんじゃないかというところで、成長期ですので、その中で、例えば朝練がある部活、一生懸命やっているところありますね。もちろん、朝御飯もさっと済ませてくるでしょうからおなかもすく。給食じゃ足りないということになると、今、現時点でやっている売店、購買ですね、そういったところでパン販売をしてほしいという要望もあるんですね。こういったこと、今後ご検討はされますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 売店の件につきましてもこれから検討することになりますので、まだここでは具体的には申し上げられませんが、現時点で、売店で買ったパンを部活の前に食べるというようなことは望ましくはないかなと思いますので、認めていないところだと思いますが、給食のよいところは、つぎ分けるときに多めにつぐとか少なめにつぐというような調整もできますので、そういったところでも対応ができるのかと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そうですね。食べれる生徒、特に女の子は、先ほども言いましたけれども、遠慮がちな生徒も結構いるんですね。思春期なんで、多く入れられると恥ずかしいとか、そういった感じの子も出てくるのかなと思っていますところもあります。これは始まってみないと分かりませんから、検討課題として持っておいてください。

最後になりますけれども、給食の開始時期が現時点ではまだ不明なんですけれども、給食が始まって3か月後とか半年後でも結構なんですけれども、生徒、保護者に対してアンケート調査を、今後行っていくということだったので、そこは期待したいところでもありますけれども、こればかりは始まってみないと分かりませんので、アンケート調査で様々な意見や要望を受けて改善していくというふうな期待を込めたいと思いますけれども、最後、ご答弁いかが

でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） そちらにつきましては広報のほうにも載せさせていただきましたが、子どもたちにとってよりよいものになるように、アンケート等も実施しながら改善を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） またご意見、ご要望がありましたら、この議会でも取り上げているいろいろお伝えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時45分まで休憩します。

休憩 午前11時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時45分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきます。

1件目は、公共施設の管理について2点伺います。

平成29年、2017年、太宰府市公共施設等総合管理計画の「あいさつ」では、「本市では、昭和40年代から50年代にかけての高度経済成長期における急激な人口増加を背景に、多様化する社会要請や市民ニーズに対応するため、様々な公共施設等が集中して建設されました。この時期に整備された施設の多くが築後30年を経過し、老朽化が進行していることから、適切な改修・更新の必要性が高くなっています。」と記されています。計画策定時に築後30年を経過した公共施設は、現在、40年を経過しようとしています。そこで、1項目めは、今後の公共施設等総合管理計画の具体的な方向性について伺います。

2項目めは、公共施設の55.1%と過半数を占めている教育施設について伺います。

教育施設のうち、特に学業院中学校においては、体育館、校舎、プール、武道場の各施設はいずれも老朽化しています。また、空き教室の数は1教室となっています。今は少子化の時代です。しかし、本校区内では新築のマンション、住宅の建設が進んでおり、生徒数増が予想されることから、3点伺います。

1点目、学業院中学校の校舎、体育館、プール、武道場の経過年数と各施設の改修、新築予定について。施設の改修あるいは新築については、計画されている中学校給食における配膳室

の設置箇所にも影響が出てくると思われますので、どのようにお考えかお伺いします。

2点目、今後5年間の学業院中学校生徒数について。

3点目、今後予想される学業院中学校の教室不足対策について。

以上、3点について回答をお願いします。

2件目は、史跡地のバリアフリー化及び史跡地の現状と課題について2点伺います。

先日、市民の方から、母が政庁跡に行きたいと言ったので連れていった。しかし、車椅子の母を見学させることができなかった。何とかしてほしいという相談を受けました。

太宰府市文化財保存活用地域計画概要版の目指す方向には、平成26年、2014年以来、欧米やアジア諸国も含め1,000万人もの来訪者を迎えるまでに成長し、かつ令和改元に伴い、令和発祥の地として知られるようになり、史跡や悠久の歴史文化に改めて大きな注目が集まっています。今後は、コストのかかる維持保存型から価値を生み出す活用型へ、すなわち史跡の維持保存にとどまらない先進的な多用途の活用を進め、税金や観光経済効果の向上を図ることで、本市固有の文化遺産の保護にも寄与する令和発祥の都としてふさわしい好循環のまちづくりを目指しますと記されています。令和発祥の都として、まずは政庁跡の整備が必要ではないでしょうか。社会的ニーズのある高齢者、障がい者、外国の方等に向けた配慮として、バリアフリー化を考慮すべきと考えます。また、史跡地の多目的広場に関しても疑問を感じます。政庁跡などの多目的広場はこのままでいいのでしょうか。

そこで、1項目め、大宰府政庁跡の活用計画について伺います。

2項目め、史跡地における多目的広場の現状について伺います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（山崎謙悟） 1件目の公共施設の管理についてご回答いたします。

まず、1項目めの今後の公共施設等総合管理計画の方向性についてですが、平成29年3月に策定いたしました太宰府市公共施設等総合管理計画が5年を経過しましたことから、国から示された計画改訂の指針や留意事項を参考としながら、現在、副市長を委員長とし、全部長級で構成する太宰府市公共施設等総合管理計画策定委員会及び各施設の所管課長等で構成する公共建築部会（市長部局）、公共建築部会（教育委員会部局）、インフラ施設部会の3つの部会に分かれて、鋭意、改訂作業を進めているところであります。改訂版の完成につきましては令和4年度中を目標としておりますので、その中で今後の方向性もお示しすることができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、公共施設整備基金に、昨年の令和3年9月議会では5億円を積み立て、本議会にご提案している一般会計補正予算（第4号）では10億円を積み立てる予定としており、公共施設の老朽化に伴う今後の改修や更新、長寿命化対策などに着実に備えを整えておるところであります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 次に、2項目めの生徒数増が予想される教育施設について伺うの1点目、学業院中学校の校舎、体育館、プール、武道場の経過年数と各施設の改修、新築予定（配膳室）についてご回答いたします。

まず、校舎は棟ごとに建築年数が違い、職員室があります管理・特別教室棟は昭和44年から昭和45年建築で、経過年数は52年から51年経過。体育館は、昭和45年建築で51年経過。プールは、昭和47年建設で49年経過。武道場は、平成2年建築で32年経過しております。

次に、各施設の改修、新築予定についてですが、本市における学校施設の現状といたしましては、老朽化やバリアフリー化、多様な学習活動等への対応など様々な課題を抱えております。また、施設の改修等に当たっては、児童・生徒数の推移も正確に見極めていく必要があります。学業院中学校においては、複数のマンション建設や西日本新聞社ヘルスセンター跡地の住宅地開発計画等により、校区内の人口増加に伴い、生徒数も一時的に増加することが予想されています。あわせて、文化財等の敷地的制約などもありますので、今後実施される中学校給食の配膳室の整備計画も含め、総合的な検討を行ってまいります。

次に、2点目の今後5年間の学業院中学校の生徒数についてですが、学業院中学校の生徒数は、令和4年5月1日現在、914名です。先ほど述べましたように、校区内の人口の増加に伴い、生徒数も一時的に増加することが予想されますので、今後も学業院中学校区の住宅開発などの情報には特に注意を払いながら、随時、生徒数の推移を注視してまいります。

次に、3点目の今後の学業院中学校の教室不足対策についてですが、短期的には生徒数の増加により学業院中学校は教室数が不足することが今後予想されますが、中・長期的には現在よりも生徒数は減少することが見込まれています。まずは、現在保有している教室のレイアウトの変更や配置の見直し、仮設教室の建設など可能な限りの工夫を行うとともに、社会情勢や財政状況等を見極めながら、可能な限り適時適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 公共施設の課題は、かなり市にとっても大きなものだと思います。それで、素人なんて教えてほしいんですけども、建物系の公共施設、学校施設、生涯学習施設、その他建設系の施設、インフラ系公共施設、道路、橋梁、上下水道、その他インフラ施設というふうにあると思うんですけども、素人考えで、道路、橋梁については市単独ではなかなか難しいと思うんですが、その他の施設の国、県の補助金はどのような、分かりやすく説明していただければありがたいです。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（山崎謙悟） 補助金関係ということなんですけれども、長寿命化の補助金といたしましてですけれども、まず建物系の公共施設でございますが、こちら学校施設などにつきましてですけれども、こちらは国の長寿命化の補助事業のメニューがございます。ただ、それ以外の建物系の施設に関しましては、全てこれ補助があるというふうなわけではございません。ま

た、インフラ関係ですけれども、橋梁や下水道などにつきましては国の補助メニューがございますが、道路の改修等、その他インフラ公共施設につきまして国の補助事業のメニューが存在するというわけではございません。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。78施設の建物系の公共施設、主要な39施設、太宰府にありますけれども、その主要な39施設の中、一番古いなと思ったのが教育支援センター、建物が54年経過しています。基本的に、60年経てばという基本的な考えがあると思うんですけれども、今現在で教育支援センターについての考え方というか、具体的に進んでいけば、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（山崎謙悟） 教育支援センターの老朽化対策につきましてですけれども、直近でございますと、令和2年度にトイレの改修をいたしております、令和3年度には外壁の塗装や床の一部を改修するなど、適切な維持管理には努めてございます。今後の方向性につきましては、教育委員会とも協議をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 60年近くなろうとすれば、いろいろそういう公共施設が増えてくると思うんですけれども、6月議会でも言ったんですけれども、福岡県環境保健研究所の移転は決まっています。そこで、いろいろな考えが今あると思うんですけれども、市として、例えば男女共同参画センターのルミナスであるとかスポーツ振興事務所であるとか教育支援センターであるとか、県の建物の中に太宰府市の公共施設が入るというようなことがあれば、僕は非常に効果的ではないかなと思うんですけれども、市長は考えられていますか。眠そうなので。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） いえ、全く目はさえておりますので、しっかりお聞きしておりました。

この問題は、おっしゃるように様々な可能性を秘めていると思っております、ピンチをチャンスにという視点で情報収集なり、私自身も副知事もこれまで面会をしまして、要望は伝えているところであります。ただ、一方で時間的には、令和9年度までにまずみやま市への移転というのは決定しております、その後、建物解体や土壌調査など、状況に応じて3年から5年がかかると。その後に様々な設置なり、我々のほうでの建設なり、民間の誘致なり、そういうことが出てきますので、少し時間が長くありますので、先ほどのご指摘も非常に有意義なご指摘だと思いますので、様々な観点から、今後さらに緊密に県とも連携をし、可能性を探ってまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 非常に可能性を持ったことだと思うので、議長のほうにもお願いして、

議会として意思疎通しながら連携取ってやっていけばなと思っています。

次に、学業院中学校の件についてですけれども、どの施設も老朽化している。学業院中の体育館、あの当時、できた当初、まだ筑紫地区も中学校少なくて、那珂川中、筑山中、二日市中、春日中、大野中、どの中学校の体育館と比べても学業院中の体育館はすばらしい。あの当時、考えられないほどいろいろ最先端なものを取り入れて建設されたと思うんですけれども、ただ、もうさすがに老朽化して、部活動中に女子生徒が、フロアのささくれが頭に刺さって、病院のほうで切開して3針縫うという事故が起きています。このことについての安全指導は今もうなされましたか。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） まずは、学校施設でけがをされたことにつきましては大変申し訳なく思っております。今後このようなことが起こらないように、しっかり今、管理も含めて再発防止に努めてまいりたいと考えております。

けがの後の今の点検等につきましてですけれども、具体的には、掃除や部活動、授業の時間などについて日常点検をしっかりとやるということで強化をしております。また、業者につきましては年2回の定期点検をしておりますが、今回、緊急の点検も実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 保護者の方の思いとしては、いじめによってけがとか体罰によってとか、原因があれば怒りもそちらに向くんですが、フロアの整備をきちっとやっていないわけじゃなくて、2006年から2015年、10年ぐらいで全国で10件ぐらい、どうしても老朽化で、目視ではなかなか確認できず。太宰府中とか、古くなってフロアとか完全改装して、それは正解だと思うんですよね。ただ、学中は今やったらどうだろうか。かなり老朽化しているので、文科省のほうからも水を使ったワックスとか水拭きは禁止という通知も来ていますし、老朽化対応のドレッシングというか、あるんで、できるだけもう二度とないように。また、中体連もあっていますけれども、今、コロナ禍で保護者の方の応援は少ないですが、保護者の方が入った場合、学中はギャラリーも、僕がいる十数年前から非常に不安を感じる。そんなに丈夫なギャラリーではないので、中体連の実施もどうかなというふうには思っています。

そこで、もう一件、プールですけれども、プールは、今、猛暑で、水温が非常に高い状態。プールサイドもかなり高温。いつ生徒がやけどしてもおかしくない状況。本市の場合はいち早く、市長のリーダーシップの下、水城西、水城、太宰府小ですかね、プールの指導をスイミングでと。改修してやっていくよりも、そっちが財政面でもいいということで。学中についても同じように、太宰府市全体としてプールの方向性、全国の自治体では財政面でプールを持っていない、プールをやめる自治体も増えてきていますんで、その辺のプールの方向性について何か今具体的に説明ができれば、よろしく願います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 教育長が本当はお答えすべきでしょうけれども、私が出しゃばりまして、思い入れがあるもんですから。

当時、徳永議員なり複数の議員から慎重なご意見もいただいていたのですが、結果としては民間にお任せをすることによって技術の習得が進んだり、また安全性がより高まったり、財政的にも効率的になったり、様々なメリットが多く確認をされて、何より子どもたち、また障がいをお持ちの子どもたちも意欲的に、休みが少なくなったと、プール授業のですね。そのような話も聞いておりまして、何よりだと思っています。

そして、ご指摘の学業院中、水城小のプールというのが2つ、学業院中学校の敷地内にありまして、航空写真から見ますとよく分かるんですけども、2つが何かほかのことに活用できれば、ただでさえ狭い学業院中学校が、少し土地利用の可能性が高まってくるのではないかと捉えておりまして、そうした側面からも、また先ほど申しましたように様々なメリットからも、可能な限りプールは今後は、外で暑い中でというよりは室内の、そうした民間の知恵を活用していきたいと方向性は持っているところであります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 学業院中の場合はどうしても敷地面積が狭いということで、水城小のプールと学中のプール、あそこのスペースを効果的に使えないかなと僕は思うんですよね。できれば、僕はランチルームがベストだと思うんですけども、そこに造るのはですね。そうすると、いろいろその後の計画にもいいことが起きると思うんですが、一番今引っかかっているのが、つい先日、下関の建物の倒壊、車7台が下敷き。1970年に鉄骨の2階建てを建てて、1971年に3階を、それが倒壊と。やっぱり老朽化というのは非常に怖いんですね。どの学中の校舎も老朽化が進んでいるんですけども、そこに配膳室を造るというのは正しい判断ではないと思うんですけども、やっぱり進めていきますかね。配膳室を造るメリットみたいなのはあるんでしょうか。困ったときは教育長で。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 配膳室を造るメリットということで、直接のお答えになるかどうか分かりませんが、今進めようとしています中学校給食を早期に実施していくためには配膳室または配膳場所といったものが必要になってまいります。ただ、老朽化した校舎ということでございますが、学業院中学校につきましては老朽化に加えて生徒増といった課題もありますので、総合的な検討を行っていく必要があるというふうにも考えておりますので、そういう意味では、今後、設計業者または給食業者等のノウハウも借りながら、様々な配膳室、配膳場所の確保についての検討を行う必要があるというふうにも考えております。配膳の仕方は様々な方法がございますので、その中で工夫を凝らし、詳細を詰めていくというようなことになろうかと思っています。

○議長（門田直樹議員） 徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員）　今回は、あまり中学校給食については。ただ、総合的に課題解決して、10年、20年、30年後の、そこを思いつきで配膳室造ったってなると、その後どうなのかなという課題はあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。私としては、篠栗とかよそにあるようなランチルームがプールのところにできれば、いろいろな教育環境、いろいろな教育ができるんですよ、そのスペースがあれば。非常に効果的なことができると思うので、また12月議会に中学校給食に関しては質問させていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（門田直樹議員）　2件目ですね。

文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎）　2件目の史跡地のバリアフリー化及び現状と課題についてご回答いたします。

まず、1項目めの大宰府政庁跡の活用計画についてですが、特別史跡大宰府跡は、昨年、史跡指定100年を迎え、日本遺産、古代日本の「西の都」の中心的な史跡でもあり、大正10年という我が国でも先駆的な時期に史跡指定がなされました。特別史跡大宰府跡の整備に関しては、昭和45年から本格的な整備を福岡県が主体的に進め、その後、本市によって段階的に整備を行ってきております。本格的な整備から時間が経過していることもあり、身体的な面のみならず言語的な面などのバリアフリー化をはじめ、多くの課題があることを認識しているところでございます。

これらの課題を解決すべく、令和3年度から特別史跡大宰府跡の詳細地形測量を行い、今年度から特別史跡大宰府跡整備基本設計の策定に着手しております。この特別史跡大宰府跡整備基本設計の策定に当たり、施政方針でも触れておりましたバリアフリー基本構想や関係する法令を考慮しつつバリアフリー化を進めるとともに、特別史跡大宰府跡に関わる方々の意見を吸い上げつつ、みんなの史跡と感じてもらえるような整備へとつなげてまいりたいと考えております。あわせて、「梅」プロジェクトなどを既に進めておりますが、これまでの維持保存型から、これまでにない先進的な多用途の活用ができるような整備も行つてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの史跡地における多目的広場の現状についてですが、史跡地にある多目的広場については、多くの皆様からその活用について様々なご意見をいただいております。本市といたしましても、史跡地公有化の条件である史跡を保存する枠組みを保ちつつ、活用方法を試行してまいりました。そのような中、令和2年度に取り組みました内閣府所管の地方分権改革推進提案に公有化した史跡地の活用範囲の明確化を求める提案をいたしましたところ、様々な活用方法が文化庁から提示されるに至り、積年の課題を解決するための、まさしく規制緩和を勝ち取るに至ったところでございます。

その中に多目的広場の活用手法も含まれ、文化庁が条件としております史跡利用のためであることが明確になっていることという条件を満たす必要があり、史跡をご利用いただいている

皆様から私的占用料を徴収するに当たっても様々な在り方を検討しているところです。その一つの手法として、既に8月1日広報に掲載しておりますが、史跡をご利用いただいている皆様の利便性向上のために、多目的広場へのフードトラック誘致の取組を、今年度は社会実験ではありますが、産業振興課所管で文化財課と連携し進めており、その成果を集約、検討し、次年度以降の取組へと生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 政庁跡というのが太宰府市民の方にとっても非常に心が潤うというか、思い入れというかな、思い入れが強い施設と思うんですけども、ただ市民の方も男性、女性、年の差もあるし、市民以外の方、また外国の方、政庁跡に対してのそういう思いというかな、アンケートみたいなことは市としては把握されているんですか。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 先ほど申し上げました整備基本設計を策定するに当たりまして史跡地の利用状況調査を行っており、その中で、利用の目的や利活用にあたってのいいところ、悪いところについてのアンケート取得を夏、秋、冬、春の4回行うことにしております。既に夏の調査を実施しております。またあわせて、コロナ禍にあつて状況把握が困難な面もありますが、外国からの利活用者に対しても同様のアンケートを取得するよう進めているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 市民の方が車椅子でって相談を受けたんですけども、単純にバリアフリー化する、景観の絡みもあると思うんですけども、景観を崩さずに駐車場から車椅子で行くとか、そういったことは可能なんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 今、策定しておる基本設計の中でどのような在り方が望ましいのかというのを考えていこうとは思っておりますけれども、バリアフリー化に関しては、身体的、言語的と様々なバリアフリー化を行っていく必要を感じております。これらの課題を解決するために、先ほど説明いたしましたバリアフリー基本構想や関係法令、例えば文化財保護法、景観法はもとより、施設整備の際の視点としまして福岡県福祉のまちづくり条例、福岡県福祉のまちづくり条例施行規則など関係する法令を考慮して進めるとともに、一方で、議員もおっしゃいましたけれども、史跡の景観を考慮していく必要もありまして、両者の調和を図りつつ進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 今回の質問とはちょっと違う部分になるかと思うんですけども、私

としては、せっかく坂本八幡宮、令和発祥の地、それと政庁跡をもっと一体化して、ターゲットを修学旅行生に絞るというのも一つの方法じゃないかなと思うんですよね。令和発祥の地としてはちょっと遅れているような、あそこをもうちょっと、この前見に行ったんですけども、段差がある橋があつて、あそこからうちの犬が落ちたんですけども、で、建物もありますけれども、もしあそこで坂本八幡宮に行って、政庁跡で太宰府市が行ったような人文字を上空から撮る。そういう市としてのサービス、そういうのがあれば、太宰府市の飲食店と連携して市内班別はできると思うんですよ。現在、太宰府天満宮の駐車場に止めて、天満宮に行って、帰る。そうやなくて、坂本八幡宮をスタートにしてやっていけば、僕が修学旅行の担当の職員なら、また来ます。充実したことができるんじゃないかなと思うんで、活用型という部分でいろいろ、また次のとき質問しますけれども、自分としてはそういうふうに思っています。

それと、2項目めの、特に水城館のところですかね。どう考えても関係ない車が止まっていると思うんですよ。政庁跡も非常に。その辺の、私的占用料って先ほど言われた、それは可能なんですかね。単純に言うと、駐車場代みたいに私的占用料を取ることが現在できるのかどうかお伺いします。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 先ほどちょっとご説明さしあげましたけれども、この件につきましては、令和2年12月18日付で閣議決定を受け、翌令和3年3月20日付で文化庁から発出されました公有化された史跡地に関する補助金適正化法の考え方について記載された事例が16件あります。本市が提案した内容につきましても8つの事例が補助金交付の目的に反した使用にならないとされておりますので、その中で多目的広場の駐車場化、あと有料化については進めることが可能になりました。ただし、一方でここで注意しなければならないのは、多目的広場を駐車場として利用されている方々が史跡を活用していることがどういった形で担保できるのか、そこが明確化されないと許すことはできないということですので、要するに客館跡をもし有料化した場合に、すぐ近くに西鉄二日市駅がございますので、多目的広場を駐車場化したときに、そこに止めてよそに行かれる。史跡地内には誰もいない。そういったことになると、これは目的外使用という扱いになりますので、そこら辺をどう担保して考えていくのかということに留意しながら、公有化した史跡地の多目的広場の活用の在り方について今検討を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） であれば、大宰府展示館ですとか、そういう方法を考えていくということですね。

それで、もう一つ、僕が一番思うのは、特別史跡客館跡ですかね、あそこを車で何回も通るんですけども、まだ歩いたことがない。いや、車が止めれないんで、太宰府市民の方が何人行かれたかなと思うんですけども、客館跡についても活用型というか、何か目的を持って、

車も止められるような状態で、子どもたちにそこで太宰府市の文化の学習をさせる場面ができる
とか、何らかの目的を持ってやらないと非常にもったいないような気がするんですけども、
その辺についてお考えありますか。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） あそこを整備しまして供用開始する段階で、あその元の土地の所
有者である西鉄さんとオープニングイベント等考えておったんですが、コロナになりまして、
コロナ感染症が拡大してまいりましたので、残念ながら断念したという経緯がございます。先
ほど申し上げましたけれども、史跡地を史跡として何か活用していただく、イベントでもあり
ますけれども、客館跡を何かイベントとして活用される場合には、たくさんの車がおいでにな
ることが可能になりますので、そのときにはオープンにして、車を止めるようなスペースも実
は確保しておるところでございます。ただ、日常的に車が止められるような状態にしておきま
す、先ほど申し上げましたように駅がすぐ至近の場所にありますので、全く目的外使用と取
られかねない場合も想定されますので、今のところ、文化財課にお申し出いただければ、どう
いうご活用されるのかということをお聞きした上で開けることは可能となっておりますのでご
ざいます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 太宰府市の特徴でもある史跡地、文化財、これを、先ほど述べられたよ
うに活用型、今までとはまたちょっと違う活用型をいろいろ知恵を出してやっていけたらな
と思います。

以上で質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村彰人議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、議場に配付いた  
しておりますので、お知らせします。

7番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） それでは、通告に従い、質問いたします。

中学校完全給食の財源と行財政改革についてです。

令和4年6月に示された中学校完全給食実施方針に基づき、6月議会に中学校給食関連の予  
算が補正計上され、可決されました。デリバリー食缶方式による中学校完全給食事業が動き始

めたところでは。

この中学校完全給食事業に関しては、現在まで、市長、執行部により議会に対して都合2回の説明と質疑応答の機会がありました。中学校完全給食実施方針についての議会説明と、6月議会での補正予算を審査するための予算特別委員会です。これら2回の機会において、私自身、中学校給食の実施方式の選定過程とその内容について集中して質疑を行うあまりに、肝腎の事業を行うための財源の確認がおろそかだったと反省しております。この大事業の実施に当たっては、その裏づけとなる財源の確保とともに、将来にわたる財源の見込みについてもしっかりと確認しておく必要があったのですが。

一方、中学校完全給食事業の財源の確保として欠かせない取組が行財政改革になります。行財政改革による経常経費の削減から捻出される財源こそが、事業を実施するための確実な基幹財源になると確信しております。この行財政改革については、平成29年9月議会での一般質問においても取り上げたテーマになります。あれから5年が経過する現在においても、相変わらず優先して取り組むべき喫緊の課題となっています。大きな財源を要する中学校完全給食事業と、財源を確実に捻出する取組である行財政改革を同時期に並行して進めることが、2つの重点課題を効果的に解決するためのポイントになるものと考えます。そこで、2点伺います。

1点目、中学校完全給食を安定的に実施し続けるための財源の見通しについて。

2点目、財源の確保に欠かせない行財政改革の具体的な取組と進捗状況についてです。

以上、お伺いします。

○議長（門田直樹議員） 経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 中学校完全給食の財源と行財政改革についてご回答いたします。

まず、1項目めの中学校完全給食を安定的に実施し続けるための財源の見通しについてでございますが、6月議会の予算特別委員会でも市長から説明いたしましたとおり、平成28年度に財政事情を理由に給食導入を断念した際と現在では状況が異なってきております。市税収は、平成28年度では81.5億円であったのに対し、楠田市長就任後、着実に増加を続け、令和2年度で約3億円増の84.4億円、コロナ禍の逆風が強かった令和3年度でも約1.7億円増の83.2億円と、確実に増加してきている状況です。加えて、令和のご縁も生かし、太宰府市の魅力を広くアピールしてきたこともあり、直近の全国住みたい街ランキングでも昨年の233位から51位となるなど急上昇する中、通古賀や坂本等においても住宅開発がなされており、さらなる税収増も見込んでいます。

また、ふるさと納税も大きく増加しており、令和3年度決算においては、就任当初の20倍を超える9億円余りとなっております。そのうち、使途が子育て・教育、市長におまかせ、指定なしを合わせると6億円を超えております。今後、寄附額が減少に転じる可能性も見込み、今議会において提案しております令和の都太宰府ふるさと納税基金に随時積立てを行うなど、様々な事態を想定した上で備えてまいります。あわせて、中学校完全給食に向けた施設整備を

行うべく、公共施設整備基金にも既に昨年度5億円を積み立てており、ランニングコストだけでなく初期投資に備えた準備を行ってきたところでございます。

さらには、楠田市長1期目の最終年度となる令和3年度決算でも、予算編成において厳しく査定を行うとともに執行においても効率化を徹底すること等で、各種施策を実現しつつも21億円余りの黒字を達成することができました。この剰余金も活用して、未来への備えとなる基金は過去最高を記録し、将来へのツケとなる市債も着実に減らすことができたことで、1期目を通じて財政的基礎体力を整えることができたと考えております。

このような状況を引き続き整えるとともに事業の優先順位を明確にすることで、中学校完全給食を実施するための財源は十分に確保できているものと考えております。

次に、2項目めの財源の確保に欠かせない行財政改革の具体的な取組と進捗状況についてでございますが、先ほど申し上げましたように、昨年度決算においても、予算編成において厳しく査定を行うとともに執行においても効率化を徹底することで、各種施策を実現しつつも、結果として21億円余りの黒字を達成することができました。この剰余金を活用して、未来への備えとなる基金も過去最高を記録し、将来へのツケとなる市債も着実に減らすことができたことは、コロナ禍の厳しい状況における行財政改革の一つの成果として捉えております。

また、平成29年3月に策定いたしました太宰府市公共施設等総合管理計画が5年を経過しましたことから、国から示された計画改訂の指針や留意事項を参考としながら、現在、副市長を委員長とし、全部長で構成する太宰府市公共施設等総合管理計画策定委員会及び各施設の所管課長等で構成する公共建築部会（市長部局）、公共建築部会（教育委員会部局）、インフラ施設部会の3つの部会に分かれて、鋭意、改訂作業を進めているところであります。さらには、総合戦略推進委員会、通称ビジョン会議においても行財政改革をテーマとしたグループを設けており、検討に当たっては、市の展望も見据えながら議論を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 6月議会の予算特別委員会で、中学校完全給食を安定的に進める財源については宮原議員のほうから質問があっただけだったと思うんですね。もっとそこに私もこだわらなければなかったかとすごく反省する次第なんですけれども、宮原議員の質問、これをベースに考えていきかけたんですけれども、宮原議員の質問に対するお答えとしては、まずふるさと納税、これが格段に寄附額が上がったということ。2件目としては、企業版ふるさと納税も始めましたと。これについても着実な成果を上げているということ。3番目、令和の都太宰府ふるさと納税基金の積立ての活用をこれからやっていくということ。4番目、住宅開発、企業誘致、観光客の復調で数千万円規模の捻出が見込めるということ。最後に、行財政改革で数千万円規模が捻出できるという話。これだけのしっかりしたお答えがあったと思うんですが、もうちょっとこの内容を見ていきたいと思えます。

今回、資料を配らせていただきました。お配りした資料ですけれども、ふるさと納税寄附額一覧について、これは総務省からの資料を抜粋しているものです。福岡都市圏12市と7つの町について、ふるさと納税の寄附額と返礼品の数をまとめたものです。これを参照しながら質問を進めたいと思います。

この表を見ていきたいと思いますけれども、まず第1に、1位の新宮町なんですけれども、断トツに寄附額が大きくなっています。約40億円です。次に、朝倉市、糸島市。こちらは、豊富で充実した返礼品と、1件当たりの寄附額が大きいということで、かなりの寄附を集めていらっしゃると思います。3点目、大野城市を注目してみたいと思うんですけれども、返礼品のバリエーションは朝倉市、糸島市には及ばないものの1件当たりの寄附額も少なめ、にもかかわらず寄附件数多くて、実は第3位という形です。何より本市ですね、本市、第6位。これについては約9億円というところで、かなりの健闘をしとるんですけれども、そこで考えたいところなんですけれども、今回、中学校給食の財源としてはふるさと納税というのがかなりの大きな後押しになったかと思うんですけれども、このふるさと納税、これがこれから中学校給食を安定的に進めるための財源になり得るのかというところをしっかりお聞きしたいと思いません。

福岡都市圏12市7町のうち、本市の6番目はかなり健闘していると思いますけれども、ちなみに上位のベスト5の市町は13億円を超えているんですよ。1位は、新宮町の39億円。上位市町の特徴は、もちろん寄附件数が多いこと。1件当たりの寄附額が大きいこと。何より返礼品の数が多く、内容が豊富であることだと思います。そこでまず、本市の、かなり健闘していると思いますけれども、太宰府市のふるさと納税の特徴を考えていききたいと思うんですけれども、私の見解なんですけれども、この資料から読み取れるところは、本市の寄附の特徴は、1件当たりの寄附額は平均1.1万円と少なめにもかかわらず、寄附件数が多いことが寄附額の増加につながったと考えるのですが、これ以外に何か本市のふるさと納税の寄附の、かなりの金額になっていますけれども、集めた理由については何かありますかでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 珍しくお褒めをいただきまして、ありがとうございます。ふるさと納税、最初、私の就任時4,000万円でしたので、本来のネームバリューもありますし、いろいろな可能性は秘めているのではないかと思ひまして、力を入れてまいりました。ただ一方で、ご存じのように、農産物、いわゆる原材料がほとんど太宰府市はないんですね。専業農家もゼロでありますし、肉もない、魚もない、野菜もなかなかないということで、お酒もありませんし。そうした中で、例えば都城が全国1位ですけれども、やはり肉と焼酎、ここが非常に大きな割合を占めているとお聞きもしております。そうしますと、先ほど申しましたように、本市としては話題をまずは提供すること。空振りも相当ありましたけれども、コト消費なり、そうしたことなり、かなり記者会見なども行って、令和シリーズなり太宰府シリーズなり、梅プロジェクトもそうありますけれども、そうした中で話題を振りまいて、そしてサイトをまず見てもらわ



ないと寄附にはなかなかつながらないと思っていますので、そうした意味で、まずは太宰府市に、各種ランキングも上がってきておりますが、関心を持っていただくことで、ただ実際、私の友人も数多く寄附をしてくれていますし、逐一お礼をしておりますが、残念ながら、奥さんと相談すると、なかなか奥さんがうんと言わないんだと。魅力的なものがないんだと。そうなりますと、結局、のぞいたからせっかくなんで寄附しようと思うと、あまおうとかラーメンとかめんたいとか、太宰府市産じゃない福岡県産のもの、ですから太宰府も福岡県の一部でありますので、福岡っばいものを買っていくと、寄附していくということになっているようでありまして、その点もう少し、梅プロジェクトなどで地元の特産品を増やしていきたいと。そうした思いがございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 特徴がある返礼品がない本市だからこそ、情報発信で何かと関心を持っていただくことが重要だと。私もそれについては同感です。そこで、もうちょっと本市のふるさと納税を安定的に、できれば右肩上がりが増加させるための秘策を考えたいところなんですけれども、3つ考えました。まずは、なかなか難しいですよ、返礼品の数と内容を充実させること。難しいですけれどもね。それと2番目、太宰府市にゆかりのある皆さんへの働きかけ。これは既に市長自ら情報発信していらっしゃると思いますが。3番目、リピーターを増やす取組ですね。これ3つだと思うんですけれども、まず1点目の返礼品の数と内容を充実させる取組について、今でも取り組んでいらっしゃると思いますが、具体的にご説明をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 返礼品拡充につきましては、日夜、我々担当のほうで営業に回りまして、なるべく魅力ある返礼品を集めるように励んでいるところでございます。そういった観点で、先ほどご指摘ございましたふるさと納税を増加させるための関係の策で我々取り組んでいることでございますけれども、先ほど市長からも答弁させていただきましたけれども、楠田市長就任直後から様々なプロジェクトを立ち上げてございまして、コト消費とか体験型返礼品などを意欲的にエントリーするなど、様々な取組にチャレンジしてまいりました。成果を上げたものもある一方、そうでなかったものもございまして、こうした経験を踏まえまして、市として今、汗をかき続けているという状況でございます。その他、ふるさと納税大商談会ですとか新作発表会、こういったものも開催いたしまして、マスコミへの露出度も高めることで太宰府市ふるさと納税の認知度を飛躍的に高め、寄附額の増加を実現してまいりましたので、こういったプロモーション、引き続き充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、さらなる寄附額の増加を図るべく、先ほど本市の単価が1.1万円とかそういったご指摘もございましたけれども、これも大きくしていきたいと考えてございまして、寄附単価が多いポータルサイト、具体的に申しますと三越伊勢丹ふるさと納税、こういったポータルサイト

も併せて導入することとしたところでございます。その他、関係人口、交流人口を獲得すべく、個人の寄附者に対しましてはお礼状をお送りするとともに、サイトにもよりますけれども、希望される方にはメールにて最新情報をお送りしておりまして、リピーターを増やす、こういったことにも注力しているところでございます。

企業版ふるさと納税の寄附者に対しましても、希望される企業につきましては寄附金贈呈式の開催並びに広報紙の掲載を行っておりまして、こういった取組で太宰府市への愛着を深めていただくように取り組んでおるというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 様々な取組をされているということは理解します。それで結果を出すというのはなかなか難しいところなんだろうけれども。

私もちょっと気づいたんですけれども、ベスト5に入っている市町なんですけれども、すごく特徴があるのが新宮町、これも1件当たりの寄附額は1万1,000円と少ないんですよ。けれども、格段と件数が、36万件もありますね。なぜここが40億円近いふるさと納税寄附金を集めたのか、あまりにも額が大き過ぎて理由は分かりませんでした、私。しかしながら、もうちょっと近いところで大野城市、3位の大野城市の、これも本市と似ています。1件当たりの寄附額は1万1,000円と少ないんですけれども、寄附件数が我が市の約2倍なんですよ。寄附額も16億円と、かなりの高額です。寄附の種類というか、タイプは似ているだけけれども、かなりの寄附を集めていらっしゃるということで、ここをもうちょっと研究、調査して、そこにヒントがあるような気がするんですけれども。

そこで、先ほど申しました2点目の太宰府市にゆかりのある皆さんへの働きかけ、ここが、私も今回気づきました。ふるさと納税のポータルサイトのメッセージを逐一見たところなんですけれども、それだけなんですけど、返礼品が充実している市町のメッセージとちょっとばかし違ったように感じています。返礼品が充実している市町は、おいしかったとか、よかった、またよろしく願いますとか、返礼品に対する感想が多いんですよ。本市についてはかなり、それこそ、まず出身者の方。私は本市出身ですと。それとか、親戚縁者が太宰府市ですとか。もしくは、近隣市町の方で、年末年始に太宰府天満宮へよく行くんですとか。それとか、まず旅行者ですよ。旅行して、すごくいい印象だったから本市にふるさと納税しますとか、太宰府ファンですよ。こういうところをしっかりと発掘すべきだと思うんですよ。

もう一つ、これは令和4年度の予算のときに資料として頂きました。寄附する方の属性ですよ。居住地の属性の資料をいただきました。そうすると、ほとんどが首都圏、関東と近畿、中部の方なんですよ。大都市の方が何かしらのゆかりがあって本市に寄附をしてくれているということが分かるかと思うんですけれども、そこで太宰府市にゆかりのある皆さんへの働きかけですね、これ何か工夫するところはありませんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘のように、例えば先ほどの住みたい街ランキング、同じ会社ですけれ

ども、戻りたい街ランキングでは全国4位でありましたので、そして魅力度ランキングも大体50位以内に最近は入りますので、そういう意味でまさしく、出身者の人が愛着を持っていただいている町である。そして、太宰府に観光地としてお越しいただいたり来たいと言っている方、リピーターの方が非常に多い町であると。そういうことが太宰府市の特徴であろうと思っております、だからこそそうした方々にアピールすべく、我々としてもそうしたお礼状を出したり、様々な観光地の中でもふるさと納税をアピールしたり、そうしたことを続けてきました。

ただ一方で、先ほどご指摘ありましたように、新宮町は私も不勉強ですがけれども、最近では20億円台から30億円台をキープしているということですので、安定的にこれだけ桁違いに集めておられるということは、恐らく、かつて佐賀のほうに視察に行ったときに、別の会社を既に建てられて、建てられてというか、何というんですかね、ちょっと名前忘れちゃいましたけれども。別組織をつくって、そこで職員の方を雇って営業までしているというところがありました。ただ一方で、私は、そこまでやっていくと市の、行政ののりを越えている部分もあるんじゃないかということで、職員の頑張りで10億円を何とか達成したいというのが私のもともとのコンセプトなんです、そうしたことも含めて、何とか10億円をまず達成すべく頑張りたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 施策として、3番目ですね、リピーターを増やす取組というところなんですけれども、私、メッセージを眺めるだけでリピーターなんだなと思ったんですけれども、具体的にふるさと納税のデータとして、リピーターという皆さんは数的には把握できているんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 例えば、1年間に複数回やられている方ももいらっしやいましたりですとか、一昨年やって、今年やらず、来年やったといったようなこともございますので、なるべく把握できる範囲で把握しようとはしておるんですけれども、網羅的な数を把握できているわけではございません。ただ、こういった活動がつながるように、先ほど申し上げましたようなお礼状等々とかで、どういったことに使ったみたいなことも含めてしっかり丁寧にPRしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね。せっかく本市に関心を持って寄附を寄せてくれた方に対しては、メッセージをもらおうと。それに対してはしっかりしたお返事と、あと、できるかどうか分かりませんが、定期的なコネクションをつくるための情報発信ですね。ふるさと納税は使い道というのが指定できますんで、そこら辺の結果報告みたいなものを、できれば、ペーパーで返信するというのはなかなかコストがかかりますんで、今はデジタルですんで、メールというのはかなりコストもかからないところで、一つこれ気持ちだけですよ。気持ちをしっかり持つ

ていれば、そういう形での返信ができれば、しっかりリピーターをつなぎとめることができると思って、そこで資料に戻ります。

資料をざっと見ますと、本市のように右肩上がりばかりの市町じゃないんですね。例えば、平成30年から令和3年までの4年間ですけれども、当初は十何億円と寄せられていたところが今は半減しているというところもあるんです。多かったり少なかったり、かなり波があるところもあるんで、本市は今のところ右肩上がりですが、これを中学校完全給食の安定的な財源とするためには、ふるさと納税が凸凹していたら心配ですよ。そこら辺で、先ほど言いました、これが安定財源たるのかというのはふるさと納税の寄附の安定性そのものと思うんですが、そこで、ちょっとまた読みますね。ゆかりのある皆さんに働きかけてリピーターを増やすことが、本市へのふるさと納税を増加させるとともに、安定的に寄附をいただくポイントになるのではと思います。また、本来のふるさと納税の趣旨、あるべき姿に沿うものであり、ここら辺を、返礼品を増やすというのも重要ですけども、本市独自のふるさと納税の特色として、ゆかりのある方、リピーターというところを増やす。ここに力を入れていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどご指摘ありましたメールで返信は、これはもちろん、メールアドレスが分かる方には積極的にやっているのですが、寄附者の中で半分以上の方だと思いますけれども、連絡先は公表しないでほしいという方もおられまして、そこに下手に送りますと逆にクレームにつながってしまうということもありまして、ですので基本的には、郵送の中でもはがき代のほうが安いので、はがきで、集まった額と使用させていただいた額を簡単に書いたもの、今の新しい返礼品などをPRしたものを全員に、できるだけ知れる限りにお送りするようにしてリピーター獲得に努めているところであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 関連しまして、企業版ふるさと納税についても、これも安定的な財源につながるものと私も考えています。本市に企業版ふるさと納税、寄附をした理由を、私も非常に気になる場所なんですけれども。ちなみに、令和4年度になって9件の寄附があったようですね、ホームページ見たんですけれども。企業版ふるさと納税の目標件数は5件、既に達成しております。企業誘致の目標は3件と。本市に寄附する企業の方というのは、やっぱりそれなりに、一般の寄附者よりもかなり寄附する動機というのが明確だと思うんですけども、逆に聞きやすいかもしれませんよね。ここら辺、なぜ本市にあえてこういう企業が寄附するのか、この理由については調査していますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 先ほど申し上げましたけれども、企業版ふるさと納税していただいた企業さんは、ご希望される場合は贈呈式等々も行っておりまして、そういった場面ですとかそれ以外の場面も含めまして、我々としても、どのような思いでご寄附いただいた

ということにつきましては可能な限り聞いているところもございます。ただ一方で、寄附したこと自体の公表を希望されない団体もございますので、そういった点もありますので全て申し上げられるわけではございませんけれども、可能な範囲でそういったことを取り組んでいるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 企業版ふるさと納税なんですけれども、企業版ふるさと納税と企業誘致を関連づけた取組をされると、かなり実績が上がると思います。

2点目のほうに進みたいと思いますけれども、財源の確保に欠かせない行財政改革の具体的な取組と進捗状況についてお伺いしましたけれども、本市の行財政改革の推移について私まとめてみました。昭和63年度から平成23年度まで4次にわたる行財政改革を行ってまいりましたが、第4次行政改革大綱、平成17年から平成23年度を最後に大綱、計画は策定されておられません。平成29年9月議会での一般質問に対する回答、当時の芦刈市長によりますと、大綱、計画はないものの行財政改革に取り組んできましたと。これから第5次行財政改革大綱の策定に向けて行財政改革推進本部を立ち上げるとのことでしたが、その後の議会解散、市長交代で、第5次行革大綱の策定は道半ばで頓挫してしまいました。

楠田新体制になり、楠田市長の2期目の公約として、行財政改革のさらなる断行をまずは推し進めると強く宣言されましたが、ここで伺いたいんですけれども、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、行財政改革プランの策定に取り組むということ、これについて伺いたいんですけれども、これについては、一般的な行財政改革の進め方である、市長をトップとする行財政改革本部を立ち上げ、行財政改革素案を作成し、市民と有識者で組織される行財政改革推進委員会へ諮問し、第5次になるか分かりませんが、行財政改革、これプランですよ、をつくるということでしょうか。そこで、庁内プロジェクトチームというのは行財政改革本部設置規程の中にあります行財政改革推進本部に当たるのか。もう一つ、行財政改革プランとは、まさにかねてから要望しておりました第5次行革大綱のことなのか。これについてお答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 事務的にもし足らなければ補足させますが、いずれにしても先ほど来答弁しておりますように、議員もお気づきだと思いますが、今回の私の4年間やってきた最終年度の決算も見まして、コロナ禍でありましたけれども、皆様のご理解、ご協力で思った以上に剰余金も出て、基金も積み重なってまいりましたし、借金も先んじて市債も返還をしてまいりまして、ある意味、準備は整ってきたと。今後の様々な行政ニーズのために果敢に使わせていただくという準備が整ってきたという考え方がありますので、そうした意味では、給食の財源をはじめ、そのために行革をしなければいけないという考え方は実はもう取らないようにしております。

一方で、行財政改革を不断に進めていくことは非常に重要だという認識をもちろんしており

まして、そうした意味で、先ほどのような委員会などを立ち上げるかどうかは全く未定であり  
ますけれども、今、ビジョン会議でも議論をしておりますし、また公共施設の再編などは既に  
副市長をトップに議論しておりますので、こうしたことはこうしたこととして今後もしっかり  
と進めていく中で、より本市の財政状況を健全化できるように頑張っていきたいと思ってお  
ります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） もうちょっと端的に聞きたいんですけども、私もまちづくりビジョン  
会議第2回を傍聴しました。そこでもワーキンググループというか、グループの報告を聞いた  
んですけども、行財政グループの報告の中でご説明されていたのが、ふるさと納税について  
増額に取り組むと。2点目としては、まほろば号の運行補助金の1.5億円について見直すと。  
3点目、公共施設の指定管理者を公募にするという見直しに取り組むという3点についてご説  
明があったんですけども、私は思うんですけども、肝腎の行財政改革プランのほうです  
ね、これ市長が述べておられました。プランを策定するというのがまずありきかなと思ったん  
ですけども、それがなくして個別の課題についてだけの説明に終わってしまったんで、この  
プランの策定についてはどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ビジョン会議の中では、あくまで委員の方々に具体的な行財政改革の優先順  
位といたしますか、実際どのようなテーマがあるのかというご指摘なりご質問なりご要望もあ  
りましたので、例示をして出したところでもありますけれども、決してそれだけにとどまるもの  
はありませんで、全体的な行財政改革というものを聖域なく行っていこうと考えております。  
そうした中で、プランというものになるのか、様々な総合的な行財政改革として計画を出して  
いくのか。その点も含めまして、ビジョン会議なり今後の庁内の議論の中で答えを出してい  
きたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 個別の行財政改革の取組は分かりますけれども、まずプランがあつてこ  
そだと思っているんですね。行財政改革というのは、単年度、1年で結果が出るものってほ  
ぼないんですよ。今までの行財政大綱、計画についても、複数年度、5年以上の長い年月  
をかけて取り組んだところで成果を出してきたのか、それでも出せなかったのかというこ  
とがあると思いますんでね。何より計画なくして行財政改革はないと考えています。先ほど市長も  
言いました、中学校完全給食を実施するために行財政改革をやるわけではないというところな  
んですけども、あえて中学校給食をやるために同時に並行して進めるという考えも、行財政  
改革を進めるための何かしらの動機づけになると逆に思っています。まずは行財政改革大綱、  
計画を策定していただくことをお願いしたいんですけども、着実に成果を上げるためには計  
画があつてのことだと思っています。強くお願いします。

中学校完全給食を将来的に安定的に実施し続けるためには、行財政改革の同時実施が、あえ

て同時実施がこの大事業の成功のポイントになるんじゃないかなと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで13時50分まで休憩します。

休憩 午後1時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時50分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問いたします。

1件目、インボイス制度についてです。来年、令和5年10月からインボイス（適格請求書）制度が導入されることに伴い、消費税免税事業者の事業継続が困難になることが懸念されています。太宰府市内の事業者への影響について2点伺います。

1点目、市内免税事業者へどのような影響が広がるのか、認識を伺います。

2点目、シルバー人材センターでは会員が個人事業主扱いであることから、センター事業に影響が出ると想像されますが、対応について伺います。

2件目、アスベスト対策についてです。水城小学校管理棟他改築事業において解体工事が行われます。アスベスト含有施設であることから、飛散による健康被害を懸念しています。市としての対応について3点伺います。

1点目、解体工事における学校、保護者及び周辺住民への工事告知方法について伺います。

2点目、解体時の飛散状況の把握体制について伺います。

3点目、令和元年9月議会一般質問で要望しておりました建築物石綿含有建材調査資格者の立会いとアスベスト測定器の使用について、今回生かすことができたのか伺います。

3件目、高齢者の生活支援についてです。コロナ禍における原油価格、物価高騰の中、後期高齢者医療では1割負担者のうち一定以上の所得のある方については窓口負担2割化、加えて年金削減などが続き、生活が苦しくなっています。今議会の補正予算において、高齢者に特化した生活支援は見当たりません。見解と今後の対応について伺います。

以上3件について、ご回答お願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 1件目のインボイス制度についてご回答いたします。

まず、1項目めの免税事業者への影響についてですが、インボイスとは、売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書

や納品書、その他それらに類するものでございます。令和5年10月1日から、8%と10%の複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方式として、適格請求書等保存方式であるインボイス制度が開始されますが、インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた消費税の課税事業者であるインボイス発行事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入れ税額控除の要件になりますので、インボイス（適格請求書）を発行できる相手方からの課税仕入れであれば、その際の仕入れ税額は控除対象とすることができますが、インボイス（適格請求書）を発行できない相手方からの課税仕入れであれば、その際の仕入れ税額は控除対象とすることができないこととなります。

こうしたことから、1点目の市内免税事業者にどのような影響が広がるかの認識といたしましては、年間売上げが1,000万円を超えない小規模事業者であっても、インボイス制度の登録を受けなければ適格請求書を交付することができませんので、従来取引に少なからず影響が出るのが想定されます。そのため、取引先が仕入れ税額控除を受けることができるよう、消費税の免税事業者に対し、課税事業者になることを要請されたりする可能性が考えられます。

インボイス制度への登録は事業者の任意で決めていただくことになり、事業形態に合わせてご判断いただくこととなりますので、その判断が適切にできるよう、消費税の基本的な仕組みやインボイス制度の中身を理解しておくことが重要だと考えております。これまで商工会においてインボイス制度の説明会を開催いただいております。今後も継続して開催していくと伺っております。市といたしましても、国の動向を注視しつつ、最新の情報をホームページ等で提供するとともに、商工会等と連携してインボイス制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 次に、2項目めのシルバー人材センターへの対応についてご回答いたします。

現在、シルバー人材センターの会員につきましては、その全員が年間課税売上高1,000万円以下の小規模事業者でありますので、消費税の納税は免除となっておりますが、インボイス制度の導入に伴い、シルバー人材センターにおきましては、会員が免除となる消費税の部分を課税仕入れ等に係る消費税額として控除することができなくなるため、納税の義務が生じてくるのが想定されます。この新たな納税コストをシルバー人材センターが負担することとなれば、その運営に少なからず影響が生じることとなりますことから、全国シルバー人材センター事業協会や福岡県シルバー人材センター連合会においても意見書を国や県に出されているところであり、市シルバー人材センターによりますと、それらに対する動きや会員への影響、財務状況等も考慮した上で対応を検討していくとのことでもあります。市といたしましても、こうした状況も含め、動向を注視しながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。この制度自体が分かりづらいところがあるんですけども、今、部長のほうから詳しく説明をしていただきました。今の時点で免税業者である業者と取引をした企業、事業者は納税額が大きくなるために、免税業者との取引を解消または値上げ要求をすることが懸念されるというふうに聞いています。これは、今の回答の中にありました、少なからず影響が出るということにつながっていくのではないかと思います。

このことによって、今の業者さんが営業が続けられなくなるということが考えられます。先日、新聞記事にありました、東京商工リサーチが実施したアンケートの中では、約1割の企業が免税業者との取引を中止するというふうに回答したというふうに書いてありました。税負担が増える免税業者との取引縮小の動きが加速する可能性が高いということで、危惧をしているというふうにあります。

このインボイス（適格請求書）を発行する事業者になるかならないかということ、まずよく分からない、そしてなるかどうかを迷っているというふうな、今まだそういう状況です。実際に事業が進むのが来年の10月ですので、1年前ですけれども、今そのような状況にあります。商工会のほうで告知、説明会を開催しているということで、この前も広報には載っていましたが、そのような事業者さんに対してのお知らせを増やしていかないといけないでしょうし、実際になるかならないか、なることによってどういう影響があるのかということもきちんと話をしなければならないのではないかなというふうに思っていますけれども、そのような相談窓口などを開設する予定はありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 事業者の方につきましては、市のホームページ等もご覧になられているというふうに伺っておりますので、まずは市ホームページの掲載のほか、商工会のほうにもご協力をいただきながら、定期的に発行されております商工会ニュース、商工会ホームページにも掲載の協力をお願いしたいと考えておりますし、本市におきましても、商工会の説明会の開催等にも協力してまいりたいと考えております。

加えまして、商工会が発行しておりますチラシに、国の税務署等の直接の説明会、オンライン説明会等の紹介も掲載をさせていただいております。QRコード等で簡単に読み取って、動画による分かりやすい制度解説というのもあっているというふうに伺っております。そういったところを活用しながら、周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 対象者が年間売上げ1,000万円以下の小規模の事業者さん、個人事業主さんになるんですけども、細かく言えば、個人タクシーの方や、それからヤクルトレディーさん、それから劇団員さんとかというところで、想像していなかったような方にも影響があるというふうなことになっています。気づかれていない方もいらっしゃると思いますので、そういう意味ではお知らせをして、商工会また産業振興課での窓口対応をお願いしたいと思いま

す。そして、そこで、今、事業者さんがコロナ禍で大変な思いをされているというふうな状況もありますので、そういうことも聞き取りながら、どのような判断をするべきなのかということを進めていただきたいなというふうに思います。

そして、市内の事業者さんへの影響なんですけれども、免税事業者さんが今太宰府市内にどのくらいあるのかという数字は把握しておりませんが、今の対象者になる枠からいきますと、市が公共事業として取引のある軽微な工事を頼んでいる委託業者さんだったりとか、あと施設の管理ですね、個人的にお願いしている方たちがいると思うんですけれども、そういう方たちとの取引にも影響が出てくると考えられます。こういう方たちが地域経済を支えていたというふうに思うんですけれども、そういう方たちもいらっしゃいますし、地産地消推進で補助金などを付けて今事業を進めていらっしゃいますけれども、これ地域の業者支援だと思いますが、そういう方たちにも影響が出てくるという中で、公共事業での取引について影響はどのように考えてあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 制度導入に向けて、庁内のほうでまた検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 実際取引が、インボイス制度が始まれば、そういうことになりかねませんので、そのことをきちんと認識して、地域経済に影響があると事業者も少なくなっていくのではないかとというふうなことも含めて、インボイス制度について太宰府市としての見解を考えていただきたいと思います。

2点目のシルバー人材センターについてですけれども、先ほどの説明の中にもありました、実際に、会員さん自体が個人事業主になるということで、負担が増えるというようなことが明らかになっておりまして、シルバー人材センター自体が国に要請したりということがあってるんですけれども、太宰府市の場合に今の会員さんの仕事量に対して負担する総額、個人の総額ですね、が恐らく200万円から300万円ぐらいになるのかなというふうに思いますけれども、そこら辺の試算は出ていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） お答え申し上げます。

令和5年10月から制度が導入されまして、当初の3年間は仕入れ税額の8割が控除される経過措置がございますので、本市の場合、シルバー人材センターの試算によりますと、令和5年度は半年間で約90万円ほどの負担増となる見込みと伺っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 令和5年度は年度途中から始まるということでの90万円だと思いますので、年間で200万円ぐらいというふうな試算になるかと思います。シルバー人材センターさ

ん自体が、高齢者の方の生きがいづくりだったりとか、あと地域社会の活性化に貢献する組織というところでは、個人負担になって会員さん自体がやめていくというようなことになれば本末転倒になりますので、そういう意味では、国としての対策もありますでしょうけれども、実際にそういうふうになった場合のこと、市が負担するというようなことも念頭に考えていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、インボイス制度で、地域の中で経営をしていらっしゃる市民等の、細やかな工事だったりとか修繕などにも関わっている、また販売をしてある業者さんに影響がありますので、そういう意味での対応ですね。市としても、この制度自体に待ったをかける、導入を見送るなり凍結をするというような声を上げていただきたいというふうに思っております。このことをお願いしまして、1件目を終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育施設整備担当課長。

○社会教育課教育施設整備担当課長（福田久博） 2件目のアスベスト対策についてご回答いたします。

まず、1項目めの学校、保護者及び周辺住民への工事告知についてですが、今回の解体工事につきましては水城小学校の改築に伴う旧校舎の解体工事であり、学校、保護者には文書や2回の保護者説明会で工事の概要等についてお知らせするとともに、周辺住民には工事のお知らせチラシを作成し、配布いたしました。あわせて、地元自治会長の皆様には、定期的に開催される校区自治協議会で説明しております。

また、アスベストに関する現場での直接告知としましては、大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を掲示しています。主な内容といたしましては、建築物の解体等の作業に関するお知らせ、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について記載しております。

次に、2項目めの解体時の飛散状況の把握についてですが、大気汚染防止法の改正に伴い、令和3年4月から石綿飛散防止対策が強化されておりますので、この改正に基づき、今回の解体工事の現場でも対応しているところです。具体的な解体時の飛散状況把握につきましては、アスベストの位置を確認し、専門の資格を有している作業員が行い、労働基準監督署、県保健所の職員の立会い検査を実施することとしています。工事に際しては、散水養生しながら密閉して封じ込めることにより、飛散しないように実施いたします。また、大気中のアスベスト濃度の測定を行い、飛散状況を確認しながら安全に工事を進めていくこととしております。アスベスト除去は慎重に行う必要があり、事業者としても、監督者としても、慎重に工事を行っていくことを最優先に考え、実施しております。

次に、3項目めの、令和元年9月議会の一般質問で要望していた建築物石綿含有建材資格者の立会いとアスベスト測定器の使用についてご回答いたします。

建築物石綿含有建材調査者の資格については、職員の資格取得には至っておりませんが、今

後、アスベスト対策の研修等の機会があれば、積極的に参加してまいりたいと考えております。アスベストアナライザーというアスベスト含有調査器については購入には至っておりませんが、今回の水城小学校の解体工事については、アスベスト除去にも実績があり、資格者を有する業者が安全に実施しております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） まず、1点目の工事告知についてですけれども、水城小学校建物にアスベストが含まれているということは、令和2年の秋に、市民の方が水城小学校のほうに訪問をしてアスベストの調査をされています。そのときに、アスベストアナライザー、調査器で測定をしたときに出てきた、また壁が剥がれて、そこからアスベストがむき出しになっているというような話がありまして、その点については担当課のほうで対応していただいて、塗装などの上塗りをして学校自体の安全を守られているというような状況であったというふうに思っています。

しかしながら、実際に使われていることは明らかになっておりますので、これを解体することによって飛散する、飛び散るといったような影響があるのではないかとすることは市民の皆さんも心配をしているところですが、今のご回答の中で、工事の概要について周辺住民には配布をしましたということでした。また、説明会でもお話をしたというふうなご回答ありましたけれども、解体工事について、いつからいつまで、始まります、行いますというようなことはされていますでしょうか。私が近隣の方にお話を聞くところによると、そのようなお話をなかったというようなことだったんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育施設整備担当課長。

○社会教育課教育施設整備担当課長（福田久博） 工事のお知らせにつきましては、事前に、5月24日と7月27日の説明会も含めまして、水城小学校の解体工事についてということで、周辺の住民の皆様にも、職員も含めて、業者も含めて一緒に回っておりまして、50軒ほどですけれども、周辺のマンションとか、その辺り中心に回って案内をしております。さらに、現在なんですけれども、水城郵便局のすぐ隣のところの県道からの入り口のところに告示しておるような表示を現在しております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 事業者さんと一緒に訪問されて説明をしたというお話で、これについては、契約書の中にもあります近隣との折衝のところに当たることを実行されたというふうに理解いたします。工事現場の入り口のところの掲示板にも、今朝見ましたけれども、7日から、昨日からですかね、工事が始まったというふうに書いてありました。実際に、保護者説明会のときですかね、に工事の計画書もありましたけれども、そのときの解体の時期というのが8月から2月、3月までというふうに大きく取ってあったんですけれども、心配しているの

は、実際に工事がある間ですね、子どもたちに、気をつけなさいじゃないですけども、今あっているんだなという認識、子どもたちだけじゃなくて先生方とか近隣の方へですね、という細やかな告知が要ったのじゃないかなというふうに思っていますけれども、この点については今からでも、今やっていると、7日から始まっていて、いつ頃終わる予定ですよというようなことを保護者のほうにお知らせをすると、今、万全の体制でやっていますというようなことをお願いしたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 教育施設整備担当課長。

○社会教育課教育施設整備担当課長（福田久博） 先ほど申しましたように、建築物等の解体等の作業に関するお知らせということで見ていただいたということですが、水城郵便局の隣の県道からの入り口のところに貼らせていただいております、アスベストの対策工事をやっていますということで貼っております。保護者説明会等、一応2回開催しておりますので、さらなる配布につきましてはもう少し検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） その点についてお願いをしたいと思います。

それから、2件目の解体時の飛散状況の把握についてですけれども、アスベスト含有施設ということで、契約書のほうの中身を見せていただいた中で、吹きつけ材が管理教室棟の外壁に使われている。それから、保温材が職員室の天井、また教室棟の1階から3階の天井にある。そして、成形板が1階の職員室の天井にあるということが記載をされておりました。対応としては、封じ込めをしながら散水養生しながら密閉してというようなことでしたけれども、これの立会いについてはどのようにされていますでしょうか。発注者の市がきちんとその現場を確認をしているのか。また、県も優先順位をつけて県内の公共施設については立入調査をするというふうな話があるというふうに聞いていますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育施設整備担当課長。

○社会教育課教育施設整備担当課長（福田久博） まず、市の職員は定期的に巡回して現地を確認しておりますのと、県の保健所の職員の方が来ていただいて事前調査の確認をやっているということで確認しております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 公共施設に限らず、アスベストを含有している施設の解体に従事している労働者の方のお話では、アスベストを吸うことによって発症する中皮腫だったりとかというふうな、今発症しなくても20年、30年たってから苦しい思いをするというふうなことになるということが知らされていなかったり、意識が薄かったりというふうなこともあって、タオルで口を押さえながら散水をするとか、それから先ほど作業の中でありましたけれども、解体する場所を一つ一つ隔離をして、除じん装置を設置して、またシャワー室を設置するというふう

な細かな規定があると思うんですけども、そういうものが見当たらなかったというふうなお話も聞いております。これは太宰府市ではなくて、そういう現場もあるということですので、こういうところも踏まえて発注者側というところでの立入りをさせていただいて、働いている方の労働環境を安心して安全にということをお願いしたいというふうに思います。

3点目です。2019年9月議会で、上下水道事業センターの天井剥落でアスベストが含まれていたということが判明をして、緊急対応後に要望していた調査員の資格取得とアナライザーの購入についてですけども、残念ながらどちらとも、資格もまだ取得している職員がいらっしゃらないということ、それからアスベスト調査器については今、1台800万円近くするというふうに聞いておりますけれども、これもそろえられていないという中であります、というふうなお話でした。これから、太宰府市の場合は公共施設、古いものがたくさんありますので、2019年のときにもお話ししましたが、施設を解体していくときに、やはり調査員という、きちんとアスベストに対しての知識を持った職員がいて、そこに立ち会うなり、事業者との折衝を行うなどの体制が必要かと思えます。今回の水城小学校はまず初めの一歩かなというふうに思いますので、今後この調査員、資格を取るということをお願いしたいと思っておりますけれども、積極的に参加してまいりたいというふうにご回答ありましたので、ここのところはぜひお願いします。

これは、研修を受けるのに四、五万円かかるというふうに私は調べたところであるんですけども、そういう金額でよろしいのでしょうか。1人当たり、講習を受けたら4万円から5万円かかるというふうに調べておりますが、どうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育施設整備担当課長。

○社会教育課教育施設整備担当課長（福田久博） 建築物の石綿含有建材調査者の資格を取得するのに5万5,000円の資格取得の費用がかかると。2日間講習会に参加して、最後、試験を受けて、合格したら資格が取れるという形になっておりまして、職員としては資格を持っておりませんので、アスベストの大気汚染防止法の改正に伴いまして今回段階的に、またさらに強化されていきますので、県のほうで研修会等を今後増やしていきたいということで聞いておりますので、なるべく私たちとしましては、アスベスト対策の研修会が県庁等で開かれたりとか、そういった場合には参加していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 公共施設の建設が1960年代ぐらいから始まって、今もう七、八十代になった建設労働者の方たちが発症して、補償の法整備なども進んでいるところでもありますけれども、建設に関わった方たちも苦しい思いをしている。そして、今回、解体をするときの労働者の方も、また年齢を重ねたときに苦しんでいくというようなことがないように、もちろん事業者は法律にのっとって事業を進めていくんですけども、発注者側の市としてもそういう知識を持って監視をしていく、点検をしていくというふうなことが必要ではないかというふうに

思いますので、その点をお願いしたいと思います。

3件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 3件目の高齢者の生活支援についてご回答いたします。

コロナ禍における原油価格、物価高騰の中、年金削減、1割負担者のうち一定以上の所得のある後期高齢者の医療費の窓口負担2割化など、高齢者の生活が厳しくなっている。市としての支援についてですが、議員ご指摘のとおり、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担増がありますが、これは、令和4年10月1日から、現在窓口負担割合が1割の被保険者で、そのうち一定の所得がある方は窓口負担割合が2割に変更になるものです。ただし、2倍となる負担を抑えるための3年間の配慮措置が設けられています。

市といたしましても、全世帯に対する下水道料金1か月分の無料化を予定しております。また、住民非課税世帯臨時特別給付金10万円につきましては、令和4年度に非課税になった世帯も含めて支給いたしておりますが、そのうち65歳以上の高齢者を含む世帯は全体の約7割を占めております。そのほか、財政面の支援ではございませんが、地域包括支援センターでは、ケアマネジャーによる食事、運動など日常生活への声かけを訪問や電話で行い、個々の状況に応じたきめ細かな支援に努めております。さらに、一部地域では、制度の周知も兼ねて、保健師による80歳以上の独居高齢者宅の訪問を行い、孤立しがちな高齢者の実態把握を行いました。今後も他課との連携を図りながら、一体的に訪問事業を進めてまいりたいと考えております。

また、通常の業務においても、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、いわゆる3職種が相談を伺う中で生活困難な状況を把握した場合には、様々な支援機関への連携を図っております。さらに、コロナ禍における高齢者向けの対策としまして、今回の補正予算で、高齢者を含め希望される方への検査キット配付や、高齢者や疾病を抱える方などが不便を感じることなく安心して外出していただけるように、公共施設の男性トイレの個室にサンタリーボックスを設置することといたしております。

また、高齢者がスマートフォンを活用して様々な情報収集や手続などができるように、令和3年度からスマホ講座を地区公民館において実施しております。令和2年度と令和3年度には、要介護高齢者などの支援継続のため、高齢者施設などを運営する事業者に対して特別支援金の給付を行いました。さらに、だざいふペイの申込みの際し、高齢者に多いと思われるスマートフォンをお持ちでない方や、持ってはいるが、アプリのインストールができないという方のために、だざいふ紙ラク商品券を発行することといたしております。

今後とも、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように、さらなる高齢者への支援策を検討してまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。コロナ禍でなかなか外に出られなかったり、それから施設に通うことも困難になったりというふうな中で、包括支援センターとして細やかな事業を展開されていたということは聞いておりますので、それとは別に、実際にお年寄り世帯で、消費の中で食料品の割合が高くなりますし、また在宅時間が長いために光熱水道料の変動が大きくなっているということが言われています。実際に今、物価高騰で、知り合いの高齢者世帯の方にこの3か月間の電気代の数字を出していただいたんですけども、前年比較で9割の方が負担が増えたというふうな結果がありました。

最初に回答いただきました給付金などもありますけれども、私が相談を受けた方は、この暑い夏の時期、エアコンをつけるのをためらったというふうな方が、これはずっと言われていることですが、ためらっている、つけたいけれども、エアコン自体を持っていなくて、買うお金がないというような方もいらっしゃいました。そういう意味では、暑さは命を落とすということにもつながりますので、エアコン設置費用を市のほうで助成事業を行っていただけないかということの提案をさせていただきたいと思います。

全国的にも幾つか取り組んでいる自治体がありまして、エアコン購入設置費用助成事業というふうに銘打って進めているところですが、例えば東京都の港区であれば、区内在住の65歳以上の高齢者世帯、それで住民税が非課税であること、そして自宅にエアコンが一台もない、または故障で使用できるエアコンが一台もないというところで条件を満たした方にはエアコンの設置費用を支援するというふうな制度があります。ですので、こういうことも考えていただきながら、本当に今、高齢者の皆さんの生活が苦しくなっている。最初に申しあげました年金の引下げとか、それから医療費の負担増などもあります。ですので、全体的に考えていただいて、この点要望させていただいて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時40分まで休憩します。

休憩 午後2時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時40分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

原田久美子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせします。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） 議長より許可をいただきましたので、通告のとおり質問をさせていただきます。

1件目は、高雄公園付近の市有地について2点お伺いいたします。



1点目は、当該市有地の取得年度と整備計画について伺います。参考資料をご覧ください。このような用地を取得された目的をお伺いいたします。

2点目は、当該市有地の今後の活用についてお伺いいたします。

2件目は、新生児聴覚検査の地方交付税措置についてです。円安やウクライナ情勢の影響による物価高騰の影響が医療、介護、福祉の現場に出ており、夏や冬の空調費などの負担を危惧する声が多数ある中、医療機関等において、食材料費の値上げや光熱費の高騰が生じている場合等において、地方公共団体が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できる旨の事務連絡が厚生労働省より発出されております。介護施設と保育所、幼稚園、認定こども園等に関しても同様の事務の連絡が、厚生労働省と内閣府子ども・子育て本部、文部科学省、厚生労働省より発出されていますが、9月の補正予算に反映されていたようですので、安心しております。

そこで、これまで地方交付税の中の少子化対策の内数として措置がされていた新生児聴覚検査は、令和4年度からは新生児聴覚検査費として所要の金額が計上されるようになっていますが、このことを市として把握しておられるのかお伺いいたします。よろしくお祈いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 1件目の高雄公園付近の市有地についてご回答いたします。

まず、1項目めの当該市有地の取得年度と整備計画についてですが、ご質問の高雄公園入り口付近の道路に隣接する約200㎡の土地に関しましては、高雄公園整備のため、平成2年に取得しております。その後、平成15年度から高雄公園の整備事業が始まりましたが、当該土地につきましては公園本体の用地に含まれることはありませんでしたので、結果として道路用地として現在に至っております。

次に、2項目めの当該市有地の今後の活用についてですが、現時点では具体的な整備計画はありません。今後、高雄公園の利用状況や地元関係者等と協議の上、活用方法や整備について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご回答ありがとうございます。市民から見て、ここがどこの土地、市有地、民有地というのは分かりにくいところであります。ここだけではありません。今回は高雄公園の手前のところなんですけれども、先ほど私のほうで現場の写真を提供させていただきました。結局、こういうふうな市有地は、民有地もですけれども、管理、整備はどちらのほうが、正確にですけれども、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 道路に隣接するこちらの土地につきましては、現在、建設課のほうで管理をしております。今いただきましたお写真というか、こちらの写真のほうですが、見ていただいたとおり、草が伸びているところが当該市有地ということになります。こちらにつき

ましては、建設課のほうにおきまして草刈り等の管理をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今ここに草が生えているところは今後整備をされるということでしたけれども、こういうふうに草ぼうぼうで何の目的でこういうふうな草ぼうぼうというのが、これ入り口ですよ。ちょうど公園に入る入り口ですので、本当にこの管理はしてほしいと思っておりますけれども、計画について、今後どういうふうな計画でこの道路、200㎡の土地をされるのか、もう一度お願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらの土地に隣接しております現在道路の部分でございますが、現在、道路の幅員が4 mから4 m50cm、道路としての規格は十分兼ね備えております。しかしながら、今議員おっしゃられたように、隣接の土地につきましては草が生えているような状況で、道路の拡幅というところも検討していかなければいけないと思っておりますが、実はこの横に側溝、水路・農業用水として用いられている側溝がございます。その側溝がこの道路と約1 mの高さ、高低差があるということになっておりますので、こちらの側溝をどういうふうにするのか。農業用水をどうするのか。ただ広げるだけであれば簡単にできるんですけども、側溝がございますので、その1 mの高低差をどうするかとか、また相当の費用もかかるかと思っております。今後、地元の関係者の方々とも協議をさせていただいた上で、整備について検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今、部長がおっしゃいましたように水路があるということですので、災害ではまた水があふれてくるかもしれません。また、下のほうの中学校、高校の水路にも影響するだろうと思っておりますので、早いうちに整備をしていただくことをお約束したいと思っております。

この写真には載っておりませんが、選挙看板が設置されております。私たち選挙する人間としては、空き地、駐車場、そういうふうなところには立てたらいけないという指導があります。それを超して今でも看板が設置されておりますので、選挙管理委員会のほうから福岡県のほうに言っていただきたいと思います。選挙人としてのマナーを守ってポスターを貼っていただくように、選挙管理委員会のほうにお願いしたいと思っております。

1件目はこれで終わります。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 2件目の新生児聴覚検査の地方交付税措置についてご回答いたします。

聴覚障がいにつきましては、早期に発見され、適切な支援が行われた場合には音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために新生児期に聴覚検査を実施することが重要となっているところです。このため、厚生労働省では、市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施実態を踏まえ、平成19年度から市町村に対し、地方交付税措置が講じられてきたところであり、本年度、これまでの少子化対策に関する経費の内数としての算定から、保健衛生費からの算定に変更し、検査費として所要の金額が計上された旨、令和4年7月21日付で事務連絡を发出されているところであり、本市においても同文書を受領いたしております。

出生児数に対する新生児聴覚検査の受診者割合は9割程度となっているところであります。本市といたしましては、まずは母子健康手帳交付などの際に全ての新生児に検査を受診いただくための周知啓発を行うとともに、本制度を活用し、家庭の経済状況にかかわらず公費負担を行うことで、検査費に係る受検者の経済的負担の軽減を図ることは重要であると認識いたしておりますので、できるだけ早く実施できますよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 本当に前向きにきちんとした回答をいただきましたので、質問はやめようと思ったんですけども、1か所だけさせていただきたいと思います。

公費負担の積極的な取組をするということで、回答ではきちんと事務連絡は受けているということなんですけれども、この公費負担を予算化していく、きちんと自治体でも予算化していくことが動き出すことだろうと思いますので、一日も早く、公費負担ということですので、進めていっていただきたいと私思っておりますので、それだけをお願いしまして一般質問を終わります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで15時まで休憩します。

休憩 午後2時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔10番 堺剛議員 登壇〕

○10番（堺 剛議員） ただいま議長より許可いただきましたので、通告しておりました本市のデジタル実装に向けて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

現在、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響は継続しており、本市においても感染者数が過去最高に推移している状況であります。また、ロシアによるウクライナへの侵攻も6か月を

過ぎ、いまだに終息しない中、世界経済全体が成長減速とインフレ加速の影響を受けています。総務省が発表した7月の全国消費者物価指数では、価格変動が大きい生鮮食品を除く総合指数が102.2と、前年同月比2.4%上昇し、2%を超えるのは4月から4か月連続で、物価高は加速している現状であります。今後も食料品を中心に値上げが続くと見られています。このような原油高や物価高騰などの社会を取り巻く経済環境は、本市の市民生活を直撃している現状であります。

このような世界情勢の中、日本政府は今、人への投資やグリーン化、デジタル化への推進を強化していく方向性を示しています。デジタル化については、昨年9月1日に発足したデジタル庁がデジタル化への司令塔としての役割を担っており、今年6月7日には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、デジタル庁として初めてとなる本格的なデジタル化計画が発表されております。まさに、デジタル庁は、我が国がコロナ禍から立ち直り、デジタル化で新たな時代を切り開いていく先導役としての役割が期待されております。

本市においても、デジタル基盤の社会実装についての市民理解を深め、行政事務の電算化や情報化を通して電子自治体を展望し、スマート公共サービス実現へ向けて計画的に推進していく責務があると認識いたしております。そこで、誰一人取り残さないというSDGsの理念の下、地理的な制約や年齢、性別などにかかわらず、その恩恵を享受する取組を展望するに当たり、本市のデジタル化実装に向けた観点から以下の4点について伺います。

1点目、本市においては、市のホームページや毎月発行の広報「だざいふ」、公式LINEアプリ、また太宰府市dボタン広報誌など情報提供の充実をこれまでも図られてこられ、多面的な対応が行われており、情報提供の推進拡充に努めていただいていることには感謝申し上げます。そこで、地域市民ニーズの福祉向上の観点からソーシャルサービスの充実を醸成するため、市役所と共同利用施設や公民館など市民利用の公的施設とのネットワーク化を実現できないかを伺います。

2点目、デジタル庁が打ち出している重点計画では、ビジョンとして、「デジタル活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を明記していることから、デジタル化社会実現へ向けて欠かせないマイナンバーカード普及促進に向けた本市の取組について、現状認識と今後の取組について伺います。

3点目、今、福岡県では、福岡県官民データ活用推進計画を改訂するに当たり、新たにDXの考え方を取り入れた福岡県DX戦略として策定してあります。そこでは目指すべき姿を明記して本年度よりスタートしておりますが、そこでお尋ねいたします。太宰府市版の自治体DX推進計画に伴う全体方針、ガイドライン的な策定予定はあるのか、市の見解をお聞かせください。

4点目、自治体DX推進計画策定に当たっては、本市においても、行財政改革の推進に伴うデジタル活用など、あらゆる業務を対象とした業務内容や種々の制度の見直しもセットで行う必要があると認識いたしますが、市の見解をお聞かせください。

以上4点について、一括してご回答をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 本市のデジタル実装推進に向けてについてご回答いたします。

まず、1項目めの、ソーシャルサービスの充実を醸成するため、市役所と共同利用施設や公民館など市民利用の公的施設とのネットワーク化を実現できないかについてご回答いたします。

現在、市内に、高齢者の方を対象とした地域包括支援センター、お子さんとその保護者の方を対象とした子育て世代包括支援センター、障がいをお持ちの方やそのご家族や事業所の相談に対応している障がい者基幹相談支援センターを設置し、対象者に応じて対応しているところです。それぞれのセンターには専門職を配置し、相談や支援などを行っており、必要に応じて関係部署で連絡会議や調整会議などを行いながら課題の解決策を見いだしております。また、電話での相談に応じるとともに、対象の方のご自宅を訪問したり、関係機関につないだりしております。

議員ご指摘の公共施設のネットワーク化による相談方法の多様化等によるソーシャルサービスの充実につきましては、大変重要な視点であり、昨年度策定いたしました第四次地域福祉計画の中でも、基本的目標3、「日ごろからつながる」の重点施策として、ICTを活用した新たなつながる仕組みの構築を掲げているところです。社会参加のための支援体制を構築するとともに、高齢者や障がい者など社会的弱者の方々が、社会との関わりやつながりが希薄となり、孤独、孤立化することのないように、誰もがデジタル情報から取り残されることがない環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 次に、2項目めのマイナンバーカード普及促進に向けた本市の取組についてご回答いたします。

マイナンバーカードの普及につきましては、これまでも広報紙やホームページによる広報を行ってきており、昨年度から市役所玄関前にマイナンバーカードのオンライン申請に対応した証明用写真機を設置し、申請する際の利便性向上を図ってまいりました。さらに、カードの申請につきましては、今回の補正予算にて計上しております玄関前証明用写真機を使用して申請した場合の使用料を無料にする申請サポート事業を実施し、より一層の利便性の向上を図ります。加えて、市民課窓口において、マイナンバーカードの申請補助、カードの交付及び更新、マイナポータルやマイナポイントについての説明や手続補助を行っております。

先般の参議院選挙に際しましては、期日前投票のために多くの方が来庁されることから、マイナポイント第2弾のチラシを投票所に配架することでカードの申請を後押しするなど、機を捉えた取組を進めてきたところでございます。また、昨年10月から、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで住民票等の各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスも開始し、着実に利用者数も伸びているところであり、マイナンバーカード取得の具体的なメリッ

トをPRしてまいります。マイナンバーカードの普及促進に向けて、引き続き全庁的に努力を重ねてまいります所存です。

○議長（門田直樹議員） 経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 次に、3項目めの太宰府市版のDX推進計画に伴う全体方針（ガイドライン）の策定予定はあるかについてご回答いたします。

自治体DXについては、総務省において、令和2年12月、自治体が重点的に取り組む事項を内容とする自治体DX推進計画を、令和3年7月には、この計画を踏まえた自治体の情報システムの標準化、共通化などの諸課題に取り組むための標準的な手順を内容とする自治体DX推進手順書がそれぞれ作成されております。

本市におきましては、DX推進計画という名称の取りまとめを行っているわけではありませんが、国の推進計画、実施手順書に沿って各種施策の工程管理を行っており、成果を出すべく順次取り組んでいるところでございます。具体的な事例を申し上げますと、今年度は、重点取組事項の一つである行政手続のオンライン化に向けた準備や、マイナンバーカードを用いて子育て、介護の分野でのオンライン手続が可能となる整備を進めております。DXの推進に当たっては、文書情報課を中心に先ほど述べました工程管理を徹底し、状況を横断的に把握しながら鋭意取組を進めてまいります。

次に、4項目めの、今後様々なDX推進のときに、業務内容、種々の制度など見直しもセットで行う必要があると思いますが、市の見解をお聞かせくださいについてご回答いたします。

一部、先ほどの回答と重複いたしますけれども、国の推進計画、実施手順書に沿った工程管理を行っているところでございます。行政改革の一例を申し上げますと、国の推進計画の中でも掲げられております押印の見直しを昨年度実施いたしました。押印見直しを実施する上では、庁内全ての業務において点検を行い、特例規則を制定することで、9割を越す行政手続において押印義務を撤廃いたしました。これにより、オンライン化の一つの阻害要因を乗り越え、市民の皆様の利便性も向上し、総務省が掲げる自治体DXの推進に向けた前進となったところであります。

また、別の例を挙げますと、8月からは試行的にテレワークが可能な業務端末を導入し、閉庁日における市内の新型コロナウイルス感染症の発症者の報告業務で活用を始めたところです。閉庁日における業務であれ、平日におけるテレワークであれ、これに即した服務や勤務の考え方を新たに整理する必要も認識しているところです。これにとどまらず、今後も新たな取組を実施していく上では、議員ご指摘のように、業務内容や制度の見直しを予断なく進めていくことが重要であり、手探りの面もありますが、引き続きデジタルを活用した業務変革を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。回答のほうで1点目のほうにつきまし

ては、主体は、確かに社会的弱者の方を中心に今までサービスを行ってこられているという認識ですが、私が今回申し上げたのは、地域福祉の観点から、高齢者世帯のDXに不慣れな方々への観点から申し上げているつもりでございましたので、よろしく願いいたします。

それと、マイナンバーカードの普及促進につきましては、庁舎玄関前、ありがとうございました。公明党市議団として要望して設置していただいた経過がありまして、本当に感謝申し上げます。ただ、この利活用につきましては、マイナンバーについてはまた後ほど申し上げます。

3点目のガイドラインのことを要望させていただいたのは、後で申し上げますが、確かに業務のほうの確認させていただきましたら、文書情報課のほうとの協議の中で押印の見直しとか電子決裁とか様々、点での業務はされてある実態は分かっております。ただ、これが体系化されておらず、体制、仕組みづくりもない。このあたりを後で申し上げたいと思います。

それと、DX推進におきましては、これは待たなしの時限的な計画でございまして、国がしっかりやっている内容でございまして、市長にここで1点だけお願いです。デジタル大臣と総務大臣が今度、ホームページ見ていただくと、DVDを作成されて思いを述べてありますので、よかったら一回ご見聞いただければと思っております。

今度の質問に先立ちまして、なぜこういう経緯で質問させていただいているかと申しますと、昨年9月に、DX推進計画につきましては電子化、スマート自治体に向けてというところで、市民福祉の向上の観点から質問させていただきました。今後、この観点につきましては、実装に伴う行財政改革、うちのまち・ひと・しごと総合戦略、ビジョン、これに大きく関わってくる課題でございますので取り上げさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、最初に確認でございますが、昨年の質問の折に、たしか高齢者向けに、スマホに不慣れな方のための施策として、シニア等向けのスマホ教室の実施的なものをされるという計画を伺っておりましたが、その後どういう状況になったか、分かれば、お示しいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 高齢者のスマホを活用しました情報取得、発信を支援するため、高齢者対象のスマホ講座を令和3年度は1自治会、公民館において実施をいたしております。令和4年度につきましては、総務省の利用者向けデジタル活用支援推進事業の採択を受けまして、同事業として5自治会を公民館においてスマホ講座を実施する予定でございます。また、そのほかにも、スマホ事業者、これはNTTドコモさんとソフトバンクさんですが、事業者独自に各自治会と連携をいたしまして、現在6自治会において公民館で講座を実施してございまして、さらに今後3自治会、公民館におきまして実施をする予定でございます。このほかにも、市主催の講座も今後、今のと別に2自治会で実施する予定となっております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。その取組、重要だと思いますので、引き続き

継続と、併せて、後で申し上げますのはリモート化の話になりますので、よろしく願いいたします。

もう一つ確認でございます。マイナンバーカードの申請の窓口ですね。私の手元の資料では、5月現在のちょっと古いデータになるんですが、本市におきましては42.7%の交付枚数になっておりまして、今、現行の状況、概況が市民課のほうで分かれば、お示しいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 現在のマイナンバーカードの交付率でございますけれども、8月末の時点で45.7%となっております。それと、マイナンバーカードの申請の窓口である市民課の現状ですけれども、現在、市民課のマイナンバーカードの交付窓口におきましては大半のお客様がマイナポイントのことについてお尋ねになられております。場合によっては、マイナンバーカードの基本的な説明からカードの申請、受け取り、それから保険証としての利用申込みと公金受け取り窓口の登録などなど、お客様の対応に非常に時間がかかっております。1人当たり1時間以上かかることもありまして、操作の説明から、初めから行うようなこともございます。職員のほうも幅広い知識、それと丁寧で分かりやすい説明が求められているのが現状でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。今お聞きになったとおりでございます。不慣れな方には、すぐ終わる内容でも丁寧に進めていく上で時間がかかる。であれば上げるしかないんですね。そういう観点から、公民館での自治会でのリモート化というのをお願いしたいなと思っておりますが、ここで市長のほうに質問を続けていきたいと思いますが、市長、まず初めに、うちの今のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これに我々の市民生活かかっておりまして、ここに、大事なのは成果指標というK P Iの指標が示されております。これにつきましては、本当は実績値もあったほうがいいんですが、基準値、実績値、目標値というのが本来あるべき姿かなと思っております。ただ、問題なのが、市長、ここは、K P Iを設定するに当たってこの数値をどういうふうに見える化するか。このあたりが、これは本市だけではございまして、自治体を全国的に見ますと、構築する際のK P I設定に妥当性が薄い。そして、社会構造の分析をしなかったので、政策として打開すべき状況が不明。こういった、方向性は示されるけれども、本当に効果、成果を生むような、重要業績評価指標という数値でございまして、これが本当に市民サービスで一番大事な数値になってきますので、このあたりを重視して申し上げたいと思いますが、そういった分析を踏まえて、政策、施策、今後こういった都市計画における事業、それに隠されたいまだ発見できていない課題、こういったものを改善する、難しいんですね、K P I設定をするということ自体が。多分、本市でもかなり頭を痛めてこの設定をされてあるんだろうと思いますが、ここで質問したいのは、地域に見える化をするために

もっと具体的な指標を求めていかないといけないと思います。

その観点から申し上げますと、2点申し上げておきたいと思うんですが、1点目は、地域に住んでいる方の日常生活における様々な不安を取り除くための助言や支援活動を通してソーシャル的役割を地域で展開していただいていますので、その方々の、自治会役員とか民生委員の方とか児童委員の方などとか、ソーシャル的な役割で地域で本当に頑張っている、この方々が見えない課題まで知ってありますので、連携強化につなげていただくことが重要ではないかというのが一点。

それと、2点目は、多くの市民の方は行政サービスや各分野の制度などの手続申請についてよく分からないということが、私も市民相談をよく受けるんですけども、そういったことが大きく存在しております。市民生活において個別的課題やニーズ、そして市役所などに直接出向かなくても、定例的な地域行事の中で市役所とつながる公民館、共同利用施設のリモート化があれば、地域の自治機能と地域福祉の向上へ大きな役割を期待できるものと考えております。その際に、一つの意見として申し上げますが、今年度からコロナ禍の影響等で各地域の事業展開ができずに、多分、恐らくですけども、リモート化するに当たっては財政支出が伴いますので、自治会の会計状況を見ますと繰越金はかなり発生していると思われま。それを使うルール化もされていないというところから考えますと、一つの原資としてもいいのかなというのをご検討いただければというふうに思っております。そこで、市長にお尋ねいたします。

総務省がDX推進計画について自治体へ求めていることの一つに……。

○議長（門田直樹議員） 堺議員、すみません、途中でですけども、マスクの関係もあって少し聞き取りづらいので、もう少しゆっくりお話しください。

○10番（堺剛議員） 時間の制約があったもんですから。急がないと間に合わないもんですから。すみません。

自治体へ求めていることの一つに、自らが担う、今回の推進計画ですね、行政サービスについてデジタル技術、データを活用して住民の利便性を向上させるということと、デジタル技術、AI等の活用に業務の効率化、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。こういったことの見解で、推進計画における市長の見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来、お話しありますように、コロナ禍の中だからこそ、市民の皆さんの不安を取り除くために、様々な自治会なり民生委員なり、そうした方々と連携しながら地域の中でつながっていく。そうした中で、リモートのにも、そうしたツールを活用して課題解決をしていく時代になってきたということ強く認識しております。そうした中で、新しい公共という概念の議論も始めましたけれども、デジタル庁も様々な理念を掲げているところでありますので、そうしたことを踏まえまして私としましても、何よりも市民のためのデジタル化であって、手段と目的が逆転しないように、市民の方のためにある程度の予算もかけつつデジタル

化を進めることによって、人が実際に直接触れ合ったり、様々な心の触れ合いの中で課題解決できるような本来業務に集中できるような、そういう理想的なデジタル化が図れば良いなど思っているところであります。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 市長、そのあたりは具現化していかれるように、よろしくどうぞお願いいたします。

あわせて、先ほど申し上げましたK P Iのほうなんですけれども、非常に難しいと申し上げましたが、国のほうの支援のほうで、国と民間のほうで今回窓口をつくってくださいます、デジタル庁が中心となってやっているみたいですが、官民連携で、LWC指標利活用ガイドブックというのがあります。K P Iだけではなくて、これは各自治体たぐっていけばきれいに見れます。どういうものかという、K P I指標というのは各事業についていろいろ設定をされていきますが、これは、これをリンクした形で地域の見える化が、重層的に俯瞰的に捉えることができるようになっておりますので、どうかご活用いただければと思いますが、所管のほうにてこの活用について何か見解があれば求めたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 今、議員がおっしゃったもの、ウェルビーイング指標のことかというふうに理解してございますけれども、政府のデジタル田園都市国家構想が目指す心豊かな暮らし、これがウェルビーイングでございまして、これと持続可能な環境社会経済、サステナビリティの実現のため、地域ごとに定期的にこういった指標を策定し、このような指標を設けて恒常的に改善を図るためのツールというふうに認識してございます。こういった価値観の多様化が進む中で、本市といたしましてもウェルビーイング指標をどのように活用できるかということ今后しっかりと研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。ぜひ、これ活用いただいて、より具体的な市の見える化を図っていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あわせて、マイナンバーカードの普及につきまして、市長、実は9月、今月、もう時間がないんですが、9月までにマイナンバー取得されていない方は、今、総務省のほうからJ-L I Sを使って再々交付されています、7月からですね。それで、今回、1万円分ポイントから2万円分なんです。先ほど所管課からもご報告ありましたが、2万円分ポイントで、市民の方が、うちは人口約7万人でしょうから、7万人からの人口で全員の方が取得されると、先ほど社会的な経済負担も今市民を直撃しているというお話をさせていただきましたが、ここは、我々が財政投資しなくてもここに大きな財源が転がっているわけですから、ご活用いただければと思いますので、そのあたりを充実させていただければというふうに思っております。市長のほうの見解があれば、お述べいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 最近、河野大臣も言われていましたけれども、本筋からいうと、ポイントというよりは利便性を高めるということだとは思いますが、せっかくそういうキャンペーンという期間がありますので、市民の方も結果としてそれでコロナ禍の中で助かるということであれば、積極的に呼びかけていくことは当然でありますので、村田理事も総務省から来てもらっていますし、総務省の方からも直接に私もいろいろなアイデアをいただいておりますので、私も先頭に立って取得向上に努めていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 市長、ぜひ先頭に立ってお願いいたします。

続きまして、マイナンバーカードは、実は自治体ごとのポイントをつける自治体マイナポイントという取組ができるようになっておりまして、本市におきましては、一つの提案と申しますか、医療関係の経験から申しますと、元気づくりポイントとか健康増進に役立つようなポイントとかを、今後、本市独自のポイントについて、自治体マイナポイントについて市のほうで考えてあることがあれば、お示しいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 自治体マイナポイントの独自ポイントの費用につきましては、実は我々もコロナ対応分の地方創生臨時交付金の活用と併せまして、従前から事務レベルで検討を行ってまいりました。しかしながら、現状は、自治体マイナポイントの基盤システムであるマイキープラットフォームに接続するための改修費用が高額に上るため、関係予算を計上するには至っていないところでございます。しかしながら、総務省が令和5年度予算の概算要求におきまして、自治体マイナポイントを全国へ広げるための新規参画自治体への初期費用の補助を含む関係経費、これ確認しましたら12.8億円、これを計上しておるところでございますので、こういった動向を見守りながら、引き続き市においても研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 今、理事のほうからお示しいただいたとおり、そのとおりです。国のほうから補助金の、あとは民間契約等の手数料の一部も補助していくという打ち出しが出ておりますので、前向きにご検討いただければと思います。

市長、認識の中で情報共有でさせていただいておきたいんですが、マイナンバーカード、コロナ対策にもありまして、今日ちょっと携帯、私持ってきちゃいないんですけども、携帯にもあるんですけども、ワクチン接種証明書というのが携帯でマイナンバーカードを持っていらっしゃる方はすぐ取れます。今回、私も4回目ということで、紙媒体でもコピーしたらこんな形で取れました。これも簡単にスマホでできますのでね。今後、コロナ対策にしても一々、紙ベースでやるのではなくて、受付も全てオンラインでやっていく。こういうシステムに変わっていきますし、マイナンバーカードも活用されていくと、その中で。そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

それと、次のポイントとしては、大事なことは体制づくりですね。マイナンバーカードの充実を図ることも啓発についても申し上げておきたかったんですが、時間がありませんので飛ばします。それで、デジタル実装に向けたDXの専門部署等のご検討。今後、機構の考え方も変革されていくと思うんですが、デジタル化に向けて、もう資料は提示しませんが、大野城市でも担当部署の推進課みたいなのをつくっておりますし、春日もその体制に入ってガイドラインまでつくっております。近隣がやっているからうちもやんなさいという話ではなくて、国の速度、市民が求めている生活の利便性を向上するのにうちも本格的に乗り出すために、その体制、機構的な役割を果たすために市のほうも何か検討されてあるのか。あれば、お伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 専門的な知見を持つ職員の必要性等につきましては、我々といたしましても認識しておるところでございます。ICT分野の専門職としての採用につきましては、自治体DXの進捗状況や他市の状況等も考慮しながら、今後の検討課題と考えてございます。当面は、業務委託等による外部人材の活用も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ちなみに、大野城市は総合政策部デジタル推進課というのがあります。春日市はIT推進担当というのがあります。本市においてはその部署が、文書情報課が担っているのかなというふうに思っておりますが、ご負担になっていないのかなと懸念をしております。そういったところでございます。そういったところで、村田理事にこれはお願いなんです、村田理事は来年6月いっぱい、7月には任期満了されると思いますので、そのあたり体制づくりのところも含めて、人、物、金の角度から行財政改革していく上でDXの推進も体制づくりを求めていきたいと思いますが、一言コメントいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） DXにつきましては、私も国で関与していたこともありますので、非常に思い入れがある施策でございます。この思い入れを単に気持ちだけではなくて、なるべく具体的な成果に落とし込めるように、しっかりと文書情報課とか関係部局と一丸となりまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） それと市長、一つは、体制づくりの中で大事なものは、今後課題になってくるのは人材ですね。どうやってDXに対する推進の人材を確保していくかということで、自治体によっては、今日時間がないので紹介しませんが、郡山市あたりは具体的に何名確保するという打ち出しをしながら、SDGsの理念の下で募集をかけていらっしゃいます。一般行政職ということで、複数名募集されてありましたけれども。そういったことを考えますと、本市も早く乗り出していかないと、貴重な人材が他市へ流れていってしまっても本市には残らない

という形にもなりかねないので、この点よろしく願いいたします。

それと、ただ今回、DXにおきまして、行財政改革も含めたところで、本市においては様々な角度から近年、市の監査報告でも指摘されてありますが、財政的課題を含む行財政執行事務における是正や意見をいただいている現状であります。そういった中で、本市の契約状況や各種の制度の要綱などの整備の見直しもご指摘いただいているところでございます。具体的には、指定管理業者や委託業者の適正事務における財政執行の観点でのご指摘だと認識しております。また、各分野の所管におかれても、行政サービス上の弊害等を実感されている職員の皆様もおられると思います。本市のデジタル化推進に向けて、官民連携で行っている事業をはじめ、全庁的な行財政執行事業の一つ一つをデジタル化とセットで検討すべきものと考えますが、市並びに市長の見解を求めます。

○議長（門田直樹議員） 経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 予期せぬコロナ禍で露呈いたしました我が国そして自治体のデジタル化の遅れではありましたが、そのことによりデジタル技術やデータ活用の重要性が認められたと考えてございます。市民の皆様にとっても、また行政にとっても、様々な課題の解決に有用であると認識しております。

この点について、新たに導入いたしました取組の例を挙げますと、これまで市税滞納者の預金照会を郵送により行っていましたため、一定の費用と時間を要しておりました。今年度からはオンラインによる預金照会を導入しましたところ、本市及び照会先の金融機関の業務に要する費用と時間を大きく効率化できる見込みでございます。これにとどまらず、今後も全庁的に事業のデジタル化を進め、市民の皆様の利便性を向上し、人に優しいデジタル化を目指してまいりますと考えております。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど述べたとおりでありますけれども、先ほど来申していますように、デジタル化に当たっては市民の皆様が目線からの利便性を意識するよう伝えているところであります。加えて、8月からは若手発案のゼロ予算事業として、1階市民課の窓口の待合状況閲覧システムの運用を開始して、待合状況の見える化や遠隔確認が可能になりました。こうした人に優しいデジタル化を今後もしっかりと進めていきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。それでは最後に、国のほうは、これらのデジタル化と併せ、グリーン化と併せてやっているのが一つ、全世代型社会保障の構築を今目指して進めておられます。世代間の給付バランス、そういったものを勘案しながら、人生のステージを謳歌していただくために少子・高齢化としてどうしていくかということは、将来世代へ負担を見送らないようにするというのも一つあると思います。私も、これ私の議員活動で恐縮なんですけれども、生活支援課のほうで対応していただいた折に、生活保護の制度を使うしかないかなと判断したところでサービス提供したところ、それだけは避けたいという市民の方が

おられました。その方は、でもそこまですないと本当に生活が成り立っていかない。それは所管の方もそう言われていましたけれども、そういった方々の、結局、サービスというのは救済制度、今までの国のやり方というのは。でも、これから今国が目指しているのは、弱者を生まない社会の構築、これを選んでいく。要するに、ベーシック的な考え方ですね、を中心にされていく方向性になっているかと思っております。

そこで、最後にお伺いしますけれども、本市の未来ビジョンの構想の中でデジタル化社会実現に向けて太宰府のデジタル化推進における重点計画の基本構想として掲げていただき、人に優しいデジタル化で、ぜひ弱者を生まないまちづくりを視野に入れていただいたデジタル化の実装の取組を人、物、金の観点から早急に準備に取りかかっていたいただきたいと思いますので、市長に最後のご決意を聞いて一般質問を終わりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来、ご指摘をいただいております弱者を生まないまちづくりの視点は、私自身もこれまで訴えてまいりました全世代居場所と出番構想なり、安心・安全バリアフリーの推進や多様性の確保など2期目の重点公約にもしております、こうした観点ともつながってくると思っております。

これまでも、職員からも例示がありましたけれども、加えまして市のホームページで、視覚に障がいがある方が音声読み上げソフトを利用することで情報を得るなどのアクセシビリティ確保に努めたところであります。また、昨年度から福祉課において、ビデオ通話アプリを用いた遠隔手話通訳サービスも実施しているところです。例えば、遠隔手話を希望する方が事前にお申し込みいただくことで、ワクチン接種会場に設置したタブレットを用いて、本市の専任手話通訳者が市役所に居ながらにして会場のスタッフとの橋渡しを行うこと。手話通訳者が同行しなくても、コロナに感染した方が通院した先の医療機関の方とのコミュニケーションができるなどのサポートも率先して行っているところであります。

このように、誰一人取り残さない、人に優しいと。何より、一番困っている方がこうしたことによって救われるような社会の実現のために、デジタル化というものを前向きに推進してまいりますと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番塚剛議員。

○10番（塚 剛議員） ありがとうございます。弱者を生まない世界と言っていましたが、先ほど例に取ったのは、生活保護受給者の対象者の方の心の中を見てみると、傷ついているなというのを実感いたしましたので、救済するというんじゃなくて、本当にそういったベーシックなプランで生活できる、確保できる、そのためのDXでございますので、今後ともよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 10番塚剛議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月9日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（4日目）

〔令和4年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和4年9月9日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|--|
| 1 | 船越隆之
(9) | <p>1. 総合体育館の指定管理について
総合体育館の営繕工事の費用について3点伺う。</p> <p>(1) 2階用具倉庫ドアクローザーの工事費について</p> <p>(2) 受水槽清掃費用について</p> <p>(3) 音響設備の定期点検使用料について</p> |
| 2 | 小島真由美
(15) | <p>1. 機構改革について</p> <p>(1) 複雑化、多様化する市民ニーズに応え、地域共生社会の実現に向けた総合的、横断的な組織展開を行うための機構改革について伺う。</p> <p>(2) 直面する課題の整理解決のため（仮）行財政推進室や（仮）公共施設アセットマネジメント推進室などの設置や、適所適材の人事、組織の統廃合など、本市の持続可能な行政経営の観点からの機構改革について伺う。</p> |
| 3 | 森田正嗣
(4) | <p>1. 総合計画に係る請願の採択をうけて
令和4年第2回定例会に提出された請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書は定例会において採択された。
市長は総合計画策定にどう向き合われるのか見解を伺う。</p> <p>2. 自治基本条例の取り組みについて
太宰府市自治基本条例審議会は自治基本条例第29条に基づく「条例の見直し」作業を行い、その結果として令和3年8月12日付けで答申を出され、本条例の運用の改善を求める「提言」をされている。
今回、そのうち情報共有分野の改善の取り組みについて伺う。</p> |
| 4 | 入江 寿
(6) | <p>1. 登下校時の児童の見守りについて</p> <p>(1) 登下校時の児童の見守りの現状について伺う。</p> <p>(2) 登下校時における交通事故や犯罪をなくすための地域との連携強化について伺う。</p> <p>(3) ながら見守りの推進について伺う。</p> |

| | | |
|---|-------------|--|
| | | (4) 登下校見守り者の心得等について伺う。 |
| 5 | 宮原伸一
(5) | 1. 地域猫について
(1) 市などに対する地域猫の苦情内容や件数、また苦情にはどのように対応しているのか伺う。
(2) 不妊去勢手術費補助金の申請、交付状況について伺う。また、その他に地域猫に対する県や市の補助があるのか伺う。 |
| 6 | 橋本健
(17) | 1. クラウドファンディングとふるさと納税について
(1) クラウドファンディングの過去の実績について
本市では、ウクライナ避難民学生に対してクラウドファンディングで寄付金が集まったが、これまでの実績について伺う。
(2) 本市のふるさと納税の状況と課題について
毎年、順調に伸びてきており目標達成してきている。しかし、その中身は、太宰府の商品というより、福岡に依存した返礼品の傾向が強いが、現在の状況と見解について伺う。
(3) 今後の事業展開について
返礼品は商品だけでなく、太宰府観光資源の活用やイベントを組み込んだ方法も考えられるが、今後どのような企画を準備されているのか展開について伺う。 |
| 7 | 笠利毅
(11) | 1. 個人情報保護条例の改正について
太宰府市個人情報保護条例の改正が必要となっているが、今後の改正に向けての予定及び改正にあたっての市の姿勢を伺う。 |
| 8 | 今泉義文
(3) | 1. 子ども達の健康状態管理について
斜位や斜視に気付かず、小学校や中学校生活を送っている児童生徒がおり、高校生や大人になって気付く人もいるようである。早期発見することにより対応できることもあるので、子ども達の検診環境改善の観点から2点伺う。
(1) 乳幼児健診や学校での斜位や斜視を含めた目の検査の実施状況について
(2) スポットビジョンスクリーナーの活用について
2. 交通事故多発地点の改善について
交通事故は、いつどこで起こるか分からないということも考えられるが、事故多発地点も存在している。太宰府市内での交通事故発生件数減少の観点から2点伺う。
(1) 交通事故多発地点の情報収集体制について
(2) 交通事故多発地点の取り組み予定について
① 梅香苑通り（梅香苑、緑台、高雄の区境付近）
② 梅香苑公園交差点 |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | | | |
|-----|--------|-----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | タコスキッド | 議員 | 2番 | 馬場 | 礼子 | 議員 | |
| 3番 | 今泉 | 義文 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 宮原 | 伸一 | 議員 | 6番 | 入江 | 寿 | 議員 |
| 7番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 |
| 9番 | 舩越 | 隆之 | 議員 | 10番 | 堺 | 剛 | 議員 |
| 11番 | 笠利 | 毅 | 議員 | 12番 | 原田 | 久美子 | 議員 |
| 13番 | 神武 | 綾 | 議員 | 14番 | 陶山 | 良尚 | 議員 |
| 15番 | 小島 | 真由美 | 議員 | 16番 | 長谷川 | 公成 | 議員 |
| 17番 | 橋本 | 健 | 議員 | 18番 | 門田 | 直樹 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

| | | | | | |
|--|----|-----|--------|----|-----|
| 市長 | 楠田 | 大蔵 | 副市長 | 原口 | 信行 |
| 教育長 | 樋田 | 京子 | 総務部長 | 山浦 | 剛志 |
| 総務部経営
企画担当理事 | 村田 | 誠英 | 市民生活部長 | 中島 | 康秀 |
| 健康福祉部長 | 川谷 | 豊 | 都市整備部長 | 高原 | 清 |
| 観光経済部長 | 友添 | 浩一 | 教育部理事 | 堀 | 浩二 |
| 総務課長併
選挙管理委員会事務局長 | 佐藤 | 政吾 | 経営企画課長 | 轟 | 貴之 |
| 総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴
広報担当課長兼シティプロモーション担当課長 | 杉山 | 知大 | 文書情報課長 | 高原 | 寿子 |
| 防災安全課長 | 竹崎 | 雄一郎 | 環境課長 | 高野 | 浩二 |
| 福祉課長 | 井本 | 正彦 | 建設課長 | 齋藤 | 実貴男 |
| 学校教育課長 | 鳥飼 | 太 | スポーツ課長 | 大石 | 敬介 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | | | |
|--------|----|-----|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 木村 | 幸代志 | 議事課長 | 花田 | 敏浩 |
| 書記 | 三舛 | 貴市 | 書記 | 井手 | 梨紗子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

ここで議員8名退場のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時00分

○議長（門田直樹議員） 会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

9番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔9番 船越隆之議員 登壇〕

○9番（船越隆之議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、総合体育館の指定管理について、営繕工事の費用について、3点お伺いします。

1点目、アリーナ2階用具倉庫のスチールドアクローザー2か所の取替え工事について伺います。

市民の方が資料開示請求された工事費の見積りを拝見させていただいたところ、30万2,500円という金額の記載がされていました。ドアクローザー2か所の取替えには工事費が高額過ぎるのではないかと思い、この金額が妥当なものか、それを基に私なりに種々の比較検討をいたしまして調べてみましたところ、やはり高過ぎるのではないかと思い、執行部の見解を伺います。

2点目、受水槽清掃費用について伺います。

清掃費用については20万640円支出されていますが、一般的な清掃費用がどのくらいなのか、これも私なりに比較して検討しましたが、見積りの精査はなされているのでしょうか。1点目と同様、見解をお伺いします。

3点目、音響設備点検費用について伺います。

総合体育館の音響設備は、コンサートができるような設備にはなっていないと確認していますが、点検費が毎年236万2,800円支出されています。この音響設備の点検内容についてご説明をください。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） おはようございます。

総合体育館の指定管理についてご回答いたします。

まず、総合体育館の営繕工事の費用についての1点目、2階用具倉庫ドアクローザーの工事費についてですが、扉の急な開放を制御するドアクローザーが経年の開け閉めにより故障したことから、指定管理者より修繕実施の事前承認伺いの提出を受け、スポーツ課で内容を精査した上で承認し、令和4年3月30日に指定管理者が修繕を行いました。

故障の原因は、もともと設置されていたドアクローザーの開き角度の限度が90度であったために、開閉の際に無理が生じていたと思われるため、開き角度135度のものに取替えを行い、併せてずれが生じていた扉の取付けヒンジの調整等を行っております。

修繕料の精査につきましては、事前承認伺いに2社の見積書を添付させて価格の比較を行い、国土交通省の公共工事設計労務単価表などを参考に、金額の妥当性を確認しております。

部品の価格につきましても、カタログ等で定価を確認するようにはしておりますが、今回取り替えたドアクローザーについてはオープン価格であったため、定価が設定されている製品ではございませんでした。インターネットの通販サイトでは価格が安いものもあるようですが、附帯する保証サービスの内容も異なるといったため、額面価格だけでは判断できない面もあるところ、利用者の安全確保の観点から、品質の保証が得られる正規の販売ルートからの購入品としております。

議員ご指摘の点も踏まえ、製品と保証サービスの内容を精査しながら、引き続き適正な調達に努めてまいります。

次に、2点目の受水槽清掃費用についてですが、法令により年1回の受水槽の定期清掃が義務づけられていることから、指定管理業務において毎年9月に清掃業務を実施しております。業務内容といたしましては、有効水量62.5m<sup>3</sup>の2槽式受水槽内を1槽ごとに洗浄と消毒を行っており、指定管理者より提出される受水槽清掃実施報告書にて、作業内容と水質に問題がないことを確認しております。

受水槽の清掃費用につきましては、指定管理収支報告書により20万640円の支出報告がされており、当該受水槽の規模、構造から見て妥当な金額ではないかと考えておりますが、今後もご指摘いただいた点を踏まえ、費用の精査に努めてまいります。

最後に、3点目の音響設備の定期点検使用料についてですが、総合体育館に設置している音響設備の機能を良好に保つため、指定管理業務として年2回の音響設備の保守点検を行っております。

点検内容といたしましては、会議室、多目的ラウンジ、軽運動トレーニング室、アリーナに設置している各種の音響設備について、動作チェックのほか、測定器を用いた電氣的性能測定など専門的な点検を行っております。

保守点検に要した費用につきましては、指定管理収支報告書により236万2,800円の支出報告

があっており、技術者による専門的な点検を定期的に行うことで、トップアスリートを招いたスポーツイベントのみならず、トークショーや講演会、また保育園の運動会など様々なイベントが行える環境を整えることができいております。

今後につきましても、ご指摘いただいた点を踏まえ、経費削減の視点を持ちながら、総合体育館を利用される皆様が安全かつ快適に利用することができるよう、指定管理者等とも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 9 番船越隆之議員。

○9 番（船越隆之議員） まず、アリーナのドアクローザーの件ですけれども、この金額が妥当かどうかというのは、私なりに調べて、ドアクローザーの値段的には大体高いところで1万5,000円、安かったら8,000円とかというのがいろいろ出ています。それで、これを確認するために、私は業者の方に、実際どここのドアのクローザーを替えるじゃなくて、ドアのクローザーを替えたら実際どのくらい費用、工賃込みでどのくらいかかりますかと、二、三件の業者の方に確認しました。したら、大体2万5,000円からそのくらいだろうと、工賃込みでということですので、この見積書を見る範囲では、クローザーの部品1個が4万3,600円ぐらいのたしか単価が出ていたと思います。これは私は見たときに、工賃込みかなと思ったけれども、実際やったら部品だけの値段、それが2個。ということは、もうそこだけで9万円ぐらいの金額になります。そのほかに4万円という工事費を取ってあります、取付け費を。そしてまた、なおかつドアクローザー調整費として1か所2万円。あのドアクローザーの調整というのは、取り付けたときに、普通は調整はその時点でするはずなんですよ。新たに作るものではないと思います。それにいろいろな経費を含めても、大体10万円か11万円ぐらいでできるんじゃないかなと私は思っています。それをこういう形の30万円という3倍近い金額で見積を提出されたものをそのまま支払うというのは、私はこれはいかななものかなと思っているんですよ。

こういうお金を、修繕費としてアリーナ自体は大体100万円ぐらい見てあります。その100万円の中に入っているとは思いますが、その100万円を最終的な決算でやらにするために、最終的にそこら辺を調整して金額を合わせるような見方でしか私は見てないんですよ。じゃないと、2月までぐらいの金額で66万円ぐらいの修理費だったです。それで、3月30日にこの30万円というのが上がって、100万1,480円という金額になっています。ということで、返納金がないということなんですね、太宰府市に対して。

私は、この修繕費とかそういうのは、私は返納金があればあつていいと思います。そうじゃないと、これからの太宰府の学校給食を含めいろいろな費用が出ていきます。だから、そういう中で少しでもそういう費用を返納してもらうこと自体は、当たり前なことじゃないかと思うんです。それを管理するのが市の役目。そして、それをできない指定管理者に対して指示するのも市の役目じゃないかと私は思う。どう思われますか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） まず、ドアクローザーの価格につきましては、同じ型番でインターネット等でも我々も調査をしましたところ、最低でも1万7,600円ほどかかっております。

調整につきましては、先ほども申しましたとおり、ドアクローザーの調整ではなく、扉のヒンジの部分ががたついておりましたので、その部分の調整をさせていただいております。

工事費につきましては、指定管理料の中に100万円という予算を計上しておりますが、当然残金が出れば戻入していただくことになっておりますので、今後も経費削減の観点を持って、戻入のほうをしていただくようにこちらも精査してまいりたいというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） このドアクローザーを取り付けるために、補強用の鉄板みたいなのが、あれはステンレスで見えてありましたよね、4か所かな。あれ、1枚が大きさが3.5cm×7cmやったかな、ぐらいだったと思う。厚みが2.3mm。そのステンレス製にしても、1枚がそんなに何千円もしやしませんよ。それで、2か所分で2万円出してあるということは、私もいろいろなあれを見るけれども、ステンレスのそういう、このくらいのステンレスで1枚何千円という単価というのは、幾らステンレスであってもちょっと考えられないんです。

だから、そういうふうな部品に上乗せした金額を出して、帳尻を最終的に合わせるみたいなこの見積りというのは、私はちょっと納得できないんですけれどもね。そのところの説明をお願いします。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 見積りについては2社、指定管理者のほうからさせていただいております、その中で金額のほうを査定、審査しておりますが、やはり議員ご指摘のとおり、そういう金額についてはしっかりと精査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） そうなんです、業者の方から2社見積りが上がっていることを私も知っています。1社は今回の30万1,500円、相見積りを取られた業者に対して33万3,000円と上がっていますよね。その最初の見積りの30万円の方が取られるためには、それより高い金額を出さないと取れないはずですから。

それは私も議員になる前までいろいろな商売してきたので、相見積りの取り方もいろいろ分かりますけれども、これは民間であれば許せる部分はあるかと思えます。でも、公共の施設の場合、そういうやり方というのはちょっとあり得ないんじゃないかと。最終的に100万円に合わせるための帳尻合わせは、これはあってはならないことじゃないかと思うんですね。そのところは管理者としてしっかり精査してチェックして、指定管理者に見積りを出させる、出た中でお互い精査しないと駄目じゃないですかね。いかがですか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 施設の修繕につきましては、施設及び設備、機器が適正に安全に使用できるように行っておるものでございますので、見積りについてもしっかりと精査しまして、

見積りについては適正な価格であるというふうに考えておりますが、今後につきましてもしっかり精査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） この金額があくまでも適正と思われるわけですね。それではそれでいいですけれども。

ドアクローザーが壊れた要因として、これは角度が90度の角度がどうのこうのってありますけれども、これは最初に出来上がったときに、そのドア自体は90度の開きで、それでバスケットゴールあたりを出し入れするのに、それでオーケーじゃなかったんですかね。それで、バスケットゴールなんかを出すときに、ドアを壁にぶついたりしてドアが凸凹になったりするのは、これは利用する方々に任せ過ぎで、指定管理者として誰も立ち会ってないということでしょうね。だから、こういう事故というか故障が起きてくるんじゃないですか。そここのところはどさされてますか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 指定管理者に対しましては、日常から施設を大事にすることを意識づけるために、施設が毀損しないように心がけること、また修繕を行う場合は、できるだけ安価な方法で行うことなどを、口頭ではございますが指導をしておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） このドアクローザー及びドアノブの修理が平成29年かな、令和元年ぐらいから毎年ドアノブの交換、ドアクローザーの交換が毎年のごと出ています。そんなに壊れるんですか。これはどういうふうに思われています。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 同じ箇所が壊れているわけではございませんで、ドアが幾つかありますので、そのドアがそれぞれ壊れているという状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 確かにドアは1つだけじゃないですけども、ただ私が言いたいのは、ほかのドアにしても何にしても、そういう指定管理者がついて、品物を出すときに、バスケットゴール自体も壊れてもいけないし、ドアが壊れてもいけないし、太宰府の公共の施設なんですよ。そういうものを壊すようなことが起きちゃならないから、指定管理者にちゃんと管理しなさいというのが、通り一遍の当たり前の行為じゃないですかね。それを見落としたりから、こういう故障とかがしょっちゅう、壊れたりとかがしょっちゅう、年々起きてくるんじゃないですか。そこはどうですか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） ご指摘ありがとうございます。施設につきましては、やはり大切に長く使っていくことが大事だと思っておりますので、指定管理者にはその旨指導したいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 確かに指定管理者に指導せないかんのやけれども、これはあまりにもそういう故障とか取替えの工事が多過ぎるんですよ。そのところはもう少しちゃんとしたチェックをしてないということが要因で、こういうことが起きてきよるとというのが現状じゃないかと私は思っております。

今後やっぱりこういうことをなくすためには、市としても指定管理者に対しては厳しい指導をしなきゃ、これは一向に直らないような気がしますけれども、今後どのような指導をしていきますか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 指定管理者とは毎月定例で定例会議を行っておりますので、その中でもしっかりと指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） そういう一定の会議は行ってあると思うんですけども、それにしても、あまりにもこういう故障とか修理のあれが出てくるということ自体は、その会議の中で指定管理者に対して、指定管理者自体がそのところをちゃんと理解してないんじゃないですかね。これ、市のそういう運営費の中のあれだから、自分のお金じゃないから、見積りが上がった分は出していいよと、払いなさいというような安易な見積りを精査するんじゃなくて、そのところは厳しい目でやっぱり見ないと。今後は太宰府自体が、市自体がなめられますよ、業者に。そういうことがあっちゃいかんじゃないですかね。私は常にそう思っています。

だから、今回この質問をするのに対して、私も文章を書きながら、ちょっといらいらしていました、正直言うて。あまりの情けなさに。これはまずいですよ、今後こういうことが続くと。だから、これは今後二度と起こらないような指導の仕方をしていただきたいと思います。

1点目に対してはこれで終わります。

2点目、受水槽の件ですが、受水槽の清掃については、1t当たりが大体1,000円の単価です。それで、62.5tということは、6万2,500円。それにプラスの1万5,000円か1万6,000円の基本料金というのが加わります。それにプラス水質調査、これが7,000円から8,000円。多分化学検査だと思いますけれども、大体十二、三項目あるはずですよ。それを含めても10万円か11万円かなと。それも約20万円出ている。ということは、どういうふうに、これも適正と思われませんか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 受水槽の清掃費用についてですが、先ほども申しましたように有効水量62.5 $\text{m}^3$ という受水槽でございまして、しかも2槽式という構造になっておりますので、この構造規模からいいますと妥当な金額ではないかというふうには考えておりますが、ご指摘いただいた点も踏まえまして、今後もしっかり精査してまいりたいというふうに考えております。



○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） これが1槽式だろうが2槽式だろうが、水槽を掃除することにはそう変わりはないんですね。ただ、2槽式だから高くなりましたよ、1槽式だから安いですよという問題ではないと思います。これは1t当たりの単価が出ていますので、これが2槽式だろうが3槽式だろうが、そのトン数によって単価が出ていますので。それを2槽式だから高くなりました、1槽式だから安くなりました、あり得ない話です。これをもう少しちゃんと精査してもらいたいと思います。今後の指導の中で、それも含めた上で指導してほしいというのが私の考えでございます。

それから、これはこれでもう終わります。

3点目の音響設備の保守点検、年に1回ですかね。これ約236万円出ています。いろいろな点検をするに当たって、ここはコンサートとかそういう音響設備じゃないはずですよ。ならば、いろいろな点検をするに当たって、236万円というのは、どれだけの人数を入れて点検しているのかなど。そんなにかかるのかなということなんですよ。ちょっと疑問に思うんで、もう一度ご回答をお願いします。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 音響設備の保守点検につきましては、先ほどもご説明したように、かなり専門的な調査、保守点検を行っております。動作確認だけでなく、電気的な専門な調査をしておる関係で、このような金額になっております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 確かに専門家がしないと点検はできないはずですから、それは当たり前のことであって、これ約230万円を捻出するに当たって、したら、何日間かかってこれ点検されているんですか。1日で終わっているんですか、1週間かかっているんですか。どうぞ。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） すみません、正確な日数は把握しておりませんが、1日ではなく、数日間行っているというふう聞いております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 何日間か把握しないって言われますけれども、報告書が出ていますよね。たら、その報告書にとって何月何日、何月何日って出ているはずなんですけれども、それをトータルすれば、何日かかったかというのは分かるはずなんですよ。そこのことを把握していないというのは、ちょっと市としてはおかしくないですか。じゃないと、多分10人で10日かかりましたというんやったらまだ分かりますよ。でも、1人で何日かで、1週間かかったって、230万円かからないでしょう。経費を入れたって、そんなにかからないと思いますよ。そのことをもう一度ちょっと説明してください。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 大変失礼しました。保守点検でございますが、点検日は2日に分け

て点検をしてございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 2日間を何人でされておるんですか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 申し訳ありません。人数まではこちらにちょっと報告に上がっておりません。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） こういう点検とかというのは、最終的には市のほうでチェックをしなきゃいけないと思うんですね、金額が大きいなら大きいなりにですね。しなきゃいけないと思います。人数が分からないというのは、ちょっとあまりにも残念なことですね。

だから、こういう問題が起きないように、なるべく返納金というのが少しでも出るようにして、市のほうに戻さないと、今後の市の運営としていろいろな問題がかなり出ていく、お金が出ていくそういう、学校給食の問題とかあるから、そのことはもう少し丁寧にチェックして、真剣に向き合ってもらいたいというのが私の思いでございます。今後どういうふうにされますか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） いろいろご指摘ありがとうございます。

保守点検につきましては、いろいろな状況によっては特別な加工、それから調整、それから消耗品等が必要になる事情もあるかとも思います。ご指摘の件につきましては真摯に受け止めて、再確認した上で、今後も適正な、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 副市長が答えられたんで、副市長にちょっといろいろな形で申し上げたいと思いますけれども、副市長の立場として、やっぱりこういうのは常々チェックしてないと、大きな問題になってくると思うんですね。太宰府のそういう財政的な問題も出てくるし、業者からも、今さっきも言ったように、太宰府市は、高い見積りを出したって、甘いから通るよというような、私が感じるのそういうところなんです。私もそういう事業をしてきて、そういういろいろな経験をしてきたから、そのところは分かるんですよ。これが帳尻を合わせるための金額なのか、普通に当たり前のちゃんとした金額なのかと。

3月の末に帳尻合わせみたいなの約30万円の、そしたら100万1,480円になりましたと、返納金はゼロですと、あり得ないでしょう。20万円残ったら残ったで、返納すりゃあいいじゃないですか。あってもおかしいことじゃないでしょう。何でそういうことをしないのかなと思って。したら、1,900万円年間運営費として預けているから、全部使っていいですよということですか。そういうことじゃないでしょう。そのことをちょっと副市長答えてください。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 市の手続としては、所管もきちんとした手続でやっているということは、これは間違いないことだと思います。ただ、どうしてもそこら辺で精査するということの確認をさらに体制を考えながら、どういうふうな形でそれが適正かどうかという判断をする、その方法とかを今後とも考えてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 業者に相見積りを取るにしても、私、その業者、2業者知っていますよ。知っていますけれども、同じ業者が2回、3回、同じ相見積りを出しちゃったりしていますね。それはおかしくないですか。もう少し業者を替えるなりして、別の業者にさせることもできるんじゃないですか。

それと、この業者を選定するためには、誰が業者を選定しているんですか。管理会社ですか、それとも市ですか。管理者ですか。

○議長（門田直樹議員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大石敬介） 見積りにつきましては、指定管理者のほうで徴取しておりますが、できるだけ市内の事業者には依頼するようということにしております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） じゃあ、市内の業者でいろいろな形でそういう公共事業のあれを回そうと思うのはよく分かりますが、同じ業者ばかりというのはいかがなものかなと思う。1回したら、次は別の業者って。したら、別の金額が出るかもしれない。当たり前金額が出るかもしれない。それをされてないというのが、私が不審がって言っとるわけですよ。そこは誰が見てもおかしいと思いません。同じ業者が何年にもわたって相見積り出し合ったりしとれば、普通思うでしょう。癒着があるんじゃないのって。それは今の太宰府としてはあっちゃならんことですよ。

そういうことを指摘されないように、やっぱり業者を毎年順繰り、業者がある程度は市の仕事ができるような、営繕で何にしてもできるようなやり方をしないと、こういう同じような見積りが出て、同じような業者が出すと。それはちょっと考えられないので、今後そういうことはちゃんと精査していただけますか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 指定管理の趣旨からいえば、当然指定管理者の中でそういうふうな営繕業者を選ぶというふうな、そういうふうな決まりにはなっているんですけども、ただそういうふうな決まりの中でも、本市がどれだけ指導できるかということについて、今後とも考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 指定管理者が選ぶにしても、指定管理者と地元の業者というのはそんなに付き合いがあるのかな。それとも、私は市のほうがその業者とは付き合いが多いかと思いま

すけれども。だけん、そのことをやっぱり疑われないように、今後精査するなり、指定管理者に対しての、逆に言えばもう教育ですよ。やってくれと、ちゃんと。だから、市民からこうやっていろいろ疑われたりするよと。

それはほかの、よそのことはあまり言いたくないんだけど、春日とかあいうところはちゃんとしていますよ。点検報告書を出すにしても何にしても、ちゃんと出ています。それがなされてない部分が太宰府にはあるから、ということは、チェックが漏れているということなんです。そのチェックが漏れているということは、太宰府にとって大きな損ですよ、将来的に。

太宰府はやっぱり、太宰府の営繕にしても何にしても厳しいもんなって。ばってん、損はせんよねって、変な言い方が。当たり前金額を出しとけば、それよりたたくことないんだから。入札でもそうでしょう。

だから、そこをちゃんと、こうしてスポーツ課に出しても厳しいもんなと言われるぐらいでちょうどいいんじゃないですか。僕は業者から好かれる必要はないと思います。業者にある程度厳しくしながら、緩めるところも緩めてしとかんと、甘いばかりやったらこうやってなめられて、大きな金額が出てきて、10万円しかできないのが30万円の金額が出てきたりするわけですよ。それを今後、副市長も含めて指定管理者に対してよくよく指導しとっていただきたいと思います。

これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました機構改革について質問いたします。

市長をはじめ執行部におかれましては、社会情勢の変化に合わせながら、安定した財政運営の見直しを毎年柔軟に行っていただいております。これまで、中・長期財政については何度も質問させていただき、議論を重ねてまいりました。

人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃の自治体運営を見据えながら、顕在化する諸課題や、複雑化、多様化する市民ニーズに応えていくためには、盤石な組織体制が不可欠だと考えます。楠田市政2期目を迎えた今、機構改革、組織編成について2点伺います。

1 項目め、複雑化、多様化する市民ニーズに応えるために、地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。公的支援の縦割りから丸ごとへの転換、地域住民が支え合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるまちづくりを目指して本市が大きな一步を踏み出すために、総合的、横断的な組織展開で相談支援体制を構築していくことが必要だと考えます。この観点から、機構改革への見解をお聞かせください。

2 項目め、行政の心臓部である財政運営を強化するため、財政係から財政課とする提案、市が直面する課題の整理解決のため、（仮称）公共施設アセットマネジメント推進室、（仮称）行財政改革推進室の設置について、およそ7年前から取り上げ提案しながら、自己研さんとしての研究も重ねてまいりました。

社会情勢に合わせた専門性や、適所適材の人事の必要性、組織の統廃合など、持続可能な行政経営の観点から、機構改革への見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 機構改革についてご回答いたします。

1 項目めの複雑化、多様化する市民ニーズに応え、地域共生社会の実現に向けた総合的、横断的な組織展開を行うための機構改革についてですが、近年、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加など、少子・高齢化や核家族化が進む中、自治会加入率の低下など地域のつながりの希薄化が進んでおります。また、貧困や虐待、家庭内暴力、ひきこもり、介護と子育てを同時に迎える世帯、高齢の親と無職の子どもの同居世帯など、複雑化、多様化した課題を抱え、多方面からの包括的な支援を必要とする人が増えております。

このような中、従来の支援体制のみでは、拡大するあらゆるニーズに対応していくことがますます困難となりますことから、令和3年、地域共生社会の実現に向け、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が創設され、国において自治体における取組を支援することとされました。これは、高齢者分野、障がい者分野、子ども分野、生活困窮者分野ごとに組織されております体制について、属性や世代を問わない包括的な支援体制を構築し、相談支援と地域づくりを一体的に行っていくものであります。

本市では、昨年度、第4次太宰府市地域福祉計画を策定し、みんなで支え合い、一人一人に居場所と出番のある地域共生社会実現に向けた具体的な施策であります相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の実施体制の構築に取り組むとともに、本年度施政方針でも、行政と市民が連携し合う新しい公共の促進を図ることといたしており、総合戦略推進委員会、通称まちづくりビジョン会議などを通じ、活発な議論を進めているところであります。

このような様々な立場の皆様の意見を取り込みながら、地域共生社会の実現に向け、多様な困り事について一緒に考え、課題を明らかにして専門機関につなぐ福祉総合窓口の設置などの横断的な組織体制につきまして検討を重ねてまいります。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 次に、2 項目めの直面する課題の整理、解決のため、

(仮称) 行財政推進室や(仮称) 公共施設アセットマネジメント推進室などの設置や、適所適材の人事、組織の統廃合など、本市の持続可能な行政経営の観点からの機構改革についてですが、本市といたしましては、子育て支援課を新設するといった社会情勢に応じた機構面からの措置を講じるとともに、人事面の措置として、部局間のさらなる連携を企図した人事配置や人事交流や人材派遣による適材適所への人事配置を行うことで、各種多様な本市の課題への対応を行っているところであります。

しかしながら、今後想定される人口減少、高齢化の進行に伴う社会情勢の変化や公共施設の老朽化対策、安心・安全なまちづくりやデジタル化の推進、ゼロカーボンシティの推進など、アフターコロナも見据えた新たな行政課題に対し、各種施策を展開し、持続可能な行政経営を進めていくため、機構並びに人事の両面から積極的に検討を進めていくことが重要であると考えております。

先日開催いたしました行政事務改善委員会においても、機構改革の在り方について意見交換を行ったところです。

機構改革を進めるに当たっては、市民ニーズを柔軟かつ機動的に即するとの視点から、現場の一線で働く職員の声を丁寧に集約しながら、全体最適を見据えて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(門田直樹議員) 15番小島真由美議員。

○15番(小島真由美議員) ありがとうございます。

今回、機構改革につきましては、前市長の芦刈市長からの踏襲、そのまま今引き継いだ形になっております。この平成28年から平成29年替わるときに、相当異論も申し上げまして、議論もさせていただきましたが、そのことは後々お話をさせていただきますが、1項目めは、第4次太宰府市地域福祉計画、上位計画でありますこの計画に沿いながら質問をさせていただき、また2項目めにつきましては、財政面、また先ほど舩越議員からもありました本市が抱える諸問題を絡めながらの質問、最終的には総体的な機構改革の考え方という形で質問させていただきます。

それではまず、ご回答いただきましたけれども、福祉分野の物の考え方といたしましては、共生社会というようなことで、今国のほうが求めてまいっております。そもそも平成30年に地域包括ケアシステムという言葉が各自治体から上がりまして、これは国の方策といたしまして、地域包括支援センター、子育て支援センター、子育て包括支援センター、こういった包括的な支援センターの拠点、福祉の拠点を幾つかつくりながら、そしてそこを包括して面整備をしてまちづくりをしていこうということが、この地域包括ケアシステムということなのですが、そして令和3年度になりますと、重層的支援体制の整備事業という形に進化していくというところに、本市のこの今の組織編成が時代の流れに合っているのかどうかというところの疑問と、またこれは、私の中では組織編成をしていただかないといけないという思いで、今日機

構改革の質問をさせていただいております。

先ほどご回答にありました総合窓口、福祉総合窓口の設置として、横断的な組織体制について検討を重ねていくといったご回答をいただきました。この福祉総合窓口についても、ワンストップ総合相談窓口であったりとか、複合課題調整チーム型、この2つが大体あるというふうに言われていますけれども、どういうイメージでこの総合窓口を考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） お答え申し上げます。

社会福祉の分野におきましては、議員ご指摘の高齢者でありますとか障がい者、子ども、子育て家庭、生活困窮者など属性別、対象別の制度によりまして、これまで専門的支援が提供されてきております。しかしながら、現在個人が抱えていらっしゃる生きづらさとか、一つのご家庭の中で複数のリスクがある、こういったことが複合化、複雑化してきておりますケースもございますので、そういった公的支援制度が対象とならないような、いわゆる制度のはざまにあるケースなども含めながら、総合的な相談、気軽な相談ができるような窓口支援について検討をしてみたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 健康福祉部7課1所13係、保育所1という組織体制でございます。

福祉課が2係ですね、生活支援課が2係、介護保険課が1係というようなことで、個々の主なところの課の業務の複雑さと、重層的な相談体制と横の連携と、かなり行政側からしたら高度な支援体制の充実を求められているということが、現実に迫っているということですね。

その中で、今様々、各課においては、生活支援課、手帳を持っている、持っていないというようなところでの精神的な方たちへの自立支援に向けた、グリーンコープさんとかも入っていただきながら、民間の力を借りながらさせていただいております。

ただ、やはりここで、例えば福祉課におきましても、障がい者基幹相談支援センターを開設してくださっているということなんですけれども、これは併設でも大丈夫ですので、これは義務ではなくて任意ということで、市のほうに国のほうからの方針が出された内容なんですけれども、ここが今現在どんな機能を果たしているのか、恐らく市民の方たち、知らない方たちもたくさんいらっしゃるし、どこが核になって、どこが総合窓口の主体になってというイメージがなかなかつきづらいいんですけれども、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 本市では、令和3年度に障がい者基幹相談支援センターを設置いたしまして、この中には社会福祉士や保健師を配置いたしまして、障がい者の皆さんの支援の中核的な役割を担っておるところであります。設置時期としましては、筑紫地区、同じ時期に設置をいたしているところがございますが、障がい者の方が気軽に生活の困り事などが相談でき

ますように、福祉課まで来ていただければ、あらゆるところにつないでいくというような機能を果たしておるといったところでございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） そうですね、健康福祉部の中で横断的なのということもあると思うんですが、今多くの自治体では、こども家庭庁を来年のいずれかには開庁すると、ここを見据えながら子育て支援、また子ども未来部であるとか部にするとか、子ども未来課の中でも重層的にしていくとか、ここの部分を、今私たちのこの健康福祉部の中では保育児童課というところと子育て支援課という、子育て支援センターをつくりまして庁舎外にあるんですけども、この今2課ですというようなことですけども、この子ども・子育てというところの分野と、大人の方たちの生活支援、また障がい者支援、また障がい者にも子どもと大人と立て分けながら支援をしていく。

そういったところの考え方としては、こども家庭庁というのはステージごとに、妊娠、出産、新生児、乳幼児、それから児童、思春期という各ステージの中で伴走的に支援をしていきたいと思いますという流れがございます。ここの整合性を取るときに、本市としては、この健康福祉部、この形で、特に1課2係ぐらいの感じでいいものかどうか。これはちょっと部長のほうは回答しづらいと思いますので、もしよかったら副市長か市長のほうで答えたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） ご指摘ありがとうございます。当然、こども家庭庁ができるわけですから、議員ご指摘のことは本当にもっともで、前の議会からもご指摘をいただいております。やっぱりそういうふうな重層的な考え方というのは、職員一人一人の能力といいますか、そのスキルアップもしとかなないと、重層的な支援ができない。組織の人数とか組織の数だけでもなかなか判断しづらい面がございます。そこら辺を重々検討しながら、どれぐらいの組織体制がいいのか、いつそういうふうな組織をつくっていくのかということも含めながら、今後考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） まず、1項目めのこの福祉の分野の視点からというのは、まさにそこでございます。今回地域福祉計画という上位計画をおつくりになって、これが令和8年までのこの期間の間に、どうやってこの計画を進めていこうかとする組織になっているかどうかという見直し、またこども家庭庁ができるという前提の中で、本市がそこに向かった組織体制をどうつくるかという視点、この2点から、今回のこの1点目は質問をさせていただいているわけなんです。今副市長がおっしゃってくださったみたいに、何が足りないかということ、やはり人材だと私も思っていて、その人材ということも専門職。専門職の考え方というのを、少しやはり市の中で考え方を考えていかないといけない。もともと人事というものの在り方を少しやっぱり考えていかないといけないということで、先ほど私は適所適材ということを申し上げ

ました。今これは民間企業は、適材適所ではなくて適所適材というところで、即戦力になって、そこから教育、次の時代への育成ができる体制を取るといような、やっぱり継続的な太宰府市の庁舎内での相談体制が、いつ行っても、何年後でもきちんと熟練した方たちからきちんとした重層的な相談が受けられるといった、そういうところにはやはり専門職が必要だと思っています。

私ども常任委員会で視察に行きますと、やはり先進地は課長、課長代理、係長という方たちは大体福祉関係は5年から10年スパンで、もうずっとそこで業務を担当するために人事としてその配置をされたような人たちばかり。ここは一般職と専門職の多様な考え方というのは、この太宰府市がつくっています人材育成基本方針にもきちんと載っていますね。専門職の人材育成というところで、専門職と一般事務職の連携の深化というようにも書いてありまして、専門職の配置ポストの多様な拡大を検討しますということは、まさにこれは技術職だけではなくて、こういった今、1階窓口で様々な複合的な相談に来られたときに、きちんと相談ができる体制のためには、この専門職の多様な考え方、だから中途採用でも即戦力で、その方の力を借りながら、経験と知見を借りながら、市役所の中で力を発揮していただく。そんな人事もこれからは本当に必要になってくる、待ったなしのやり方ではないかと思えます。その点についてお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 福祉分野におきまして専門職の必要性が高まっているということは、もう私どもも重々承知をしております。そのため、令和4年度より福祉課に保健師、子育て支援課に社会福祉士を配置してありまして、専門的な知見を生かしながら業務に当たってくれております。今後も必要性を考慮しながら、適切な配置を行っていきたいと考えております。

また、専門職の年齢構成につきましても、議員ご指摘のとおり年齢構成にちょっといびつさがあるということで、それを解消するために、採用試験を行う際には、年齢要件等も拡大するなどして対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。やはり、今ちらっと言いましたけれども、障がい者基幹相談支援センターだけを考えても、国としては主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、平成30年からは主任相談支援専門員がということも位置づけられるということで、様々な相談員のバリエーションも必要であるということまで、今そんな流れにもなっていますので、1課に1人配属したからという時代ではないと。それほど相談件数も多いし、それほどやはり市民の皆様方のご相談内容も多岐にわたっている。そういう意識をまず変えていただきたいかないかというふうになんか思いましたので、すみません、人事の在り方についてももう一度検討していただきたいと思っています。

この地域福祉計画の中で、社会資源の捉え方として、やはり地域共生社会の中でいくと、幾

つか社会資源が分かれていますということで、これは市役所だけの公助だけではなくて、共助というところでは自治会に頼るところが非常に重要であるということも含めて、地域共生社会ということなんですけれども、これは先日、馬場議員のほうからも質問いただきまして、本当にそのとおりだという思いでお話を聞いておりました。

やはり平成28年、芦刈前市長が機構改革をする前は、地域健康部と市民福祉部と2つに分かれていたんですけれども、その中で地域づくり課、ここが地域コミュニティ係といきいき推進係という形で、地域というところでのベースになる課だったんですね。今はどこにあるかといいますが、これは総務にあるんですが、総務部に地域コミュニティ課、1課1係というところなんですけれども、これで地域を巻き込みながら、自治会を巻き込みながら様々な展開ができるかといったところが、一つの大きな組織機構改革、組織編成の肝になってくるのかなとも思います。

なので、この組織編成を見た中で、まず1課1係が非常に多くて、私も本当にこれでいいんだろうかということも相当その当時言いましたし、集約できるところは集約をし、また重層的にするところは重層的にするという、コンセプトがあまりにもなさ過ぎる組織編成だということで申し上げましたが、どうもこれがこのままずっと踏襲されているということなんです。

なので、ぜひもう一度この組織機構図をご覧ください、しっかりと福祉分野についてはどうやったら重層的にできるのかというところは、これはどこの市も今、実は機構改革を今年度から始めていたりとか、この二、三年、急に増えました。やはりそういう団塊の世代が75歳になるという目の前にある時代、また大きく国のほうもこども家庭庁をつくるという流れ、また市民の皆様を見れば相談が多岐にわたる、そういったことも含めて、コロナを機に随分と、やはりこれじゃあいけないということで、各市が機構改革を始めたということだろうと思っています。

私も今回の質問をするに当たり、50か所以上の市の組織図を全部見ました。やはりいろいろなことを本当に、ここでは割愛しますが、いろいろなことをやはり考えさせられました。しっかりとその辺の皆さん方の意識の中で、福祉分野をどうやって進めていくかというところを考えていただきたいと思います。

1つは、現場の職員しか、どうやったら横断的にできるかという解決策は持っていませんので、A案、B案、C案、幾つか案を出されたものを上層部がしっかりと検討する、こういうことで機構改革を進めていくに当たっては、ぜひともこれをしていただきたいと思います。この点について、すみません、お願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これまでお聞きしておきまして、非常に大切なご指摘だと認識をしています。

それで、反論するわけでもないんですけれども、反論になるかもしれませんが、平成28年から平成29年の芦刈市長時代の機構改革を踏襲と言われましたけれども、私自身、決して踏襲を

しようと思って、それがいいと思って続けているわけでは決してなくて、それをあまり言い過ぎるのもよくないかもしれませんが、私が思ったことは、やはり芦刈市長時代に限らず、機構改革が非常に逆に多過ぎて職員が右往左往した、市民も分かりにくくなった、議会からもご指摘を受けてきた、そうしたことを逆に感じていたものですから、私が少なくとも1期目は、こうした機構をできるだけいじらずに、今いる職員なり新しい職員と共に、そうした横断的なのか、有機的なのといいますか、機動的な、様々な増えゆく市民ニーズに応えていくために、いわゆる機構というよりは中身のソフト的な面で何か実現ができないものかということで、知恵を絞ってきたところでもあります。

あわせて、国を見ましても、官邸機能がかなり強化をされてきました。これはやはり、民主主義の必然として、国民から選ばれた総理が最終的には様々なニーズを吸い上げて、そして時の政権の公約に従って、機動的に、物事を横断的に、省庁の縦割りではなくて実現するという大きな目的があってそうなってきたと思いますので、そうした意味では、地方自治体はさらに直接に選んでいただいて、4年間の期限の中で実現をしていくという意味では、私自身がこれまで以上に市民ニーズに非常に耳を傾けながら、それを機動的に実行していく、能動的に実行していく。そうした意味でも、市長部局といいますか、私自身の周りの部分もできるだけ強化をしたいとも思いながらやってきたということもございます。

ただ、いずれにしましても、そうしたことの中で、結果として大きな機構改革はせずにやってきましたけれども、ご指摘のように今の時代からしても、様々な予期せぬコロナ禍などもありましたので、そうした中で、デジタル化などもありますので、そうした中で、今こそ大きなダイナミックな機構改革をする時期が来た。私も2期目にも入りましたし。そうしたことの中で、何かしら動かしていかなければいけないということも改めて感じているところでもありますので、今後ご指摘をいただきながら、結果につなげていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 誤解があって大変失礼でございました。1期目というのは、やはり外に打って出ることも大事、知名度を生かして、ふるさと納税等もそうですし、必死になって外に向かったの外交戦も張られながら、また今の組織をじっくり見ていながら、どこに課題があるかを見ていくのも1期目ということで、今回、私も楠田市政2期目に当たったの組織編成または機構改革ということで申し上げさせていただきたいという思いでございますので、大変失礼をいたしました。

また、今回のこの機構改革におきまして、この2項目めの視点につきましてなんですけれども、これは先ほども舩越議員からありました、昨日は木村議員からもありました。大変、これは私も10年前から公共施設アセットマネジメントというところには焦点を合わせながら、長い間かかるであろうという自分自身の研さんとして、ずっと方向性は持ってきておりました。

10年前に福岡市がアセットマネジメント計画をつくりながら、先進地からはやはり10年遅れている、遅れるところは10年遅れるんだなということを思いながらここまで来たんですけれど

も、この公共施設につきましては様々な業務があります。先ほど舩越議員からありましたように、指定管理者とか、また民間委託業者とのやり取りを、日常的な点検業務とか清掃業務をどうするかというようなこと、こういったところに市がどうかんでいくかというのも、先ほどスポーツ課長がずっと回答されていましたが、そもそもスポーツ課の事務分掌の中には、それこそ一番大事なところはスポーツの推進ですよね。ここは本当は社会スポーツであったり、またスポーツの推進の柱になるべきことなんですけど、本市の場合はどうも整備のことについてのボリュームが多過ぎる。

ましてや今、以前は教育部にはなかったんですけども、今スポーツ課が教育部にありますね。なかなかこの違和感というのは拭い切れずにまだおりますし、その辺のスポーツ課がこういう質問のやり取りをしなければいけないのかというところ。

だから、事務分掌もきちんと立て分けながら、業務の一括の中で、市民が今、やはりこういうところは削減していかないといけないという厳しい目と、そして時間も労力も使いながら調査をされながら指摘をしているということは、ありがたいことなんですけど、ここをじゃあどう受け止めて、この公共施設の管理運営で削減をしていこうかというときには、やはり別建てで、公共施設の課でも係でも室でも何でもいいんですけども、やはりつくっていきましょうよということを再三申し上げてまいりました。

ここに専門職を入れながら、技術系専門職を入れながらやり取りをして、一々スポーツ課から誰かが行くとか、いろいろな課から誰かが行くとかということをやらずに、包括的な管理運営というところが、今各市がやり始めました。

春日市が今年度からやり始めて、九電とこれは提携をして、九電グループさんが入り込んでこういうことを、清掃とか点検業務とか修繕とか、そういったことも全部この契約先がやります。それを受けるのがアセットマネジメント、やっぱりそういう部署をつくっているんですね。だから、受皿になる組織体制が必要じゃないですかということをお願いしているんです。

この件についてももう一度お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 議員おっしゃるとおり、公共施設、最終的には再編という話になるんですけども、公共施設を再編するということは、すなわちその管理体制も再編していくというのは、もうおのずと見えてくるわけでございます。

いろいろな他都市も先進地もございますので、それも確認しながら、どういう管理体制がいか、今後とも研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ぜひ、今包括的な管理運営ということが主流になってきてございますので、しっかりと本市においてもそういうところに視線を向けながら、複数の公共施設を包括的に管理をしていこう、そしてもう一つは、今度はどうやって総重量を減らしていくのか、

統廃合をどうしていくのかというような部署、これも恐らく公共施設についてはこの2本柱でやっていく必要があるかと思しますので、効果的に行うためには、一々、各課からいろいろな人が行って点検、設備が、ここが不備があるということも、よくそれだけの業務ではない課が行ってというようなことというのは、もうやめていったほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

その件についてもしっかりと、もし機構改革、また組織編成をされていく上では、財政係を財政課というところの回答は得られませんでしたけれども、この辺も含めて、本市の心臓部である財政運営、行財政改革をどこでじゃあ議論をし、どこで決定権が発生をし、どこで全庁的に取り組んでいくのかという一つの大きな組織体制になっていないということを認識をしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

もう一つ、教育委員会部局におきましても、非常にこれはよそと比べると、春日市はもう教務課、学校教育課、地域教育課、様々やはりきちんと分けながらあっているんですけども、本市もやはりこのスポーツ課というのが教育委員会部局にあるというところが、どういう理由でこのままずっとあるのかもよく分からない状態なんですけど、市民の自治会との、また介護予防との企画、様々なバリエーションをやっていこうと思えば、どうもここは地域コミュニティ課であっていいんじゃないかとか、健康福祉でもいいんじゃないかとか、様々思うところもありますので、ぜひお願いをしたいと思います。

組織図の中でもう一つだけ言わせていただきたいのが、国際・交流課、観光経済部に観光推進課、国際・交流課、産業振興課の1課1係が3つ並んでいるんですね。だから、1課1係が悪いということではないんですが、当時の市長が国際・交流課をここに入れた理由は、私にはさっぱり分かりませんということをずっと申し上げました。

この事務分掌を見ましても、姉妹都市、友好都市の交流であるとか、ここの太宰府市に在住の、今人口約500人ぐらいでしょうかね、外国人の方たちの通訳であるとかサポートであるとか、多文化の交流であるとか、そういったことをやっていこうというところ、国際交流協会と共にやっていこうというところなんだろうけれども、これがインバウンドとは違うんですよということを再三、以前も申し上げながら議論したんですけども、ここも非常に違和感があるところで、太宰府市に住んでいらっしゃるところの国際・交流課というところの役目というところは、コミュニティの場所でなかろうかというふうなことを思いますし、いろいろな部署で、課で、すごく不思議な、クエスチョンマークがつくようなそんな組織図であるかなというふうに思っています。

まだたくさんあるんですけども、一々、指摘するような時間はありませんし、そういうつもりもございませんが、今現にこの組織図の課長さんなりは、自分たちの事務分掌を本当に一生懸命、何とか全うしないといけないという思いで、コロナ禍の中で頑張ってくださいますが、もっと本当ならば市民に還元できるような組織編成ができるのではなかろうか。そういうジレンマもありながら、もしかしたら課長さんたち、係長さんたち仕事されていращ

やるかも分かりませんので、そういう現場の声から出来上がった組織編成にぜひしていただき
たいということだけお願いをいたしたいと思います。

最後にもう一つだけ、インターンシップ制度ということで、せっかくここ太宰府には大学生
がたくさんいらっしゃいますが、総社市は96名、今回インターンシップで、今日はこのお二人
が秘書係ですということでツイッターが上がってございましたけれども、そういったふうに、せ
っかく大学生がいらっしゃって、次のいい人材という形、またその方たちにもいい経験を積む
ということでは、インターンシップ制度で市役所の、特にこういう福祉部とか子育てとか様々
な部署で経験を積んでいただく、こういう発想はいかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん大変重要な発想というか、よい発想であると思います。それで、現
に地元の大学生で、私もできるだけ期間中に会うようにしていますけれども、まだ数が少ない
んですけれども、インターンシップで来てくれている学生もいます。

一方で、意外と地元の大学出身の職員が少ないんですね。ですから、そのミスマッチがど
こにあるのかというのも分析しなければいけません、いずれにしても、まさに大学が短
大と合わせて5つありますので、高校も4つありますので、そうした方々との連携をさらに強
めて、インターンシップ制度をさらに強化していくということは、非常に重要だと考えており
ますので、前向きに進めていきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 大学生が地域の中に、自治会に入るとするのは、なかなかちょっと
ハードルがやっぱり高いので、やはりその橋渡しになる市役所と一緒に連れて自治会を回ると
か、そういったことでインターンシップ制度をしっかりと活用していただきたいと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩します。

休憩 午前11時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ通告し  
ておりました2件につきまして質問をさせていただきます。

1件目は、総合計画の請願採択を受けてということで、令和4年の第2回定例会に提出され  
ました請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書」というのは、定例会  
において採択されたわけでありまして、市長におかれましては、総合計画策定にどう向き合わ

るのか、ご見解を伺いたいところでございます。

2件目でございますが、自治基本条例の取組についてでございます。

太宰府市自治基本条例審議会は、自治基本条例第29条に基づく条例見直し作業を行い、その結果として、令和3年8月12日付で答申を出され、本条例の運用の改善を求める提言をされております。今回、そのうち情報共有の分野について、改善の取組についてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の総合計画に係る請願の採択を受けての、市長におかれては総合計画策定にどう向き合われるのかについてご回答いたします。

請願の趣旨は、市政運営における基本指針として、全ての計画の最上位計画であるとされる総合計画を策定していないこと自体が自治基本条例に違反しており、策定を求める内容と承知しておりますが、前提といたしまして、平成23年の地方自治法改正により、総合計画の法的な策定義務はなくなっております。

また、総合計画等について規定する自治基本条例第18条では、基本構想及び基本計画を策定する場合における市民参加と議会の議決をする場合という仮定の条件として規定されているにとどまることから、総合計画の策定自体が条例上の義務とまでは言えないと考えてもおります。

とはいえ、市政をより発展させるための指針を持つことの重要性は、当然認識しておりまして、当時のベスト・アンド・ブライテストたる市内外の委員の皆様のご意見やパブリック・コメントなどを経て、私の1期目の公約を土台とした太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆるまちづくりビジョンを策定いたしました。

また、これを基に作成した選挙公約を新たに掲げまして、18年ぶりの無投票にて市民の信任を得て、現在2期目の市政運営を行っていることから、まずはまちづくりビジョンの計画期間である令和6年度までは、まちづくりビジョンを基幹的な指針として市政運営を行ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（門田直樹議員） 再質問は。

（「件ごと」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 件名ごとですね。総合計画について。担当理事は。

（市長楠田大蔵「2件目もいいんですか。何かいまだにルールがよく分からない」と呼ぶ）

○議長（門田直樹議員） いやいや、まず1件目、総合計画の自治基本、あと。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。今、市長のご見解を伺いました。結論としましては、令和6年度までは、まちづくりビジョン会議を基幹的な指針として市政運営を行ってまいりたいということで、一応総合計画そのものについての策定といえますか、そういうアプ

ローチは一応保留されているという形として理解させていただきました。

そこで、その判断の基準になっております、平成23年度の地方自治法改正によって、総合計画の法的な策定義務がなくなっているという話でございますが、これがいわゆる国法上で地方自治法上の策定義務がなくなっているということが、ローカルルールである地方、私どもの太宰府市自治基本条例第18条に影響を与えるのかどうかということについてお答え願えますか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） お答えいたします。

まず、そもそも法律と条例、どちらが上位概念かといいますと、これは条例よりも法律が上位でございます。もちろん法律において条例委任事項で法律と異なることを定めることができる場合も規定される場合がございますが、今回そういったことがあるわけではございませんので、まずそこは大前提として申し上げさせていただきます。

まず、法令用語上、今回この自治基本条例、「場合」と書かれてございます。場合という用語の意味でございますけれども、これは仮定条件を示し、または既に規定された事例を引用する包括的条件を示す用語として用いられておりますけれども、この前項の場合ですとか議決をした場合とかといった場合は、これは仮定的条件を示す言葉でありますので、あくまで仮にやる場合とはという意味の言葉でありますので、少なくともこの自治基本条例のこの文言によって法的義務がかかるという用語ではないというふうに考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今のご意見は、国法上のところと自治基本条例第18条との兼ね合いから見て、一応自治基本条例側がそのことに影響を受けないというふうに解せられた、あるいは影響を受けるというふうに解せられたということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、地方自治法が改正されて義務がかかっておりませんので、市として義務はかかっておりません。まずこれが大前提でございまして、先ほど来議論で、自治基本条例があるから義務がかかるんじゃないかといったご意見があったかと思うので、そこがそうではありませんということを申し上げた次第です。その根拠といたしまして、自治基本条例第18条に書かれている規定が、「策定する場合には」という言葉になっております。今申し上げたのは、この「場合には」という言葉の法令用語としての意味を申し上げたのでありますので、こういった場合は仮定的条件を示す意味でありますので、策定することが法的な義務がかかっている用語ではないということ、自治基本条例の解説として申し上げた次第であります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今理事がおっしゃったことは、一つの解釈としてはそういう解釈が成り立つというお話ですよ。つまり、仮定義務としての場合にはという理解の仕方というふうに



おっしゃいましたけれども、自治基本条例審議会においては、そういう理解について異論が出されたと思います。当時、少なくとも第五次総合計画があって、その計画の中で総合戦略の計画がつけられたという事例の中で、その後、総合計画が3月31日現在で切れてしまった後に、総合戦略だけが形の上で残ってしまったと。そこは空文化しているのではないんですかというご質問があったときに、そのときに「策定する場合には」という理解の仕方をめぐって、そもそもその時点であった総合計画を全くないという形で、新たにつくるという趣旨で理事はご発言なされたと思いますけれども、そのことについては、審議会のほうで会長、副会長もお二方とも、その理解は間違っていないかということを指摘されたと思います。その点についてはどういうふうにご理解していらっしゃいますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） あくまで私が申し上げているのは、法令上の用語としては義務がかからないということをお願いしております。それとは別次元の話としまして、提言を受けて、市としてどう検討するかということはあるかと思っております。私が申し上げているのは、後者ではなく、前者のこととして義務がかかっているか、かかっていないか、これはわかりませんということをお願いしている次第であります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） それにいたしましても、最終的に市民の方から見て、いわゆる総合計画というのがその間、不存在であるというのは明瞭な事実なんです。それを、その空白をどうするんですかという素朴な疑問から、この請願というのは出されておりますので、その請願の趣旨に従いますと、どうあっても総合計画というものに代わるもの、もしくは総合計画そのものを策定されるのかされないのかというのは、依然として残ってくると思います。

私も、恐らく市長がこの段階で明確な方針を出されるのは難しいかなというふうには思っております。しかしながら、市民の目線から見た場合に、総合計画の必要性というのは、これは自治基本条例が市民との協働によって太宰府市政を運営していくんだということをやっておりますので、どうしても何らかの旗印が必要になってくる。仮に総合戦略をもってそれに代えるという趣旨であったとしても、そうなってくると、総合計画という外装をまといながら、それを市民に問いかける、もしくは議会の議決を必要になるというふうにご考えているんですけれども、その点のご理解はいかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん大切なお指摘ということは認識しております。それで、先ほど申しましたように、とはいえ、私自身、総合戦略自体が本当に1期目の7つのプラン、いろいろな市民のご期待を得て1期目を任されたときに、まずはもう既に総合計画は続いておりましたけれども、一方で、当時総合計画、市長が替わってもその総合計画に沿ってだけ市政が運営されるというのも、直近の民意からすると違うのではないかと。そうした思いもありまして、総合戦略をつくって、特に私自身は、やはり期待の大きかった財政面、歳出入の一体改革とかそう

いうことに力を入れて、そしてそうした中で給食を実現するとか、そういうことを前に進めてきたという自負もありますので、そうした意味では、この総合戦略の中身というものも、一定のご理解なり支持は得てきたと思っておりますし、そして2期目においても、その総合戦略を柱として、キャッチフレーズなり公約の柱を立てて選んでいただいたという意味では、正当性は私はあるとは思っています。

ただ、重ねて申し上げますけれども、とはいえ、総合計画が必要なのか、総合計画的なものがまた必要になってくるのか。総合戦略も令和6年度までという期限がありますので、その後、総合戦略を新たなものに変えていくべきなのか、そうしたことを改めて私自身、市民の皆様へのニーズも感じながら、議会のご指摘も受け止めながら、そして私自身、与えられたこの2期目の任期の中でどのように約束を果たしていくべきなのか、こうしたことを見詰め直しながら、最終的にどのような方向性を示すべきかということを考えていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 少なくとも今の市長のご発言の趣旨を酌みますと、総合戦略というものを温めながら、それが総合計画になるべく近づけるようなものをご研究をさせていただいて、そういう方向に、最終的には令和6年度で切れる総合戦略の後までは、ちょっと今のところ考えてないというふうに事実としてはお考えということによろしいんですかね。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 結論としてはそうなります。ただ一方で、先ほど来、例えば組織改革の話とか、福祉部門でさらなるニーズが高まっている、こども家庭庁などもできてくる、こうしたこと、またコロナ禍、予期せずコロナ禍の中で危機管理なりそうした災害対応なり、こうしたことも新たな局面に入ってくるでしょうし、コロナ後の観光なりそうしたものも考えていかなければいけない。様々な新たな行政課題、市政課題は山積していますので、そうした中で新たな目標をどう定めていくのかということは、もちろん議会のご意見もいただきながら、市民のご意見もいただきながら、私自身、見定めていきたいということでもあります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 一応市長の基本的なお考え方は承りました。今の市長のご発言にもありましたとおり、今回の議会で数名の議員の方がいろいろな形で、行財政改革あるいは福祉関係の組織、機構変更とかいろいろな形のものを出されておりますけれども、それはいずれも自治基本条例に根差しております。しかも、ご存じだと思いますけれども、第18条の中には、これは自治基本条例の第18条ですけれども、第1項は総合計画の策定ですけれども、第2項、第3項という形で細分化していく。総合計画を具体的に細分化していくという、そしてしかもその接合部を、それが連続している、総合計画に基づいているという形の担保というものを示さなければいけませんよという制度上の立てつけになっています。

したがって、確かに今の戦略のものを実施なさるにしても、そういうところまで振っていかないと、総合計画の精神というものはできていかないというところはあろうかと思いま

すので、その点をよろしく留意をお願いしたいと思ひまして、第1問についてはこれで結構でございます。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 2件目の自治基本条例の取組についてご回答いたします。

私が市長に就任して以来、市民の皆様をはじめ多くの方々の声をお聞きするとともに、私自身、率先して広報「だざいふ」、インターネット媒体の公式ホームページ、SNS媒体のツイッター、フェイスブック、LINE、ユーチューブ、そしてマス媒体の九州朝日放送のdボタン広報誌など、まずはこの7種類の情報発信ツールなどを駆使しまして、自らの言葉で情報提供、共有を心がけてまいりました。

特にフェイスブックは、2日か3日に一度、欠かすことなく、約1時間かけて、必ず自らの手で少しでも読みやすいように、段落、パラグラフごとの文字数をほぼ同じとするなどの工夫をして発信しています。また、ダイレクトメールなどにも基本的に返事をするように心がけてきました。その結果、多くの市民の皆様から、以前より市政がどのように進められているのかが分かるようになった、市民の声が届きやすくなったというお声も頂戴しているところであります。

ここでせつかくの機会ですので、先日来話題になっております私のSNSでの一つの決め事も披瀝しておきます。

私は、ごく少数でありますけれども、SNS上でブロックをしたり友達を削除する場合がございます。やむを得ずブロックした人は、私のサイトで、私自身にとどまらず、私の友達に對しまして攻撃をしてくるケースがありました。これはまさにSNSのルール違反でありまして、私の友達にも申し訳ないことでもありますので、やむを得ずブロックをするということがございます。

加えて、私のサイトで一方的に否定的な批判をされたり、公開質問をしてくるという方もあります。これに一つ一つリアクションする余裕は、市長としてはございませぬし、やはり新たな中途半端な反論をしても誤解を生んでしまいますので、そして何より友達の数がもう5,000人と限りがありますので、私も上限にほぼ達しておりますので、新たな友達を優先するというようにしています。ここにいる議員や議員経験者の方でも、そうした対象とやむを得ずせざるを得なかつた方もおられますので、これを機にご理解を賜りたいと思ひます。

また、私の就任後、議員の皆様方と議会連絡会を毎月開催することとしまして、最新の内容を可能な限り共有するなど、速やかな情報発信にも努めてきたところであります。また、議会後の経営会議で、議員からお受けした質問をレビューし、その実現や進捗の報告にも努めてまいっております。

あわせて、本市の情報をより多くの皆様に情報提供する手段の一つとして、記者会見や情報のリリースなどにも力を入れてまいりました。会見は広告などと違い、お金をかけずに大きな効果を得られることから、ふるさと納税の躍進などにも大変効果的でありました。もちろ

ん何度も空振りを続けながら、取り上げられるために、我ながら涙ぐましい努力をしてまいりました。

なお、いまだに議会審議前に記者会見で議案情報を発信するのはおかしいとの指摘がありますが、もちろん会見前に議案は議会に提供、共有しておりますし、議運後に行うようにしております。何より議会審議が市民にとってもより分かりやすく、注目をいただくために、どこの自治体でも行っている、もちろん国や県でも行っているものでありますので、議決を経た後でなければ発信すべきでないという指摘は今までありましたが、市民へのむしろ必要不可欠な情報提供共有を否定するものであると、あえて触れておきます。

こうした取組につきましては、私の市長就任以来、特に注力して取り組んできたところであり、まさに自治基本条例第1条の市民、コミュニティ、議会及び市長等が互いに理解を深め信頼し合う関係を築きという部分を、どの自治体よりも体現してきたと自負しているところであります。

改めまして、私はどんな方でも一度はお会いをし、可能な限り平等に対話をし、その声を市政に反映させるべく努めてきたところであります。その結果、参加すべきでないイベントに参加をしてしまい、先日批判も受けました。そうしたときも、またさきに、体育館の件ですが、裁判の控訴を断念したときなども、可能な限り開かれた場で、迅速に正直に情報を提供共有してきたところであります。

もちろん、まだまだその内容や手法などに至らない点もあると思っておりますので、今後も精進を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。市長がいろいろな形で情報の発信をなさっているということは、よく了解をさせていただきました。

ところで、この議会ですべての方が行財政改革とか、それから障がい者のこと、母子家庭のことあるいは高齢者のこと、いろいろな形の需要が出てきて、それに対応するという側面で情報の共有ということ考えた場合、市長の情報はあくまでも太宰府市の代表者として対外的に向かって、太宰府市は現在何に取り組んでおりますとか、そういった非常に抽象的といえますか、一般的な広報にはなっていると思います。

仮に市長のところ、例えばこういうことで困っているから何とかしてくれませんかという話が仮に、今5,000件がマックスだというふうにおっしゃいましたけれども、それが入ってきた場合、そのことを各部署に割り振って対応できるかということ、恐らくそれは不可能だと思いますけれども、その点いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 5,000件と申したのは、フェイスブックの友達になれる方ですけども、私公開していますので、ブロックをしてない方以外は見ただけですので、そうした意味では5,000人以上の方も見ていただけるのですが、先ほど来申した一部にありましたけれども、実

はなかなか市長として様々な用件はありますけれども、直接のメッセージをいただくことはかなりありまして、これは本当に無視せずにリアクションするように心がけています。最近特に多いのは、中学生がインスタグラムのメッセージで、勉強のやる気が出ないんだけど、どうしたら出ますかというような、本当に非常に率直な悩みを相談されたりもします。そうしたこともできるだけ答えをしようと心がけてきました。

今日、秘書などもいますけれども、秘書経験者もいますけれども、最初は本当に嫌がられたんです。私に来るメッセージを公式なものとして伝えて、それを検討してくれ、実現してくれ、前向きにやってくれというのは、本当に最初、職員は嫌がっていたと思うんですけども、それでもやっぱり直接いただくお声というのも、当然もちろん意図的な非常に批判であるとか、現実的じゃないものはもちろん除きますけれども、基本的にはさっきの受験の相談も含めて切実なものが多いです。例えば今までも話してきましたけれども、自宅療養の方が買物に行けない。そうした中で、何か物資を、欲しい物資の中でもやっぱり体温計を入れてほしいとか、除菌シートを入れてほしいとか、おかゆも入れてほしいとか、そういうことが直接来ますので、すぐさま担当に伝えてきました。

なかなか難しい作業ではありますけれども、時間もかかるし手間もかかりますけれども、私の自負としては、可能な限りこれは、ご指摘をいただいたものは正式に職員に伝え、私が直接できることはやってきたつもりでありますので、そうしたことは今後も続けていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。今回の私の前に出されました小畠議員が機構改革のことについて非常に触れておられました。情報の共有ということは、実は、大変市長には申し訳ございませんけれども、各部署で市民の方に直接向き合っている方、あるいはもっとオープンな形で申し上げますと、いろいろなパブリック・コメントとか意見の交換会とかというそういう概要的なものもございます。ただ、結局それを効率的に市側が要請として受け入れて、それを効率的に処理していく体制が整っていないというのが現状なんだろうと思います。

つまり、行財政改革にしましても、それから職員の研修、専門能力のそれを昇華するといえますか、高くしていくことも含めて、自治体としてスリム化していきながら能力を高くしていくというのは、少なくとも自治基本条例の下では市民との協働、市民も政治責任を負いますよという形でそこにはうたってあります。そうすると、市民に対する働きかけというのも、実をいうと自治体側の大変な義務になってくるわけですね。

そうしましたときに、情報の取り方、つまり、大変市長には申し訳ございません、市長がいろいろな形でこういう情報を発信されていることは、もうそれだとお見受けしますけれども、実をいうと、例えば徴税係の方が行って、お金が納められないのよと、それはどういうことですかという、例えばそういう話。あるいは道路の陥没箇所について報告というか通報があって、そこへ行ってみたら住民の方が待っていらっしやって、あなたたちはいつまでだったら来

てくれるのか、それからどういう復旧工事をしてくれるのかとか、いろいろな個別的な話があります。しかし、私は今まで自治会を含めて対応したところによりますと、それがある部署のいわゆる一事項として処理をされていくと。つまり、例えば一つのシートの中に、どの場所で何時頃にどういうことが起きて、どういうふうな処理をしていったということが、結局そこだけにとどまってしまって、全庁的にそれが情報の共有になっていない。

つまり、これから全庁的な仕事の能力の高さとか、それから職員のスリム化とかといったことを考えていくときに、あるいは情報処理技術を使っていこうとも、そういった太宰府市それ自体が生き物として情報を受け入れて、どこの部署が仕事をやっても、きちんと応えていますというふうな方向性を見つけなければ、情報の共有とは言えないのではないかと。

恐らく今回、いろいろな議員が質問を出されていますけれども、仮に中学校給食の問題にいたしましても、それからほかにもありましたけれども、そういうものを、もちろん一つの政策を取られるわけですから、その場面ではこういうことでしか処理が、あるいはその方針を決定できませんということはあるかと思えますけれども、そのことも含めてきちんとした情報発信を出されて、それに対する応答といいますか、それを取り入れるような形のシステムをつくっていただければ、恐らく情報の共有ということはかなり負担が軽減されていくと思えます。

これは一つは情報公開請求ということも一つ絡んでおりまして、情報公開請求は当然のことながら、そこに処理した文書があるということが前提の下に、その文書を請求してくるわけですが、かつてそれが文書がないとか、見当たらないとか、そういう形の処理をされたこともあると聞いております。したがって、そのこと自体が、もう既に情報の共有ということについてかなり行き詰まったといえますか、そういうところに袋小路に入っているんだと思えますね。

つまり、もちろん市の処理される事業において、市長のそれこそ最高次の判断でこれを表に出すことはできないということが、もしかするとあるかもしれません。しかし、そういったケースはほとんどゼロだと思いますので、そういった実績をきちんと残していった、それを常にオープンにしておけば、たとえ情報開示請求があっても、それがあっても、すぐ出せますし、個人のプライバシーを勘案した形で、こういうところで、こういう場所で、こういう要求がおありになった、あるいはそれはもちろん今の情報技術をもってすれば、年齢代、中学生はこういう意見を持っている、高齢者はこういう意見を持っている、主婦の方はこういう意見を持っている、妊婦さんはこういう意見を持っている、それは全て全庁的に上がってくると思えます。それを集約する機関がどこかにあって、それを指示をしていく機関がどこかにあって、そういうことを、推測ですけれども、小島議員はおっしゃっているのではないかというふうに思えます。

だから、私どもも情報の共有というのを、単に意見交換会とかそういうものを回数を重ねなさいということではなくて、出てきた意見に対して、現在こういう対応をしております、この後こういうふうにするつもりですというふうな形の総合のものをおつくりになっていくことが、

情報の共有ではなかろうかと。

市長が日夜そういうふうには、一応太宰府市の代表として外に情報を出されていることは、非常にありがたいことだと思いますけれども、全庁的に能力を高くしていくということを勘案されて、ぜひともそういう仕組みをつくっていただきたいと思っておりますけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん今まで可能な限り、私に限らず、あらゆる職員が行政として、全体としても個別としても、市民の皆様信頼を得られるようなそうした情報の公開なり情報の提供共有を心がけてきたつもりではあります。

ただ一方で、先ほども申しましたけれども、どんな方でも基本的に一度はお会いしてきたつもりなんです、私だけにとりまして、一度お会いすると、毎日会いたいと言ってこられる方もあるんですね。毎回話しても、同じことでまた来られて、また同じ話をしても、そのときは納得されるけれども、また次の日、やっぱり納得できないとか、そういう方もやっぱりおられまして、なかなかそうしますと、毎日私もお会いするということにならざるを得ないので、そういうことも職員も同じ悩みを抱えていると思うんです。非常に事務作業的にも、本来業務があつて、そうした中でそうしたことの対応をする中で、さらに煩雑化していくということもやっぱりあるのも現実です。

ですので、先ほど申されたようなシステム化を図っていくことは、大変さらに重要でありますし、何よりやっぱり根本的に、我々公務員、行政に携わる者が、巷間、今問題視されております情報を恣意的にねじ曲げるとか、事実に基づかないとか、やはり何か意図的に改ざんするとか、廃棄するとか、そういうことはやはり避けなければいけないですし、そうしますと結論としては、我々一人一人が常に市民の皆様、自分自身の良心に基づいても正しい判断をしていると、正しい行動をしていると、皆さんに説明できる行動をしていると。私も先ほど申しましたように、何か疑惑があれば、できる限り会見の場で説明もしてきましたので、そうしたことを、やはりつまるところ、市民の皆様の信頼に堪え得るような行動を常々取るということに尽きると思いますので、なかなか人間全てが聖人君子というわけにはいきませんが、そうしたことを常々、世のため人のためということに尽きるんですけれども、職員にも徹底していますし、私自身も自律しているところでありますので、そうした中で、回りくどくなりましたが、それでもなお市民の皆様からさらに信頼を得られるようなシステムづくりには取り組んでいきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。市長の思いが皆様に伝わるという形で、もう少し具体的にご提案申し上げますと、恐らく、私は実はパソコンが苦手なんです。しかし、皆さんは非常に修練されているから、パソコンを使ってワンシートでどこの部署でも情報を定型的な書式化をして、こちらが欲しい情報、向こうに与えるべき情報、そして将来これは使ってい

なきやいけない情報とかといういろいろなものをつくって、それを皆さんが窓口で仕事が終わった瞬間にそれを、やっている最中にそれを打ち込んでいけば、作業量としてはそれほど出てこないのではないかというふうに思っております。

ただ、それをつくるということ自体が、かなりの機構の中の新たなものを編み出されるか、既存の部課長職さんにそういうことをしていただけるのかとか、いろいろなそういう機構的な問題はあろうかと思えますけれども、恐らく一旦そういうものができてしまったら、情報は恐らく、例えば悪いですけども、嵐のように入り込んでくると思います。それをそういう管理をなさっているところが項目別はずっと集約されて、どこで何の情報、あるいはどういう需要が起きている、そういったものをあらかじめつかんでいくことで、初動態勢も含めてかなり仕事の質も量も、質は高くなる、量も無駄な出動をしなくても済むのではないかというふうに考えておりますが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっとなかなか、結局かみ合っていないかもしれないんですけども、できる限り私も様々なあらゆる市政の課題について、逐一情報共有を職員からしてもらい、相談してもらって、最終的に私に知らせたり相談してもらったことは、全て全部私が責任を持つということは常々言っているつもりです。

ただ一方で、やっぱり限りがありまして、相談時間も。あらゆることを全て私自身が判断するというのも難しいですので、現場で可能な限り自主的に判断できるものはしてもらっていただけますけれども、ただ、とにかくそうした、特に市民の皆様の切実な情報、ご意見、ご要望、しかもそれが複数にわたる、複数の方々が言ってこられるような、例えば紙ラク商品券なんかもかなり、私に届いたのは二、三人でしたけれども、二、三人おられるということは、二、三百人おられるかもしれないとか、例えばそういうふうに私も経験上思いますので、キャッシュレスだけじゃなくて紙の部分もとか、そういうこともやってきましたので、できる限り共有化して、そうしたことを市民の方にもお伝えできるようにさらに心がけたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） これを発表する場という、情報は、結局市民との間に情報を共有するということは、市民の側にもこの情報を提供されるということだと思います。

実は、これを市民に知らせるのという意見があるかもしれません。ただ、そうではなくて、市民側からしますと、ああ、私と似たようなことを言っている人がほかにいるんだということとか、それからもう既に規定事項として市のほうにはこういうものが要請が上がっているんだと、そういうふうな形で、市民の側が市政の動きについて理解をしていただける。これは協働のまちを推進するに当たっては、大変重要なことだろうと思います。

だから、技術的な困難さはあろうかと思えますけれども、何とか進捗計画をつくっていただいて、ぜひとも進めていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 森田議員、通告の時間を過ぎておりますので、よろしく申し上げます。



市長。

○市長（楠田大蔵） もうとにかく今の時点では可能な限りとしか申せませんが、可能な限り市民の方に分かりやすく、信頼していただけるような形で、そうした情報の整理なり提供なりも心がけたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。ひとつよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました登下校時の児童の見守りにつきまして一般質問をさせていただきます。

子どもは国の宝です。そして、地域の宝物でもあります。地域の子どもは地域で守るの観点から、地域の方々がいろいろな方策により子どもたちを見守っています。しかしながら、小学生が歩行中に事故に遭遇して死亡、重傷を負った件数は、平成28年度から令和2年度の5年間で2,779人になっています。このうち33.3%に当たる908人が登下校中の通学路で発生していると警察庁が発表しています。

このようなことから、私は、児童の登下校時の安全対策について、平成29年第2回6月議会で児童を交通事故から守るための安全・安心な通学路の確保について、また令和2年第3回9月議会では、児童を犯罪から守るための安全・安心な通学路の確保をするために、行政が地域と一体となって取り組んでいただくよう、具体的な改善策を提案しながら、お願いを含めて一般質問をさせていただきました。本日は、登下校時の児童の見守りに絞り込んで一般質問をします。

ご承知のとおり、児童の登下校時間帯に、地域の多くのボランティアの方々が児童の通学路で見守りをされています。本当にご苦労さまです。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

1項目め、登下校時の児童の見守りの現状についてお伺いいたします。あわせて、この見守り箇所は、児童が道路を横断する箇所以外にあるのか、あれば、どのようなところで見守りをされているのか、お伺いいたします。

また、児童の登下校の見守りをする上で問題点があるとすれば、どのような問題があるとお

考えか、お伺いいたします。あわせて、その問題を解決する方策等について伺います。

2項目め、登下校時における交通事故や犯罪をなくすための地域との連携強化についてお伺いいたします。

児童の登下校の見守りは、各地域の皆様の協力があって成り立つものです。日頃、地域との連絡、調整、連携をどのようにしてあるのか、お伺いいたします。あわせて、今後においても地域とさらなる連携強化を図る必要があると思料いたします。連携強化の具体策があれば伺います。

3項目め、太宰府市にはついで隊がありますが、ながら見守りの推進についてお伺いいたします。

児童が安全に安心して登下校できる通学路にするために、防犯カメラの設置や危険箇所の改修など環境整備をしなければならないことは言うまでもありませんが、見守りに限定すると、現在行われている児童の登下校時の見守りは、児童が道路を横断する場所のみです。言うならば、通学路の一部でしかありません。通学路の全域を見守るためには、ながら見守りは重要な取組です。

私が令和2年9月議会の一般質問で、ついで隊について質問をしました。そのときの回答は、市内で1,316の方が登録されている。しかしながら、今年度はまだ3人とどまっている。PTAをはじめいろいろな機会でご改めて周知を行い、ついで隊の登録者の増加を図り、安全・安心なまちを目指したい。そして、ついで隊への加入について、PRをもっともっとしていきたいと回答されております。ちなみに、2点とも総務部長のご答弁です。

また、私の要望として、市の職員の皆様がついで隊に加入し活動する、そのような活動が市民の皆様のついで隊加入につながるなど、私なりに具体策を提案させていただきました。

令和2年9月以降、具体的についで隊への登録を呼びかけておられると思いますが、どのような手法で推進されているか、その成果について伺います。あわせて、現時点のついで隊の登録者数を伺います。

4項目めです。児童の登下校を見守っていただいているボランティアの皆様の心得等についてお伺いいたします。

何年も長きにわたり見守りしていただいている皆様、また新たに見守りを始めた方もおられます。また、見守りの成り手がない、高齢者となり、これ以上見守りを続ける自信がないなど、地域における悩みがあるのではと思っております。

市内には7校区ありますが、現状は全て各校区の地域の皆様に委ねているというのが実態ではないでしょうか。児童の登下校を見守っていただいているボランティアの皆様には、統一した心構えや考えで見守りをしていただく必要があると考えますが、市の見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 登下校時の児童の見守りについてご回答いたします。

まず、1項目めの登下校時の児童の見守りの現状についてですが、登下校時の児童・生徒の

安心・安全を確保するために、本市では、学校、PTAの皆様や地域の皆様との連携、協力により、登下校時の見守り活動を担っていただいております。見守りの場所といたしましては、横断歩道等のほか、車通りが多い場所、特に危険な場所、人目が少ない場所、また、見守りの方のご自宅の近くなど、自主的に決めていただいた場所などがございます。

課題といたしましては、交通量が多いところや道路幅が狭いところなど、ハード面での整備が望まれる箇所ではあるものの、どうしても道路の構造上、整備が困難な場所の対応などが挙げられます。現状といたしましては、児童への交通安全学習や地域での見守りなど、ソフト面で対応しているところでございます。

次に、2項目めの登下校時における交通事故や犯罪をなくすための地域との連携強化についてですが、現在、市内の全小・中学校は、コミュニティ・スクールとして学校、地域が一体となって学校運営を行っておりますので、登下校時の安全対策に関する地域の連携の強化につきましては、学校運営協議会などでご協議いただきながら進めているところでございます。

毎年、児童・生徒が安全に通学できるように、筑紫野警察署、那珂県土整備事務所、太宰府市建設課、太宰府市防災安全課、PTA代表者、小学校校長代表者で構成される通学路安全推進会議を開催しております。

この安全推進会議開催前に、各小学校において危険箇所調査を自治会等と協力して実施していただき、危険箇所一覧として教育委員会に提出していただいております。この資料を基に、通学路安全推進会議で危険箇所及び市が把握している対応が必要と思われる通学路について、どういった対処をしていくのか協議し、決定しております。

ここで決定された回答を各小学校に報告し、各小学校は学校運営協議会の安全・安心部会などで報告していただくことで、地域に対しても、要望されていた危険箇所がどのように対応されるのが把握でき、また、地域の協力が必要な場合は協力をお願いをしているところでございます。このサイクルを絶やすことなく継続することで、通学路の安全確保に努めているところであります。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 次に、3項目めのながら見守りの推進についてですが、ながら見守りとは、見守りの担い手の裾野を広げるために、ウォーキング、ジョギング、買物、通勤通学、犬の散歩、花の水やりなど日常活動を行う際に、防犯の視点を持って行うことで、生活多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる見守り活動として、全国的にも推進されております。本市におきましても、平成17年から筑紫地区統一の活動として、ついで隊の名称で、日常生活のついでに見守りや防犯活動に参加いただける方々を募集及び登録をいたしております。

登録募集の呼びかけにつきましては、毎年犯罪数が増加する12月の広報で、防犯だよりと併せて掲載をいたしまして、市のホームページ、校区ごとに開催されます防犯防災部会等の会議において紹介、職員向けに募集登録を行っており、令和4年8月末現在の本市の登録数は

1,339名となっております。

この活動は、安全・安心のまちづくりを推進するため、防犯活動全般の視点を持って進めており、児童の登下校時に特化した活動ではないものの、登下校時の空白区域などの見守りの一翼を担っていただいている部分もあります。

市民などと役割を協働、分担していく新しい公共の促進に向けても、大変有用な活動であると考えておりますことから、今後とも積極的な募集、参加の呼びかけに努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 次に、4項目めの登下校見守り者の心得等についてですが、事故や犯罪被害の多くは、子どもだけで行動しているときや、人目が少ない状況で発生していると言われております。そのため、子どもたちや地域に目を向け、事故や犯罪が起きにくい環境づくりが重要であることから、子どもたちへの挨拶や声かけなど、見守り活動を実施していただくことを知ってもらうということが、見守り活動において大切なことだと考えております。

ただし、地域の方による見守り活動は、地域活動の一環であることから、ご協力していただく皆様が無理なくできる範囲の中で取り組むことも、心がけとして必要なことではないかと考えます。そういう意味では、散歩や買物などの際に見守りを行うながら見守りは、個々の方が無理なくできる範囲で、子どもや地域に目を向けることができるので、有効な手段であると思います。

見守り活動への心構え、考え方の周知につきましては、学校運営協議会にて協議をする中で周知できるのではないかと考えます。

登下校時の児童の安全につきましては、地域をはじめ関係機関との協力が不可欠でありますことから、今後も連携を密にして、安心・安全な登下校の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございます。では、再質問をさせていただきます。

児童の登下校時の見守りの目的は、児童が安全に安心して登校できるようにすることだと思っております。太宰府市から痛ましい事故や事件が起きないようにすることです。自治体や小学校のみでは児童の登下校の見守りはできないことから、見守りのボランティア活動があると思っております。

ご回答を聞きながら思ったことを率直に申し上げますと、児童の登下校時の見守りについて、市の取組とボランティア活動をしていただいている皆様とを比較をすると、かなりの温度差があるんじゃないかと言わざるを得ません。

市は組織で動いています。それぞれ所掌業務が定められています。児童の登下校時の見守りという業務は、どの部署、課にも明記されていないはずですが、しかしながら、児童が安全に安心して登下校できるという取組という業務は、いずれの部や課の所掌業務と明記されているはずですが、その延長線上に、児童の登下校の見守りがあると思っております。積極的に取り組ん

でいただきますようお願い申し上げます。これは要望といたします。

また、雨の日も風の日も暑い日も、また寒い日も欠かさず、児童が安全に安心して登下校できるように、多くのボランティアの皆様が見守りを続けていただいております。この活動は、地域の力、地域とのさらなる連携強化が求められております。校区ごとには地域との連携強化を講じられていると回答いただきましたが、その会議に出席する市の担当者は同じ人でしょうか、それとも違う人でしょうか。報告、連絡、相談、いわゆる報・連・相は確立されているでしょうか。市の体制等についてお伺いいたします。

また、校区ごとに見守りの方法等ばらつきがあるのではないのでしょうか。市でこれらのばらつきをどのように共有してあるのでしょうか。7校区それぞれの活動でなく、太宰府市として統一された見守りの活動が必要ではないのでしょうか、お考えをお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） まず、1点目の会議に出席する担当者のことですが、先ほども述べましたが、通学路安全推進会議には、市から学校教育課、防災安全課、建設課が出席しております。この担当者も決まっております。出席者につきましては、会議後にそれぞれ所属している課で、また必要に応じて関係の部署に会議の内容を報告、共有化しておるところでございます。

2点目につきまして、地区ごとに見守り方にばらつきがあるのかということでございますが、現在、見守り活動には、自治会、PTAの方、ついで隊をはじめとする有志の方々が活動していただいております。見守り活動の心がけとして、無理をしない、無理をさせないということが大事であると言われております。ボランティアの方のライフスタイルにも合わせて、活動の範囲や時間帯などを決めて活動されていくことも大切かなと思っております。

その中で、学校、地域ごとの実情もあると思いますので、その実情に合わせてご協力をいただければと思っておりますので、そこが統一できるかという点、なかなか難しいところはあるのかなとは思いますが、しっかりと活動はしていただいているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。見守り活動については、市の体制強化を図っていただいて、7校区の統一した見守り活動になるように、いろいろな角度から検討していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、インターネットにアップされておりました文書がございます。平成30年9月12日付で、太宰府東小学校校長ほか2名で、保護者及び地域の皆様へ、児童の登下校の時間帯における見守りのお願い文書です。こういったものでございます。

この文書は、いわゆるながら見守りのお願いの文書です。児童の登下校時の見守りボランティア活動は、通学路の一部でしかなく、通学路全域を地域の方たちの協力により、児童が安

全・安心に登下校できるようにするための取組です。ご存じだと思いますが、太宰府東小学校区でこのような文書が配布されておりました。ほかの6校区もながら見守りのお願いをしようと、これこそが市に実施していただかねばならないようなことだと思っておりますが、こういったところも検討していただければと思っております。これも要望といたします。

次に、ご承知のとおりですが、平成30年6月に政府は、登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議で、社会全体で子どもの安全を守るための対策として、登下校防犯プランの通知を出しております。この登下校防犯プランに基づく取組として、令和3年3月に「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」の通知をしております。このハンドブックは、児童の登下校時のボランティア見守りとながら見守りの両方に役立つハンドブックです。一方、「子ども見守りハンドブック」、京都府警察が作成したハンドブックがございます。これは、児童の登下校時のボランティア活動をする人向けのハンドブックです。どちらもよくできているハンドブックだと思います。

児童の登下校時のボランティア活動用とながら見守り活動用の2種類のハンドブックが必要ではないかと思いますが、そのあたりのお考えをお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 最近言われていることですがけれども、まずボランティアの方が少なくなっている地域があるという実情も聞きます。そんな中、毎日子どもたちの登下校時に合わせて時間をつくってくださり、見守っていただいていることに感謝を申し上げます。

子どもたちにとって、ボランティアの方にとって、より安全に見守り活動を行ってもらうためには、適切な見守り活動についての研修を行うという手だてもあると思いますけれども、研修を受けなければならないということが、ボランティアへの参加自体をためられる状況にもつながるかなということ懸念しているところでございます。

今ご提案いただきましたハンドブックにつきましては、私も拝見させていただきましたけれども、大変分かりやすく、安全指導について知っていただくような内容かなと思っております。これらのハンドブックの活用について可能性もあるかなと考えますので、この活用につきましては今後検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ボランティア活動というのは、正直、市がどうのこうのということじゃないと思います。ついで隊でもそうだと思います。そこは警察署とか防犯協会が主立ったところだと思いますので、そういったところも鑑みて、ハンドブックなんかを作成していただければと思います。

今回、私がこの質問、登下校時の見守りという形で3回目質問させていただきました。これ、なぜ3回したかと申しますと、先日のことなんです、ある地区で交差点がございまして、その交差点に女性の見守りの方が立って、いつも子どもたちを見守っていただいております。

した。でも、この女性はもうかなりの高齢化されていて、やっぱり体の不調を訴え、2週間ほど病院に行かれたと。入院されて、ちょっと治療を受けたと。その2週間の間、その交差点には誰も立っておられない状況だったんです。

それからどうなったかと申しますと、保護者の方からその地区の自治会長さんに連絡があり、なぜあその交差点に見守りをされる方がおられないんでしょうかと。最初は自治会長は、ああ、病気のことを気遣って連絡をくれたのかなと思っていたら、そうじゃなく、ちょっとクレームっぽく、立ってないと子どもが危ないでしょうと、そういう話があったと。そちらの自治会長も、これはいかんと思いつつも、自治会の中で自治会の役員の方、また保護者を呼ばれて、こういうことがありました、立っておられる方はボランティアの方なので、責任云々はないんですよと。それで、立ってないと言うのであれば、保護者の方が立っていただければという、そういったところで、本当にいろいろなディスカッションというか話し合いが持たれて、そのときはそれで終わったんですけども。ただ、そのときの中で、ボランティアの方、ボランティアという、ハンドブック、ガイドブックに書かれているって、ボランティアってどこまでが自分らの責任なのという質問もされていました。

正直言って、ボランティアの方に責任とかはまずないですよ。例えば子どもが事故に遭いました、通学路で途中で川に落ちましたとかとって、見守っていたとしても、ボランティアの方に責任はないと思います。あるのはやっぱり本人、子どもか保護者だと思います。

そういった中で、ボランティアの方は一生懸命見守っておられるので、何か市として、また我々議員として手助けできるようなことがあれば、本当に手助けできればと思っております。ボランティアはもう全然市とはちょっとかけ離れたところなんで、関係ありませんよって、それは重々私も承知しております。でも、何かこうやってガイドブックを作るとか、作るに対して結構時間も手間もかかると思います。それならそれで、例えば京都府警だったかな、これを作ったところが。福岡県警に物申してもらおうとか、それぐらいだったらできるんじゃないかと思しますので、そういったところでボランティアの方の支援もしていただければと思います。

結びになりますが、最初の質問で言いました。子どもは国の宝、また地域の宝、そういったところで、子どもの事故がいまだに30%ぐらいあるという中で、ゼロ%になることをお祈り申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで13時35分まで休憩します。

休憩 午後1時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番宮原伸一議員の一般質問を許可します。

〔5番 宮原伸一議員 登壇〕

○5番（宮原伸一議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い地域猫について質問させていただきます。

私が住む地域には、飼い主がいない猫と思われる猫が五、六匹います。おなかをすかせているのか、夜出されたごみを破って、燃えるごみを食べているようです。また、親が育児放棄をしたのか、子猫が民家に迷い込んでしまうケースや、道路で車にはねられたり、民家の庭に迷い込んで死んでいたケースと、とにかく飼い主がいない猫がかわいそうな事例が多く見受けられます。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、市に寄せられている地域猫に対する苦情内容や件数、どういった内容の苦情が年間何件ほど寄せられているのか、また不妊去勢手術を行うに当たり、保護した猫が病気にかかっていたら、治療費は保護された方の負担となったり、捕獲器の貸出しはあるものの、捕獲器の台数が少ない、貸出期間が短いなど多くの課題があると思いますが、そのような課題、問題点を市はどのように考えているか、またその対策としてどのような対応を行っているのか、お伺いします。

2点目に、そのような猫を保護して、不妊去勢手術を市の補助でできるのは知っていますが、その補助金の申請、交付状況について伺います。そして、その他、市や県が行っている地域猫に対する補助がほかにあるのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 地域猫についてご回答いたします。

まず、1項目めの市などに対する地域猫の苦情内容や件数、また苦情にはどのように対応しているのかについてですが、市への苦情、相談内容は、飼い主のいない猫への餌やりと、それに伴う周辺でのふん尿被害が主なものとなっており、令和3年度は27件、令和4年度は8月末現在で16件の苦情や相談が寄せられております。

猫は動物の愛護及び管理に関する法律により愛護動物とされており、駆除を目的とする捕獲は行っておりません。また、餌やりを禁止する明確な根拠もないことから、市は無責任な餌やりの禁止や室内での飼育、不妊去勢手術の実施など個別に助言指導を行うとともに、ホームページや広報等において猫の適正飼養について啓発を行っているところです。

そのほか、自宅敷地への侵入を防ぐため、猫よけ用の超音波発生器の貸出しや、臭いや物で防ぐ方法など、苦情主に自衛策の紹介を行っております。

次に、保護した猫の治療費についてですが、譲渡や不妊去勢手術を受けさせる際に、事前準備として病気の治療等が必要な場合があり、申請者の方に治療費を負担していただいております。市としましては、限られた予算でできるだけ多くの方に飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金を活用していただきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

また、不妊去勢手術のための猫の捕獲器の貸出しにつきましては、昨年度まで2台用意しておりましたが、貸出しまでに時間がかかることがございましたので、今年度1台購入し、現在



計3台となっております。今後につきましても、申請や捕獲器の貸出状況を考慮し、検討をしてまいります。

次に、2項目めの不妊去勢手術補助金の申請交付状況、そのほか地域猫に対する県や市の補助があるのかについてですが、市では、飼い主のいない猫の過剰な繁殖に伴う近隣へのふん尿被害を防止するために、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助金を雌2万5,000円、雄1万5,000円を上限として令和2年度から交付しております。令和2年度は12件、令和3年度は15件交付し、令和4年度は8月末現在で12件申請があり、手術が終了しました6件補助金を交付しております。

また、県が地域猫活動を行っている地域がある市町村に対し補助をする福岡県地域猫活動支援事業補助金がございます。地域猫活動は、特定の活動場所を設定し、ルールを決めた餌やりやトイレの管理を行うとともに、不妊去勢手術を受けさせて、1代限りで生を全うさせ、時間をかけてでも地域から飼い主のいない猫をなくすことを目的としております。

これは、単に猫の愛好家や地域猫活動団体のみで実施するものではなく、飼い主のいない猫が引き起こすふん尿被害などの問題を地域の課題として取り組んでいただく活動であるため、地域住民の理解と合意が必要となります。本市では、現在のところ地域猫活動の取組事例はありませんが、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金の取組を通して、地域猫活動の周知啓発にも努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） ご回答ありがとうございます。

まず、1項目めですけれども、不妊去勢手術の相談なんですけれども、令和3年度が27件、令和4年度が8月現在で16件ということは、あと12月までには同じぐらいの相談があるということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 苦情相談につきましては、ここ数年、30件前後で推移しておりますので、議員お見込みのとおりかと思えます。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） そのような相談を受けて、環境課として大体どのような対応というか処理、対応を含めてされているのか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 苦情相談をされる市民の方の中には、猫の好きな方、苦手な方など、いろいろな考えを持つ市民がいらっしゃいます。市としましては、飼い主のいない猫等による周辺環境が悪化しないように説明を行い、納得していただけるように努めてまいっております。

30件と先ほど申しましたけれども、こちらについては、相談がありまして、実際に現地等での対応を行った件数になります。電話等の相談につきましては、毎日数件あっているような状

況でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） 市民から苦情や相談、今後もいろいろありましようけれども、よろしく  
お願いいたします。

次に、猫よけの超音波発生器ですかね、それと捕獲器、今まで2台あったのを3台にしたと  
いうことで、この期間というのが多分あると思うんですけども、どれぐらいの期間で申請  
して、何日間貸していただけるか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） まず、超音波発生器でございますけれども、市のほうで5台用意し  
ております。こちらにつきましては、2週間の期間で貸出しをいたしまして、効果を見極めて  
いただいて、効果があるようであればご自身でご購入を勧めております。

捕獲器のほうですけども、現在3台ということで、こちらも2週間程度ということで貸出  
しを行っております。猫の捕獲につきましては時間がかかるケースもございますので、再度更  
新して貸出しをしたりとか、予約が入っていなければそういった対応もしているところでござ  
います。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） この超音波発生器がまず常に貸出状態なのか、また捕獲器についても常  
に貸出しして、なおかつ次の予約者がおられるのか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 超音波発生器につきましては、直近の状況で申しますと、返ってく  
るのを待っている状態ということもあります。時期によりまして、やはり猫が活動を活発にす  
る発情時期でありますとかそういったときには、やっぱり貸出しの申込みも多いという状況で  
ございます。

捕獲器につきましても、やはりそれぞれの利用者の方のご事情で捕獲をされますので、集中  
するときもあれば、そうでないときもあるというのが現状でございます。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） この超音波発生器につきましては、効果があれば、また新規に買って  
いただいてということのできるんでしょうけれども、捕獲器についてはなかなか、これはアマゾ  
ンみたいなネットで見ただけですけども、1基3,000円ぐらいで何か売っているんですよ。  
違いますかね。市のはまだ高いですか。まだ高い。3,000円でもちょっとあったんで、こうい  
う安価であれば、もうちょっと増やしてもらってできるのかなと思いました。

個人的に買って、それを仕事にするわけでもないし、なかなか買うというのはどうかなと  
思うんで、よかったらそうやって貸出しが間に合っていないなら、そういうネットで見てもらっ

て、小動物をつかまえるのですから、そう頑丈じゃなくてもできるでしょうから、検討していただければと思っております。

1項目めはこれで終わります。

2項目めですけれども、不妊去勢手術の金額、先ほど雌が2万5,000円、雄が1万5,000円、上限ということ言われたんですけれども、実際のところ、これたしか指定病院になると思うんですけれども、大体指定病院でこの金額で収まるんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） その猫の状態によっても違うというふうには聞いております。ただ、こちらの事業を始める前に、病院の獣医師の先生方にいろいろヒアリング等も行いまして、妥当な金額で設定しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） 捕獲した場合、病院に連れていく場合ですけれども、ちょっと聞き漏れしたかもしれませんけれども、例えば違う病気等があれば、そこはもうこういう補助金では対応できないと、捕獲した、連れていった方の個人負担となるということなんですけれども、ご存じであれば、仮にどのような病気が多いのかとか、事例がもし分かれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 一番多いのは、野良猫という状態ですので、やはりノミ、ダニが皮膚に付着しているという状態が多いというふうには聞いております。そちらの除去のための薬の投与であるとか、そういった分については市民の方にご負担をさせていただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） 実際、私も1回環境課に申請をして、捕獲器を借りて猫を捕獲しようかなと思ったんですけれども、昨年ちょうど12月が私の選挙だったんで、ちょうど借りたときが選挙のちょっと前になって、今もしつかまえて、猫ちゃんは病院には連れていけないなということで、ちょっとそのままにしておいて、結局次がおられるんで返してくださいということで、また申請してくれということになると、なかなか難しいところがあるし、これが私に限らず、一般の方でもなかなか次の申請というのが、また写真を撮ったり、近所の人々の署名をもらったりとか、この辺は割愛できるのかどうか知りませんが、恐らくちょっとできるようなこととは言われていたんですけれども、そのような形でいただければと思います。

それで、一番私が言いたいとは、広報「だざいふ」に今月載っていましたが、今月9月20日から26日、動物愛護週間ということで、ペットを飼う前とか、いろいろな情報が載っております。まず、飼う前とか飼ったときの情報はあるんですけれども、例えばそういう猫を保護したときに、保護してくれる団体というのは太宰府にはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 地域猫活動を行っている団体さんが、保護猫活動も行っているとい

うのが多いと伺っております。太宰府市内、今現在、地域猫活動をされている団体はございません。猫を保護するような活動を行っている団体も、今のところはないというのが現状でございます。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） これは他市の事例なんですけれども、私は知り合いの議員がいますんで、そちらに紹介していただいて、ちょっといろいろお話を聞いてきたんですけれども、例えばじゃないですけれども、猫がかわいくて餌をやる方、嫌いな方がおられて、また自治会を含めて飼い主のいない猫に困っている地域があるとするじゃないですか。したら、そういう人たちを一回集めて、そういうお話しをしてもらって、そういうボランティア活動につなげていくということをしたということで、那珂川だったんですけれども、非常に盛んなんですよ。ペットショップとかにチラシを配ったり、公共施設、あと自治会などに配って、そういうお話をしませんかと、意見交換会をしませんかということで、行政も担当者が一緒になってそういうお話しをして、そこから保護団体が活発になったということを知っております。捕獲をして手術をして、また元に戻すというか、地域猫として一生を終えてもらうという活動を物すごくされています。

やはり太宰府は、例えば誰かが手を挙げると、私の勝手なんですけれども、例えばその家に子猫がおったら、その子猫を玄関先に置いてきたりとか、そういうことも聞いたようなこともあるんですよ。

ですから、市民の方々だけでそういうボランティアグループというのはなかなかできないと思うんで、そこを少し行政がお手伝いしてあげて、そういうボランティアができるようなお話しとか、取っかかりをつくっていただければいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えですかね。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 今議員がご指摘されたように、地域猫活動というのが、ボランティアの方、それと地域、そして行政のほうが三位一体となってやらないとうまくはいかない事業であるというのは、我々も認識しております。これまでなかなか、個人レベルでは餌やりをして、不妊去勢手術をして、そしてトイレの世話までしているというそういう話までは聞いてはいるんですけれども、なかなか団体としてそういった活動をして、地域にまで相談ができていくというケースが生まれていないというのが現状でございます。

我々としても、飼い主のいない猫を減らしていくためには、地域猫活動が重要だというふう考えておりますので、そういった議員が言われたような取組も今後進めていければと思っております。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員。

○5番（宮原伸一議員） そこは思っているじゃなくて、ぜひとも、やっぱり小さな猫の命、大事な命ですので、殺処分がないようにしていくのも一つの考え方というか、社会の在り方じゃな

いかなと思っております。

最後になりますけれども、今月の市政だよりにこういうワンちゃんの写真が載って、ペットのという、例えばこの下に、何月何日にそういうお話をしますよとかそういう、まず自治会に会長に知らしめてもらって、そういうことをしますということで、やっぱり本当にしていただいて、太宰府もそういうボランティア活動で、先ほども言いましたけれども、小さな命が殺処分されないようにやっていただければと思っております。

また、他市の事例を言いますと、保護した猫を譲渡会、ペットショップでお願いして譲渡会をしたり、その中にはやはり譲渡会に来られて、三味線にする人とか、虐待をする人も含まれているそうなんです。だから、必ずその団体は一回家を見に行ったりとか、多頭飼いでないかとか、飼える状況なのか、そういうところまで見られて、また、あれっと思ったときには、また後日、家のほうにお伺いして状況を見たりとか、そういうところまでされて、里親を見つければもうそれでいいんじゃないかと、そういうところまでやっぱり活動が深く、猫の命の大切さに触れてやられていますので、太宰府のほうもそういう活動をしていただければと思います。

市長にもちょっとひとつお願いで、やっぱり子どもたちの食育、本当に大事でありますけれども、こういう地域猫、環境問題も含めて取り組んでいただければと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 5番宮原伸一議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本健議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせします。

17番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔17番 橋本健議員 登壇〕

○17番（橋本 健議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書記載のクラウドファンディングとふるさと納税について質問させていただきます。

まず、クラウドファンディングについての説明ですが、これは事業の趣旨に共感していただく方、つまり支援してくださる方々から資金を調達する方法であります。クラウドファンディングには、寄附型、購入型、貸付型、不動産投資型、株式投資型の5種類がありますが、寄附型クラウドファンディングは、返礼やお返しといった特別なリターンを求めない社会貢献のための有意義な方策です。本市はこれまで、多くの皆様のご理解とご厚意をいただいております。

す。

次に、全国の自治体に寄附をするとお礼の品が届くふるさと納税は、日本全国にすっかり定着してまいりました。2008年、平成20年4月、地方税法等の改正が行われ、税収減少への対応や地方と大都市の格差是正を目的として、同じ年の5月からふるさと納税がスタートいたしました。生まれ故郷や応援したい自治体、つまり自分の故郷に寄附ができるふるさと納税は、寄附を行った場合に、寄附額の2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から控除される制度であります。また、寄附した人は、自治体から地域の名産品などをお礼の品としていただける魅力的な仕組みになっております。ふるさと納税の受入金額は年々増加しておりますし、令和4年7月29日現在、1,788自治体がこの制度を活用されています。

さらに、地域の企業にとっても、ふるさと納税サイトを通じて自信がある商品を大きな市場で全国展開できるメリットがあり、また地元のためにも貢献できる制度でもあります。

過去におきましては、返礼品の金額にばらつきがあったり、地場産業に関わりのない高額な返礼品などが社会問題になりましたが、現在、総務省からの制度改革により、寄附額の3割以下の地場産品に限ると規定され、落ち着きを取り戻しました。

このふるさと納税に対する力の入れ方は、自治体により異なります。太宰府市の場合、全国の受入金額トップテンとはかなり開きがありますが、毎年順調に伸びてきており、市長が常に自慢される事業であります。今後におきましても、さらにアイデアを生かし、自主財源アップに力を注いでいただきたいと存じます。

そこで、質問いたします。

1項目め、クラウドファンディングの過去の実績についての質問ですが、つい最近、本市ではウクライナ避難民学生に対するクラウドファンディングで寄附金が集まりましたが、これまでの実績について伺います。

2項目めは、ふるさと納税は毎年順調に伸びてきており、目標達成しております。しかし、その中身は、太宰府の商品というより、福岡県に依存した返礼品の傾向が強いのですが、現在の状況と課題についてご見解をお聞かせください。

3項目めは、返礼品は商品だけではなく、太宰府観光資源の活用やイベントを組み込んだ方法も考えられますが、どのような企画を準備されているのか、今後の事業展開についてお伺いしたいと思います。

以上3項目について、ご回答よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） クラウドファンディングとふるさと納税についてご回答いたします。

まず、1項目めのクラウドファンディングの過去の実績についてであります。ご指摘のように、ウクライナ避難民学生に対するクラウドファンディングは、3か月余りで1,400万円を超える寄附が全国各地から寄せられました。額もさることながら、何かウクライナのために役に立ちたいと思っていたときに、タイミングよくクラウドファンディングを立ち上げてくれて

ありがとうといった、ウクライナへの支援の思いにとどまらない取組自体への激励も多かったのが特徴でした。サイト側との直接のパイプを生かしまして、時宜を得たスピード感と、記者会見などの広報戦略がポイントだったと考えております。

これまで、令和のご縁の際の祈念モニュメントの作成や、コロナ禍の給食停止に伴う牛乳支援など9プロジェクト、合計約3,300万円の寄附をいただいております。

思い起こせば、平成31年3月に実施いたしました筑陽学園高校甲子園応援プロジェクトがスタートでありました。もちろん私がもともと甲子園の大ファンで、何とか応援ムードを盛り上げたいとの気持ちが大きかったわけですが、もう一つの理由として、私立の高校の野球部の応援、しかも市民じゃない選手のほうが多かったと記憶しております。そうした応援のために、市の単費を支出することは、今の時代において、なかなか理解が得られないのではないかとの思いがあったからであります。

ちなみに約20年前、同校が甲子園初出場したときには、市として実に500万円もの支出をしていました。

ウクライナ支援においても、市税を費やすことに否定的意見も厳然とありましたが、恐らくクラウドファンディングしていなければ、大学で70人ほどの受入れでありましたので、何かしら公的支援も求められていたと思いますので、そうした中で、プロジェクトに共感いただいた方からの寄附を活用することで参加意識を高め、関係人口、交流人口を拡大するという側面とともに、市の財政負担を軽減するという側面があると考えております。

今後もそうした目的に即したクラウドファンディングを積極的に仕掛けてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの本市のふるさと納税の状況と課題についてであります。就任以来、ふるさと納税の取組に特に力を入れてまいりました。決して自慢ばかりしているわけではないつもりですが、そして先ほど議員からご指摘がありましたようにルール変更がありまして、非常に公平性が保たれるようになったことも、本来、伸び切れてなかった太宰府市にとってはプラス材料と、チャンスと捉えまして、結果として令和3年度決算で、就任当初の20倍を超える9億円余りとなりました。

直近の令和2年度と令和3年度を比較分析しますと、本市のふるさと納税寄附額の伸び率が2.1倍と2倍以上ということでしたが、福岡県内の市町村の平均伸び率が1.2倍でしたので、約2倍近くその伸び率がよかったということからしましても、やはり累次の広報戦略が奏功して、太宰府市自体の魅力に注目をいただいた上でご寄附をいただいたものと認識しています。

一方、返礼品につきましては、これまでも様々ご指摘がありましたように、本市には専業農家が一軒もなく、特に原材料的な特産品と言えるものがほぼないため、あまおうやラーメン、めんたいこといった福岡県産品が上位を占めているところですので、令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトなどの取組をさらに強化をして、市独自の産品をノミネートできるようにさらに努めてまいります。

とはいえ、結果として寄附額の約半分が市の新たな税収となり、以前より市民ニーズに応えることが可能になってきていることを考えれば、総じてよい傾向だとは考えております。

また、太宰府市民の皆様で他自治体へふるさと納税をされている方も年々増えてきておりますので、市が何もせず手をこまねていけば、財政状況に悪影響をむしろ及ぼすとの危機感も持ちながら、本市への寄附額が増加するべく、さらに集中して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3項目めの今後の事業展開についてであります。ご指摘のようないわゆるコト消費としまして、これまでも太宰府巡りの令和コースやブラタモリコースなどを提供したり、笑いを返礼とした商品を開発したりとやってきましたし、現在も人力車でのおんぴりめぐる令和の里太宰府や太宰府迎賓館の挙式パックなどの体験型の返礼品や電子感謝券、楽天トラベルクーポンなどを掲出している状況であります。

今後につきましても、通常の返礼品はもちろん、先ほど来申し上げたクラウドファンディングや地場産品、高価格帯の返礼品などをさらに拡充するとともに、広報戦略のさらなる強化や、今後取り組む予定であります太宰府応援大使、仮称であります。こうした方々を任命することによりまして、関係人口、交流人口の拡大などの取組を推進していき、目標額であるまは10億円達成を目指してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご回答ありがとうございます。クラウドファンディングについて、時間の関係上、4点ぐらいに絞って質問をさせていただきたいと存じます。

2019年ですから令和元年、今から3年前ですね、春夏連続出場で筑陽高校が甲子園に出場しました。このときのクラウドファンディングで集められた金額を教えてくださいませんか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 正確に申しますと、平成31年3月15日から平成31年4月15日に、まず春のほうの甲子園のクラウドファンディングを行いまして、このときの寄附額が125万9,200円でございます。夏でございます、令和元年8月5日から令和元年8月21日までに行いました筑陽学園のこの甲子園の関係のクラウドファンディングで寄せられた寄附額につきましては、60万4,555円でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 実は、20年前のお話が出ていましたけれども、筑陽高校が20年前に甲子園に出場したときに、私は議員になりたてで、議員団で甲子園へ行きました。応援に行きました。ダルビッシュ君が投げた試合でございましたけれども、今は大リーガーでばりばり活躍しております。これはちょっと余計なことではございましたけれども。

筑陽高校のこの春夏連続出場というのは、非常にすばらしいことだと思っておりますが、クラウドファンディングでこうやって活用されたというのは、大変すばらしい方法だったという

ふうに思います。

2件目の質問になりますが、寄附型のクラウドファンディングというのは、リターンとありますが、返礼品がない、返礼がない。やはり苦労があると思うんですね、いろいろ。支援者の理解を求めるためのその苦労や工夫について、ございましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） やはり実は空振りをしたものもありまして、本当にこれが空振りをしたときのいたたまれないといいますか、まず大変申し訳ない思いに駆られるんですね。でも、やっぱりコンテンツによって全然違うんです。今回のウクライナの件は、非常に全国的、世界的にも関心が高かったし、全国的に一番最初にガバメントクラウドファンディングという形で立ち上げられましたので、非常に額も積み上がったんですけども、一方で、やっぱり女子サッカーのときなんかは、筑陽学園の、なかなか難しさを感じたと。やっぱり本当に注目度によって違いますし、かといって、それをやらないとなると、また失礼にも当たるかもしれないということで、そこが非常に難しいことと、あともう一つはタイミングなんです。

先ほどのウクライナの件も、本来であれば4月1日から全国と一緒に始めるという予定だったんですけども、これまた怒られますけれども、職員は基本的には4月でいいんじゃないですかという感じだったんですけども、太宰府市で70人ほど受け入れるということになって、連携協定を結んでいる日本経済大学さんですから、やっぱりまずイの一番にやるのが重要だと思ひまして、本当に直接経営者の方とやり取りして、とにかく一番最初に始めさせてほしいということで、やっぱりそのタイミングと、あと会見ですね。その会見に来てくれるかどうかとも本当に気が気じゃなくて、呼びかけはするんですけども、本当に来られないときもありますから、もう本当にそこは残酷ですから。そうした中で、結果としてかなり取り上げていただいて、高まりにつながったと。そこら辺が非常に難しさと、やっぱり空振りを何度もしてきたということも事実でありますので、その点をご理解いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ウクライナ避難民学生のクラウドファンディングが3か月で1,400万円というのは驚きです。びっくりしました。

今お話があったように、やはりタイミング、これは大事だろうと思いますし、スピード感を持ってやるということと、あと冒頭に申されました広報戦略ですね、こういったものも大事だろうというふうに認識いたしました。

ほかにも社会的な貢献度が高いクラウドファンディングというのは、ゲリラ豪雨とか地震など被災された地域にも活用されているようでございますけれども、本市の場合、何々プロジェクトというのを立ち上げてから発信するまでの手続と、その周知方法、これについてちょっとお教えいただければと思っています。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、これはホームページを立ち上げる必要がございます。実際提携しておりますポータルサイトをやる関係でございますので、まずはそのプロジェクトの立案、例えば寄附募集目標金額ですとか期間をいつまでかというのをまず定めまして、それに基づきましてサイト掲載申込みを行うところでございます。それで、実際に寄附を募るためのサイトのページ、具体的なコンテンツを作成するといったプロセスを経ております。最後のサイト募集のページは、例えば掲載文ですとか画像ですとか、こういったものを集めたりとか、そういったような作業を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。手前みそで大変恐縮なんですけれども、このウクライナ避難民学生に対する寄附でございますが、私も地元青葉台のたんぼぼの会という組織がございますけれども、額面は少なかったんですが、5万円ほど寄附をさせていただきました。

今後もこの寄附型のクラウドファンディングというのは、機会が大いにあると思います。この項目の最後になりますけれども、募集から集まった寄附金額を先方に渡すまでの一連の活動、こういったものは当然記録されているというふうに思いますが、こういったものが今後にもまた生かせるわけでございますけれども、どのようなまとめ方をされているのか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 我々の事務といたしましては、どのような経過をたどったかということデータを、台帳といたしまして整理をさせていただきます。それを基に、今後同じような業務をやる時は参考にするような形で事務を進めておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 2項目めに移らせていただきます。

本市のふるさと納税の状況と課題について質問いたしますけれども、本市の状況を先ほどお尋ねいたしました、再度またお聞きしたいと存じます。

昨年度は目標の8億円、達成をいたしました。本市の令和3年度の返礼品のベストファイブの返礼の数と金額をお教えいただければと存じます。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 令和3年度の返礼品と、それに申込件数、寄附額について申し上げます。

一番多かったのがあまおう4パックのものでございまして、件数が3万610件、金額にいたしますと3億610万円でございます。2番目が豚骨ラーメンでありまして、件数が1万9,190件でございます。金額が1億9,190万円でございます。3番目がめんたいこ1kgでございまして、件数6,600件、金額にいたしまして6,600万円でございます。4番目、あまおう6パックで

ございまして、件数が1,997件で金額が2,196万7,000円でございます。5番目がめんたいこ1.5kgでございまして、件数2,166件、金額で申しますと2,166万円でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。ご当地の特産品じゃないんですけども、福岡県産品でありますけれども、結構数を聞きますと多いもんですね。あまおう、ラーメンあるいはめんたいこと、こういったものがよく出るということでございますが、ふるさと納税の経緯についてご質問させていただきたいんですが、昨日木村議員のほうから福岡都市圏のランキングと申しますか、ふるさと納税の受入金額のランキングをいただきまして、大変これも参考になりました。ですから、平成30年から4年間は、昨日の資料で分かります。ですから、始めた年、ふるさと納税を始めた年から平成29年までの実績が分かるようでしたら教えていただきたいんですが。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 失礼いたしました。平成28年からと今、よろしいですか。

寄附額で申しますと、平成28年度が2,031万円でございます。平成29年度が4,085万4,000円でございます。平成30年度が7,121万7,000円でございます。令和元年度が2億8,304万5,000円でございます。令和2年度が4億2,977万2,000円でございます。令和3年度が9億217万9,000円でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 返礼品を始められた年、これはいつからでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 平成28年12月から返礼品のお渡しを開始しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） やはり市長の取組、就任されてから非常に伸びているわけですね。やっぱり力の入れ方が違うのかなというのを感じますし、今後もますます努力していただければというふうに思います。

それから、利用の多いポータルサイト、これは昨日の資料でさとふるとふるさとチョイスとふるなび、これが多いというのが昨日の資料で分かりました。ほかにも新規に、要するにふるさと納税サイト、いわゆるポータルサイトが増えているようですけれども、増やされた理由と、どういったサイトが採用されたのかお教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、本市はポータルサイトを今6つ導入してございまして、導入開始の時系列に沿ってお話しさせていただきます。

まず、平成28年度からさとふるというサイトを導入してございます。平成30年度にふるさとチョイスと楽天ふるさと納税、この2サイトを追加してございます。令和3年度にふるなびを追加してございます。令和4年度からANAふるさと納税と三越伊勢丹ふるさと納税を導入しております、計6サイトで導入してございます。年によって、どこのポータルサイトから一番寄附が集まるかどうかというのは変わっておりますので、どこが一番多いのかといったことが明確に申し上げられるわけではないという状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。やはりサイトも数が多いほうが、金額的にも受入金額も多くなるんじゃないかなというふうには思います。知名度のある楽天なんかは、これから伸びるかも分かりませんし。ポータルサイトで順位は入れ替わるかも分かりませんが、大にこういうサイトを広げていただければというふうに思います。

それから、ふるさと納税の使い道ですけれども、これはホームページを拝見しましたら11ぐらいメニューがございまして、市長におまかせというのもありましたね。過去に、この使い道ですけれども、どういうものにお使いになったのか。メニューとしては産業振興や観光、それから子育て支援、健康福祉、もろもろございました。これまでの活用された実績を教えてくださいというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） ふるさと納税につきましては、これはいわゆる特定財源ではなく、一般財源という形でいただいております。したがって、ご寄附に選んでいただきましたその用途に応じまして、具体の施策にそれぞれ当て込んできているという状況でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 昨日のお話の中では、やっぱり中学校完全給食のこういったものにも活用はされていくんじゃないかというふうには思っておりますが。

返礼品の事業者についてお伺いしたいと存じますが、返礼品の登録は何社あって、品数がどれくらいなのか、現状をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 返礼品事業者につきましては、8月29日現在108事業者となっております。返礼品の数については、ちょっと網羅的に数えているところではございません。魅力あるものをなるべく多くという形で、かなり多くの返礼品が入っておりますので、全ての件数を数えているというわけではございません。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 業者さんはフリーに受付されているのでしょうか。いつでもいいという感じでされているんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 事業者として登録するタイミングは、いつまでにしなければならぬということはありませんので、我々も常に年中、営業に駆け回っておりまして、魅力ある事業者さんと常に返礼品の提供のお願いをしておるといった状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 市長にお伺いしたいと存じますが、令和の都太宰府ふるさと納税基金条例制定が今議会で上程をされておりますけれども、お考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 令和の都太宰府ふるさと納税基金条例ですね、今ご提案を申し上げておりますが、先ほど来のやり取りからも言えますように、使途について、やはり市長におまかせの部分、そして子育て・教育、そして産業振興という順番で額が来ておりますけれども、いろいろ聞いていきますと、寄附をされた方は、市長にお任せという方はあまりこだわらないかもしれませんが、やっぱり子育て、教育なり産業振興ということで、特に企業版はそうなんですけれども、目的を持ってされている方からしますと、それがどう使われたか具体的に、事後的にぜひ教えてもらいたいという方は、やっぱり全国的に最近増えておられるようで、そういう意味でも、この基金に一度、一定程度その目的にも応じて積ませていただいて、これから私が特に重点を置いているところ、またそうした子育て、教育分野など、給食もそう当てはまるわけですが、そうしたところにしっかりと使わせていただいていることを報告することが、昨日の木村議員のご指摘もありましたように、リピーターなりそうした意欲につながっていくと思っておりますので、そうした意味でも、この基金条例というのが生かすことができるのではないかと期待しているところであります。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

3項目めの今後の事業展開について質問をいたします。

資料をちょっとご覧いただきたいと存じますが、令和3年度、昨年度のふるさと納税人気ベスト20をちょっと拾ってみました。これは令和4年7月29日現在で総務省のデータを抜粋したものです。やはり北海道。網かけしておりますけれども、町でもこんなに上位に行けるんだというのが、これはもうびっくりでございますが、人口をちょっと参考にご覧いただけますけれども、北海道4位の北海道白糠町は人口約7,300人、都農町も人口約1万人でございますので、こういう小さな町が非常に健闘していると。

主な返礼品を見ますと、やはり海の幸、海産物が多いんですね。ホタテ、ズワイガニ、イクラ、それからあとは肉類ですね。特筆すべきは、12番の加西市のアラジン、家電のアラジン。これはストーブ関係だと思っておりますが、あと日用品で年間64億円。ほかにも商品はたくさんあると思っております。それから、京都市は旅行クーポンという、非常に特色があります。や

はり北海道はイクラですね。弟子屈町というのが人口7,600人、58億6,000万円、イクラ、ホタテ、ウニが主な返礼品であると。それから、和歌山県の有田市、ウナギとかミカン。ミカンはもうここはご当地、産地のミカンでございますから、やはり人気があるんでしょう。それから、健闘しているのは佐賀県上峰町45億5,700万円と。ここも人口9,500人で、さがびより、お米ですね。佐賀牛、それからウナギと。

1つ、ここを注目していただきたいんです、10番。福岡県の飯塚市、10位です、全国で。65億6,300万円。ハンバーグにコーヒーにもつ鍋。これ、どこでも出せそうな返礼品なんですよ。これ、深掘りじゃないですけれども、この辺をちょっと行政のほうでも研究していただきたいというふうに思います。どうしてこんなに金額が上がるのか、受入金額が上がるのか、人気があるのか。これは温めるだけのデミソースのハンバーグだそうできて、かなり出ているようでございます、人気があるようです。コーヒーはどこでもあまり変わらないと思うんですが、あともつ鍋ですね。ほかにもたくさんあると思うんですけれども、ここは飯塚市は694品登録されているそうなんです。ぜひこの研究をお願いいたします。

質問に入ります。

先ほど申しました小さな町でも工夫次第で収入増が見込めることが分かります。100位まで見れば、かなりの町も、小さな町もたくさんランクアップしているというふうに思いますが、このような状況を見てどのような感想をお持ちなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 飯塚の件も全て知り切れていませんが、実はこのハンバーグ、私も10個ぐらい食べたんです、一人暮らしなんで。1回にじゃないですよ、何回かに分けて食べたんですけれども、これも怒られるかもしれないんですけれども、最初の二、三個までは結構おいしくいただいたんですけれども、あまり続くとちょっとさすがにというところはありましたが、いずれにしてもやっぱり手軽に温めて食べれるし、保存が利くということで、すごくよかったなと。本市の梅が枝餅なんかは、20個入りですけれども、なかなか1個ずつ温めて20回食べるということも少ないのかもしれないので、そういう意味でも日々の食事に使えるということで人気が出ているのかなと。

ただ一方で、これもまた問題になっちゃいけません、やっぱり地元の牛をどこまで使っているのかとか、そういうところも難しいところはあるんでしょうから、そうしたことも含めて、本市の中でも、梅が本市の梅であれば大丈夫なんですけれども、どうしても梅の量が限られておりますので、まだ。こうしたことがどのような工夫の中で、太宰府は梅の風味でいいのかとか、梅のエキスでいいのかとか、そういうことも研究はする必要があるかと思えます。

あともう一点、この上峰町さんは、就任直後に視察に行っただけです。そうしましたところ、いわゆる、昨日名前が出てこなかったんですけれども、地域商社というのをもう立ち上げて、別会社のようなものを立ち上げて、そこにもう職員さんたちがおられて、バイヤーみたいな方

がいろいろな商品を自分たちで導入してきて、それを、ある意味、職員はあまり携わずにやっているということを見聞きしてきました。

ただ一方、昨日申しましたように、私としては、そこまでなりますと、ちょっと本業との兼ね合いが出てくると思いますので、そういう意味では、45億円というのを目指すかというところなんですが、やっぱり本市の職員も大変なんですけれども、市の職員中心に10億円ということが、まずは実力に沿った現実的な目標かなと思って、そうしていきたいと思っています。

ただ一方で、もちろん増えれば増えるほど、先ほども申したように地域の振興にもなりますし、様々な新しい事業を始めることにも費やせますので、もちろん増やしていければありがたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 冒頭の回答の中で体験型、太宰府迎賓館挙式パークとか、それから体験型の電子感謝券ですかね、これもやられているというんですが、これ内容はどのようなものでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 電子感謝券といいますと、中身はあまりイメージがつかないかと思うんですけれども、簡単に申しますと、寄附をした先の自治体で使える電子マネーというふうにご理解をいただければと思っております、これもまた最近名前が変わるところでございまして、チョイスP a yという名前に変更というふうに聞いてございます。こういうふうな、旅先ですとか訪問先で使えるような電子マネーというようなものとして、返礼品が提供されているものでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 最後に提案をさせていただきたいと思うんですが、高野山に近い和歌山県高野町では、ふるさと納税の手続に自動販売機を設置されていると。運転免許証を読み込ませて、宿泊割引券や商品券などが受け取れるそうです。こういった全国にも自動販売機を設置している箇所、11か所あるみたいなんですよね。この辺もぜひ調査研究していただければと思います。

そこで、太宰府駅にもふるさと納税自動販売機の設置を検討してみたいかな、面白いかもしれませんねという提案でございます。例えば1万円の寄附に対して、参道の店で使える3,000円のクーポン券、こういったものを発行するとか、それから旅の思い出に、天満宮さんと協議の上、例えばお清めのおはらいをしていただくとか、こういった工夫ができるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと先ほどの女子サッカーがあまり集まらなかったって言っちゃったんですけど、実は100万円超えていましたので、目標は達成していました。全て実は目標は

ほぼ達成していきまして、クラウドファンディングについては非常にありがたいと思っています。そのためいろいろな呼びかけをしてきました。

そして、先ほどの販売機と申しますか、太宰府駅にということも、非常に興味深いご提案でありますので、可能性を前向きに探っていきたいと思っておりますし、今後も様々な皆さんからいただいたご指摘をプラスにしながら、さらに寄附額を増やしていきたいと思っています。

最後に、先ほどの参拝の件でありますけれども、この件が私もやっぱりできればなと思っておるところですが、なかなかいわゆる政教分離の関係、天満宮さんとはいえ神道の一つの神社でありますから、そこだけを助長することになれば問題になる可能性がありますので、そこは慎重に、例えば当然お守りなんかもできればいいなと思いつつ、やっぱりこれも特定の宗教の助長になりかねませんので、この点は非常に難しいところでありまして、ただ一方で、天満宮さんをはじめそうした地元の方々と協力をしていくことも重要だと思っていますので、そうした観点でやっていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ちょっとまだ言い足りないことがあったんですが、時間が来ましたので、先ほども申しましたように、いろいろなアイデアを出していただきまして、皆さんでいろいろ調査研究、こういったものを重ね、ふるさと納税の充実をさらに図っていただきたいというふうに思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで15時まで休憩します。

休憩 午後2時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔11番 笠利毅議員 登壇〕

○11番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

個人情報保護条例の改正について。

デジタル社会形成整備法の成立に伴い、2021年に改定された個人情報保護法は、2023年4月までに、各自治体が既存の個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を制定するよう求めています。

現在、全国の自治体が、それぞれの条例を年度内に改正する必要に迫られています。この春には、審議会での検討を始めたり、パブリック・コメントを既に済ませたりした自治体も存在します。



地方分権を旨とする現在の日本では、国と地方はそれぞれの立場で法を解釈するものとされていますが、改正法では、個人情報に関わる法解釈は、個人情報保護委員会が独占することになっています。各自治体がそれぞれの立場で条例を定めて個人情報保護制度を設けることや個人情報保護審議会を活用することは、強く制約されています。

そこで、改めて改正された個人情報保護法、その目的を見てみます。

地方自治体にとっての個人情報保護は、行政の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護を目的としてきましたが、今回の改正法により、そこに個人情報の有用性への配慮が行政の主な目的の一つとして加えられることになります。

現行の太宰府市の個人情報保護条例も見てみます。

その目的は、やはり市政の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益を保護することに置かれています。個人情報の有用性への配慮が改正された法に入っている代わりに、基本的人権の擁護という文言が置かれています。

目的達成の手段として、行政による個人情報の適正な取扱いが上げられるのは無論のことですが、個人情報にアクセスする権利を明らかにすることも上げられています。曖昧な書き方ですが、法律用語としては確立されていないと言われることの多い自己情報コントロール権が暗示されているとも読める本市の現行の条例になっています。

さて、全国共通のルールの下での個人情報保護制度という未経験の事態を前に、自治体には限定的にしか法解釈が認められていない、そういう条件の下で国から要請されている条例の改正ですが、しかもそこに、これまでとは異質な目的を組み込んでいかなければなりません。自治体としての主体的、自立的な判断で、また今までも太宰府市の考え方を踏まえて条例を改正することが求められると思います。

そこで、以下の諸点、まず伺います。

まず、日程に関して、条例改正案の議会への上程はいつを予定していますか。

また、個人情報保護審議会に諮問をしたり、あるいは意見を聞く予定はありますか。

パブリック・コメントは予定していますか。

また、ちょっと違う内容ですが、太宰府市としての条例改正に当たっての考え方、姿勢について伺います。

新しく定められる条例を、個人情報保護条例としますか、それとも個人情報保護法施行条例としますか。

個人情報保護審議会を残しますか。

最後に、現行条例が権利を明らかにする条例であることの意味を、基本的人権の擁護との関係でどう捉えていますか。

また、このような現行条例の性格を保持したいと考えていますか。

制度は改まりますが、個人情報保護は法定受託事務ではないので、単に法を施行するというだけでなく、自治体として住民を保護する、そういう姿勢と、未知の事態の中、自律的に動

くことができる条例の枠組みを備えておくことが大切だと考えています。

ご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 個人情報保護条例の改正についてご回答いたします。

まず、条例改正の契機となりました個人情報の保護に関する法律の改正経緯を説明させていただきます。

令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、個人情報保護制度の見直しが行われました。地方自治体の個人情報保護制度については、改正後の個人情報保護法におきまして、国、地方公共団体は、共通のルールの下で運用されることとなり、地方公共団体においては、令和5年4月1日から関係規定が施行されます。

これまで地方公共団体における個人情報保護制度は、いかにして個人の権利利益を保護するかという視点から発展してきており、各団体の実情に適合させる必要性から、その内容は条例に委ねられてきました。

一方で、近年の社会全体のデジタル化が進む中、地方公共団体が保有するデータについても、個人の権利利益を保護しながら、学術研究等における活用が期待されております。

地方公共団体がそれぞれに個人情報を定める条例を制定しているため、全国に取扱いが異なる条例が2,000個存在するといういわゆる2,000個問題を解決し、個人情報保護とデータ流通との両立や、災害対応や感染症対策などの個人情報の取扱いについて全国的な統一運用ルールの基準を示すために、法律が改正されるに至ったと承知しております。

このような背景の下、本市を含め、地方公共団体の執行機関は、保有個人情報の開示手数料といった法律における条例委任事項や、情報公開条例との整合性確保といった一部規律の整備のみが認められておきまして、条例要配慮個人情報の規定といった例外事項を除きまして、個人情報保護の保護水準の変更を伴う条例の制定は、法律上許容されておらず、国が新たな義務づけ、枠づけを行うものと認識しております。

まず、1点目の日程に関してでございますが、本市といたしましては、法律の範囲内において、条例で規定する必要がある事項、必要に応じて条例で定めることが考えられる事項など、区分ごとに検討を行っております。令和5年4月1日施行に向け、令和4年12月議会に上程することを念頭に、今準備を進めているところでございます。

また、情報公開・個人情報保護審議会への諮問または意見聴取及びパブリック・コメントにつきましては、現段階では未定でございますが、今後検討を行ってまいります。

次に、2点目の条例改正に当たっての考え方、姿勢についてご回答いたします。

まず、条例の名称でございますが、条例の規定内容と併せて検討しているところでございます。条例の名称については、地方公共団体において適切な判断を求められておりますところ、条例の趣旨に合致した名称としたいと考えておりますが、一般に法律の委任事項や実施細則を

定める条例の名称は、その内容を端的に表現するものとして、施行条例とされるものと認識しております。

また、個人情報保護審議会の存廃に関しましても、現時点で未定でございます。個人情報の保護に関する規律が法律事項となり、個人情報の保護制度に及ぶ市の裁量が極めて小さくなる場所、市が個人情報保護審議会を設ける必要性について検討してまいりたいと思います。

最後に、基本的人権の擁護の考え方でございますが、現行の個人情報保護条例は、市が独自に個人情報の保護について規律しているものであるの対しまして、今般各地方公共団体に制定が求められている条例は、あくまで国が個人情報の保護について規律する個人情報の保護に関する法律を施行するための委任規定や施行細則を定めるものであるため、その制定目的は、個人情報の保護に関する法律の立法目的と概念上、同一とならざるを得ないものと認識しております。

なお、ご指摘の基本的人権の擁護の文言について改めて調べてみましたところ、基本的人権と擁護を併用する国の法令の用例を見ますと、人権擁護委員法と弁護士法のみでございまして、両法律とも、基本的人権に関し、かなり踏み込んだ取組が期待される規定を含むものとなっております。また、基本的人権の他用例を含めましても、国の全法令中22法令となっております。法制執務の観点で客観的に申し上げますと、このように基本的人権という用語は、法令の規定内容と照らし合わせまして、極めて限定的な場合において用いられるものと認識しております。

したがって、あくまで立法論の観点からでございますが、新たな条例において基本的人権の擁護の文言は含まれ得ないことになると考えており、翻って、本市が平成16年に制定した個人情報保護条例の目的規定に基本的人権の擁護との文言を用いていることは、法制執務的にはやや踏み込み過ぎたとの指摘もあり得ると認識しておるところでございます。

とはいえ、本市の基本的人権の擁護に対する考え方につきましては、これまで同様、何ら変更が生じるものではなく、引き続き、昨年12月に改定を行いました太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針の下、市役所一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ありがとうございます。法律の改正とかというものを題材にしたので、細部に入り込むと切りがなくて、とても40分では終わらないかとは思っているので、まず、きれいに整理していただいてありがとうございます。皮肉でなしに言うんですけれども、見方も一貫してまして、かえって質問はしやすくなったかなと思っております。

一般的なことをあらかじめ言っておきますけれども、法律が改正された後、昨年の秋ぐらいから解説書物のようなものが始まって、私が問題の所在を知ったのは春先ぐらいなんですけれども、少しずつ議員間の勉強会を通じて状況を把握してきた感じです。

当然、疑問を持った人たちが声を上げていたので、私もそれを聞いていたんですけれども、

簡単に言うと、個人情報、例えば私の個人情報であれば、私とその持ち主だという視点から見て、おかしいのではないかという見方と、地方自治体、自治の主体であるという観点から見て、今回の法律の規制の在り方というものには疑問点があると、大きく言うとこの2点で批判があろうかと思います。

もう一つは、実際にこれで変わることによって、具体的に、先ほど山浦部長が説明くださったように、各自治体でばらつきのある保護水準のレベルというのが、所によっては上がるかもしれない、所によっては下がるかもしれない、特にこっちが問題になると。こっちとって、手振りじゃあ記録に残りませんが、下がってしまう自治体が問題になるかもしれないということですね。

私自身の見解ですけれども、今のご答弁の中で何回か、例えば法制執務の観点からとか、立法論の視点ではと、視点、観点といった言葉がありましたけれども、私もそれはよく分かります。法律が変わったことに応じて条例も変えるという観点からすれば、当然その目線で見、今思わぬこうやっていますけれども、当然そのように考えていくというのが一つのやり方。それは受け入れざるを得ない面があると思います。

他方で、先ほど大まかに言って紹介した疑問点、批判点といったものは、例えば今山浦部長が言われたことから引いても、これまでの地方公共団体における個人情報保護制度は、いかにして個人の権利利益を保護するかという視点から、これは立法論あるいは法制執務という表現で言われているものとは別の視点。それこそが、私たち自治体が今まで持ってきた視点。結論的に言うと、それを今失うという選択をしていいのかという疑問です。

それだけ言っておけば、最初は十分かな。もう一つ言いましょうかね。

ですから、同じことではあるんですけれども、現在条例の改正を求められているという言い方もありましたように、条例の制定目的を法の立法目的と同一にするのであれば、先ほど説明されたような形に乗るのは当然だと思います。また、せざるを得ない面。けれども、繰り返しになりますけれども、自治体が独自に育ててきた個人情報保護制度ということ各自治体が、仮に個人情報保護委員会の表現を借りて言うならば、地域の特性に応じたものとして自己理解するならば、その視点で条例の改正には臨むべきだと、臨むのがむしろ自然だということをおそらく言っておきたいと思います。

その上で、12月ということから順番に少しずつ確かめていきたいと思いますが、まず1点、単純な質問ですけれども、3月制定では遅いという考え方なのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 3月ということも十分考えられはしますけれども、やはり市民の皆さんに対しての周知期間等もあったほうがよりいいのではないかというふうなことがありますので、あえて12月というところで今検討しておるところでございます。検討状況によっては、やはり3月にずれ込む可能性もあろうかと思いますが、今のところそれで検討しております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） しっかり市民に知ってもらいたいということを覚えた上で、次に進みますけれども、続けて、審議会に諮問をしたり意見を聞く予定がありますかというのをその次に掲げていますけれども、個人情報保護審議会、情報公開云々の部分は省いて口にしますけれども、個人情報保護審議会は、これはホームページから取った表現ですけれども、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、行政からの諮問に応じる形で答申等を行うというような内容で書かれていたかと思えますけれども、まず今回の条例改正、それに伴っておのずとある程度制度も変わるかと思えますけれども、それは個人情報保護制度にとって重要なことと考えるべきか否か、そこを答えていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 今回の法改正に伴ってこの条例というのをつくりますので、法に定められた内容でございますので、どこまで重要かと、基本的に地方自治体はいわゆる義務づけ、枠づけの中で動かざるを得ないというところがありますので、そういった観点から判断をしてみたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 明確な回答ではありませんでしたけれども、では別の聞き方をしますけれども、重要かどうかの判断というのは、法律的な観点から、今のご回答だとそうなるかと思うんですけれども、法律的な観点から判断すべきことなのか、それともこれが市民生活にとって重要か否かという観点から判断すべきなのか、これについて見解をいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 両方でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 両方の面から考えていただきたいと思います。その先を言うと、また最初に言ったことの繰り返しになりますので。

じゃあ、一応次に行きましょうかね。

続いて、パブリック・コメントをするか否かということですが、パブリック・コメントについては、自治基本条例の第25条で、私たちの自治体の条例体系の中では定められているわけですが、そこでは、繰り返しのようですが、市政に係る重要事項について、広く市民の声を聞くと定めると。似たような質問になりますが、自治基本条例でいうところのこの個人情報保護制度、条例の改正というのが重要な事柄に当たると考えるべきか否か、もしくはは考えているかないかお答えいただければ。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 基本的には同じと思いますが、改正後の個人情報保護制度におきましては、その規定のほとんどが、先ほど言いましたように法律によって規律をされておりますので、一部の例外を除きまして市の裁量がございます。これも先ほど申し上げました。

今後、条例の案文を具体化していくとともに、その内容を踏まえまして、パブリック・コメント実施要領に沿って、実施をするのかあるいはしないのかというところも検討してまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 今のご回答について、一部を除いてということがありましたけれども、最初に言いましたように、個人情報というのは、かけがえのないその人にとっての問題だと。今SDGsでも似たような言い方がされることが多いかとは思いますが、ということであれば、それ以外の部分、今おのずと残されていた、それが果たしてこの町に暮らす人にとって重要か否かという観点からは、捨てることのできない事項ではないかと思えます。

その上で、もう一つ自治基本条例のことでお尋ねしますが、実はこの間、担当課とお話した後で気づいたんですけれども、自治基本条例でたった1つだけ特定の条例名が上げられているのが、個人情報保護条例なんです。第14条だったかな。第14条ですけども、市民参画の原則というものを定めたところの第14条の最後に、個人情報保護条例というのが上げられています。

ここを解釈する必要はないかと思うので、一応技術的なことだけ聞いておきますけれども、仮に先ほど答弁があったように、個人情報保護条例が、現行の、名称が変更もしくは廃止されて新たに定められるということになった場合には、おのずと自治基本条例も改定すると、もしくは同時にすることになると考えてよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） それはならざるを得ないと思います。ただ、改正の方法というのはございますので、そこはまた別途、考えないといけないと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） ちょっと法制執務のことなんで、法律関係のほうで私のほうからも補足させていただきます。

いわゆる法律の世界だとハネ改正というかと思うんですけども、一つの法律の改正を行いますと。その同一目的の改正につきましては、それぞれ一体的な改正内容でありますので、同一の法令であるということが一般的だと考えてございます。

そういった意味で、今回この個人情報保護条例というのが、市の保有する個人情報を保護する規律を守るための法令ということで書かれていますので、機械的に考えるのであれば、ここは今後は国の個人情報保護法になりますので、そういったところに置き換えていくべきものなんだろうというふうに考えているところではございます。あとは具体的な中身を見てからということにはなってくるかと思えます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 私には法律論議をするだけの素養がないので、ただし、今のご説明に対して、専門的ではない、ごく素朴な疑問があるので申しておきますが、同一の目的がある場

合にという話がありましたけれども、現行の個人情報保護条例と、改正された保護法と、新たに定められる改正された保護法の下にある条例、これは確かに大枠でいうと個人情報保護条例というものの枠には入りますけれども、ただ最初に申しましたように、目的規定がもう文言からして明らかに違う。しかも、自治体レベルから見ると、言ってみれば自治体の外まで含めた流通というものも目的に入るという点では、必ず自治体としてそしゃくし直さなきゃいけない、そういう要因が目的に入ると思います。

その疑問を踏まえた上で言うならば、仮に全く同一の制度、仕組みを指す条例ではないという考え方が成り立つ余地があるとすれば、自治基本条例の改正に当たって、例えば自治基本条例審議会のほうに意見を求めるとか諮問するとか、そのような手続も場合によっては必要になってくると考えてもよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 今2つの論点があると思っております。今議員おっしゃったのは、もともと市として自律的に決めていた個人情報保護法制たる保護条例がありますと。これが今度、市の裁量が及ばない国の裁量で決められた法律に取って代わると。そういった意味で、多分これが一体性がないということをおっしゃっていたんだと思っております。

他方、この自治基本条例のこの条文を見たときに、市として自主的に定めた個人情報という意味で個人情報保護条例と書いておるのか、市が保有する個人情報を規律するための法令として個人情報保護条例を置いておるのか。恐らく自治体の自主性に基づいた面に基づいてこれを書いたというのであれば、議員おっしゃったみたいに、ここは必然的に変わる話じゃないという意見も成り立ち得るかと思っておりますけれども、どう考えてもこの規律といたしましては、市が持っている個人情報を守ろうという一般論として書いているところでありますので、ここは考え方といたしましては、もうハネ改正の範囲で自動的に置き換わるべきものなんだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 言っておきたいことだけ言っただけで、論争する趣旨で言ったわけではないんですけど、ただ最初に言いましたように、結局は自治体としてこの条例改正にどういう姿勢で臨むかということで、文言の解釈上、どういう立場を取るにしても、別の異なる視点というのは入り得るはずだということを趣旨としては言いたかったわけなので、今の村田理事が答えてくださったようなことも踏まえて、そこは検討していただきたいなど。

その上で、先ほど市民にしっかり知ってもらうためにということをお山浦部長が言われましたけれども、そのための時間が必要だという趣旨だと思いますが、逆に言うと、じゃあいつ知ってもらうかということに関して、変わった結果を知ってもらうのか、どういうふうになるのかということをおあらかじめしっかり知ってもらった上で、条例を変えるという手順の取り方もあろうかと思っております。それはぜひ検討されてください。

私としては、審議会に意見を求めるなり諮問するなり、それも市民参画の一環として自治基本条例には定められていることですし、パブリック・コメントも、先ほど両方について伺いましたけれども、市民にとって重要なものだと考える余地、あると思いますが、考えるべきであると行政として判断するのであれば、3月になったとしても、可能なら両方の手続を踏まえた上で、しっかり市民に理解をしていただいた上で定めたほうが、自治基本条例の趣旨には沿うことになるだろうというふうに考えます。

日程に関することとしてはここまでで。

質問の後半部分に入りますけれども、条例の名称に関してですけれども、山浦部長の回答の中の、言ってみれば、なるべくなら名は体を表すというふうにしたいという趣旨だと思います。そのとおりだと思います。

条例は、我々議員は日頃から読み慣れているところがありますけれども、当然、必要に応じてぱっと見る人というのが見るものという性格もあるので、だとするならば、この条例が、市が私たちを守ってくれる、私たちの個人情報を守ってくれる条例として耳に響くか、国が守ってくれるから、それを市がやっているんだなという条例で響くのか。これは市長に聞いたほうがいいと思うんですけれども、耳に響くにはどちらがいいかと、市民の立場で考えた場合、どのように思われるでしょう。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今までの答弁で、私どもも内部的に議論したんですけれども、やはり私自身、今の時点で、条例名も個人情報施行条例にすべきだと思っております。ただ一方で、先ほど来申していますように、これがそうした名前が変わったとしても、個人情報をしっかりと保護していく、基本的人権を守っていくということは、我々の方針をしっかりと堅持していくということが重要だと思っております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 施行条例とするほうがよからうという文言がありましたけれども、私自身は真逆の考え方ですね。私が一市民だったら、そうでないほうを望むと思います。

それをかくかくしかじかは、ちょっと後にしましょうかね。

もう一つ、今回、個人情報保護法、改正された保護法の下でいうと、個人情報の有用性を配慮しつつ、つまりそれが加工された形であっても流通していくという前提の下で扱われるということになるかと思いますが、それは当然、市の外、これは今回、国が定めた体系的な制度になりますから、ですけれども、今まで市によって私の個人情報は守られてきたと。当然、これについては全国民がそう思っているという状況なんですよね、今は。それが、市は私の情報を守ってくれることを直接はしないで、その外にまで行くことも国の名前の下に行われることが、市として行われるということになるかと思いますが。

人によってはこう言うと思うんですね。俺には関係ねえことだって。どういうことかという、もっと強く言えば、私の個人情報を市の外になんか、特定されない形ででも出してほしく



ないという考え方は、当然あると思いますし、それについてやっぱり前面に立つ市として説明しなければならなくなると思います。

これは、今わざと俺という一人称を使ったように、必ずしも理性的なものではないので、これを議論すると切りがないのでまとめますけれども、パブリック・コメントなり審議会に意見を求めるなり、やはり時間は取って丁寧な議論をして、庁舎内だけでは判断しない形を取ったほうがいいかなと思います。

それだけ言って、審議会の存廃ですけれども、審議会の存廃についても、私が考えても、審議会を制度として持ち続けた場合に、今までほどの活用事例は恐らく生じないだろうと。それは致し方ないことだと思いますけれども、これも繰り返しにはなりますけれども、市として自律的な判断を、法解釈の主体としては国と対等なので、仮に国の制度の下でこの個人情報保護制度を運用するとしても、それ以上のことは何もしないとしたとしても、私たちは定められた法律に対して、自治体としての解釈権というのをしっかり持っているんだと、そのために専門家の意見が必要になると思うということを形で示すという制度設計にはなっていくかと思います。ぜひそこを考慮していただきたいと。これはそれにとどめておきますね。

せっかくですので、もう一つ。最後の基本的人権の擁護に関することですが、調べていただいても非常に興味深い資料で、大変面白かったんですが、基本的人権の擁護という表現が法律で求められているのは、人権擁護委員法と弁護士法だけと。彼らは仕事としてそれが必要だと、強い表現が用いられていて、あとたくさん基本的人権の享有という言葉が用いられているのは、人権に直接関わるような、基本的人権の享有が難しいような立場にある人たちのための法律がほとんど。

もう一つ、侵害が云々とかというようにほかの形で分類されるのは、ほとんどが警察に関することだったり国防に関することだったり、国権による人権の制限に関わるような領域がほとんどなので、極めて抑制的に使われているということだと思うんですね。

それはそれとしてよくて、太宰府市の条例に現在基本的人権の擁護というのが入っているのも、あまり深い意味はないだろうと率直に言って思っております。ただ、個人情報保護、自分に関する権利の考え方というのは変化しつつある中で、時代の流れによって変わってきているからこそ、今回の法律の改正もあると思うので、その基本的な考え方は基本的人権の尊重ですね、憲法の用語でいえば、あろうかと思うので、擁護を使う必要ないと。必要がないという点では私も理解しますが、自治体の姿勢を示すという点では、入れておくことに何の矛盾もないだろうと。擁護という言葉を使うかどうかは、また別ですが、まあいいかなと思います。

40分だと議論を交わす余裕がないので、かなり一方的にしゃべりましたが、最後に一言、最後にまとめておきたいと思います。

今回の制度は、国と地方との役割分担といいますか、そういう面と、時代の流れに合わせて変わっていく個人情報の権利としての社会的意味、それらをどう扱っていくかという点では、

地方自治の本旨に基づけば、やはり私たち地方自治体がこの状況を自主的に解釈して、今後も自律的に対応していくという姿勢を、内容よりもまずは形で表すことがとても大切だと思っています。

そこに同時に、自治基本条例を改めて読み直せば、そこに入っている市民参画、市民の声を聞いてという要素を可能な限り取り込んでほしい。そのことは、先ほども言いましたけれども、例えば死者に関する情報の扱いであるとか、幾つかは、現行の太宰府市の個人情報保護条例の中から見ても、変化を余儀なくされるどころかというところがあるはずなんですね。それを整理して市民に示して、ここをこういうふうに変えていきたい、だから理解してくださいと。変えましたから従ってくださいという形は取らないのが、内容的には正しい道ではないかと私は感じています。

かなりしゃべったので、最後に2分ほど市長にまとめていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 非常にこれも重要な議論、ご指摘だと思っております。私も憲法を学んだのがもう25年ほど前でありますので、最近あまり日本国憲法を読んでないなど改めて認識しましたが、基本的人権の擁護、基本的人権もやはりいろいろあると思いますけれども、憲法の三大原則の一つでありますと習ってきましたが、やっぱり表現の自由とか、最近話題になっている信教の自由とか、いろいろな門地とかで差別されないとか、いろいろあると思いますけれども、そうした中で個人情報保護というものが、やはり個人情報自体が保護され、大切なものとして認識されることは、これはもう変わらない現実でありましょうから、その一方で、ただ国のほうで法律をあえて改正して、そのビッグデータなりの活用も有用なものとして考えていくということも、時代の流れだし、恐らく様々な地方の議会なり地方の方々の意見も吸い上げる中で、改正ができてきたということも考えますと、名前も大切ですし、基本的人権の擁護を書くかどうかとも大切かもしれませんが、やはりそうした今の時代において、この個人情報保護をどう考えていくかということはこの太宰府市として考えていくために、今後も議論は続けていきたいと思ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 今回の改正を市民の皆さんに一人一人に、私たち行政はあなた方を大切にしているんだということを伝えられるような改正の手續と改正の内容、形にさせていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで15時50分まで休憩します。

休憩 午後3時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時50分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今泉義文議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせします。

3番今泉義文議員の一般質問を許可します。

〔3番 今泉義文議員 登壇〕

○3番（今泉義文議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問させていただきます。

1件目は、子どもたちの健康状態管理についてです。

令和4年3月に行われました定例会の一般質問で、学校での色覚検査実施状況や色覚チョーク導入についての質問をさせていただきました。その内容をチラシにして太宰府市内に全戸配布したところ、市民の方から相談を受けました。相談者は、給食の質問をする議員さんはよくいらっしゃいますが、子どもの健康のことを質問する議員さんがいらっしゃるんだとおっしゃり、相談者のお子さんの斜位について相談したいとおっしゃっていました。

斜位とは、目の筋肉を相当に使わなければ両眼で見ることができない状態のことだそうです。内斜位、外斜位、上下斜位というものがあるそうです。例えば内斜位というのは、片方の目が内側に寄っている状態のことで、黒板を見るとき、片方の目の筋肉を使って位置のずれている片方の目を外側に動かして、両眼で見えるようにするそうです。また、ノートを見るとき、またもう一回、これピントを合わせなくちゃいけないんですけれども、片方の目の筋肉を使って位置ずれしている片方の目を外側に動かし直して、両目で見えるようにしなければならないそうです。

相談者の子どもさんは、目の筋肉に相当の負担がかかり眼精疲労を起こすため、学校から帰ってきてぐったりしているとのことでした。

斜位や斜視に気づかず小学校や中学校生活を送っている児童・生徒は、高校生や大人になって気づく人もいます。早期発見することにより対応できることもあるので、子どもたちの検診環境改善の観点から2点伺います。

1項目め、乳幼児健診や学校での斜位や斜視を含めた目の検査の実施状況について、2項目め、スポットビジョンスクリーナーの活用について。

2件目は、交通事故多発地点の改善についてです。

交通事故は、いつ、どこで起こるか分からないものですが、事故多発地点というものも存在しています。

市民の方から、今年の8月7日と17日に同じところで自動車同士の事故が起きました、あそこは車の通りも多いし、通学路にもなっているから危ないという内容の相談でした。貴い命が失われることがないように対応していただきたいと思います。

そこで、太宰府市内での交通事故発生件数減少の観点から2点伺います。

1項目め、交通事故多発地点の情報収集体制について、2項目め、交通事故多発地点の取組

予定について。資料を出させていただいておりますけれども、梅香苑通りや梅香苑公園の交差点について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 1件目の子どもたちの健康状態管理について、乳幼児に関する部分につきましては私から、学校に関する部分につきましては教育部からご回答いたします。

まず、1項目めの乳幼児健診での斜位や斜視を含めた目の検査につきましては、3歳児視覚健診におきまして、2項目めにありますスポットビジョンスクリーナーを活用し実施をいたしております。

視力検査では、ご家庭で乳幼児が識別可能なチョウやチューリップなどの絵指標を用い、およそ2.5m離れた距離で検査いただき、問診票に記載いただくこととしております。正しく答えられた場合は、およそ視力0.5以上となります。

スポットビジョンスクリーナーは、生後6か月の乳幼児から大人までの視機能上の問題を迅速に、かつ正確に検査することをサポートするための携帯型の機器でありまして、検査会場におきまして、網膜に光を当て、反射する光を解析することで、屈折異常や眼位異常の有無を調べることができ、近視、遠視、乱視、不動視、瞳孔不動のスクリーニングを行うことができます。検査方法は、暗室にて1mの距離を置いて両眼をスポットビジョンスクリーナーで撮影し、検査を行います。検査結果に2回異常が続けて出た場合、眼科医への紹介状をお渡しし、精密検査の受診をお勧めしているところであります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 学校に関する部分に関しまして、私からご回答いたします。

まず、1項目めの乳幼児健診や学校での眼科健診の実施状況についてですが、小・中学校においては、目の疾病及び異常の有無を検査します。具体的には、感染症の疾患の有無、まぶた、まつげ、結膜、角膜などの疾病の有無及び斜位や斜視など眼位の異常の有無を検査します。これらの項目は、学校保健安全法施行規則で定められております。

次に、2項目めのスポットビジョンスクリーナーの活用についてですが、小・中学校の健康診断の際の検査方法については、文部科学省作成の児童・生徒等の健康診断マニュアルに基づき学校医が決定いたしており、現在、市内小・中学校の眼科健診において、スポットビジョンスクリーナーの活用実績はございません。

ご指摘の黒板を見たりノートを書いたりすることが困難な児童・生徒など特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、教職員がその困難に気づき、何が要因であるのか丁寧に考察し、どのような支援ができるのかを検討する必要があります。

ご指摘の児童・生徒に対しては、困難の要因を探るために、眼科医以外の教職員がスポットビジョンスクリーナーを使用することも想定されます。

まずは、教職員が視覚に課題があるまま生活している児童・生徒がいる可能性があることを

認識する必要があると思いますので、前回ご指摘いただいた色覚の件と同様に、校長会などで共有いたします。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございます。令和4年3月に一般質問で色覚に関して質問させていただきましたけれども、そのときは色覚チョークの導入について、堀理事のほうから、赤色のチョークに関しては色覚チョークを導入しているということでお伺いして、本当は白も黄色もいろいろ全部入れてほしいなというのもあったんですけども、その辺はまたご検討いただければと思います。

色覚チョークとかの質問をした際にも、私、このスポットビジョンスクリーナーというものがあるというのは知っていたんですよ。それで、太宰府市さんはどうしているんだろうということも思っていたんですけども、私が環境厚生常任委員会に属しておりまして、所管調査があったときに、ちょうど子育て支援課さんを訪問させていただいた際に、そのスポットビジョンスクリーナーというカメラみたいなものがあるって、それで目の異常が確認できます。本当にカメラみたいな形で、ちょっと暗い部屋でカシャッとすれば、もう本当、数秒で目のほうに異常があるというのが分かるということで、さすが導入が太宰府市さんは早いなというのを感じた次第でした。

今回、3歳児健診ではその機械を使っていらっしゃるということで、この機械を導入された時期というのはいつぐらいだったんでしょうか、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 導入の時期でございますが、令和3年3月に購入をいたしましたものでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 令和3年3月。令和4年3月ではなく、令和3年3月ということですかね。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 失礼いたしました。令和4年3月でございます。失礼いたしました。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 令和4年3月。使い始めとかというのは、やっぱりどういうふうに使ったほうがいいのかとか、そういうのもあると思いますので、今年度4月ぐらいから使い始められたということはお伺いしたんですけども、この相談されたお子様のときとか、もう今4歳、5歳、6歳とかになっている方々は、そういうスポットビジョンスクリーナーという機械を使うことなく、健診もできない。

これは眼鏡屋さんのデータなので、ちょっと目が悪い人が眼鏡屋さんに行かれていると思う

ので、ちょっと偏りがあるデータかもしれませんが、斜位の方を検査したらしいんですよ。1,000人ぐらいの方のデータで51.4%、もう半分ぐらいの方が斜位が認められるというようなデータもあります。

このお母さんは、勇気を振り絞って私に相談されたと思うんですよ。自分の子どもさんが、夏休みの宿題をするときに、左側のドリルを見ながら右に分数式を書いたりして、でも書くのが遅い。そのときはやはり、ただ書けばいいだけだから、何でそんなに書けないの。計算するのはできるけれども、とにかく書き写すのが遅いとか。その当時はお母さんもそういう状況を認識されてなかったんで、やっぱり叱ったりとかそういうようなこともしていました。ずっと成長して、高校生ぐらいになって、一旦眼鏡をかけたりとかそういうのもあったみたいで、勉強って、例えば算数に関してなんですけれども、小学校低学年の勉強しているその内容を踏まえて、小学校高学年の内容を勉強する。それをもって中学生ではまた勉強するとか、結構連続性というか、関わりがあるようなものというのは、最初つまづいてしまうと、あともうやっぱり勉強が嫌になったり嫌いになったりとかというような形もあるし、そういうことが発生するということは、その子の人生の可能性というか、成長するところをついばんでしまうというような気持ちがあったんで、今3歳児健診ではされている。でも、小・中学校ではスポットビジョンスクリーナーを使われてないということでしたけれども、ぜひ私としては、スポットビジョンスクリーナーを使っていたきたいというのが私の気持ちなんですよ。

今お持ちのスポットビジョンスクリーナーなんですけれども、例えば小学校、中学校とかでも使ったりするようなことは可能でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） せっかくあるので、活用できる場所はもちろん有効に活用できたということ、今回この機に考えさせていただいたところなんですけれども、小・中学校の健康診断につきましては、眼科医のほうで検査をしております。スポットビジョンスクリーナーで検査をすることは、短時間で非常にいろいろなものが検査結果が出てくるということなんですけれども、法で定めております眼科健診の検査項目を全て網羅することはできません。ですので、スポットビジョンスクリーナーを活用したとしても、別途、学校医の検査が必要になってくることに結局なってしまうので、現在は眼科医が健診をしていますので、そちらのほうで検査終了という形になっておる現状でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） では、じゃあスポットビジョンスクリーナーを使って検査をすることも可能であるというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） すみません、説明がうまくいかなかったのです。

スポットビジョンスクリーナーでやったときに、スクリーニングになりますので、お医者さ

んの、私も実は使わせてもらったんですね。たら、眼科医に診てもらってくださいという、異常が出たときは恐らく表示されると思うんですけども、小・中学校の眼科健診は眼科医が診ますので、斜位も含めたものが発見されるということになりますので、逆にスポットビジョンスクリーナーだけでやっちゃうと、お医者さんに行きなさいとかで、結局お医者さんのほうに行ってしまうということになってしまいます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 目の検査とかだったんで、私、教員の方が小学校4年生とか中学1年生のときに、養護教諭の方が検査されるのかなと思っていたんですね。

3歳児健診のときですけども、そのあたりは医師の方がされているんですか。職員の方がスポットビジョンスクリーナーを使ってやっていらっしゃるんですか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 市の保健師において行われております。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） というのであれば、小学校、中学校であれば眼科医の方かもしれないですけども、養護教諭の方がしていただいてもいいのではないかなというのを感じました。

今、私が見せていただいたとき、そのスポットビジョンスクリーナー、ネットで調べると、メーカー小売希望価格120万円というような金額が書いてありましたので、私としては2台目を購入いただいて、使い道とかというのを検討していただきたいなというのが要望であるんですけども、すぐ購入とかというのは検討することはできませんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 購入の件とはちょっと違うんですけども、今回、実際に私も使ってみて、確かに早く結果が出るということで、3歳児健診でも使っていて、市で持っているということなんですが、先ほど小・中学校については、もうご回答いたしましたとおり眼科医なんですけれども、なるべくこういうものは早く発見して早く対応するほうがいいということでは、本市では3歳児健診の後に小学校の入学前に就学時健診を実施しております。そこでは眼科医の健診はございませんので、そういった場で、希望者だけになるかもしれないんですが、せっかく市が持っていますので、使ってみませんかとか、調べてみませんかとかいうことの可能性はあるのかなというふうにならざるを得ないところがございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。3歳児健診でもやっぱり子どもさんがいっぱいいらっちゃって、スケジューリングですか、機械が空いているとか、万が一それが壊れた場合、予備の機械がすぐ修理できるのかできないのかということもあるので、予備で備えていただくとか、そういうのをしていただくと、活用の頻度もあると思いますので、ぜひ増やしていた

できればと思いますし、就学前というのでもお使いいただければなと思います、これは本当、子どもさんたちの目というのは、5歳から6歳までに目が発達して完成に至るような形というのを聞いていますので、やはり小学校入学前というのもあります。

ただ、最近スマホとかタブレットを使ったりとかというので、これは平成29年3月の内閣府のデータなんですけれども、中学生は1時間から2時間までスマホを使っている子が27%ぐらい、2時間から3時間が22.6%、3時間から4時間が17.3%、4時間から5時間が4.9%、5時間以上使っている子どもさんは7.3%。これは2時間以上で計算すると52.1%の子どもさんがスマホを使っている。授業でもタブレットを使うというので、やっぱり目を酷使するというのがあるので、5歳、6歳ぐらいに目の発達がある程度出来上がったとしても、やはり学生時代、小学校、中学校時代でも目が悪くなったりとかということが多くなると思うんですよね。なので、ぜひそのあたりは検査していただけるように要望しておきたいと思います。

それとあと、最近ですけれども、教室の中で支援学級の生徒さんが増えていらっしゃるというのも聞きます。それで、この相談者の方と1回会った後、その方が行っていらっしゃる眼鏡屋さんにも一緒についていったんですよね。お話を聞いていると、支援学級に行っている子どもさんで目の能力が、視力に異常があるとか、そういう方も多という話を伺いました。

やっぱり先ほどお話ししましたちょっと勉強が分からない、見えにくいから分かりにくいから嫌になるとか、そういう関係性もあると思いますので、子どもさんたちの支援学級の生徒が増えているのも、斜位の方はプリズム入りの眼鏡、光の進路を屈折させる眼鏡をすときれいに見えるらしいんですよね。その子どもさんは、道路というのが灰色に見えていたと。でも、そのプリズム入りの眼鏡をかけると、あ、アスファルトって灰色とか黒とか白とかあるんだねとか、草が生えていても緑一色しか見えなかったらしいんですよね。でも、こういうふうに線があるんだというので、本当にお母さんは悔やまれていたんですけれども、早く気づいてあげればよかったということも言われていたんですよね。なんで、そういう眼鏡をかけたりとかすると、子どもの可能性も伸びますしというのを感じております。

これは、例えば支援学級の子どもさんが減るとなると、学校の中でも教師不足ということが叫ばれていると思います。文部科学省の調べでは、2021年度の始業日時点の話ですけれども、2,558名の教師不足、1,897校。小学校では、中学校では、高校では何%ぐらいいませんよとかというデータも出ています。そういう形で子どもさんが普通学級に行ければ、先生たちの負担も減ったりとか、そういうこともありますので、ぜひ健診のほうを強く希望して、1件目の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 2件目の交通事故多発地点の改善についてご回答いたします。

まず、1項目めの交通事故多発地点の情報収集体制についてですが、本市では、危険な道路や事故が頻発する交差点等については、今回のような議会での指摘や、市民、自治会からの

交通安全対策要望等により把握しております。加えて、現在、筑紫野警察署とさらに緊密な情報交換ができる仕組みづくりを検討しております。

次に、2項目めの交通事故多発地点の取組予定についてご回答いたします。

まず、1点目の梅香苑通り、場所ですが、梅香苑、緑台、高雄の区境付近の太宰府南小学校から梅香苑へ向かう梅香苑団地2号線と、緑台団地1号線、緑台団地13号線の交差点についてですが、交差点の南東側から北西側にかけて、また太宰府南小学校側道路に勾配があり見えづらいため、安全対策として、交差点交差部分の路面に赤色塗装を施しまして、ドライバー等への注意喚起を図り、止まれや車両の減速を促す路面標示、各道路から左右が分かるようカーブミラーの設置など、できる限りの安全対策を行っております。

次に、2点目の梅香苑交差点についてですが、公園南側の交差点は見通しが悪い状況でございます。交通安全対策のためのカーブミラーなどの施設は、自治会や通学路安全プログラムの要望等に基づきまして状況を確認の上、交通安全施設の設置等を行っており、市で設置できない交通安全施設につきましては、公安委員会へ要望を行っている状況であります。

ご指摘の箇所につきましては、交通安全施設を設置はしておりますが、状況を確認し、地元自治会等とも協議の上、安全対策を検討してまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございます。情報に関しては、議会での指摘や市民、自治会からの交通安全対策要望等で把握されているということでお伺いしました。

なかなか、私がこの交通事故多発地点、何件以上が多発地点かというのはちょっと明確ではありませんけれども、私を書いてしまったのであれだったんですが、太宰府市のホームページを私、拝見させていただいたんですね。ホームページの暮らしの情報、防災・防犯・安全、交通安全というふうにだんだん入っていくと、子どもを交通事故から守りましょうというところがありました。そこに太宰府市内における交通事故が多発する交差点とその特徴というところで書いてあるんですけども、太宰府市内における6か所の交差点には、交通事故が多発しやすい場所なので十分に気をつける必要がありますと書いてありました。危険な交差点とその特徴という内容で、高雄交差点や大佐野交差点、朱雀大路交差点、君畑交差点、長浦台入り口の交差点、都府楼橋交差点というような形に書いてありまして、その中では、2015年から2019年までの交通事故件数、これは高雄交差点ですけれども42件、うち死亡事故1件。事故の特徴、国道3号線を通行する車両による追突事故が多発しています。また、右折時の事故も多く、特に道路横断中の歩行者に十分な注意が必要ですよというのを拝見して、やはり市でも情報を取られているんだなと私思ったんですね。

やはり事故というのは、個人情報的な要素も含まれているので、なかなか収集しにくいかなとも思ったんですが、すばらしく調査されているなと感じたところでありました。

こういうのも、やはり市民の方や自治会からの情報を収集して集計されたものになるんでし

ようか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今議員さんのほうからご指摘といたしますか、ご報告がありましたこちらの交差点等につきましては、やはり筑紫野警察署、警察のほうから危ない交差点ということで、市のほうにも情報が入っております。

先ほど死亡事故の件数もご報告がありましたが、こういうふうに出るなど大きな事故の場合は、道路管理者のほうに警察のほうからも連絡があるような状況でございますが、それ以外の軽微といたしますか、車両同士の交通事故等については、警察から逐一、市のほうに報告があっているような状況ではございません。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 軽微といたしますか、自動車同士の事故とかというのは、やっぱり件数とかには報告とかというのも上がってこない、場所がここですよというのも上がってこないものと、私もそう感じるところはございます。

それで、このホームページ上では2015年から2019年と書いてあるので、もう2022年になっているというのもあるので、その後の変化があったりとかというのがあれば、追いかけていただければなということを感じました。

地域の情報というのは、自治会とかそこに住んでいらっしゃる方、市民の方がよくお分かりになると思います。自治会のほうから、例えば道路が凸凹しているから直してほしいとか、そういう要望が毎年出てきていると思うんですけども、もしその項目として、事故が起こった場所がありますかみたいな、そういう項目があれば、自治会のほうから情報が収集できたりとかすると思うんですけども、そういう、例えば自治協議会に市の職員さんが参加して話を聞いたりというのもあるんですけども、そういう自治会からの要望、それに項目を追加して事故の場所とか、自治協議会さんに市の職員さんが参加して情報収集するということが可能でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 自治協議会等の会議等に職員は、それぞれの必要な部署といたしますか、地域コミュニティ課が中心となって参加等はしております。また、先ほどそれぞれの部署がということで申し上げましたが、必要に応じて、例えば道路交通関係であれば建設課等、それから住民の方の福祉関係とかであれば福祉担当部署がその都度参加をして、会議等にも参加させていただいて、情報共有等はさせていただいておりますので、先ほど今議員さんからご指摘がありました交通事故等に関しましても、自治会のほうからご要望等、必要があれば、また職員のほうも参加して情報共有は図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。引き続き情報を収集していただければと思います。

何で私がこの質問をしたかといいますと、冒頭でお話ししましたけれども、8月7日と17日にここで同じ場所で事故があったちゃんねというお話をお伺いしたんで、じゃあ、これは何とか手を打たなくてはいけないんじゃないかと思ってこの質問をさせていただいたんですけれども、2項目めのほうに移りますけれども、お手元に資料を配付させていただいております。

これは、左側が梅香苑公園付近の交差点というところ、右側、2つあるところが梅香苑通り、梅香苑、緑台、高雄の区境付近の交差点。これは太宰府南小学校側から上ってくる坂道と、もう一つは星ヶ丘保育園側から上ってくる坂道。私が2か所事故があったと言うのは、こちらの梅香苑通りのこの区境の交差点だったんですよ。

これって、一番右下のほうの写真でこれ坂道を上ってくるんですけども、ここに真ん中辺りに止まれるの文字が道路に書いてあります。その上の写真の、これは太宰府南小学校から上がってくるところなんですけれども、これ道路に字が書いてあるんですけども、これはスピード落とせて書いてあるんですけども、これはもう、交通量が結構多くて、字が何て書いてあるか分からないぐらいなんですよね。星ヶ丘保育園から上がってきて止まるけれども、ちょっと両方坂道になっているので見にくいというのがあります。

何でもう一つ左側の梅香苑公園付近の交差点を挙げたかという、ここも事故したというのを私、市民の方からお話を聞いて、挙げさせていただいたんですけども、これも坂道を上っていくと、左側に桜の木が生い茂って生えているんですけども、この電信柱の裏辺りにカーブミラーがあるんですけども、これ坂道から上ってくる方向じゃなくて、反対側の下ってくるほうから見るカーブミラーになるんですよ。なので、坂道を上る方向だとカーブミラーがないような状態で、その方は坂道を上っていて、左側から車が来てぶつかってしまったみたいなことだったんですよ。

なので、ここは私としては、ちょうど右側に見えるおうちのこの木が生えているところにカーブミラーがあればいいなというのをちょっと考えたもので、もう一つ、左下のほうに松川運動公園付近の看板と書いてあるんですけども、私、ここは太宰府市のソフトボールのリーグに入っていて、よくソフトボールに行くときに、これ坂道からがあって下ってくるときに、左側のところがここに左右確認、一時停止ってこれ強調してあったので、こういうものがこの梅香苑通りの区境の交差点があればいいなというのを思ったんですよ。

そういうのを取り付けたり、左上のほうのところにカーブミラーをつけるというのは、自治会からいろいろ要望があって、優先順位とかもあると思いますけれども、そういうのは検討したり進めたりすることはできるものでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今議員ご指摘の2か所についてでございますが、まず、南小学校からの上り坂といいますか、この交差点に差しかかるところ、スピード落とせの標示がちょっと

消えかかっているような状況がございます。こちらについては、またできるだけ早急に対応はさせていただきたいと思いますが、この梅香苑交差点付近の先ほどおっしゃられた標識、松川運動公園から下りてきたところのこちらの標識及びカーブミラー等でございますが、実施につきましては、先ほどおっしゃられたとおり自治会のほうと協議して、自治会からのご要望に基づきましてさせていただくというのが原則になっておりますので、そのあたりは協議をさせていただきたいと思いますが、1つ、松川運動公園から下りてきたところの一時停止のこの標識なんです、実はこれ、民地と申しますか、太宰府市の土地の中にこれは立っておりまして、道路用地ではございません。したがって、道路交通法に規制されず、自由に立てれる標識なんです。それに対しまして、これはこちらの梅香苑公園交差点付近に道路上に立てるといふのは、これは道路交通法のほうの規制に引っかかってきますので、勝手に市が立てるわけにはちょっといきませんので、その点をご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） やはりここは警察のほうとか、そういう相談とかも必要になるかなとは思っています。

命がなくならなくてよかったなど、2回続けて事故があったけれども、そういうことが発生しないように、警察の方とか、私が思ったのは、電柱に看板をつけたりとか、これは左下のほうに写真が2枚ありますけれども、右側も、これは松川運動公園のほうに向かっていくほうの左側にある看板なんです。これは選挙の看板みたいなやつがくくりつけてあったんで、こういうのが右下の星ヶ丘保育園側から上がってくるこの電柱につけたりできるのかな。これも警察の確認が必要なのか、そのあたりは調べなくてはいけないところかとは思いますが、あとはこの近所の場所を借りて、その敷地にこういう看板をつけさせてもらえるのかなとか、そういうことも住んでいらっしゃるのにお話しできるのかなというのも考えましたので、そのあたりもご検討いただければと思いますけれども、やはりそのあたりはいかがなものでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらの看板につきましては、実はこちらは市のほうが立てているものではないと思います。自治会と申しますか、地元のほうで注意喚起の看板を立てられているんじゃないかなと思いますので、このような似たような看板を設置ということになれば、また地元の自治会のほうとも協議、調整をさせていただいた上で、対応を検討させていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。ぜひ、事故が起こって命がなくなる前にご対応いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月21日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（5日目）

〔令和4年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和4年9月21日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第37号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第38号 令和の都太宰府ふるさと納税基金条例の制定について
日程第3 議案第39号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
日程第4 議案第40号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第5 議案第41号 令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第6 議案第42号 令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第7 議案第43号 令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第8 認定第1号 令和3年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第9 認定第2号 令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 認定第3号 令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 認定第4号 令和3年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第5号 令和3年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第6号 令和3年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第14 認定第7号 令和3年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第15 意見書第3号 教育予算の拡充等に係る意見書
日程第16 議案第44号 水城小学校管理棟他改築工事（電気設備）請負契約の締結について
日程第17 議案第45号 水城小学校管理棟他改築工事（機械設備）請負契約の締結について
日程第18 議員の派遣について
日程第19 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | タコスキッド | 議員 | 2番 | 馬場礼子 | 議員 |
| 3番 | 今泉義文 | 議員 | 4番 | 森田正嗣 | 議員 |
| 5番 | 宮原伸一 | 議員 | 6番 | 入江寿 | 議員 |
| 7番 | 木村彰人 | 議員 | 8番 | 徳永洋介 | 議員 |
| 9番 | 船越隆之 | 議員 | 10番 | 堺剛 | 議員 |
| 11番 | 笠利毅 | 議員 | 12番 | 原田久美子 | 議員 |
| 13番 | 神武綾 | 議員 | 14番 | 陶山良尚 | 議員 |

15番 小 畠 真由美 議員

16番 長谷川 公 成 議員

17番 橋 本 健 議員

18番 門 田 直 樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

市 長 楠 田 大 蔵

副 市 長 原 口 信 行

教 育 長 樋 田 京 子

総 務 部 長 山 浦 剛 志

総 務 部 経 営
企 画 担 当 理 事 村 田 誠 英

市 民 生 活 部 長 中 島 康 秀

健 康 福 祉 部 長 川 谷 豊

健 康 福 祉 部 高 齢 者 福 祉 担 当 理 事
兼 高 齢 者 支 援 課 長 行 武 佐 江

都 市 整 備 部 理 事
兼 総 務 部 理 事 山 崎 謙 悟

観 光 経 済 部 長 友 添 浩 一

教 育 部 理 事 堀 浩 二

管 財 課 長 堀 修 一 郎

社 会 教 育 課 教 育
施 設 整 備 担 当 課 長 福 田 久 博

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議 会 事 務 局 長 木 村 幸 代 志

議 事 課 長 花 田 敏 浩

書 記 三 舛 貴 市

書 記 井 手 梨 紗 子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第2、議案第38号「令和の都太宰府ふるさと納税基金条例の制定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に付託された議案第37号及び議案第38号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。具体的な改正内容の1つ目は、男性職員が育児休業を取得しやすくするための取得回数制限の緩和である。改正前は、出生後8週間以内に1回、8週間後に1回とされていたが、それぞれ2回まで取得できるように改正する。この改正によって、夫婦交代での育児休業取得など、女性の育児負担軽減が見込まれている。2つ目は、主に会計年度任用職員が対象となるが、非常勤職員が育児休業を取得しやすくするために、1年間の継続勤務という取得要件を廃止する等の緩和措置がなされているため、必要な定めを規定するものであるとの説明を受けました。

委員からは、第22条の勤務環境の整備に関する措置に対する市の具体的な取組についてなど質疑がなされ、執行部からは、育児休業の取得率を上げるためにこれまでも取組を行ってきたが、今回の改正をいい機会に、該当職員だけではなく全職員向けの情報誌で周知を行い、取得率を上げるとともに、実際に育児休業を取得する際の悩みを受けるために、相談体制をより充

実していこうと考えているなどの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第37号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号「令和の都太宰府ふるさと納税基金条例の制定について」。

6月議会でも触れていたが、中学校完全給食の財源化も含め、ふるさと納税制度により寄せられた寄附金等を活用した令和の都太宰府のまちづくりを推進することを目的に制定するものであるとの説明を受けました。

委員からは、活用については中学校完全給食を含むまちづくり推進のためという理由づけがなされているが、一定の目的範囲を設定された限定的な取扱いの基金運用なのか、それとも自由度を広げたものなのか。また、上限額を設けずに運用することで、金額が大きくなることにより国の補助金、交付金に影響が出ないのかなどの質疑がなされ、執行部からは、活用について、様々な行政需要の増加も見込まれるので、その財源化も含め、総合戦略や施政方針に基づくその他の重要施策への活用等も想定しているところである。補助金、交付金への影響については、特に影響は出てこないと認識しており、そのところは心配していないなどの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第38号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第37号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第38号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第38号「令和の都太宰府ふるさと納税基金条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第39号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(門田直樹議員) 日程第3、議案第39号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 陶山良尚議員。

[14番 陶山良尚議員 登壇]

○14番(陶山良尚議員) 予算特別委員会に審査付託されました議案第39号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしては、2款1項7目001公共施設整備関係費10億円の増額補正について。一般会計における令和3年度決算が確定したことにより剰余金が発生したため、歳入として繰越金16億8,118万1,000円を増額補正し、そのうち10億円を財源として公共施設整備基金に積み立てるものである。このことにより、現時点における基金の残高見込みは予算ベースで24億913万8,185円となる。

次に、3款2項6目家庭児童対策費1,871万2,000円の増額補正について。子育て支援センターの一層の機能強化のため、敷地内に施設を増築するための費用である。現段階では、敷地面積約46㎡、延べ床面積約92㎡程度の軽量鉄骨2階建ての建物を増築するところで計画してい

る。なお、関連する補正として、歳入15款2項2目、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業費補助金1,565万2,000円を計上しているとの説明を受けました。

次に、9款1項4目災害対策費1,228万4,000円の増額補正について。コロナ禍の中において医療が逼迫している状況もあることから、緊急事案に備え、AEDを各公民館44か所に配備するものである。財源は全額、15款2項1目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であるとの説明を受けました。

委員から、AEDの使用方法について救命救急講習等をすべきだと思うが、いかがかとの質疑があり、執行部から、画面や音声で案内するアシスト機能つきのAEDを購入しようと想定している。加えて、消防署や消防団などにご協力をいただきながら、救急救命講習も併せて行いたいと思っているとの回答がありました。

次に、債務負担行為補正の主なものとして、指定管理料（男女共同参画推進センタールミナス）について。令和5年度から令和7年度までの3年間の指定管理料を計上しているとの説明を受けました。

委員から、指定管理者を随意選定することだが、公共施設の指定管理は公募選定が原則であり、随意選定の場合は理由が必要である。理由の公表はどうするのかとの質疑があり、執行部から、厳しい財政状況の中、築40年以上経過した施設の経年劣化に対する更新が課題である。このような施設の特性や状況を踏まえると、公募による事業者の選定は困難と判断したとの回答がありました。

次に、西鉄バス宇美～太宰府線路線維持補助金について。当該路線を存続させるために、自治体が運行の赤字相当分を補助する必要があるため、補正計上するものである。補助額は、当該路線の収入から経費を引いた収支差がマイナスの場合、いわゆる赤字相当額について、その約半分を国、県から、残り約半分を関係自治体である本市と宇美町で補助することとなるとの説明を受けました。

委員から、将来的な見通しについて質疑があり、執行部から、まずは急遽、路線廃止になることによって影響が出るだろう学生たちのことを一番に考慮した。今後については一年ずつ積み上げていきたいとの回答がありました。

その他の審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第39号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第39号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」討論を行います。  
討論はありませんか。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第39号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算20億174万4,000円については賛成いたしますが、予算の執行に当たっては次の3つの重要事項についてご配慮いただければと考えます。

まず、1点目、新型コロナウイルス対応緊急支援策の各種事業について。国の臨時交付金を活用した各種のコロナ対策事業でありますので、執行のタイミングとスピード感が必要であることは重々理解しますが、予算審査の際に議員各位からも質問が集中するなど、事業の目的はともかく、制度設計に無理があるものが散見されました。それらにつきましては、事業を進める中で軌道修正と議会への丁寧な説明をお願いしたいと思います。

次に、2点目、公共施設11か所の指定管理料に関する債務負担行為について。まちづくりビジョン会議において、本年度に指定管理が満了する施設に関して随意選定から公募への見直しを検討するとの報告があり、大いに期待していたのですが、しかしながら公募による指定管理だけで行革が達成するわけではなく、管理する施設の特性に応じて管理形態を使い分けるなど、じっくりと取り組んでいただきたい案件です。

最後に、3点目、西鉄バス宇美～太宰府線路線維持補助金に関する債務負担行為についてです。赤字が深刻なバス路線の運行を支援するための補助金になります。この債務負担行為については、先般、議会に対しては一通りの説明はいただきましたが、今後の継続的な財政負担にもなり得る重要案件になります。幸い、具体的な予算の執行は令和5年度とのことであり、十分な時間的余裕もあろうかと思っておりますので、次の各項目について内容の整理と情報発信をお願いしたいと思います。一つ、路線を存続する判断に至った経緯。一つ、関係機関との協議内容と結論。一つ、補助金の負担割合の設計。一つ、当該路線に対する今後の方針と活性化対策などについてです。

以上3つの重要事項へのご配慮をお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4と日程第5を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第4、議案第40号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第5、議案第41号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第40号及び議案第41号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第40号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ1億885万8,000円を追加し、予算総額を60億5,825万4,000円とするものであり、補正内容の主なものは、令和3年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算により超過交付が判明したため、前年度繰越金を財源として、国、県に合わせて7,914万2,000円を返還する。また、その結果、前年度繰越金の残額2,962万8,000円については介護給付費支払準備基金積立金に積み立てるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第40号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、令和3年度決算において258万8,000円の剰余金が確定したことにより、住宅新築資金等公債償還積立金に計上するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第41号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第40号及び議案第41号について報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第40号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第41号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第40号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第41号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6と日程第7を一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第6、議案第42号「令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第7、議案第43号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」

を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

[6番 入江寿議員 登壇]

○6番(入江 寿議員) 建設経済常任委員会に付託されました議案第42号及び議案第43号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第42号「令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」。

今回の補正は、太宰府市浄水場浄水業務及び北谷ダム管理の一部委託業務が令和5年3月31日で満了となるため、本年度中に次期契約を行うことに伴う債務負担行為3億6,695万円の追加。内容は、松川浄水場、大佐野浄水場の浄水に係る運転管理、施設の巡視・点検、各種データ測定等及び北谷ダムの一部管理業務で、委託期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの予定であるとの説明がありました。

委員からは、松川浄水場、大佐野浄水場、北谷ダムは全て同じ契約業者の管理になるのかなど質疑がなされ、執行部からは、同じ業者に委託したいと考えているなどの回答がありました。

そのほか質疑、討論を終え、採決の結果、議案第42号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」。

今回の補正予算は、コロナ禍における原油価格や物価高騰を踏まえた経済対策として1か月分の下水道使用料を全額免除することに伴い、下水道使用料の1億円の減額及びシステム改修のため料金調定システム電子計算機等改修委託料の100万円の増額をするもので、収益的収入の他会計補助金に1億100万円の増額及び収益的支出業務費に100万円の増額を補正計上するもの。なお、これらの増減を合わせて、一般会計から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として1億100万円の補助を受けるものであるとの説明がありました。

委員からは、下水道使用料の免除について市民に対してどのように周知する予定かなど質疑がなされ、執行部からは、ホームページやSNS、広報11月号にて周知する予定。また、水道の検針時にお知らせのチラシを投函し、下水道のみ使用している方や不動産管理会社などに郵便にて通知する予定であるなどの回答がありました。

そのほか質疑、討論を終え、採決の結果、議案第43号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(門田直樹議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第42号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第43号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第42号「令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時23分)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第43号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時24分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程第14まで一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第8、認定第1号「令和3年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程

第14、認定第7号「令和3年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 陶山良尚議員。

[14番 陶山良尚議員 登壇]

○14番(陶山良尚議員) 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「令和3年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第7号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日の8月29日に市長の提案理由説明を受け、同日、本会議散会後の特別委員会にて各担当部長の概要説明を受けた後、9月14日及び15日の2日間にわたり、各部長、課長出席の下、審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに議会から資料要求を行いました審査資料も併せ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明を基に慎重に審査いたしました。審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方には、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただきながらのご対応に改めてお礼申し上げます。

部長の概要説明では、令和3年度は、今なお続くコロナ禍において市民や事業者の皆様への支援に着実に取り組みつつ、まち・ひと・しごと創生総合戦略、まちづくりビジョンに基づく各種施策に全力で取り組み、事業の遂行に当たっては、コロナの影響による市税の減収等を見据え、例年以上に費用対効果を意識し、限られた予算の中で効果的、効率的な事業の推進に努めた。また、令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトを推進するなど、市の魅力向上にも積極的に取り組んだという報告がありました。

なお、各会計とも審査の詳細な内容につきましては、全議員で構成する委員会での審査であったこと、また後日、決算特別委員会会議録が配付される予定であり、その他の関係資料としての事務報告書並びに議会から要求した審査資料等も既に配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、令和3年度太宰府市決算審査及び基金の運用状況審査意見書の結びにも記載されていますが、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の悪化やインフレによる景気低迷の影響、少子・高齢化による社会保障費等が漸増することは避けられず、市の健全な財政を維持できるかどうか予断を許さない状況であ

るということを念頭に、行政の効率化、財政の健全化をより一層進められますよう、また単年度の決算状況だけでなく、市の将来を見据えた計画的で持続可能な行政サービス、行政運営に取り組みますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。

なお、各会計とも金額につきましては1,000円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「令和3年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

令和3年度の一般会計の決算額は、歳入総額306億4,572万1,000円、歳出総額281億6,676万3,000円で、歳入歳出の形式収支額は24億7,895万8,000円の黒字であり、翌年度に繰り越すべき財源3億4,542万5,000円を差し引きますと、実質収支額として21億3,353万3,000円の黒字決算となっています。歳入歳出ともに大幅減となったのは、令和2年度に実施した総額70億円を超える特別定額給付金事業の影響が大きいとの説明がありました。

普通会計における市債残高は令和3年度末で206億9,376万1,000円であり、前年度より11億6,049万2,000円減少しています。また、経常収支比率は90.4%で、前年度に比較して4.3ポイント改善しています。これは、普通交付税や地方消費税交付金の大幅な増加、市税収入において新型コロナの影響を抑えられたことが大きく影響しているとの説明がっております。

執行部にあっては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けてより一層の努力をなされるよう要望いたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

令和3年度の決算額は、歳入総額71億5,381万6,000円、歳出総額70億3,289万8,000円で、歳入歳出差引額額は1億2,091万8,000円の黒字決算となっています。

歳入総額は、前年度に比較して3億710万円、4.5%増加しています。収入の基礎となる国民健康保険税収入は14億1,093万1,000円で、前年度と比べ、2,977万9,000円、2.1%の減。現年課税分の収納率は93.86%で、前年度と比べ、0.45ポイント上昇しています。国保税の収入未済額は、現年分、滞納繰越分を合計すると3億4,969万3,000円となっており、前年度に比べ、6.07%の減となっています。その他の歳入では、県支出金が49億8,979万円で、前年度と比較して4億8,151万6,000円、10.68%の増となっています。また、一般会計からの繰入金は6億3,361万3,000円で、前年度に比べ、183万9,000円、0.29%の減となっています。

歳出総額は、前年度に比較して2億7,322万9,000円、4.04%増加しています。これは、主に保険給付費の増によるもので、新型コロナ感染症の影響によるワクチン接種の普及等による受診控えが収まり、国保被保険者の高齢化による医療費の増加があったことによるものです。なお、歳出において、歳出総額の68.45%を占める保険給付費は48億1,428万6,000円で、前年度

に比べ、4億6,780万円、10.76%の増となっています。

令和3年度は、昨年同様、黒字決算となりましたが、国民健康保険制度は被用者保険と比して年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的な課題があります。今後も厳しい財政状況が予想されることから、財政運営の責任主体である福岡県と共に、医療費の適正化及び市民の健康づくりに向けた取組により一層の努力をお願いします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

令和3年度決算額は、歳入総額13億5,335万9,000円、歳出総額13億889万円で、歳入歳出の形式収支は4,446万9,000円の黒字決算となっている。また、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は872万3,000円の赤字となっています。

執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「令和3年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

令和3年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額55億1,573万7,000円、歳出総額54億692万2,000円で、実質収支額は1億881万5,000円の黒字決算となっています。介護サービス事業勘定においては、歳入総額5,909万6,000円、歳出総額5,909万6,000円で、歳入歳出差引額は0円となっています。

保険事業の歳出総額の約9割を占める保険給付費については、前年比で1億6,882万1,000円、3.56%の増となっており、高齢化の進展に伴い、引き続き増加するものと考えられます。

執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「令和3年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

令和3年度の決算額は、歳入総額598万6,000円、歳出総額339万7,000円で、実質収支額258万9,000円の黒字決算となっています。

償還金については、令和3年度末の収入未済額は8,298万2,000円となっており、収入済額は258万9,000円で、回収率3.03%となっています。

執行部におかれましては、滞納解消に向けての取組と滞納整理について、今後ともさらなる

努力をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「令和3年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

令和3年度の年間総給水量は570万8,105 m^3 で、前年度に比べ、0.4%減少しています。なお、有収率は、前年度と比べ、0.1%減少し、93.8%となっています。また、行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ、0.3ポイント上昇し、84.8%となっています。

経営成績は、総収益が14億228万7,000円、総費用は11億6,487万9,000円となっており、差引き2億3,740万8,000円の純利益となっています。また、企業債の令和3年度発行額はなく、1億2,916万5,000円を償還しており、令和3年度末現在では5億4,846万1,000円の残高となっています。

水道事業経営においては、今後とも老朽管等の施設更新や耐震化、災害等を想定した緊急対応などについて計画的に取り組んでいくとともに、適正な資産管理、中・長期実施計画により費用の削減に努め、健全経営の維持と安全で良質な水道水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終え、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「令和3年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

令和3年度末の行政区域内人口に対する水洗化人口は6万9,727人で、前年比0.1%減となっておりますが、水洗化人口普及率は97.4%、水洗化率は97.7%で、前年度と同様もしくは微増となっています。また、有収水量は644万2,729 m^3 で、前年度に比べ、0.5%の増となっています。

経営成績は、総収益が18億1,554万6,000円、総費用が13億3,432万円となっており、差引き4億8,122万6,000円の純利益となっています。また、企業債は8,770万円を発行、6億2,288万7,000円を償還し、年度末残高は53億2,556万6,000円となっており、前年度より減少しています。

建設工事は、主に汚水人孔蓋更新工事のほか、下水道への理解と関心を深めてもらうため、PRキャラクターデザインのカラーマンホールを市内3か所に設置されております。

下水道事業は、市民の生命、健康や生活環境を支える社会基盤の一つとして重要な役割を担っています。災害に強いまちづくりの面からも、今後とも雨水・汚水管渠の整備事業などを計画的に事業推進するとともに、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、併せてストックマネジメントによる施設の耐震補強等を含めた長寿命化対策に取り組む、安定的な事業経営に努力していただきますよう希望します。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第7号までの令和3年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「令和3年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 認定第1号「令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について」反対の立場で討論いたします。

2点について述べます。

1点目は、予算審査時にも指摘をしておりました中学校完全給食に向けての動きがなかったことです。今年度、動き出してはいますが、やはり計画から実施まで、市民、当事者意見を盛り込んだ事業推進に取り組むべきだったと思います。

2点目は、人権啓発費の運動団体補助金、地域対策費、扶助費の老人医療費、介護サービス費については一部地域限定であることから改善するよう指摘をしておりましたが、支出されています。南児童館を含む人権センターについては、一部地域限定でなく、人権という大きな枠組みの中で利用拡大を図り、全市民が集える施設に移行するときだと考えます。

以上を反対理由といたします。

令和3年度決算は、実質収支で21億3,000万円の黒字となりました。基金には7億9,000万円を積み上げています。内訳は、公共施設整備基金に5億円、地域福祉基金に2億5,000万円など、例年にない積み上げ額です。老朽化が進む今後の公共施設管理について、市民の声を交えた着実な議論が進むことを期待します。

令和3年度も、コロナ禍が続く中で国のコロナ対応、地方創生臨時交付金があり、事業者支援を中心に、市民生活の底上げと併せて、にしのまどぐちやスマホ納付、子育て世代包括支援センターなどの開設など一定の利便性の向上は進んでいますが、コロナ禍での市民生活、格差が広がっている中で経済的に厳しくなっている世帯、そして社会の影響から来る子どもたちの感じている息苦しさへの支援がまだまだ必要です。市民の生活、福祉向上のための今後の市政運営に期待し、討論といたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 賛成討論はありませんか。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論します。

令和元年度までの歳出決算額が約250億円前後で推移してきたことを考えると、令和3年度の歳出決算額は約282億円と、令和2年度に引き続き巨額の歳出決算となりました。この増額の理由は、言うまでもなく新型コロナ関連の事業費の積み増しによるものです。令和2年度から始まり、今もなお終息しないコロナ禍においては、平常業務に加えての巨額のコロナ対策事業を優先して実施せざるを得ず、限られた組織と人員でこの難局を乗り越えられました。もちろん、令和3年度決算におきましても、新型コロナワクチン接種をはじめとする様々なコロナ対策、支援事業を着実に実施することができたと評価いたします。市長、執行部の皆様におかれましては、その働きとご苦労に対して心より感謝申し上げます。

それでは、これより本旨に入ります。

ようやくコロナ禍の先にうっすらとですが終息の光明が見え始めたように感じています。これまでの2年間、そして令和4年度においてもコロナ対策事業の優先度は引き続き高いのですが、コロナ対応で休止状況にある平常時の主要課題へのシフトを始めるべきではないでしょうか。

今回の令和3年度決算で明らかになったものを例示しますと、一つ、コミュニティバスまほろば号と地域線の運行状況はますます厳しさを増しています。一つ、公共施設の再編についても公共施設等総合管理計画を策定した段階のままであり、使用料、手数料の見直しについてもプロジェクトチームの検討が待たれます。一つ、指定管理者の選定の随意選定から一般公募への見直しについてはまちづくりビジョン会議による検討が始まったばかりなどです。まずは、これら休止中の主要課題を洗い出し、それらを第5次行政改革大綱に位置づけ、次年度の令和5年度予算に織り込むことが何より必要であると考えます。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成16名、反対1名 午前10時46分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第2号「令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時47分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、認定第3号「令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時47分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、認定第4号「令和3年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時48分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、認定第5号「令和3年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時48分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、認定第6号「令和3年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前10時48分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、認定第7号「令和3年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前10時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~



## 日程第15 意見書第3号 教育予算の拡充等に係る意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第15、意見書第3号「教育予算の拡充等に係る意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第3号「教育予算の拡充等に係る意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書に対して提出議員から補足説明があり、委員から、文部科学省の令和4年度予算のポイントを見たら、教育相談体制等の充実によるいじめ、不登校、虐待、自殺対策等の推進などが挙げられている。このように現在進行しているものに対してこの意見書を提出する理由について質疑があり、提出委員から、教育予算が少ないために学力格差が起きていることや、職場環境がブラック化することで教員が辞めていっている。教育は未来の子どもたちのためにあるべきで、今課題が実際にあるのだから、やはり教育予算の拡充の意見書を各議会から提出することが私は一番大事だと思っているとの回答がありました。

質疑を終え、討論では、きめ細かい対応をするために先生が増えることはとてもいいと思った。教員志願者数が少ないことからモラルなどの教員の質の低下が問われている現状であり、その点には不安を感じるが、全体的な予算が上がって環境がよくなることで優秀な人材が増えればいいと思う。現状進んでいたとしても、要望は絶えず言っていくべきだと思うとの賛成討論がありました。

一方で、全体的には今既に進めている内容であり、本当に求めていかないといけないものか、もっと審査しなければならないと思う。また、国もこの意見書にある課題は認識しており、進めていこうとされている。そういったことを考えると、内容云々ではなく、このタイミングでこの意見書を提出されることがいかなものかと思うとの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、意見書第3号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番タコスキッド議員。

○1 番（タコスキッド議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、賛成の立場から討論させていただきます。

日本の教育予算について私が調べました限り、最新の情報としまして、2020年9月8日に発表された調査結果によりますと、経済協力開発機構、OECDは加盟国の教育施策を分析した報告書を公表し、2017年の初等教育から高等教育の公的支出が国内総生産、GDPに占める割合は日本が2.9%と、比較可能な38か国中37位であることが明らかになったとあります。平均は4.1%、最も高いのはノルウェーの6.4%で、日本の2.9%と比べると倍以上の数字になります。

現在、学校現場では解決すべき問題が山積みで、学習に関することはもちろんのこと、いじめや不登校など、児童・生徒のメンタルに関わる部分のケアにおいても少人数クラスでの手厚い対策のための教職員の増員が不可欠で、OECDの報告でも日本の教職員の労働時間の長さが指摘されていますし、現状の教職員の多忙による肉体的、精神的な負担を軽減するための増員は必要ではないかと考えます。

しかしながら、教職員の増員が行われると、近年問題となっております成り手不足から来る採用職員の質の低下やストレスから来る問題行動などが気がりではあります、労働環境が改善することにより、よい方向に向かうのではないかと考えます。

以上のことから、教育予算の拡充等に係る意見書について賛成とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成9名、反対8名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第16、議案第44号「水城小学校管理棟他改築工事（電気設備）請負契約の締結について」及び日程第17、議案第45号「水城小学校管理棟他改築工事（機械設備）請負契約の締結について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、改めましておはようございます。

心配されました台風14号も、皆様のご理解、ご協力によりまして人的、物的被害は最小限に抑えられたところであります。また、コロナ禍も、本市の陽性判明者もかなり落ち着いてきておりまして、県のコロナ特別警報も解除されたところであります。今後も気を引き締めて災害対応、コロナ禍対応にも最善を尽くしてまいりたいと考えております。

さて、令和4年太宰府市議会第3回定例会最終日を迎えまして本日ご提案申し上げます案件は、契約締結2件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号及び議案第45号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第44号「水城小学校管理棟他改築工事（電気設備）請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本契約は、水城小学校管理棟ほかに係る電気設備工事についての契約であります。工事内容は、水城小学校管理棟ほかの施設老朽化に伴う改築に関連する電気設備工事を行うもので、令和6年3月22日までの完成を予定いたしております。入札の状況につきましては、令和4年8月30日に特定建設工事共同企業体1社の参加により一般競争入札を行いましたところ、イチデン・勝電特定建設工事共同企業体が工事費1億2,024万円で落札し、9月8日に消費税を加えた1億3,226万4,000円で仮契約を締結したところであります。入札結果調書を添付しておりますので、ご参照いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第45号「水城小学校管理棟他改築工事（機械設備）請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本契約は、水城小学校管理棟ほかに係る機械設備工事についての契約であります。工事内容は、水城小学校管理棟ほかの施設老朽化に伴う改築に関連する機械設備工事を行うもので、令和6年3月22日までの完成を予定いたしております。入札の状況につきましては、令和4年8月30日に特定建設工事共同企業体1社の参加により一般競争入札を行いましたところ、大橋・水研特定建設工事共同企業体が工事費1億9,500万円で落札し、9月8日に消費税を加えた2億1,450万円で仮契約を締結したところであります。入札結果調書を添付しておりますので、ご参照いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

議案第44号及び議案第45号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第44号「水城小学校管理棟他改築工事(電気設備)請負契約の締結について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時59分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第45号「水城小学校管理棟他改築工事(機械設備)請負契約の締結について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議員の派遣について

○議長（門田直樹議員） 日程第18、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第19、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から、会議規則第110条の規定により継続調査について申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和4年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、令和4年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和4年11月16日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 船 越 隆 之

会議録署名議員 堺 剛